

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和4年 9月 9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和4年 9月 9日
2. 閉 会 令和4年 9月16日
3. 会 期 8日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和4年9月9日（金）……5～34頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 議案第14号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第24号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

令和4年9月12日（月）……35～96頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、秦貞継、伊藤一男）

令和4年9月13日（火）……97～155頁

- 日程第1 一般質問（猪俣常三、三留正義、多賀剛、青木照夫、武藤道廣）

令和4年9月14日（水）……157～192頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町有害鳥獣解体処理施設条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第7号 令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第8号 令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第9号 令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第10号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第11号 令和3年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第12号 令和3年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第13 議案第13号 令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定について
 日程第14 議会案第1号 事務検査に関する決議
 追加日程第1 事務検査（秘密会）

令和4年9月16日（金）……193～247頁

- 日程第1 議案第6号 令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
 日程第2 議案第7号 令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第3 議案第8号 令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第4 議案第9号 令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第5 議案第10号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第6 議案第11号 令和3年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第7 議案第12号 令和3年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 日程第8 議案第13号 令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定について
 日程第9 議案第15号 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
 日程第10 議案第16号 令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
 日程第11 議案第17号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
 日程第12 議案第18号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
 日程第13 議案第19号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
 日程第14 議案第20号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
 日程第15 議案第21号 財産の取得について（ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材）
 日程第16 議案第22号 財産の取得について（消防小型動力ポンプ付積載車）
 日程第17 議案第23号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第18 陳情第1号 町道除雪に関する陳情書
 日程第19 常任委員会の管外行政調査実施申出について
 日程第20 議員派遣について
 日程第21 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

令和4年 9月9日(金)

開 会 13時00分
散 会 15時35分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長補佐	鎌 倉 康 裕		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第6回議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案第14号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第3次）

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第24号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第4次）

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広聴分科会）

○議長 ただいまから令和4年第6回西会津町議会定例会を開会します。(13時02分)
開会に当たり一言挨拶を申し上げます。

初めに、8月の大雨により被害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。議会といたしましても、被害状況を調査するとともに、まちに要望書を提出したところでございます。また、町と足並みをそろえ、関係機関等への復旧の要望活動を実施しているところであり、被害に遭われた皆様が一刻も早く元の生活に戻られますよう努めてまいります。

それでは、議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、執行部の皆様におかれても、御出席、大変お疲れさまです。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されると存じますが、条例の制定及び一部改正をはじめ、令和3年度決算の認定、補正予算、人事案件など重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

本定例会より、関係事案がある場合を除き、監査委員への出席要求は9月議会及び3月議会の全日数、農業委員会会長への出席要求は9月議会及び3月議会の初日のみ、また例月出納検査報告は配付のみといたします。

このほかの報告について、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より、別紙配付のとおり23件の議案が提出され、受理しました。本定例会までに受理した請願・陳情は陳情1件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は10議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果、定期監査及び財政援助団体等の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和3年度事業分西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果については、教育長から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、課長補佐及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

最後に、町外の団体より陳情書の提出がありましたので、議員の皆様には机上配付しております。

以上であります。

○議長 以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、秦貞継君、7番、小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。本日までに受理した陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。

常任委員会委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、秦貞継君。

○総務常任委員長 所管事務調査(管内)実施報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

事務調査の期日、令和4年7月19日火曜日、同じく7月20日水曜日。

事務調査の内容等、所管する事務につき別紙のとおり現地調査を実施しました。

1ページ目をお開きください。

遊休施設の状況及び子育て政策についてであります。

総務常任委員会は、所管する事務事業のうち遊休施設の状況と子育て政策について、現状を把握するとともに課題と対応策等を検討するため、次のとおり調査及び視察を行った。

初めに、1つ目として遊休施設の状況についてであります。

1、旧役場庁舎の概要、令和4年7月現在であります。建築年月日、面積、構造、本来の用途の終了日、再利用の状況、維持管理の状況、詳細については記載のとおりであります。

まとめとして、旧役場庁舎は、総面積1,808.93平方メートルで、総建築費は2億9,311万5千円である。本庁舎、北庁舎、本庁舎1階倉庫、渡り廊下及び北庁舎ロッカー室、階段、玄関家屋から成り、新庁舎開庁により平成30年7月16日にその役割を終えた。築年数は本庁舎が最も古く、59年3か月であるが、全ての施設において老朽化が顕著であることから、現状での利活用は困難であり、解体の対象であると考えられる。解体に係る費用

は、六千万円以上に上ると予測されるが、今後、どのように活用するかを明確にすることにより、補助金交付の対象となることが考えられる。そのため、まちの総合計画の中で今後の利活用の方向性を明確にすべきと考える。

2 ページにお移りください。

2 つ目として、旧奥川寄宿舍の概要。令和4年7月現在であります。

建築年月日、面積、構造、本来の用途の終了日、再利用の状況、維持管理の状況については記載のとおりであります。

まとめとして、旧奥川寄宿舍は、昭和51年11月30日に建築され、築45年7か月となる。平成24年4月1日から小学校が統合したことにより、その役割を終えた。建築費用は8億8,020万2千円である。失礼しました。8,820万2千円であります。現在、1階部分は加工所（こらんしょ村）として利活用されている。寄宿舍の居室として使用されていた2階、3階部分は、奥川マラソン時の更衣室等に使用されているが、耐震診断の結果はCランクであり、水道管の老朽化により使用できないことから、利活用への課題は大きいと考えるが、今後のさらなる利活用を含め検討が必要である。

3 ページ目にお移りください。

3 つ目、旧群岡小学校体育館の概要。令和4年7月現在であります。

建築年月日、面積、構造、本来の用途の終了日、再利用の状況、維持管理の状況については記載のとおりであります。

まとめとして、令和元年11月、まちは民間企業と体育館の2分の1を年間約12万円で貸与する契約を締結した。現在、体育館内の2分の1の貸与分には、古材や木材が置かれている。まち側のスペースにも備品等が置かれている。加えて、体育館周辺にも大量の木材が放置されている。しかし、この体育館は以前から避難場所として指定されている。そのため、古材や木材、備品等の早急な撤去が求められる。本来の用途目的である避難場所としてのまちの管理体制の強化と遊休施設管理、また、民間企業への貸与契約の見直しが求められる。

続きまして、子育て政策についてであります。

1 つ目として、西会津町子育てコミュニティ施設「キッズランド芝草」についてであります。

設置目的、改修内容、建築面積、施設運営、開所日、利用者、料金、利用状況については記載のとおりであります。

まとめとして、キッズランド芝草は、ゼロ歳児から保護者の同伴により安全な居場所が確保されている。屋内に遊具が備えられているが、屋外の遊具については管理が難しいため備えてはいない。授乳室などが整備されれば、利便性が高まると考えられる。この施設を多くの乳幼児や小学校低学年の児童及び保護者の方々に利用していただくために、まち広報紙やイベントなどを通じ理解をしていただくなどの周知を図りながら、さらには、利用者にアンケートを実施しての利用者の拡大につながるよう期待したい。

続いて、アイデミきたかた「ひとづくり・交流拠点複合施設」についてであります。

調査の目的、建設概要、費用、施設概要、施設のコンセプト、施設紹介、屋内子供の遊び場めぐらざについて、8 ページに移ります。

子育て支援ルーム（きたかた子育てサポート・センター）について、子ども生活学習支援ルーム（子どもの居場所「れんが・にじ」）について、以上、記載のとおりであります。

まとめとして、アイデミきたかたは、子育て支援、学習支援全般から地域医療、介護人材育成に至る人づくりを1か所にまとめた多目的利用交流複合施設である。各施設の事業だけでなく、同じ施設内にそれぞれの拠点があることが事業効果を高め、相乗効果も期待される場所である。屋内子供の遊び場「めぐぷらざ」については、今の子供たちがなかなかできなくなった運動（遊び）のサポートにつくプレイリーダーとともに考えながら楽しみながらできる工夫がされている。また、各年代に合わせた遊具が配置されており、世代間の交流や支え合い、リーダーシップの醸成にも役立つように感じられた。この遊びに関して、昨今の状況を見れば、安全対策、危険回避の風潮が強く叫ばれ、幼少時期に培うべき登る・つかむ・跳ねる・走る・投げるなどの基本動作も今やできずのが当たり前でなくなった。ゆえに本施設のような安全な施設で思う存分体を動かす、遊ぶ・楽しむことが必要であるし、親子の絆づくりにも寄与していると感じた。施設までの移動にはどうしても自動車が必要となってくるが、これだけの遊具がそろっていてプレイリーダーのサポートを受けながら思う存分遊べるということを考えれば、まだまだ利用者は増えるものと考えられる。今春オープンゆえにまだまだ周知不足というところもあろうが、運営費の一部を負担しているとなれば、本町町民の利用も促進すべきと考える。

子育て支援ルームについては、スタッフ常駐及び保護者の見守る中、安心して子供たちが伸び伸びと過ごされていることに施設のよさを感じた。

子ども居場所「れんが」については、学校へ行けない、おなかがすいてる子を支援していることや、洋服や学用品のお譲りを利活用されていることは、子育て中の家庭の家計負担を少なくする取組が活かされている。

本町においては、子育て政策について、「れんが」を参考にし、よいものを取り入れていくことも必要と思われる。財源確保を含め、有効な子育て整備が進められるよう望むものである。

以上であります。

○議長 経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員長 経済常任委員会から所管事務調査を実施いたしましたので、報告いたします。管内であります。

本委員会は、所管事務調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、事務調査の期日、令和4年8月3日水曜日であります。

2、事務調査の内容等、所管する事務につき別紙のとおり現地調査を実施いたしました。

経済常任委員会は、所管する事務事業のうち、公共施設、さゆり公園施設、ふれあい交流施設、森林活用交流促進施設について、まち総合管理計画に基づく長寿命化の進行状況や施設の利用等について調査を実施しました。

目的であります。今回の経済常任委員会管内所管事務調査は、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化の進行状況及び予算の活用が適正になされているかを確認することを目的とするものであります。

さゆり公園施設については、施設及び利用状況は、利用実績は、下記のとおりでありま

す。なお、利用料は円が単位となっております。

表を御覧ください。

長寿命化の位置づけとしまして、さゆり公園は供用開始から約 40 年経過しており、平成 27 年度に公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の補修や更新を目的に計画的に進められてきました。

一方で、前回の計画から 5 年が経過しており、各施設の劣化や損傷の進行度、長寿命化対策費用の見込みと前回計画に乖離が生じつつあることから、改めて健全度の確認等を行い、長寿命化対策の時期や内容を検討する必要性がありました。このため、公園施設の安全確保及びライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ることを念頭に、令和 2 年度に前回計画の見直しが行われました。

業務の流れとしましては、(1) 計画準備。(2) 健全度調査及び健全度判定。(3) 長寿命化計画の策定となっております。施設ごとに予防保全型と事後保全型の場合のライフサイクルコストを比較し、各施設の管理型を確定して進められました。管理型については、表のとおりであります。

また、防災安全社会資本整備交付事業の概要については、1 期工事から 2 期工事、それぞれ表のとおりであります。なお、単位は円であります。

ふれあい交流施設についての施設及び利用実績については表のとおりです。

森林活用交流促進施設についても表のとおりであります。

まとめとしまして、調査の結果、各施設の利用状況及び施設の状態は、さすがに供用開始から約 40 年が経過し、老朽化や腐食が進んでいる箇所が目立っていました。その一方で、町民ニーズに対応した計画的な管理がされており、適正な維持管理と考えます。

本町は、今後も人口減少傾向が続き、人口減少と世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化していくことが予想されております。そのため、今後の人口減少や財政状況などに見合った適正な施設保有をあらゆる角度から検討し、老朽化が著しい施設の除却、解体・撤去なども考えていかなければならないと考えます。

以上であります。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

初めに、総務常任委員会について質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 　次に、経済常任委員会について質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第 5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日、ここに町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の制定及び一部改正」、「令和3年度歳入歳出決算の認定」、「令和4年度補正予算案」など、町政が当面する重要な議案23件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

はじめに、「令和4年8月3日から4日にかけて発生した豪雨災害」について申し上げます。

本災害につきましては、去る8月10日実施の全員協議会において御説明申し上げましたところではありますが、線状降水帯の影響により、国土交通省阿賀野川河川事務所が管理する奥川中町の飯沢雨量計で、連続雨量295ミリの記録的な雨量を観測したほか、気象庁から時間雨量100ミリの記録的短時間大雨情報が発表されるなど、局地的な豪雨にみまわれ、奥川地区を中心に甚大な被害が発生しました。また、JR磐越西線・濁川橋りょうの崩落により山都・喜多方駅間において鉄道が不通となるなど、町民生活に大きな影響を及ぼしました。

本災害の詳細な被害状況等につきましては、改めて御説明させていただきますが、町では、被災した道路や河川等の公共土木施設、農地及び農業用施設、林道施設などの早期復旧に向け、県選出国會議員等への本災害に係る激甚災害の指定を強く要望するとともに、JR新潟支社及び仙台支社に対し、代行バスの運行及び崩落した濁川橋りょうの早期復旧を要望したほか、道路の応急復旧や、出穂期に必要な用水を確保するための揚水ポンプ等の貸出し支援を行うなど、今次の災害対応に当たってまいりました。

激甚災害の指定については、8月23日に内閣府から指定の事前公表が行われ、現在、指定に向けた政令の制定作業が進められており、これによって、国の補助率が引き上げられ、町の負担及び受益者負担の軽減が図られる見込みとなりました。

町では、現在、災害査定に向けて鋭意事務を進めているところでありますので御理解願います。

今後も引き続き国・県など関係機関と連携を図りながら、本災害からの一日も早い復旧と町民生活の安定に向けて全力で取り組んでまいります。

また、崩落したJR磐越西線・濁川橋りょうについては、全体の工費が固まり次第、JRが復旧の可否を判断する見通しではありますが、町としても早期の復旧と運行再開に向けて、新潟県側を含む沿線自治体と連携して、時機を逸することなく国・県・JRへの要望を継続してまいります。

なお、本災害の復旧に伴う経費のうち、緊急に措置を取る必要があったものについては、既存予算及び予備費から充用させていただいたほか、今後必要となる経費を今次補正予算に計上しておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「本町における新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

県内ではお盆前後から新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加しており、本

町におきましても6月11日から9月7日までの間、新たに199名の方の陽性が確認され、町内での累計感染者数は275名となったところであります。

町では、町内での感染者確認と「福島県医療非常事態宣言及び福島県感染拡大警報強化版（BA・5対応強化宣言）」の実施を受け、6月7日から8月12日までの間、町対策本部会議を3回開催し、対応を協議したところであります。

主な対策といたしましては、ケーブルテレビにより、感染予防対策の強化、基本的な感染防止対策のお願いを求める町長メッセージや、感染予防情報を放送したほか、臨時区長文書によるチラシの全戸配布、ホームページやSNSによる注意喚起等を行ったところであります。

町民の皆様には、感染拡大防止に特段の御理解と御協力を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。今後も誰もが感染する可能性があることをより強く認識していただいた上で、引き続き「3密の回避」や「マスクの適切な着用」、「小まめな手洗い」など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしているところであります。

町といたしましては、町内での感染拡大防止に向け、引き続き最大限の対策を講じてまいりますので御理解願います。

次に、「新型コロナウイルスワクチン4回目追加接種」について申し上げます。

町の4回目追加接種につきましては、3回目の接種終了から5か月が経過した、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、及びその他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者や高齢者施設従事者を対象として進めてまいりましたが、全26日間の集団接種を、9月7日に終了したところであります。なお、集団接種で対応できなかった方につきましても、引き続き、西会津診療所において個別接種を実施してまいります。

また、ワクチン接種率であります。9月7日現在、接種対象者3,600人の83.1%に当たる2,993の方が4回目の接種を終了したところであります。なお、町の集団接種会場では重篤な副反応の発生はありませんでした。

現在、国では新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において審議中ではありますが、町といたしましては、追加接種を希望される方が安全に接種を受けられるよう、鋭意準備を進めておりますので御理解願います。

次に、「西会津町総合計画・後期基本計画の策定」について申し上げます。

本年度策定いたします。令和5年度から3年間の西会津町総合計画・後期基本計画につきましては、本年5月に策定作業を開始して以来、町民の皆さん25名による「総合計画検討会議」と、職員25名による「総合計画策定プロジェクトチーム」が連携して進めているところであり、これまで3回の検討会議を開催し、前期基本計画の評価・検証、町の将来像やまちづくりの方向性を示す基本構想の下で、具体的なまちづくりの取組を示す後期基本計画の検討作業を進めてきたところであります。

今後は、後期基本計画素案をまとめ、西会津町まちづくり基本条例に基づき、町民懇談会の開催、意見公募などを通して、広く町民の皆さんの意見をお聞きしながら作業を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、「西会津町デジタル戦略の推進」について申し上げます。

デジタル戦略の推進につきましては、町デジタル戦略推進本部が中心となり、今年度実施している 39 の事業の進捗管理を行い、鋭意事業推進を図っているところであります。

こうした本町の取組に対して、コロナ禍ではありますが、今年 7 月以降県内外から多数の行政視察の申込みがあり、これまで茨城県議会をはじめ、横浜市議会特別委員会、新潟県阿賀町、ふくしま自治研修センターや大学のヒアリング調査のほか、県内自治体の視察の受入れを行ってきたところであります。

町としましては、引き続き、様々な課題の解決や、町民の皆さんの利便性向上、行政サービスの向上等を図るため、全課を挙げてデジタル変革に取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいりますので御理解願います。

次に、「ヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定の締結」について申し上げます。

ヤマト運輸株式会社と本町は、平成 29 年 1 月に「地域見守りネットワークの取り組みに関する協定」を締結し、高齢者や子供の見守り、異常発見時の通報など、町民の皆さんの暮らしの安全・安心確保のため連携を図ってきたところであります。

今後さらに包括的に、双方の資源を有効に活用し、協働により地域活性化、町民サービスの向上を図るため、去る 6 月 22 日に、町役場において同社と「地域包括連携協定」を締結いたしました。

協定の内容につきましては、安全・安心な地域づくりをはじめ、災害対策、環境維持・保全、地域福祉に関することなどを連携・協力事項としており、同社との連携を一層深めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、「磐越自動車道 4 車線化等事業」について申し上げます。

まず、西会津・会津坂下インターチェンジ間の 4 車線化（工事延長 9.1 キロメートル）につきましては、東日本高速道路株式会社が、沿線の野沢本町、萱本、縄沢、軽沢自治区に対し説明を行い、ボーリング調査や設計業務を進めているところであり、新たに地下水及び河川や沢などの流量・水質状況を確認する水文調査を実施しております。

また、西会津・津川インターチェンジ間（工事延長 8.8 キロメートル）につきましても、沿線の塩喰・牧・白坂・屋敷・檜木平・熊沢自治区に対し説明を行い、水文調査・本体工事のための道路や資材置き場等を準備する工事が進められることになっております。

今後も、事業の推進に向け東日本高速道路株式会社をはじめ、国土交通省など関係機関と連携を図ってまいりますので御理解願います。

次に、「クマによる人身被害」について申し上げます。

去る 7 月 31 日、尾野本下谷地内において、自治区民の共同（人足）による草刈り作業をしていた地元の男性が熊に襲われ、左腕をかまれる被害が発生しました。

男性は下谷字大山口の林道周辺の草刈り作業に参加し、その途中周りから離れて 1 人で作業をしていたところ、近くのスサやぶから突然出てきた熊に左腕をかまれました。幸い軽傷とのことではありますが、被害に遭われた方には衷心よりお見舞いを申し上げます。

町では、その当日に防災無線や C A T V、さらにはチラシ等による注意喚起を行ったところでありますが、今後も被害に遭わないよう、有害鳥獣による人身被害防止の徹底に努めてまいりますので御理解願います。

次に、「鳥獣被害の防止対策」について申し上げます。

鳥獣被害の防止対策につきましては、町の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の3つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいくこととしておりますが、去る7月24日、鳥獣被害の防止対策に対する意識の高揚を図るために、町内で初めて、熊出没時対応訓練を実施いたしました。

訓練は上野尻地内で実施し、町猟友会や喜多方警察署（西会津交番）、上野尻自治区の方々に参加をいただき、熊が民家近くに出没した場合を想定して行い、人身被害への防止と山へ追い払う方法など、それぞれの役割や対応について確認したところであります。

また、今年度の鳥獣被害防止対策の状況であります。まず電気柵の設置につきましては、9月8日現在で、個人39件、団体17件の設置に対し、町より経費の助成を行い、合計で延長約31.5キロメートルの電気柵が設置されたところであります。

さらに、鳥獣駆除につきましては、町猟友会の協力の下、9月8日現在で、イノシシ9頭、ツキノワグマ17頭、ニホンザル22頭を捕獲したところであります。

町としましては今後も各地区において、継続的に熊出没時対応訓練の開催を検討するとともに、電気柵設置への助成支援を積極的に進めるほか、捕獲体制づくりの構築・強化を進めるため、引き続き、わな免許や新たに購入する猟銃の取得費用の支援を行うなど、鳥獣被害の防止に向けた3つの対策を複合的に実施し、町民の安全安心の確保と農作物への被害軽減に努めてまいります。

次に、「農林産物風評払拭事業」について申し上げます。

去る7月22日、23日の2日間、喜多方市・北塩原村・JA会津よつばと合同で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止としておりました、会津産農林産物の風評払拭活動を3年ぶりに実施してまいりました。

初日は「株式会社むらせ」と「長印船橋青果株式会社」を訪問してトップセールスを行うとともに、千葉県市川市役所の田中甲市長を表敬訪問し、令和元年4月から市川市内の全公立小中学校の給食に3市町村産のコシヒカリを使用いただいている一方で、市川市の特産品である梨を3市町村の学校給食に提供いただいていることに対し衷心より御礼を申し上げますとともに、今後の交流の進展について意見を交わしたところであります。

2日目は、市川市の卸売市場にあります「いちかわごちそうマルシェ」で、会津産農林産物の安全性や品質の良さをPRし、生しいたけや、きくらげなどの菌床きのこ類、車麩などの本町の特産品や加工品等を販売し、大変好評をいただいたところであります。

また、多くの消費者の方々に西会津で生産した農林産物や特産品をお買い求めいただき、この取組に対する御理解をいただくとともに、本町の魅力を発信することができたと感じております。

さらに、7月28日、29日には会津17市町村とJA会津よつば合同で、東京の市場関係や豊洲市場、福島県のアンテナショップがあります「日本橋ふくしま館ミデッテ」などを訪問し、トップセールスを行ってまいりました。

どちらの機会も、多くの消費者や流通・販売関係者の皆さんから直接お話を伺い、情報を交換・共有する場でもありますので、今後も引き続き、同事業を通して積極的な風評払拭活動を行い、西会津産農林産物の安全・安心をPRしてまいります。

次に、「英語教育・異国文化体験事業」について申し上げます。

町では、国際社会に対応するコミュニケーション能力と豊かな人間性を育むため、令和元年度より天栄村のブリティッシュ・ヒルズでの宿泊体験学習を実施しておりますが新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの実施となりました。

本年度は参加対象者を町内在住の高校生までに拡大するとともに、教育交流提携を締結している埼玉県戸田市の中学生も参加し、8月4日から一泊二日の日程で実施いたしました。

本町からは中学生19名と高校生3名が、戸田市からは中学生16名が参加し、生きた英語と英国文化の体験的な活動を通して異国文化に触れながら、集団生活の中で交流を図るとともに信頼と友情を深め、充実した2日間となりました。

戸田市の菅原文仁市長からも、大変すばらしい交流ができ、充実した英語学習の場となったと高評価をいただき、今後も継続したいとお話をいただきました。

町といたしましては、引き続き、戸田市との交流を深めるとともに、西会津の次代を担う人材の育成に努めてまいりますので御理解願います。

次に、「二十歳を祝う会」について申し上げます。

民法の改正に伴い、本年4月1日に成人年齢が18歳に引き下げられましたが、町では、これまでの「成人式」を「二十歳を祝う会」と名称を変更し、これまでどおり、二十歳になる年度の8月15日に開催することといたしました。

本年度は、対象者48名のうち38名が参加し西会津中学校多目的ホールで開催いたしました。8月15日での開催は、新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりとなりましたが、1月に実施した昨年度より多くの参加者となり、旧友らとの再会に喜び合う姿が会場の各所で見られました。

次に、9月1日現在の「建設関係事業」の実施状況であります。お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思います。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町有害鳥獣解体処理施設条例」についてであります。本案は、町の鳥獣被害対策実施隊員が行う大型獣の解体処理に際し、その作業の迅速化及び省力化を図るため、旧野沢中学校跡地に新たに建設する「有害鳥獣解体処理施設」の設置について、施設の名称、位置及び管理等に関し、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第2号「西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

育児休業の取得制限の緩和など、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日に施行されることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号「西会津町税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国の税制改正による地方税法の一部改正に伴い、たばこ税に係る所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「西会津町都市公園条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、令和3年度から整備を開始したさゆり公園体育館空調設備工事が、令和4年7

月 15 日に竣工したことから、冷暖房設備使用に伴う利用料の設定等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 5 号「西会津町体育施設条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、野沢体育館の冷暖房設備の使用について、利用料の設定等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 6 号から第 13 号までの「令和 3 年度の決算の認定」についてであります。が、一般会計、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算につきましては、お手元にお配りいたしました各会計決算書、実質収支に関する調書に記載されているとおりであります。

一般会計につきましては、歳入総額が 72 億 5,758 万円で、歳出総額は 70 億 2,666 万 9 千円となり、差引収支額は 2 億 3,091 万 1 千円で、ここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 2 億 513 万 6 千円の黒字で決算することができました。

また、地方公共団体財政健全化法に基づく、健全な財政運営がされているかどうかを表す健全化判断比率であります。が、実質公債費比率は、国が示す基準の 25%未満に対して 12.6%、将来負担比率につきましては、同じく国が示す基準の 350%未満に対して 78.3%と、いずれも健全化基準の範囲内でありますので、御理解願います。

なお、各会計の主な事業の執行状況につきましては、お手元にお配りいたしました主なる施策の執行実績調書のとおりであります。

議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力によりまして、制度的に繰り越した事業を除き、計画いたしました事業を順調に執行できましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

次に、議案第 14 号「令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）」についてであります。が、7 億 444 万 6 千円を増額し、予算総額を 71 億 2,790 万 7 千円とするものであります。

今次補正の主な内容といたしましては、普通交付税の決定及び令和 3 年度繰越金の確定に伴う歳入の追加と、8 月に発生した豪雨災害に係る復旧事業費や新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の追加など、今後の町政運営に必要な経費を計上したものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金などを充当することとし、剰余金につきましては、財政調整基金に積み立てることといたしました。

次に、議案第 15 号、第 16 号の「特別会計補正予算」についてであります。が、国民健康保険特別会計では、6 月議会で御議決をいただきました税率の改正による税収の補正などを、介護保険特別会計では、決算に伴う繰越金の確定による処理など、所要の経費を調製し計上したものであります。

次に、議案第 17 号から第 20 号までの「西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めること」についてであります。が、本案は、長年にわたり町政の向上発展に貢献された方を、町表彰条例に基づく「特別功労者」として表彰するため、議会の同意をいただきたく、御提案申し上げます。

次に、議案第 21 号及び第 22 号の「財産の取得」について申し上げます。

本案は、ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材と、消防小型動力ポンプ付積載車をそれぞれ更新するものであり、その予定価格が 700 万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第 23 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」についてであります。本案は、本年 10 月 14 日で任期満了となります教育委員 1 名の任命につきまして議会の同意をお願いするものであります。

以上、提出議案等の概要について御説明申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 7、議案第 14 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 14 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）の調製について、御説明を申し上げます。

今次の補正の主な内容であります。歳入においては、普通交付税や前年度繰越金の決定に伴う増額計上のほか、8 月の豪雨災害の復旧に係る分担金、国庫支出金、新型コロナウイルス・オミクロン株対応型ワクチン接種に係る補助金などを計上いたしました。

また、歳出におきましては、豪雨災害の災害復旧費、新型コロナウイルス・オミクロン株対応型ワクチン接種に係る事業費などを計上したところであります。

それでは予算書を御覧願います。

令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 444 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、71 億 2,790 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。9 ページを御覧ください。

まず歳入であります。10 款・地方交付税、1 項 1 目・地方交付税は、1 億 1,733 万 8 千円の増であります。これは、普通交付税の確定によるものであり、寒冷地補正係数が見直されたことや過疎対策事業債の償還額増加に伴う需要額の増などによるものであります。

12 款・分担金及び負担金、1 項 1 目・災害復旧費分担金 1,944 万 8 千円の増は、本年 8 月の豪雨災害により発生した農地及び農業用施設災害の復旧事業費に係る受益者分担金であります。

14 款・国庫支出金、1 項 2 目・衛生費国庫負担金 2 千万円の増は、新型コロナウイルス・オミクロン株対応型ワクチン接種に係る対策負担金の追加計上であります。

1 項 3 目・災害復旧費国庫負担金 6,670 万円の増は、豪雨により発生した道路河川災害

復旧事業負担金の追加計上であります。

10 ページを御覧ください。

2 項 3 目・衛生費国庫補助金 1,229 万 5 千円の増は、新型コロナウイルス・オミクロン株対応型ワクチン接種に係る体制確保事業補助金の追加計上であります。

15 款・県支出金、2 項 3 目・衛生費県補助金 120 万円の増は、県の市町村先駆的健康づくり実施支援事業に採択されたことによる新規計上であります。

2 項 8 目・災害復旧費県補助金 1 億 6,520 万円の増は、豪雨により発生した農地及び農業用施設災害復旧事業補助金 1 億 1,385 万円、林道災害復旧事業補助金 5,135 万円の追加計上であります。

11 ページを御覧ください。

17 款・寄附金、1 項 3 目・地方創生応援寄附金 999 万 9 千円の増は、寄附が寄せられたことによる企業版ふるさと納税の増額計上であります。

19 款・繰越金、1 項 1 目・繰越金 1 億 4,513 万 6 千円の増は、令和 3 年度決算の確定により追加計上するものであります。

12 ページを御覧ください。

21 款・町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調製を行うものでありますが、1 項 5 目・災害復旧事業債 1 億 4,910 万円の増は、8 月の豪雨に伴う農業施設、林業施設、道路河川の災害復旧費の財源として追加計上するものであります。

13 ページを御覧ください。

歳出であります。2 款・総務費、1 項 5 目・財産管理費 8,767 万 6 千円の増は、今次の補正の剰余金の財政調整基金への積立金 8,732 万 3 千円などであります。なお、財政調整基金の補正後の残高見込みは、6 億 6,608 万円であります。

14 ページを御覧ください。

2 項 1 目・税務総務費 145 万 1 千円の増は、軽自動車税システム改修委託料 84 万 7 千円の新規計上などであります。

3 款・民生費、1 項 1 目・社会福祉総務費 265 万 5 千円の減は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金のうち、保険基盤安定負担金 383 万 3 千円の減額、出産育児一時金 84 万円、未就学児均等割保険料負担金 33 万 8 千円の増額計上であります。

15 ページに行きまして、1 項 3 目・老人福祉費 237 万円の増は、医療介護連携推進基本構想に必要な介護老人保健施設、及び西会津診療所の耐用年数や機能調査等を行う施設保全管理調査委託料 200 万 4 千円の新規計上などであります。

1 項 4 目・障がい者福祉費 804 万 6 千円の増は、前年度の額が確定したことによる国・県負担金の返還金の計上でございます。

4 款・衛生費、1 項 1 目・保健衛生総務費 150 万 2 千円の増は、下安座水道利用組合の配水池更新工事、及び橋立水道組合の塩素注入器交換に係る簡易水道施設整備事業補助金の追加計上であります。

1 項 2 目・予防費 3,229 万 5 千円の増は、新型コロナウイルス・オミクロン株対応型ワクチン接種に係る人件費、需用費、16 ページに行きまして、委託料等の新規計上などあります。

1 項 4 目・健康推進費、138 万 3 千円の増は、県の補助事業である市町村先駆的健康づくり実施支援事業に採択されたことに伴う委託料 109 万円の新規計上などであります。

17 ページを御覧ください。

6 款・農林水産業費、1 項 3 目・農業振興費 194 万 8 千円の増は、萱本そば会が県の補助事業である農産物等海外販路開拓支援事業に採択され、そばの普及と文化交流の促進のため、本町と交流のあるリトアニア共和国を訪問することから、それに同行する職員の旅費 100 万円、事業費の自己負担分の 2 分の 1 を支援するため農業振興事業補助金 49 万円の新規計上などであります。

2 項 2 目・林業振興費 700 万円の増は、今次の豪雨災害に係る林道の修繕料の追加計上であります。

18 ページを御覧ください。

8 款・土木費、1 項 2 目・道路維持費 4,299 万 2 千円の増は、今次の豪雨災害に係る町道の修繕料 3,544 万 4 千円、除雪機械等の修繕料 425 万 6 千円、廃棄物等処分委託料 100 万円、機械器具借上料 96 万 7 千円、原材料費 132 万 5 千円の追加計上であります。

1 項 3 目・道路新設改良費及び 1 項 4 目・橋りょう維持費につきましては、補正額はございませんが、財源の移動や委託料、工事費の組み替えを行うものであります。

19 ページを御覧ください。

2 項 1 目・河川総務費 900 万円の増は、今次の豪雨災害に係る河川の修繕料 800 万円、産業廃棄物処理手数料 100 万円の計上であります。

3 項 3 目・公園費につきましては、補正額はありますが、委託料や工事費の組み替えを行うものであります。

4 項 1 目・住宅管理費 105 万 7 千円の増は、町営住宅の修繕料であります。

9 款・消防費、1 項 4 目・防災費 413 万 9 千円の増は、防災行政無線の修繕料 402 万 6 千円の追加計上などあります。

20 ページを御覧ください。

10 款・教育費、2 項 1 目・学校管理費 110 万円の増は、木質チップボイラーの修繕料を新規計上したものであります。

11 款・災害復旧費、1 項 1 目・農業施設災害復旧費 2 億 5,470 万円の増、1 項 2 目・林業施設災害復旧費 1 億 1,475 万 2 千円の増、及び 2 項 1 目・道路橋りょう河川災害復旧費 1 億 3,170 万円の増につきましては、今次の豪雨災害の復旧に係る測量設計委託料、現年災害復旧工事費などの追加計上であります。

6 ページにお戻りください。

第 2 表地方債の補正であります。

まず、追加であります。山浦の防火水槽整備事業、第 3 分団第 2 部下野尻班に配備します消防小型動力ポンプ付積載車の購入、及び松尾の消防屯所更新事業の財源として充てるため、緊急防災・減災事業債を新たに追加するものであります。限度額は 4,570 万円で、起債の方法・利率・償還の方法は記載のとおりであります。

次に変更であります。辺地対策事業債、及び過疎対策事業債は各事業費の調製と、臨時財政対策事業費は、額の決定に伴い、限度額を変更するものであります。

緊急自然災害防止対策事業費は、橋屋の排水路整備、及び高目・高清水地内の地滑り対策の財源として、限度額を1,300万円増額し、5千万円とするものであります。

次に、災害復旧事業費は、8月に発生した豪雨災害により、限度額を1億4,910万円増額し、1億5,360万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

4番、秦貞継

○秦貞継　1点だけお伺いいたします。

15ページの施設保全管理調査委託料200万4千円が出てるんですけども、これで分かる情報、どんな情報が分かるのかをまずお示してください。

○議長　福祉介護課長、渡部栄二。

○福祉介護課長　それでは、御質問にお答えいたします。

今回実施いたしますこの施設保全管理調査によりまして、調査によって分かる情報でございますけれども、施設は先ほど総務課長の説明で申し上げましたとおり、町内の老人保健施設並びに西会津診療所を調査いたします。その中で、現在の建物の状況、劣化具合ですとか不具合の状況、また、改修が必要な改修箇所のある場所やあと改築の必要性、それに御提案としては建築当初から大分時間がたっているものですから、さらに施設の運営面で省エネルギー化が図られることがあれば、そういった御提案などもしていただくようになっております。

また、耐震化の状況ですとか、そういった耐震構造などについても調査をいただきまして、最終的な総合評価をしていただくというようなことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　その情報というのは、内容は分かりました。

これ、もちろん終わったら議会のほうにも情報はお示しいただけるのかどうか、最後にその1点だけお伺いします。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　この結果、調査の結果の御報告でございますが、その2つの施設の調査が完了し次第、調査報告書について議会のほうに御報告申し上げたいと思っております。

○議長　ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私も何点か、今次の水害と、それに対する復旧の収入、補助金等に関して予算の組み方をちょっと聞きたいんですが、歳入の中で、何ページだ、これ、9ページか、国庫支出金の中で道路河川災害復旧事業負担金、そして、それからあと分担金ですか、農地関係の、それから林道、県ですね。県の中では林道、それから一般の人ののは従事者の分担金、それから、何だ、農地及び農業用地災害復旧事業補助金、それから災害復旧事業債ということでまちのあれにあります収入では、それで支出の中では、いろいろな町道ある

いは林道の修繕、それから農業施設災害復旧工事、林業施設災害復旧工事、道路橋りょう河川災害復旧工事というような形での支出がありますけれども、これ全体の経費、いろいろある中で、その中で収入との関係があると思うんですが、先ほど、全協でもありましたけれども、この国とか県、あるいはまち、それから分担金の補助率といいますか比率というものはそれぞれどういうふうになっておるのでしょうか。

それから、このまちの修繕工事の中で、先ほど言われたように町道とか林道はまちが工事をすると、そして、そのほかの農地とかそういったものについてはまちの分と受益者分があるというような形になっておりますけれども、この河川とか何かの場合、まちの関係の河川では具体的にはどこがどのような形での修繕費となっているのでしょうか。

それと、あと何だ、あとそれから起債でもって、災害の起債でもってまちの、何というのかな、負担金の分を全てやるというものでしょうか、それともほかの財源をもってやるような計画になってる、もう少し詳しくちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 それでは、建設水道課で答えられる範囲で、まず申し上げます。

まず、9ページのほうの歳入のほうから順を追って申し上げたいと思いますが、まず、12款の分担金及び負担金でございます。災害事業の分担金の考え方につきましては、全体の災害復旧に係る事業費から国の補助金を差し引いた残りの金額の15%というふうに、これはまちの分担金徴収条例で定められておりまして、過去から同じようなスタイルで頂いております。

その下、14款、国庫支出金の1項3目、災害復旧費国庫負担金でございます、6,670万円、これは道路・河川ということでございまして、いわゆる公共土木施設、道路ですとか河川の復旧に係る部分の補助金でございますが、補助率につきましては、この計上の段階では定額で計上させていただいております。公共土木施設災害につきましても率ですけれども、3分の2が基本的な補助率でございまして、パーセントでいうと66.7%相当で算出をさせていただいております。

次のページ、10ページの15款、県支出金の2項8目の災害復旧費県補助金でございますが1億6,520万円、これにつきましても考え方は同じでございまして、この予算の計上時におきましては、定率で算出させていただいております。農地ですと50%、農業用施設ですと65%、あと林道ですとその他で50%というような算出の数字です。

あとは、17ページですか、6款の農林水産費の2項2目、林業振興費700万円につきましては、これは町単独の費用でございまして、国庫補助に該当しない、そういったまちで直す部分についての計上でございます。

続きまして、18ページ、8款1項2目、道路維持費4,299万2千円です。これにつきましても、町単独でやる部分の計上が主なものでございます。

あとは、次のページ、同じく2項1目、19ページの、2項1目の河川総務費でございますけれども900万円、これにつきましても、公共土木災害に該当しない町単独で修繕する河川に係る修繕費などでございます。

あとは、20ページに参りまして、20ページ、21ページでございますが、まず20ページの11款、災害復旧費の1項1目、農業施設災害復旧費2億5,470万円でございますけど

も、先ほどの歳入のほうでも申しあげました国の補助金、それから分担金の部分と地方債などで構成しておりまして、ここに歳入で申しあげました様々な補助金、それから起債などが財源として入ってきてございます。

1項2目の林業施設災害復旧費、21ページの2項1目の道路橋りょう河川災害復旧費も同じような組み立てになってございます。

以上でございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 河川、河川につきましては、一級河川の奥川に、主に奥川になるかと思いますが、一級河川については県のほうで復旧作業を行うと、それから、レベルの下がる準用河川、それから普通河川などはまちのほうで復旧を行うというようなすみ分けになります。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体分かってきたんですが、工事のあれによって国と県の補助と、あと起債とか町単とかで工事の工事費を見てるということだね。工事によって変わるということ。農地とか道路とか河川によって、そう解釈してよろしいのかな。

それで、今ほどの話あったんですけども、これは最低で見てるというんじゃ、補助率、その激甚とかなんとかになったら相当の差が出てくると思うんですよ、負担率に関してね。その部分の上がったかに言っちゃあおかしいけども、まちに入る金が増えるわけけども、その分、じゃあどっちが、どの辺がまちが楽になるのか起債とかなんとかが減るのか。あとは受益者の負担が減るのか、その辺も含めてちょっと答弁していただきたいんですが、あとは河川で一級河川は分かるんだけども、具体的にはどういった河川が対象になるのかなと思って、ほかの準用河川で聞けば、その辺もちょっとお願いします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えします。

激甚災害の指定によってどうにか負担が変わるのかという分でございますが、まず、農地等につきましては激甚災害の指定によりまして、それまで補助金というか国の支援が増えますので、基本的にその残りの部分、いわゆる農地の分担金が15%となっておりますが、その残の15%ですので、仮に、もし今まで50%だったものが90%まで上がりましたら、その残りの15%で割るということでございますので、分担金が減ることになります。

そのほかの施設、河川とか災害の部分については、補助金が増嵩になりますので起債の額が減るといような形になりますので、そういう状況になるということで、今までのまちの負担分の起債部分が、借入れ部分が少なくなるというようなことでございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 河川の主なところを申し上げたいと思います。

今回、いろいろな報告、上がってまいりました中では、そうですね、県管理のものはちょっと一緒にやっぱり自治区長さんから上がってきておりますので、そこから抜き出しますと、例えば山浦自治区の関係ですと山田川なんかがございます。あとは、井谷川。すみません、これ県の部分でした。申し訳ありません、失礼しました。

あとは井谷川ですか、井谷川も報告ございます。あとは、そうですね、西又川も報告がございました。町管理では主なところでいいますと、そのくらいですか。あとは、塩の海道沢川、奥川の支流になります。こういったところも報告が上がってきておりますので、こういった町管理の部分については、順次対応してまいりたいなと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体の予算の構成と修繕費の組み立て方は分かったんですが、ということは、激甚になった場合は、まちにとっては起債の額が減ったりそういうことであって、財調とか何かでそれを補填するとかというのは、今回は出てないんですが、そういう、これ一般質問のやつは駄目か、まあいい。

そういうことであれば、お互い平均的に激甚になればみんなの負担率が下がるというような解釈だけになるのかな、これ確認ですが、それでよろしいんでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えします。

激甚災害の指定という部分でございますが、まだ一応 23 日で事前公表という部分だけで、いつ決定になるかという部分ではございます。

一応、今回の災害復旧に係っての考え方としましては、ある程度予想される事業費という確保をする上で、一応、いわゆる補助金の対象並びに対象とならない部分とかも含めまして、一般財源相当踏み込んで予算編成をさせていただいてるということでございます。今回につきましては、激甚災害に指定になりますと、先ほども申し上げましたが、分担金の 15%は上がればそれだけ受益者の方の負担は減るということで考えております。また地方債につきましても、それに、激甚の指定によりましてまちとしては起債の額が減るということで考えておりますので、そういうような状況の指定になるというところで考えております。

以上でございます。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 私も何点かお伺いいたします。

まず、15 ページの予防費ですけれども、この予防費で新たにオミクロン5の対応型のワクチン接種のために準備というようなことでありますけれども、この会計年度任用職員に関して、新たに雇うのか、それとも今現行で雇っている方々では人数が足りないからこういうふうにして報酬・給料等発生するのか、1点お伺いします。

それから、その中で、ワクチン冷凍庫の温度監視手数料、これについての内容をお聞かせください。

それから、もう一点ですけれども、健康推進費の中で、県から採択を受けたということでもありますけれども、最後の委託料、市町村先駆的健康づくり実施支援事業委託料、この事業の委託先、それから委託する内容、それから委託の目的等分かればお示しください。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 まず、小柴議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の予防費の中の会計年度任用職員の報酬の部分ですけれども、この内容につ

きましては、現行、今、会計年度任用職員としていらっしゃる方の追加での報酬になります。新たに採用するわけではなくて、今いる方の追加の報酬になります。

期間につきましては、令和5年3月までを見越してございます。

続きまして、同じく予防費の中の役務費、ワクチン冷凍庫温度監視手数料の内容でございますが、これにつきましては、ワクチンを保管しております保冷库につきまして、急激な温度変化が生じた場合に、担当者に連絡が行くというようなシステムがございまして、そちらの手数料となります。停電とかそういったトラブルが発生した際の急激な温度変化に対応した緊急通報が得られるというようなシステムになっております。

続きまして、健康推進費の中の委託料、市町村先駆的健康づくり実施支援事業委託料につきましては、まだ相手先につきましては、まだ契約をしておりませんので、ちょっとお伝えはできませんけれども、民間企業ということになります。

内容といたしましては、生活習慣病の減少を目的としまして、食生活改善に注目いたしまして、その民間企業が持っています健康サポートプログラム等を活用して、野菜不足や生活習慣の改善・予防・重症化抑制を促す事業となっております。

内容といたしましては、対象者といたしましては、まちの健診を受けた40歳から75歳までの町民の方を対象に実施いたします。

内容といたしましては、そのサポートプログラムを活用したセミナーを2回ほど開催する予定としております。

以上です。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ということであれば、今までは4回目接種が終わった時点で、今までの会計年度任用職員の方々の任期は切れるんで、この5回目といたらおかしいんですけども、5回目のこの新たなオミクロン対応型の現在の会計年度任用職員の延長ということで理解してよろしいんですか。それ1点です。

それから、温度監視に関して、誰か1人決まって、そこに何か警報装置が行ってやるのか、それともどこか警備会社から飛んでくるのかというような、そんな感じでもあるんですけども、その点、もう一度お聞かせください。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 御質問にお答えいたします。

まず初めに、会計年度任用職員の質問でございますが、議員おただしのとおり、4回目の接種が終了した期間からの延長ということで、5回目の接種の期間を令和5年3月31日までというふうな形で延長した形での雇用の経費となっております。

続きまして、ワクチン保冷库温度監視システムの件でございますが、これにつきましては、その保冷库にセンサーが取り付けられてありまして、そのセンサーが異常を感知しますと、西会津診療所の担当者あとワクチン接種の担当者のほうにスマートフォンを登録しておりますので、そちらのほうにアラームが鳴るといったようなシステムになってございます。

以上です。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 アラームと言われましたけれども、24時間対応ということで考えて、そのた

めの手数料ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 おただしのとおり、24 時間体制となっております。

○議長 ほかに。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 何点かお尋ねいたします。

まず、歳入のところで、寄附金、地方創生応援寄附金、企業版のふるさと納税だというようにありましたが、これ 1 件でこの金額なのか、企業名は示されないだろうね。件数分かれば、大変ありがたいことですので、企業版ふるさと納税の件数、お示してください。

それと、先ほど歳出の部分で農林水産業費の農業振興費の中で、リトアニア等々の職員を派遣する、萱本そば会でそばの普及を兼ねて招待されたというのは内容ありましたが、もう少し詳しい内容をお示しいただければ分かりやすいかなという思いであります。リトアニアも国際芸術村開校時のときの最初のアーティストが来てるんですよ。そろそろかれこれ 20 年近く交流があるわけなんですけど、1 国が国の、何というか招待にまちが、萱本のそば会なんて大変な名誉なことだと思いますけども、その辺の経緯とか何か分かればお示しいただきたいと思います。

あと、教育費の中で、小学校費の中の修繕費、これチップボイラーの修繕だということ御説明ありましたが、そのチップボイラーというのは、以前、今ほど燃料が高騰する前はチップがなかなか高くて灯油燃したほうが安い時期なんかがあったように承知して居るんですが、現在、チップを燃して、今、夏場ですからあれですけども、冬季間に向けてチップを活用してボイラー稼働させるのか。あと、小学校は開校してボイラーを導入してから何年たつかあれですけども、何というかな、保証期間とか何かというのはもう切れてしまって、これはまちで修繕しなきゃいけないようになってるのか、その辺も併せて御説明ください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 多賀議員の御質問にお答えいたします。

おただしの企業版ふるさと納税につきましては、1 社 1 件でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 リトアニアとの関係についての御質問でございますので、私のほうから説明させていただきますと思いますが、リトアニアとの関係については、議員おただしのとおり、平成 16 年に旧新郷中学校の木造校舎を国際芸術村にして、最初に芸術家がリトアニアから 2 人来て、それが 2 年続きました。その関係ですとリトアニアとの関係は交流が始まりました。当時、大使も芸術村においでになりましたし、またまちからも日本大使館のほうにお邪魔したという経緯もあるわけでございますが、その後、萱本のそば会の皆さんが非常にリトアニアの皆さんに対するそばの交流といいますかね、一時大使館にそば丼を持ってって、大使館でそばを打って、そして皆さんに試食していただいたというふうなそんな事業もやりました。平成 31 年の 4 月にリトアニアの全権大使がおいでになりました、夫妻がおいでになりまして、そして、芸術村とそれから萱本のそば、萱本の集落の中

でそば会を、そばの試食をやっていただいて、次の日には花見山の植樹、記念植樹もしていただいたというふうなことであります。それから、その年の10月に大使の奥さんが、夫人がリトアニアの料理教室を芸術村でやっていただきました。さらに、令和の3年、去年の11月、リトアニアの臨時大使ですね、この方と農務省のほうからクリスティーナといったかね、農業担当官がおいでになられて、芸術村から、それから県庁のほうに知事さんに表敬訪問されて、そのときもこれからいわゆるリトアニアは農業国でございましたんで、これから福島県との関係で何か農業交流というか、何かしたいというような話が当時ありました。

そんな交流の関係で、実は、日本とリトアニアの友好が始まって今年100周年になんだそうです。この100周年の記念式典が、この11月に行われまして、そこで日本のいわゆる萱本の皆さんによるそばの実演と試食、それから、日本の和食文化ですね、酒も含めてそれをPR、PRといいますか、皆さんにPRするようなそんな内容になってるわけでありますけれども、この事業が県の補助事業で、先ほど総務課長のほうから説明ありましたように、農産物等海外販路開拓支援事業ということで、県の75%の補助でこの事業が県の事業として認定を受けました。採択されました。この100周年記念式典には、いわゆるリトアニアの農業大臣夫妻、それから外務大臣夫妻、そして、在リトアニアの日本大使館夫妻が出席することになってます。その場で、先ほど申し上げたそばの実演、それから試食していただくと同時に、リトアニアの国内の何か4か所だか5か所くらいでリトアニアの首都と、それから文化都市と、それから岩手県の久慈市の友好都市のところでも実演をするそうです。

それは、どんな目的があっというまですと、いわゆるこれからのそばを通して、リトアニアもそばの国なんですよ。だけど、そばのいわゆる日本のようなそばじゃなくて、何かかゆとか、あるいはガレットとかというそういう食べ方をしてるそうですけれども、どうも日本そばにかなり興味を、関心があるそうなんです。この記念式典に合わせて、日本のそばの文化と、それから西会津のいわゆる農産物のPRをしたいということと、将来的には輸出販路の拡大、それから検疫の条件とか、あるいは嗜好品の調査、どういう嗜好を持ってられるのか、そんな調査を含めて、このリトアニアの中で実は、招待といいますか、この式典にぜひ参加をしていただいて、これからのリトアニアと西会津の人と物の交流をしたいというような、そういう内容になってますんで、まことに、そこにもまちからもぜひ出ていただきたいというふうなことでありますので、まちからは2人、それから萱本からは4人かな、4人だな。そして、リトアニアの友好協会というのが日本にありまして、その友好協会のほうからも出まして全部で10人でこの事業に参加することになっております。

そんなことで、これまでの長いリトアニアとの関係が、この先、将来に向けてさらに発展させるためにはいい機会だなと、そんなふうに思ってますので、ぜひ参加させていただきたいなというふうに思ってます。

期日は11月の7日から18日まででありますけれども、まちの場合はそこまで同行するわけいきませんので、1週間程度で帰ってきたいなと、そんなふうに思っております。

内容としては、今申し上げた内容で、事業費としては約390万ほどになりますけれども、

75%が県の補助というような、そんな内容になっております。100周年の記念式典ということですので、ぜひ、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 それでは、小学校の木質チップボイラーに係る修繕料ということでお答えいたします。

今回の修繕につきましては、ボイラー燃焼室へチップ燃料を搬送するスクール用のモーター、ギアが破損しているということで修繕をするものでございます。ちなみに、今回、今回といいますか26年に整備しておりまして、7年を経過しておりますので、保証期間には当たらないということでございます。

それから、木質チップでございますが、令和3年度ですと税込みの16.5円ということで、1キロ当たりですね、の単価で納入しておりまして、令和3年度で83万2千円ほどの支出になってございます。灯油も併用で使えるようになっておりまして、そちらのほうも36万ほどの支出ということで、全体では120万程度の支出になってございます。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ふるさと納税は分かりました。詳細は後で中身はお尋ねします。

まず、リトアニアに関しまして、町長から御答弁いただきましたけども、本当に100周年、あそこは親日の国ですよ。そんで、日本から本当に国の官僚だとか大臣クラス、向こうの大使とか何かいてるらしいですけども、招待されてお招きをいただいて行くというんなら分かりますけども、本当に本町のようなまちがそば会を通じていろんなつながりの中で御招待というかお招きをいただいて行けるということは、大変名誉なことでありまして、農産物の販路拡大ばかりでなくて、これ一般質問でないからあまり詳しく言いませんが、久慈市も友好交流都市なんていうのを結んでるということでもありますから、本町もできれば国とはなかなかできませんでしょうから、そういうことも踏まえて、これからの交流に期待したいところであります。

リトアニアも私行ったことはありませんが、行く際は十分渡航情報なんかも気をつけていただいて、あそこはベラルーシから飛び地のロシアのカリーニングラードの間に挟まってる国で、経済制裁で物資の輸送列車を止めてるなんていうこともありますから、そんなきな臭い臭いのするようなどは十分気をつけていただいて行ってほしいと思います。

あと、小学校のボイラーでありますけども、チップを使ってるのであれば当然修繕しなきゃいけない、それは当然でしょうけども、私、灯油高くなる前はチップたくよりも灯油たいほう効率的ですし安いなんて言ってたこともあったんで、チップそんなに使わないのであればわざわざというお考えもありましたけども、チップも灯油がこれだけ高くなってチップも十分活用してるということであれば、十分直して、修繕して使っていただきたいと思います。

質問みたいになりましたけど、これで終わります。

○議長 ほかに。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私もリトアニアの萱本のそば会との関係、それから、今回の目的についてお

伺いしたかったんですが、ほとんど今、同僚議員が質問したので非常に分かりやすかった、理解しました。

ただ、その中で、同行する職員の旅費というふうにして上がってるんですが、その同行する職員というのの範囲はあまりはっきりしてなかったんで、まず、町長ということで理解してよろしいですか。ほかにいらっしゃいましたらお示しいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私と、それから担当者1名、2名で行ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

名前までは、ちょっと今は。

○議長 よろしいですか。

ほかに。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 16ページのところで、健康推進費の中に委託料が計上されている、市町村先駆的健康づくりの実施支援事業委託料ということで100万円ほど上がってますが、どのような事業であるのか、お示しいただきたいと思います。

それから、17ページの林業振興費というの、この修繕費、どこのものなのか、そこはひとつお示しいただきたいと思います。

○議長 同じような今、質問ね、繰り返しの質問が出たようですが、猪俣議員ね、同僚議員が聞いてんだけど、それも一回答弁してもらいますのでよく聞いてください。

健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 猪俣議員の健康推進費の中の市町村先駆的健康づくり実施支援事業委託料の内容についてお答えいたします。

この事業につきましては、民間企業の健康サポートプログラムを活用して、町民の生活習慣病の減少に注目しまして、食生活の改善及び予防、あと重症化抑制というようなことで、民間企業のプログラムを活用して、まちの健診を受けました40歳から75歳の町民の方を対象に実施する事業でございます。

内容といたしましては、その民間企業のプログラムの中でセミナーを2回ほど開催いたしまして、そういったいろいろな改善に向けた内容のセミナーを実施していくというような事業となっております。

以上です。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 6款の農林水産業費、2項2目の林業振興費700万円の件、お答えいたします。

今回の豪雨災害におきまして、国庫補助事業を最大限活用して復旧に当たりたいと考えてございます。そのうち、国庫補助事業に該当しない町単独として取り組むべき箇所についての経費を700万円と見積もりさせていただいて、計上をさせていただいたものでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1つは、この109万円というの健康づくりというのがあるんですけども、前

は鎌田先生あたりがやってた健康づくりがありましたけども、その関わりとはまた別なんでしょうか。

それから、林業振興費の中にどのくらいの件数なのか、計上されてるのかどうか、そこから辺のところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 猪俣議員の御質問にお答えいたします。

この市町村先駆的健康づくり実施支援事業につきましては、鎌田先生の事業とはまた別で、まちが独自で行う事業となっております。県の補助金をいただきながらまちが独自で実施いたします。

以上です。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

予算計上の段階では、見込みということで、700万円ほど計上させていただいたところでございます。その後、調査が進むに当たりまして、現時点では8か所程度、そういったところが確認されてるといようなことでございます。

○議長 いいですか。

6番、三留正義君。

○三留正義 質疑がずっと長くて多分なかったと思うので聞きたいんですが、10款1項1目の地方交付税で説明の中で寒冷地補正係数に移動があって増加要因になった、そういった説明だったかと思うんですが、寒冷地補正係数で1億1,700万、そのうちのどれほどのものが補正係数の移動で増加になったのか、あと、例年これ補正係数の見直しで動くものなのか、その辺についてひとつ説明をお願いします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えします。

まず、地方交付税、歳入の中の地方交付税での説明の中で、寒冷地補正係数の見直しがあったということですが、一応、そちらのほうにつきましては、寒冷地補正の何か等級が国で見直されたということで、係数が上がったということになりまして、その部分でおおよそ大体4,500万円ぐらいほどの増という形になっております。

また、増額の要因としましては、過疎対策事業債の償還額の増によりまして、それに伴う交付税算入されるものということで約4,300万円ほどということで、それが主な大きな要因となったということでございます。

また、係数の見直しという部分につきましては、国がその場合によって国で決めるものですから、予想できないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 補正係数の見直しについては、国が一方的にやってくれると、先読みはちょっとできない部分なんだということいいんですね。了解しました。

以上です。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案 14 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)は原案のとおり可決されました。

追加議事日程配付のため、暫時休議にします。(15時06分)

○議長　再開します。(15時19分)

追加議案として、町長から、議案第 24 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 24 号を追加日程第 2 として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 24 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)を日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　それでは、追加をいたしました議案について御説明を申し上げます。

議案第 24 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)について、申し上げます。

今次補正は 656 万 7 千円を増額し、予算総額を 71 億 3,447 万 4 千円とするものであります。

主な内容といたしましては、8月に発生した豪雨災害に係る被災者等への支援金や災害廃棄物等の処分経費を計上したものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金などを充当することとし、財源調製の結果、不足分につきましては財政調整基金から繰り入れることといたしました。

以上、提出議案について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　追加日程第 2、議案第 24 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 24 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）の調製について御説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。去る 8 月に発生いたしました豪雨災害に伴う、罹災救助金や被災者住宅再建支援金、災害廃棄物の処分等に係る経費などを追加計上したものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和 4 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 656 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 3,447 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。6 ページを御覧ください。

まず歳入であります。14 款・国庫支出金、2 項 3 目・衛生費国庫補助金 195 万 6 千円の増は、し尿くみ取り、及び災害廃棄物の処分等に係る補助金の新規計上であります。

15 款・県支出金、2 項 2 目、民生費県補助金 187 万 5 千円の増は、豪雨災害に係る被災者住宅再建支援事業補助金の追加計上であります。

18 款・繰入金、2 項 1 目・財政調整基金繰入金 273 万 6 千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

7 ページを御覧ください。歳出であります。

3 款・民生費、3 項 1 目・災害救助費 238 万 5 千円の増は、自治区罹災対策交付金 40 万円、罹災救助金 11 万円、被災者住宅再建支援金 187 万 5 千円の追加計上であります。

4 款・衛生費、2 項 2 目・塵芥処理費 418 万 2 千円の増は、豪雨災害に伴う被災家屋のし尿くみ取り料 53 万 2 千円、廃棄物等処分委託料 365 万円の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 歳出のほうでちょっとお聞きします。

7 ページ、民生費の災害救助費の中の交付金、自治区罹災あるいは罹災救助金、被災者住宅、これの内容と上限についてちょっと説明してください。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、武藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、交付金、自治区罹災対象交付金と罹災救助金のそれぞれ 40 万と 11 万の内容でございますが、まず、まちでは、災害または火災によって全壊もしくは半壊以上ということで、火災の場合ですと全焼とか半焼とかあるんですが、それ以上になったときに、この要綱に基づきましてその被災された方には全壊の場合は 5 万円、半壊以上ですと 3 万円の救助金を交付するという決めで決まっております。

また、この中で災害対策金ということで、それぞれ被災された方を包括する自治区に対

しまして2万円を罹災対策金として交付すると決められてございます。

今回、大規模災害等の場合は被害の程度に応じて町長が定めるということになっておりまして、まず、全壊で、罹災救助金で全壊で5万、半壊以上で2世帯ということで考えておりましてそれぞれ3万の11万という内容になっております。自治区罹災対策交付金と1自治区2万ということで、一応対象を20自治区ということで考えてございます。

被災者住宅再建支援金でございます。これにつきましては、まず、県の被災者住宅再建支援事業というのがございます。対象となる自然災害につきましては、県内のいずれかの市町村において支援法が適用されたもの、今回これはございません。もう一つに、本県に隣接した県内で支援法、すみません、本県に隣接した県内で支援法が適用されたものということになってございます。今回、新潟が、新潟の県内において支援法が適用されたということで、そうしますと、全壊の場合、全壊で、ちょっと待ってくださいね。まず全壊で75万円の支援金がございます。加算として、再建まで例えば借家とかを借りているというような場合ですと、プラス37万5千円ということで、1世帯については112万5千円の救助金が、住宅再建支援金がございます。もう一世帯は半壊以上ということで、基本額の75万ということで、合わせまして187万5千円という状況になっています。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 平たく言えば見舞金と理解していいですね。

それで、あと、今の被災者住宅の再建とか何かあってあるんですが、地元というか、西会津町に住んで、これからも住むというような考えはねえ、ねえと言わねえのか、何か住宅、まちがそういう場合は住宅を提供するというか町営住宅を提供するような、前そういう制度があった、火災の場合とかあったんですが、今回はそういう事例としてはないと理解してよろしいんですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今回の御本人にも確認はさせていただきましたが、そういう意向はございませんでした。

○議長 いいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第4次)は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。(15時35分)

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

令和4年 9月12日(月)

開 議 10時00分
延 会 16時23分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長補佐	鎌 倉 康 裕		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第6回議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 上野恵美子 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 伊藤 一男 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 三留 正義 | 8. 多賀 剛 | 9. 青木 照夫 |
| 10. 武藤 道廣 | | |

○議長 おはようございます。

令和4年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。なお、質問は通告に沿って簡潔明瞭に行い、重複している質問については、他の議員への答弁で納得した質問は取りやめ、能率的な議会運営に御協力ください。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、おはようございます。3番、小林雅弘です。通告に従って一般質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症は第7波を迎え、西会津町でも6月11日から8月29日の間に169名もの陽性者が確認されたとのこと。お盆明けの8月18日から29日までの陽性確認分は103名となっており、町は今までにない感染拡大が起っています。そこで伺います。

県の8月26日の発表によると、本町では2件のクラスターが発生、一つは高齢者施設11名、もう一つも高齢者施設7名です。このクラスターの現状はどうなっていますか。この問題は全員協議会で説明があったところですが、再度、本会議での説明を求めます。

2、施設内での感染者数が増えていることから、高齢者施設、診療所等医療施設、また学校や児童施設の換気が重要と考えます。建物内での空調及び換気はどうなっていますか。

3、6月議会でも医療従事者、高齢者施設従事者及び教育関係者への4回目のワクチン接種を求めてきましたが、国の方針が一部修正されてきた今、どうなっていますか。

4、新たなクラスターの発生を防止する観点から、町では、医療従事者や高齢者施設従事者及び教育関係者に対し頻回な検査をする考えはありますか。検査については他の機関等に委託するなど、医療関係者の負担を増やさないようにすることは当然です。また、クラスターを防ぐため、どのような対策を考えていますか。

5、県のホームページでは、新型コロナウイルス感染症の無料検査を実施している事業者が会津で27か所紹介されています。本町でも無料検査のできる場所を設置する必要があると思いますが、どうでしょうか。

8月21日の新聞報道によると、喜多方市では、感染拡大の中、軽症の方で重症化リスクの低い方を対象として抗原検査キットの無料配布を行うとのこと。医療機関の負担軽減のため、本町でも実施する考えはありますか。

6、最後に、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン接種について伺います。

一つ、9月に前倒しをするといった報道もありますが、接種スケジュールはどうなっていますか。

二つ、このワクチン接種の対象者は。

三つ、高齢者、基礎疾患を持つ方と同じように、医療関係者、介護関係者、教育関係者

に優先接種すべきと思いますが、どうでしょうか。

次に、農業公社設立についてお伺いいたします。

町長は令和4年3月議会の提案理由の説明の中で、特に、本町の農業の将来を見据えた体制整備の一つとして、農業公社の設立を目指し、令和4年度より本格的な準備作業を進めてまいります、そう述べています。そこでお伺いいたします。

1、本町での農業公社設立の目的は何でしょうか。

2、農業公社設立準備の進捗状況をお示してください。

3、農業公社設立に向け、人材は確保されているのでしょうか。

4、農林水産省の調査によると、市町村農業公社の約半数が赤字となっており、経営の健全化が課題となっているとのこと。町として公益事業と収益事業のバランスをどのように考えていますか。

以上、質問といたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問のうち、町内の高齢者施設において発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターについての御質問にお答えいたします。

議員おただしの、先月、8月26日に県がクラスターとして認定し、発表のありました町内2件の高齢者施設につきましては、いずれも社会福祉法人が運営している介護保険の施設及び事業所であり、感染者の把握や感染拡大防止対応については、県会津保健所が直接対応しております。町ではそれぞれの施設及び事業所と連携し、情報の共有を行ってきており、その上で、現在把握している状況についてお答えいたします。

まず、1件目の介護保険施設であります。8月20日、最初に利用者1名の陽性が確認されてから、26日の県の発表で11人、利用者10人、職員1人が陽性となり、クラスターとなりました。その後、県による利用者及び職員を含めた全員へのPCR検査が週2回実施され、8月29日までで23人、利用者21人、職員2人の陽性者が確認されて以降、今日まで陽性者は確認されておられません。

なお、今後も療養期間中週2回のPCR検査を実施し、陽性者が確認されなければ、施設における安全宣言を行い、通常のサービス提供を再開させる見込みであります。

次に、2件目の介護サービス事業所であります。8月17日、最初に利用者1人の陽性が確認されてから、26日の県の発表で7人、利用者5人、職員2人が陽性となり、クラスターとなりました。その後、県による利用者及び職員を含めた全員へのPCR検査が週2回実施され、8月29日までで8人、利用者5人、職員3人の陽性が確認されて以降、9月8日、療養期間最後のPCR検査まで陽性者が確認されなかったことから、9月9日に施設における安全宣言を行い、現在、通常のサービス提供を再開しておりますので、御理解願います。

○議長 健康増進課長補佐、鎌倉康裕君。

○健康増進課長補佐 3番、小林雅弘議員の新型コロナウイルス感染症対策の御質問のうち、まず、高齢者施設等の空調及び換気についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、密閉・密集・密接の三つの密を

避けることや、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生が上げられます。議員おただしのとおり、換気の徹底による密閉の回避も重要な対策の一つとされています。

町内における高齢者施設や診療所、学校など教育施設の空調及び換気の状態ですが、室内の空気と外気の入替えを行うため、公共施設については、基本となる窓開け換気のほかに、診療所へは換気機能つきエアコンを、学校施設、こども園へは空気清浄機を導入し、施設の状態に合わせた機械換気を実施しております。高齢者施設においては、施設の規模や利用状況に応じて、既存の空調設備と併用して窓開けによる換気を行いながら密閉対策を行っております。今後も引き続き施設の状態に応じた換気を継続していく考えであります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の対象者であります。当初、国では、60歳以上の方及び18歳から59歳までで基礎疾患を持つ方、また、重症化リスクが高いと医師が判断する方としておりましたが、7月22日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において方針がまとめられ、18歳以上60歳未満の医療従事者及び高齢者施設や障害者施設などの従事者が対象に追加されたところであります。

町では、対象拡大に伴い、7月末から医療従事者や高齢者施設、障害者施設の従事者の接種も並行して実施しております。

次に、クラスター発生防止のため、頻回な検査をする考えはないかとのおただしですが、町内の高齢者施設などでクラスターが発生した際は、県の指導により、施設内の全利用者と全職員のPCR検査を頻回に行っております。

クラスター防止の観点からの頻回な検査については、国において、感染リスクがそれほど高くないにもかかわらず、広範・頻回に検査を行うことは、検査を受ける者にとって負担であり、検査を担当する医療従事者などの業務負担も増加することから、感染リスクが一定程度高まる場合に行うことが重要である旨の考え方が示されております。

このことから、高齢者施設やこども園などで感染リスクが高いと判断される際は、頻回な検査が有効であり、感染拡大防止につながるものと考えられることから、町といたしましては、状況に応じた適切な対応を進めてまいります。

また、クラスターを防ぐための対策であります。改めて施設利用者の検温など健康チェックを徹底し、施設職員においても感染症予防の意識を高め、施設内へウイルスを持ち込ませないといった徹底した取組が重要と考えます。

次に、本町における無料検査の実施についての御質問ですが、町としては、県が行っている無症状者に対する県内207か所の薬局などでの無料検査所の設置、また、重症化リスクの少ない濃厚接触者や有症状の方を対象とした抗原定性検査キットの無料配布に係る情報の提供を行ってまいりました。

町における無料検査所の設置や検査キットの無料配布については、調剤薬局が限られることや、管理する体制を構築することが難しいことから、引き続き県で行っている無料配布などの事業への案内を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、オミクロン株に対応したワクチン接種に関する御質問ですが、いまだ薬事承認される時期や市町村へのワクチンの配分時期が示されておらず、明確なスケジュール

は未定であります。町ではこれまでどおり集団接種として実施する方法を考えておりますが、新たな接種券の発行を待たずに接種できる方もいることから、できる限り早期に接種が始められるよう準備を進めてまいります。

また、オミクロン株に対応したワクチン接種の対象者ではありますが、初回接種を終了した12歳以上の全ての住民を対象とするとされております。

オミクロン株に対応したワクチンを医療関係者などに優先接種すべきとおただしにつきましては、国からの説明によると、4回目接種が未接種の方への接種を優先することとしておりますが、配分されるワクチンの範囲内で、社会機能を維持するために必要な医療従事者や介護施設従事者、教育関係者やこども園の保育士、交通事業者などへの優先接種も可能であると考えております。

なお、既に4回目を接種済みの60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患を有する方、医療従事者、介護施設従事者などは、5か月の接種間隔を空けて接種することとなりますので、御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3番、小林雅弘議員の御質問のうち、農業公社設立についての御質問にお答えします。

1点目の農業公社設立の目的についてであります。本町の主要産業である農業は、稲作を中心に、ミネラル野菜などの園芸作物栽培、菌床キノコ栽培などの振興に取り組んでおり、一定の生産実績を上げております。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加による生産面積の減少、米価の低迷による農家所得の減少、農業用施設の維持管理、さらには鳥獣被害の拡大など、町の農業を取り巻く環境は厳しく、解決すべき課題が山積しております。このような農業における課題の解決と、持続可能な農業の実現、地域経済の活性化、雇用の創出などを目的に、新たな組織として農業公社を設立するものであります。

2点目の農業公社設立に向けての進捗状況であります。令和3年6月に町内の農業経営者や農林業に関わる公的機関の関係者などから意見を聴取する西会津町農業公社設立検討会を組織し、これまで4回にわたり会議を開催したところであります。

今年度は、検討会委員による新潟県や山形県の農業公社などへの視察研修を実施し、運営状況や課題などについて調査したところであり、現在、農地所有者や担い手の方へ今後の農業経営などについての意向調査を実施しております。

今後は、検討会議での意見や視察結果、意向調査結果などを踏まえ、農業公社が担う業務や設立時期、組織形態、事務所の位置や整備方法など、より詳細な検討を進めてまいります。

3点目の農業公社設立に向け、人材は確保されているのかとの御質問ですが、運営には経理や作業従事者などの人材が必要と考えており、農業公社が担う業務内容や業務量などと併せて検討し、公社設立時には必要な人材を確保してまいります。

4点目の公益事業と収益事業のバランスについてのおただしであります。これまでの調査や視察した農業公社の多くでは、農地の保全や農作業支援、人材育成などの公益事業は赤字となっているケースが多く、特産品の開発や農林産物の生産、加工、販売などの収

益事業で赤字を補填しているケースもあります。

本町の農業公社の公益事業と収益事業のバランスにつきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、現在、設立に向けて詳細な検討を進めており、その中で、農業公社が果たす役割や将来的な設立効果、また、検討会での御意見もお聞きしながら検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 再質問ありましたら受けます。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 クラスタリーに関しましては、収束方向というようなことで安心をいたしました。

そして、二つ目の質問の中で、換気に関する問題ですね。やはり今までの厚生労働省の見解、あるいは様々な知見から、換気というものが非常に大きな役割を果たしている、そう私は思っておりますけれども、そういう中で、今までの町の換気に対する、エアコンあるいは空気清浄機導入、これは非常に評価できるのではないかと。しかも早かったというふうに思っております。

一つちょっと換気に対する認識についてお伺いしたいんですが、換気に対して、政府のどんな文書を調査、調査していますか、参考にされているのかなというふうに思いますが、お答えしていただければと思います。

○議長 換気に対する指導なり、何かあるかということによろしいですか。

○小林雅弘 はい。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 小林議員の換気に対する御質問にお答えいたします。

換気の基準という、明確な基準というのは国とかから示されておりませんが、適切に、機械換気であれば適切な作動を行う、あと、機械換気でない場合には、まず窓を開けて、両方向開けて空気が流れるような環境をつくって、それで小まめに換気をしていただくというようなことで町としては行っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 適切に行っているとおっしゃっていましたが、実はこの質問書を最初に健康増進課で御説明させていただいたときに、一つ御指摘をさせていただきました。それは、令和4年7月14日、新型コロナウイルス感染症対策分科会、これが出した文書で、感染拡大防止のための効果的な換気について、こういう文書がございます。もちろんこれあるよというふうに言っておいたんですが、役場の、いろんな建物の換気については非常に考えられて今まできたんだなというふうに思いますが、この役場庁舎の中では、決して詰めるわけではないので、役場庁舎の中では、換気というよりも、飛沫対策のままではないかというふうに思うわけです。

例えばパーティションの問題で、上からずっとパーティションがぶら下げられていますが、これは換気が悪くなるからやめたほうがいいですよというような指摘です。これですね。これやはり読まれて、役場内でも注意をすると。もう直す、それと同時に、もう一度いろんな施設どうなっているか確認をされたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 3番、小林議員の役場庁舎内の対策ということの観点でお答えいたしたいと思います。

確かに議員御指摘のとおり、役場庁舎内につきましては、パーティション並びに天井から下がり下げた飛沫防止対策ということで対策を講じております。また、換気につきましては、まず朝、登庁後まず換気する、その後、10時、1時、3時に定期的に換気をするというような形で、全庁を挙げて換気を十分に行っているという状況でございます。

議員御指摘のとおり、通知に基づきまして、パーティション等は空気が滞るといったような部分もございますが、それを十分に配慮しながら、今後、新型コロナウイルス対策本部などでの考え方を踏まえながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 至急変えられたほうがよろしいかと思っておりますけれども、変えるということではよろしいですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 内容を検討して、対策を講ずるべきであるかどうか、検討させていただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはりこの新型コロナウイルスに限らず、この間の災害でもそうですが、この役場庁舎内がやはり指導、何ていうんですか、司令塔となる、そういう中で、やっぱり一番気をつけていただきたいなと思っておりますので、御指摘をさせていただきました。

次に、4回目の接種なんですけど、7月末から医療従事者や高齢者施設、障害者施設の従事者の接種も並行して実施しておりますという答弁でした。いつ終了する見通しなのか、お示してください。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 小林議員、すみません、ちょっと確認だったんですが、4回目接種の終了時期でしょうか。それとも5回目の追加接種の終了時期でしょうか。

○小林雅弘 すみません、5回目です。

○健康増進課長補佐 分かりました。5回目の追加接種の終了時期ということでの御質問にお答えしたいと思います。

5回目はまだ始まってはおりませんが、これから接種を開始するというようなスケジュールでおります。

○議長 質問もう一回、ちゃんとした質問じゃあ受けます。ちょっと食い違いありますので。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 6月議会のときに医療従事者や高齢者施設、障害者及び教育者に対する優先接種を御提案させていただきました。その後、政府が医療従事者や高齢者施設、障害者施設の従事者も加えると、4回目ですね、いう指導があったと思います。それで、今その接種がされていると承知しておりますが、その接種はいつ終わる見通しでしょうか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 小林議員の御質問にお答えいたします。

4回目接種の中で追加接種ということで認められた医療従事者、高齢者福祉施設等の従事者につきましては、7月末から接種を行いまして、現在、大部分の接種は終了しておりますが、今回、クラスターが発生した高齢者施設につきましては、若干従業者等の接種が残っておりますので、そちらは速やかに接種をしていくということで、9月中には終了する予定でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 再質問をさせていただきます。

クラスター発生防止のため、頻回な検査、この頻回なというのは、厚生労働省が規定しております、週に2回から3回の検査、こういうふうに規定されております。その検査に対して、クラスター防止の観点から頻回な検査を提案したわけなんですけれども、結局は検査を受けるのは負担だということで、感染リスクが一定程度高まる場合に行うことが重要である旨の考え方が示されているということなんですけれども、今の状況、町の状況は感染リスクが高まったということではないのでしょうか。見解を伺います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 頻回な検査につきましての御質問にお答えしたいと思います。

この頻回な検査といいますと、高齢者福祉施設、学校施設、保育所施設等において感染リスクが高まった場合には、頻回な検査は有効的だというふうには国のほうでは示しておりますけれども、町全体としてのリスクが高まっているかという、そういうところでは、まだそこまではいっていないというような認識でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 高齢者施設で2件クラスターも出ている。これは、例えば高齢者施設とかね、高齢者がよく利用する医療施設とか、そういうところでの、何ていうんですか、リスクは高まっているということではないのかなと思って御質問させていただいたんですが、じゃあ高いと判断するのはどういうときなのでしょう。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、高齢者施設における感染リスクが高まっている状況についての御質問にお答えいたしたいと思います。

地域の中で感染拡大が、福島県内で拡大されておまして、会津管内でも同じようにお盆明けから、7月の末から急激に感染者数が増えてきております。といったことで、県のほうでは会津地域を計画的にそういった検査をする計画を立てまして、地域を指定して検査が受けれる体制を整えておりました。施設の中でクラスターが発生する以前からそういった検査を受けれる体制にはなっておりまして、施設では定期的に検査を行って、実際のところ行っておりました。その結果、その検査を行っていたんですけれども、今回、町内の施設でクラスターが発生して、さらに、施設を特定して、療養期間中の全職員、全利用者の検査を引き続き実施してきたということで、今現在、ある程度地域の中での感染が広がってきているという認識を持ち始めた頃から、実際のところ、施設での検査は実施してきていたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　ということは、リスクが高いと判断、県のほうですね、して、定期的などいいますか、頻回な検査を実施してきたんだということによろしいですか。ただ、それでもやっぱりクラスターは発生してしまったんだということによろしいんですか。

○議長　　福祉介護課長。

○福祉介護課長　　お答えいたします。

県のほうでは計画的に検査ができる体制を整えて、各地域を指定して、それを、その指定された地域内にある施設、事業所に希望を取って、その希望によって検査をしてきたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　具体的に西会津町内はどうなんでしょうか。

○議長　　福祉介護課長。

○福祉介護課長　　町内での検査の実施の状況でございますけれども、全ての施設を確認したわけではございませんが、町で知り得る範囲では、聞き取りをした中では検査は実施してきているということで認識をしております。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　その検査は定性検査ですか。PCR検査ですか。

○議長　　福祉介護課長。

○福祉介護課長　　検査についての御質問にお答えいたします。

検査につきましては、PCR検査を一定期間3回程度実施して、陽性者を確認するような検査でございます。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　私が聞いたのは、今のクラスターが出る前です。それでもPCR検査を3回程度やってきたと。分かりました。

じゃあ、次に移ります。クラスターを防ぐための対策ですが、これは今まで施設利用者の検温等の健康チェック、施設職員について感染予防の意識を高め、施設内にウイルスを持ち込ませないといった徹底した取組って書いてあるんですが、具体的にやられたことっていうのはあるんでしょうか。

○議長　　福祉介護課長。

○福祉介護課長　　それでは、施設への感染症を持ち込まないような感染対策についての御質問にお答えいたします。

高齢者施設につきましては、利用者の方が高齢であるということから、非常に危機意識を高く持って感染対策に取り組んでいただいております。また、国のほうからも事業所ごとに各、その都度通知がアップされておまして、それに基づいて、それぞれの事業所で感染対策を徹底していただいているところでございます。

基本的には施設の中にウイルスを持ち込まない、また、施設内で広げない、さらには、職員の皆さんも人にはうつさないといった厳しい対策の下取り組んでいただいております。町内においてはこれまで様々な、若干の少ない発生者を確認したときはございましたけれども、施設内でのクラスター、大規模なクラスターは今回が初めてといったところでございます。そういったことから、職員の皆さんも非常に危機意識を高く持って、日頃の

感染対策徹底した中で、それぞれ高齢者のサービス提供を行っているということで御理解をいただければと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 新たな対策が打たれたのかなというふうに思ったものですから、御質問をいたしました。このクラスターが起こったということでね、新たな対策を打ったのかなというふうに思ったものですから、御質問させていただきました。

次に、検査キットの問題なんですけれども、簡単に言うと、町での対応はやらないということだと思えます。でも、町民の皆さんでこんな声も聞かれるんですよね。この間、文書が回ってきたんですけれども、町であればいいなど。検査キットね。無料検査ができる場所が町であればいいなどという意見も御近所でもございました。ですので、聞かせていただいたんですが、今までどおりで、県に問い合わせろということなんですけど、やはり町の人たちのやっぱり不安、これを取り除くということも考えなければいけないんだなどというふうに思いますが、今後もやはり検査キット、新たな対策を講じるということはいかがでしょうか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 小林議員の無料検査キットについての御質問にお答えしたいと思います。

無料検査キットにつきましては、先ほど来ちょっと申しておりましたが、県のほうで配布事業をしております。町としましては、そちらのほうの事業を活用していただきたいということで、様々な広報等を行っております。県のほうに申し込みますと、1日ないし2日で自宅のほうに届くというようなシステムになっておりますので、そちらのほうを活用していただきたいと考えております。

また、高齢者の方ですね、につきましては、重症化リスクが高いという観点から、症状等もし表れた場合には、医療機関を受診していただくというようなことで考えてございます。そちらを推奨しておりますので、高齢者の方等は自分で検査というよりは、かかりつけ医などへ受診または相談をしていただくことをお勧めしております。

以上です。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その内容については理解をしているところですが、やはり今後検討いただきたいというふうに思います。

最後に、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン接種の問題でございます。簡単に言うと、まだ国から具体的な提案が来てないということだと思えます。対象者につきましては、先ほど言われた60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患を有する方、医療従事者、介護施設従事者等、5か月の接種間隔を空けて接種することとなりました。私、5か月という数字がね、5回目に関しては見つからなかったんですよ。教えていただいて本当に感謝いたします。この中に教育関係者って入らないんでしょうかね。どうでしょう。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 小林議員の御質問にお答えいたします。

60歳以上、60歳以下の基礎疾患を持っている方以外で、社会機能を維持するために必要

な従事者という方の中には、医療機関従事者、高齢者福祉施設等の従事者、また学校関係者、保育所の保育士等含んでいるというふうに町では認識しておりますので、そちらの考えの下に接種を進めていくというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今、高齢者、それから、もちろん高齢者ですね。それから、高齢者の介護施設等の施設、それから教育関係者も含めるというような、あと医療関係者ですね、それから教育関係者も含めるという答弁をいただきました。これは7月29日の厚生労働省の社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県の支援についてという文書でも述べられております。

ですから、あえて今まで教育関係者とか、介護関係者、それから医療関係者への優先接種という問題では、やったりやらなかったりね、ぶれがあったものですから、あえて質問をさせていただきましたが、この優先接種の問題、町では積極的に受け止めてやっただけということ、今後、やはりコロナの感染拡大防止に対してこれからも努力していただきたいと。確かにまだまだ検査の問題では不満もございますけれども、今後、時間もないので、質問をしていきたいと思っております。

ちょっと時間がないものですから、次の質問に移らせていただきます。農業公社の問題でございます。

農業公社で視察研修を実施するということが先輩議員の一般質問の中にも、答弁の中にもございました。今回実施されたんでしょうか。また、その内容についてお示しいただければ。それから、その評価ですね。どんな研修をして、どういう調査結果というか、感触を持ったのか、その辺もお答えしていただければありがたいと思っております。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、今年度の視察研修の内容についての御質問にお答えいたします。

農業公社設立に向けての視察研修につきましては、本年度、設立検討会の委員によりまして、2回ほど既に実施をしております。新潟県内の農業公社、三つの農業公社を視察いたしました。新潟県につきましては、主に公益事業と収益事業の両方の事業を実施している公社を視察いたしました。また、山形県内の農業公社、あるいは、山形県内につきましては、収益事業だけに取り組んでいる株式会社を視察をいたしました。

その視察を終えまして、今後、こういった課題が見えてきたかということですが、公社を運営するに当たりましての事業の収支の部分、農地保全などの公益事業の部分でありますとか、農作物の生産、販売などの収益事業、こういったところの課題を一つ見てきたところでもあります。また、農業公社が担う業務としまして、人材育成、確保、こういったところについての課題も見てきたところでもあります。また、農業用機械整備、これは農作業受託、あるいは農業生産する場合についてであります。こういった機械の整備方法、時期、こういったところをそれぞれ調査してきたところでございます。

以上です。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その報告書、私も頂いております。なかなか実際のところを見てこられたなと感心しました。今後もやはりああいう目的に沿ったような研修を積んで、この町にとって有意義な農業公社、これを目指していただきたいと思います。

続けて質問なんです、この公社設立に当たっては、どの会社もそうでしょうけれども、人材の手当て、これが鍵となります。ただ公社を運営するだけでなく、この公社の場合は、商品を生み出して、商品という言葉をあえて使いますけれども、農産物を商品にして、どのようにしてそれを流通させるか、つまりそういう部分、販売あるいは営業の部分ですね、そういう部分の知見あるいは能力、これも必要とされます。したがって、誰でもいいというわけではありません。

先ほどの答弁ですと、公社設立時には必要な人材を確保してまいります。まず、公社設立、これはもちろん検討委員会の検討も必要でしょうけれども、公社設立はどの時期を考えていらっしゃるのか。また、そのために人材をどういうように確保していくのか、お示してください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、御質問にお答えします。

まず、1点目の設立時期の御質問でございますが、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、現在、設立時期なども含めまして、詳細な検討を進めている段階でございます。ですから、今、明確にいつということについては、まだ検討の段階だということで御理解をいただきたいと思います。

それと、2点目の人材の関係でございますが、先ほど答弁申し上げましたように、公社を運営する部分につきましては、経理でありますとか作業従事者、こういった人材が必要であるということから、公社設立時までにはしっかりと公社の担う業務あるいは業務量と併せまして、人材の確保を進めていきたいというふうに考えております。

また、経営という部分につきましては、今年度、総務省の制度であります地域プロジェクトマネージャーという制度で人材を確保すべく、これまで取り組んでまいりました。この地域プロジェクトマネージャーにつきましては、市町村が重要プロジェクトを実施する際に、外部の専門人材、こういった方を雇用しまして、そのプロジェクトをマネジメントできるような、そんな人材を総務省の制度で募集をしておりましたが、残念ながら、これまで人材の確保には至っておりません。

議員おただしのように、こういった公社には専門的な知見も十分必要であるということから、引き続きこういった専門的な知見を有する人材の確保に努めるとともに、運営の人材につきましては、今後、公社の内容がある程度明らかになった段階で必要な人数を確保してまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 一刻も早く、やはり農業の専門的な知識を持った方、そして、同時に、その公社の運営、これに当たれる方、この人材を確保する、これが本当に今後の町の農業公社、成功する大きな要因となる、そう思います。町には今後も引き続き人材の確保、頑張ってくださいたいと思います。

最後に御質問させていただきます。確かに農業公社、ただの株式会社ではございません。

この町の農業の将来、これをつくっていくといえますか、維持し、できれば発展させていくというような、大きな役割を持っていると認識しております。ただ、だからといって、先ほど公益事業と収益事業のバランスをどのように取るかというような質問を最初にさせていただきましたが、だからといって、赤字でいいということにはなりません。

この農業公社の一番大きな問題は、まず、人材育成が結構不十分だという問題、それからもう一つが、赤字であると。そして、町の財政支援を受ける、そういう問題がございます。ですから、例えば先輩議員が昨年12月議会で質問をして、中に、検討会の中で慎重な意見があったという答弁をされています。公社といってもやはり町の財政支出を伴うであろうと思われるので、将来的な採算も考えてというような意見があったという報告が、答弁がされています。やはりここ、私なんかは、簡単に申しますと、やはり黒字化、これを握って放さないというような強い決意がなければ、まず黒字化は望めません。

例えば大分農業公社ではキャンプ場やコテージも経営しているそうです。宮城農業公社では牧場を経営、那須塩原市の農業公社では道の駅「明治の森・黒磯」の管理運営、土浦市農業公社の理事長は副市長が務めているそうです。それから、塩尻の農業公社では学校給食のコーディネーター、防府市農業公社ではミニ農園の経営とか滞在型市民農園、それから有機肥料の販売、こういうこともされている。逆に言えば、本当に採算を取るために努力しているということだと思います。

私が質問したいのは、やはり町としてこの農業公社、成功させるためには、経済的な採算の問題、これが鍵となると、そう思います。その件について、町の決意をお示しいただきたい。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

これまで農業公社、様々調査あるいは視察をしたところ、公益事業と言われる部分、農作業の受委託でありますとか、農業用施設の維持管理、こういった一般的に言われる公益事業につきましては、やはり公益性が求められるということで、条件の悪いほ場を引き受けたり、また、ほ場が点在して、なかなか効率的に業務が行えないと。あるいは、人材育成に取り組んでいるところは、それ自体が収益を生むものではない。そういったことから、多くの公社では公益事業部分については赤字となっております。

今回、町としましても、この農業公社設立の目的、初めに答弁申し上げましたように、町の農業の様々な課題をこの農業公社が解決するために設立するというのが大きな目的であります。そうしましたことから、今後、農業公社の担う役割ですね、それと、設立した後の町、農業への効果、こういったことも総合的に判断をする必要があるのかなというふうに考えております。当然、収支につきましても、今後、どういった事業を収益事業として取り組んでいくかということにつきましては、現在、検討を進めておりますので、その中で、検討会の委員の皆様からも御意見をお聞きして、収支についても十分検討してまいりたいと考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。二つ質問をさせていただきました。以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2番、上野恵美子でございます。私は今次定例会に2件の一般質問を通告しています。

一つ目は、公共施設における地産地消の推進についてであります。

西会津町健康増進計画（第2期）「食育の推進」の中では、伝統ある優れた食文化の継承や地産地消を推進することが示されています。地産地消については、地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費するという意味です。地元で作られる食材は、昔から気候風土に合った食習慣を形成するものであり、理にかなっていると言えます。また、生産者と消費者の距離が近く、流通にかかるコストが減らせますと記されています。西会津町総合計画（第4次）の中でも、農林業振興において地産地消を推進することが示されています。そこで、町の公共施設における地産地消への推進への取組についてお伺いいたします。

1、こども園や学校給食及び高齢者施設、特養、老健、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設における食の地産地消の現状について、提供している農産物の中で町内産が占める割合及びこれまでの取組と課題をどのように捉えていますか。

2、その課題を踏まえ、町の公共施設における地産地消をどのように進めていくのか。

二つ目は、協働のまちづくり、共助についてであります。

昨今、少子高齢化の進展や災害の激甚化などから、共助の重要性が改めて認識されています。その中で、住民の支え合いの基礎となる自治区についてお伺いいたします。

1、共助における自治区の役割をどのように捉えていますか。

2、自治区における現在の課題をどのように捉えていますか。

3、自治区に対する町の役割をどのように捉えていますか。

以上でございます。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 2番、上野恵美子議員の御質問のうち、公共施設における地産地消の推進についてお答えいたします。

食育の推進につきましては、健康増進計画（第2期）に基本施策として位置づけられており、健全な食生活を実践し、生涯にわたって生き生きと健康に暮らすためにも、地域の優れた食文化の継承や地産地消は大切な要素であります。

まず、1点目のこども園や学校給食及び高齢者福祉施設における地産地消の現状であります。こども園及び小・中学校の給食につきましては、可能な限り地元の食材を取り入れております。中でも、米は100%町内産を使っており、キノコについても、多くを町内産で賄っております。野菜についても、旬のミネラル野菜や町内産の加工品などをできる限り取り入れております。高齢者施設においては、食材が少量多品目のため、町内産を使う場面が限られているものの、主食の米について、町内産を100%活用しているとのことでもあります。そのほか、ロータスインなどにおいても、町内産農林産物を使用しております。

一方、課題としては、こども園や学校などで必要とする食材を地元から安定的に調達できなかつたり、冬場は生産量が落ちるため、他地域の食材を利用せざるを得ない状況にあります。

そのような課題を踏まえ、町の公共施設における地産地消をどのように進めていくかについてであります。健康増進計画で述べていますとおり、本町には肥沃な土地と清流、気候風土が育む農林産物と、こづゆや車麩など次世代に伝えたい食文化が数多くあります。生産者や消費者、食文化に関わる多くの関係者の連携・協働により、食文化の継承と地産地消を進めていくことが重要であると考えます。

町といたしましては、公共施設において、今後も新鮮で地域の特色を生かした地元食材を取り入れ、特に若い世代に食の重要性や食文化の大切さを認識していただくよう、関係機関が連携して地産地消の啓発に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 2番、上野恵美子議員の協働のまちづくりにおける共助についての御質問のうち、共助における自治区の役割についてお答えいたします。

町では、平成19年に制定した西会津町まちづくり基本条例に基づき、まちづくりの主役である町民の皆さんと議会、行政の3者がお互いに信頼を深め、それぞれが役割と責任を自覚し、協働によるまちづくりを進めているところであります。

このまちづくり基本条例では、町民の皆さんの役割として、第10条で、地域での活動については、町民同士協力して進めるものとするとして規定しております。また、自治区等との連携については、第29条で、町は、最も身近なまちづくりを担う組織である自治区等と密接に連携していくものとするとして規定しており、地域での町民間の共助や自治区と行政の連携についてうたっております。

さらに、西会津町総合計画（第4次）では、自治区との連携について、地域コミュニティを支えている自治区との連携を深め、自助・共助・公助の理念の下、地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉などの地域課題の解決に向けて、共に取り組んでいくと定めております。

こうしたことから、共助における自治区の役割は、集落、コミュニティの維持や協働のまちづくりにおいて、自助と公助の間で町民の皆さんがお互いに協力し合う、助け合う活動であり、大変重要な役割を担い、なくてはならないものであると認識しております。町といたしましては、今後とも協働のまちづくりを進めるために、自治区との連携をより一層進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 2番、上野恵美子議員の御質問のうち、自治区における課題と町の役割に関する質問にお答えいたします。

現在、町内における自治区は、町内の集落や町内会等の区域により90自治区を設置しており、そのうち、弥生自治区を除く89自治区において自治区長を委嘱しております。自治区長は、町と住民との連絡に関する事項、自治組織に関する事項、各種の調査報告等に関する事項、区域内の道路や水路、消防施設などの住民の使用する財産の管理に関する事項などが役割となっており、それぞれの自治区において、自治区長を中心に自治区を運営しているものと考えております。

御質問の自治区における現在の課題であります。少子高齢化が進み、人口が減少していることに伴い、地区行事などの実施や、自治区内の施設や農地等の維持管理などの共同

作業の実施が厳しくなっている自治区もあると認識しております。

次に、自治区に対する町の役割であります。自治区の円滑な運営に向けて様々な助成やサポートをすることであり、自治区からの要望をはじめ、町長の自治区訪問などにより地域ごとの実情や課題を把握し、その解決に取り組んでいるところであります。

具体的に申し上げますと、集会所施設の改修やエアコンなどの設備の整備に対して支援するコミュニティ育成事業や、特色ある地域づくりの取組に対して補助金を交付する活力ある地域づくり支援事業などにより、自治区の活動を支援しております。また、自治区における人足などの共同作業の実施に当たりましては、資材の支給や重機の貸出し、草刈り機械の貸出しを行うことで、地域の負担軽減を図っております。

さらには、集落支援事業におきまして、集落支援員や地域おこし協力隊員が高齢化の著しい自治区に赴いて、地域での困り事に対応したり、自治区行事の補助を行ったり、人足ボランティアを実施することで、地域の共同事業をサポートしております。

このような取組により自治区の運営をサポートしておりますが、自治区の課題は地区ごとに様々でありますので、今後もその課題に応じて、自治区とともに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

まず、公共施設における地産地消の推進についてからお聞きしていきます。答弁いただきました。確認なんですけれども、地産地消は健康増進計画の中でもその有効性はうたわれておりますけれども、食育や食の安全、また健康増進など様々な観点からも重要だと思いますし、また、地域内でのお金の循環を生んで、地域経済の活性化というところにもつながると思います。

そこで、もう一回確認なんですけれども、この地産地消を積極的に進めていくという方向性でいいのかどうか、確認させてください。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 上野議員の御質問にお答えしたいと思います。

今までも地元の野菜などをできる限り使用しておりますが、今後も地元の野菜、米等を積極的に使用していきたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今回は地産地消の中でも特に公共施設での地産地消を取り上げました。というのは、食育の観点や、また、高齢者施設を利用する高齢者への食の安全への配慮などから、最もここは取り組むべき場所であると、そのように考えておりますが、その認識いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 上野議員の御質問にお答えいたします。

上野議員おっしゃるとおり、食育という中で、地元の農林産物を使用するということは、学校園につきましては、食に関する指導、生きた教材として活用すると。地域の自然、文化、産業等に関する理解を深める等々、食育の中でうたっておりますので、そちらを今後も進めていくというように考えてございます。

高齢者施設につきましては、なかなか多品目少量というようなところはございますので、米につきましては使用しておりますが、野菜につきましてはできる限り使用していくという方向で考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 米、ミネラル米ですか、の使用は100%というところもあって、やはり使用されているということで、分かりました。野菜についてはどうでしょうか。それぞれどのくらい使われているか、占める割合が施設で分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 上野議員の御質問にお答えいたします。

手元にある資料といたしまして、学校給食の資料しかございませんので、そちらでお答えさせていただきます。学校給食における農林産物の使用といたしまして、米を含む量といたしましては、大体6割程度というふうに認識してございます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、児童福祉施設及び高齢者施設についての地元産の農林産物の使用状況についてお答えいたしたいと思えます。

まず、児童福祉施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、米については100%地元のお米を使っております。野菜につきましては、できる限り、先ほど申し上げましたように、地元の野菜を使用したいということで、その時期時期で旬の野菜を使用しておりますが、量的には非常に少ない量となっております。キュウリですとかアスパラですとか、その時期に非常においしい野菜が取れたときに利用するというので、使用率的にはちょっと計数は集約はしておりませんが、本当にその都度利用できるものを利用しているということで御理解いただきたいと思えます。

続いて、高齢者福祉施設でございますが、米につきましては、民間の施設はちょっとデータがございませんけれども、西会津福祉会で運営しております施設で利用している農林産物につきましては、米は100%使用してございます。野菜につきましては、以前は地元の野菜などを調達しながら使用しておりましたが、先ほども申し上げましたように、少量多品目という現状がございまして、生産者と利用者側との調整の結果、現在は使用してないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 米は100%、ほぼ利用されているということで分かりましたけれども、なかなか野菜の使用率が低いということも確認させていただきました。

その要因として、食材の安定供給というところがあるのかなと思えます。例えば量であったり、農産物の量であったり質であったり、規格の問題もあるのか、あと供給体制や配送、そんな問題もあるのかなと思えますけれども、今後は関係者と連携を取って進めていくということですが、今使われている野菜は主にミネラル野菜でしょうか。確認です。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 上野議員の御質問にお答えいたします。

使用している野菜の中でミネラル野菜をどのくらい使っているかという、ちょっと割合

の数字は今、手元には持っておりませんので、ちょっとお答えはできない状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　そちらは、あれですか、後ほどお知らせいただけるということでよろしいですか。

今、即答じゃなくて、調査していただいて、後でお知らせいただければ。大丈夫ですか。

○健康増進課長補佐　そうですね。今お答えできないので、後から調べてお答えしたい、調べておきます。

○議長　学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長　それでは、学校給食の件についてちょっとお答えいたしますが、基本的にはミネラル野菜を学校給食の食材として活用しております。米についてもミネラル米ということで100%活用しているところであります。

ミネラル野菜、学校給食としてはミネラル野菜普及会との話合いによりまして、その食材の提供をいただいているというところございまして、先ほどからお話あるように、町内産の生産量、それから収穫期間、使用可能な期間というのは限られておりますので、例えば主要なタマネギですとか、ジャガイモですとか、キャベツについては、年間を通して活用するわけですが、西会津の生産期間というのが限られてますので、そういった期間ではほぼ、収穫期間についてはほぼ活用しているというような状況でございます。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　ミネラル野菜に特にこだわっているわけではなく、町にはミネラル野菜の農家さんいらっしゃいますし、十分に食の安全に配慮しながら質の高い野菜を作っている農家さんいらっしゃいます。また、農薬とか化学肥料を一切使わないオーガニック野菜、これは国のほうでもその需要が高まっていて、目標値を掲げて取り組んでいくという方向性なんかも示されていますが、そういう様々な、多様な農家さんがいる中で、そういう方々とも協議を進めてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長　暫時休議します。(11時30分)

○議長　再開します。(11時33分)

農林振興課長。

○農林振興課長　それでは、お答えいたします。

議員御承知のとおり、町ではこれまで健康な土づくりということで、ミネラル野菜の普及拡大に長い間取り組んできたところであります。そういった健康な土からできた野菜、ミネラル野菜を町内広く普及をさせていくということを目的に、学校給食でありますとか、こども園などの福祉施設に利用を推進してきたところであります。そういった、町がこれまで政策的にミネラル野菜の普及拡大に取り組む一つの納入先として、学校給食、こども園施設に利用してきていただいた経過があるということで、それ以外には一般的な慣行栽培をされている農家の方と直接そういった納品についての協議はこれまでなかったということで認識しております。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　様々な生産者の方々の声を聞くと、やはり公共施設における地産地消の有効性なども十分理解されて、それで、その促進にも前向きな、そういう方々もいらっしゃいます。例えば年間どのくらい野菜を、どのような野菜をどのくらい使用するか、そうい

うことを調査した結果によって、それに合わせて作付することも考えられるし、不足する野菜があれば、多品目栽培ですか、いろんな種類の、需要に合わせていろんな種類の野菜を栽培することも考えられる。また、冬場にも使えるように、加工したり、冷凍、真空パックなどにして保存性を高めることによって、使用できる可能性も高まるのではないかと、そのような意見も聞かれています。今でも奥川の加工場などでは、夏のトマト、野菜を真空パックにして保存して、冬に使用しているというような、そういう取組もしているそうなんですけれども、そのような取組の拡充も必要なのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

先ほどちょっと答弁の中で内容不足しておりましたが、町の小・中学校でありますとかこども園で使用しているミネラル野菜につきましては、生産方法がしっかりと確立されているのかなということで考えております。使用する資材、あるいは、ほ場認定もしております、しっかりとした農地で栽培していることが確認されているものを、そういった安心・安全な農作物ということで供給させていただいているということで認識しております。

今ほどありましたミネラル農家以外の野菜については、どのような肥料を使って、どんな農薬を使って栽培したものなのかということが明らかでないこともありますので、そういった野菜については、今後、慎重に検討が必要なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、ミネラル野菜以外の農家さんの栽培の方法など、そういうのも確認、調査しながら進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 ミネラル栽培以外の農家の件でございますが、ミネラル栽培の農家につきましては、近年、高齢化などで減少してきているという現状がございます。町でも引き続きミネラル野菜の普及というのは町の政策として推進していきたいということから、現在、ミネラル野菜に取り組んでいない方につきましては、できる限りミネラル野菜の栽培、健康な土づくりも含めてですが、そういったことを推進をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、あくまでもミネラル野菜を提供していくという町の考えなんですか。最後確認します。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

繰り返しになりますが、学校給食でありますとか、そういった公共施設で使用する野菜につきましては、やはりこれまでどおりしっかりと生産歴が分かるような形で生産された農作物を安心して食べていただくような、そんな体制を引き続き継続していくということで考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　ぜひ安全性などが確保されているものであることも調査しながら、やはり協議の上ではいろんな意見を聞いていくという段階も必要だと思いますので、やはり幅広く目を向けていただきたいという思いではあります。

そこで、食を提供する側と生産者をつなぐ調整役といますか、そういう存在も重要だと言われていて、そこで、農林水産省では施設給食で地産地消に取り組むためのサポートとして、知識や経験を有する専門家、地産地消コーディネーターというそうですけれども、を地域に派遣する事業が農林水産省の補助で行われています。最近ではリモートでの対応も可能になったということで、この対象の施設には地産地消活動を推進する組織・団体、自治体、福祉施設、学校給食、幼児教育施設なども含まれます。年度ごとに募集があるということですが、このような国の事業も積極的に取り入れていくのがいいと思いますが、お考えをお聞きいたします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　それでは、お答えをいたします。

まず、農林水産省という今、お話出ましたけども、農林水産省では地産地消の位置づけとしてこのように位置づけをしております。地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農作物を地域で消費しようとする活動を通じまして、農業者と消費者を結びつける取組、これが地産地消の位置づけ。また、もう一つが、消費者と生産者とが顔が見える、話ができる関係で、地域の農産物、食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図るという内容を地産地消ということで位置づけておりますが、地域で消費するだけが地産地消ではないよということでございます。

そういった位置づけを受けまして、では、町でどのような地産地消の取組をしているかということですが、先ほど来関係課がお話してますように、給食での使用、これもしっかりと地産地消なのかなということで考えております。また、直売所、町の場合はよりっせで野菜を販売している、これも地産地消の取組を推進している一つであります。また、さらには、県内外のスーパーに対しましても、野菜、ミネラル野菜を販売しているということで、町では様々な地産地消の取組を既に実施しているのかなということで考えております。

先ほど調整役、サポートの専門家の派遣ということありましたが、現時点におきましては、そういった地産地消の取組は町内では一定程度活動が行われているのかなということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　今まで一定程度地産地消の取組をされてきたということですが、さらに進めていくということやうたわわれているときに、やはりこういう制度は国の制度でもあって、積極的に活用を検討されるのも一つなのかなと思いますが、どうでしょうか。検討されるということでは。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

農水省の制度を使った専門家の派遣については、現在、どのような内容かというのを承知はしていませんが、現時点においては、これまでの活動を維持、あるいはまた、これ

からさらに検討できる部分につきましては、まずは役場の中で、庁舎内で検討して進めていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 9月10日の新聞報道で、喜多方市が本年度、学校給食への地産地消の利用拡大に向けて基本計画を策定しているという、そういう記事が掲載されていました。喜多方市も力を入れていくんだなということが分かりましたけれども、これは学校給食ですけれども、本町においても、健康増進計画（第2期）、令和8年までですが、ここにおいて達成したい目標などありましたら、お聞きします。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 上野議員の御質問にお答えいたします。

健康増進計画の中の食育の推進の中で具体的に、地産地消の具体的な取組の数値等は掲げてございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 それでは、第2期健康増進計画の中で数値目標に上がっておりますのが、朝食を毎日取る人の割合ということで、小学生、中学生の現状値が書かれております。小学生が98.6%、中学生が93.1%ということで、令和8年度まで100%というような数値目標が掲げられております。

今現在、令和4年の6月に学校のほうで取ったアンケートによりますと、小学校、中学生合わせて99%が朝食を取るということの結果が出ております。

以上でございます。

それから、もう一つ数値目標で野菜の摂取量の部分がございますが、こちらのほうは小学生2.7皿、それから中学生3.7皿ということで、目標が5皿ずつということになってございます。

これが健康増進計画の中でうたわれてる数値目標ということでございますが、いずれにしましても、数値目標は食育の推進のほうで出てくるのが先ほどの朝食を毎日取る人の割合ということで、数値目標が出ております。先ほど健康増進課長補佐のほうから御説明あったとおり、給食での数値目標、地産地消の数値目標というのは明記されておられませんので、そちらについては促進を図るといような記載となっております。

以上です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 これは一つの事例ですけれども、学校給食における地場産農産物の使用割合が平成18年度時点で小学校5.5%だったのが、平成30年度には29.3%、中学校、平成18年6%だったのが平成30年度には26.9%に上昇させたという、これは東京の小平市の取組ですけれども、これも平成20年の学校給食法の改正によって地場農産物の積極的な活用が規定されたということで、積極的に取り組んでいるということですので、健康増進計画（第2期）の中では、その数値目標というのを掲げておられないということでしたけれども、今後、公共施設における地産地消の推進に向けて、やはり今後、目標値も掲げて取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。協働のまちづくり、共助についてです。

自治区の役割については、答弁の中でいろいろありました。とても重要な役割を果たしている自治区ですけれども、遡ると、阪神大震災のときに自治区が果たした共助の役割が大きかったというところから自治区が見直されたということもあって、とてもいろんな役割の中で大きい部分が、そして、地域住民にとっても大きな恩恵を受けているというところが、やはり防災・防犯、そこであると考えています。

防災は、災害時の対応、また生活面での再建も含めて、個人の力では解決できないこともあります。やはり地域の方々と力を合わせていく必要があります。また、防犯は、安全・安心に暮らせる生活環境づくり、これも個人では解決できないことがあります。例えば町内会費の一部は街路灯の電気代だったり修繕、また、地域内の清掃などにも使われております。

いずれにしても、個人や一つの家庭では解決できないことがあって、周辺住民との協力というのがとても必要です。その観点から、自治区の重要性、ちょっともう一回確認しますが、認識をお答えください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 上野議員の再質問にお答えいたします。

今ほど例を出されて御質問されましたが、その辺も含めまして、先ほど1回目の答弁でお答えしております。自治区におきましては、自助・共助・公助の理念の中で、例に出されたような形の防犯・防災も含めまして、地域の活性化、環境保全、福祉などの地域課題の解決に向けて大変重要な役割を担っているという認識でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その中で、高齢化の進行もありますけれども、世代によって、地域によっても違ってはきますけれども、地域への関心の低下だったり、つながりの薄さだったりというところが課題というか、そこを心配されている自治区もあります。

その中で、特に町営住宅の入居者の自治区への関心が低いのではないかと、そのように心配されているところもありますけれども、加入率はどのくらいか、お答えできればお願いいたします。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 内容が、ちょっと今、議長が精査できないのか、暫時休議していただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(11時59分)

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、質問を変えます。

現在、地域によって、また世代によっては、地域への関心の低下やつながりの希薄化というのも心配されてる自治区もおります。先ほど来から自治区の重要性というのを確認させていただいていますが、防災・防犯の観点から、住民の生命、生活を守るという観点から考えたときに、その現状はどのように捉えているのか、お聞きします。

○議長 総務課長。

○総務課長　　お答えします。

まず、地域内住民の方々の関心の、世代間の関心の薄さによって防災・防犯に影響を与えてないかという観点からのお答えでよろしいでしょうか。

確かに、先ほどから申し上げますとおり、やっぱり少子高齢化によりまして、なかなか地域の担い手は少なくなっているとの現状として町としても認識しているところがございます。やはり自治区という部分の行政区の在り方の中で、やはりメリットとして上げられる部分につきましては、やはりコミュニティの活性化、並びにやはり防災・防犯という部分も言われております。したがって、やはり自治区に加入することにつきまして、やはりコミュニティの活性化と防災・防犯の観点からも、十分重要的なことだということで認識しているということでございます。

以上でございます。

○議長　　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　課長言われるとおり、例えば災害があったときなどに協力体制が取れなかったり、十分な対応ができないということでは困りますので、それで、答弁の中にもありましたけれども、西会津町まちづくり基本条例第29条には、町は身近なまちづくりを担う組織である自治区等と密接に連携していくものとしますとされています。自治区は住民の方々の生命、また生活を守るという重要な役割の一端を担ってくれていて、また、行政の手が届かないところまで、細かいところまで対応してくれてるところでは、しっかり町と自治区が密接に連携を取り合っていくということが必要だと思います。

自治区としても、そして住民の方々一人一人が自治区というものの重要性というのをしっかりと自分のこととして考えることができるように伝えていくということも重要だと思います。自治区としても一生懸命取り組んでいるところではありますけれども、町の協力も必要なときもありますので、そのような要請があったときには連携を強めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　お答えいたします。

まず、前提と申し上げまして、まず、まちづくり基本条例の中でやはりうたわれている部分、自助・共助・公助という部分ではございますが、まずはやはり自治区においてもまず個人で、自分で解決できることは自分でやっていただいて、できないときには地域で、いわゆる自治区単位で解決していく。それでもできない場合は公助ということで、町も関わって解決できないかというような流れ、いわゆる補完性の原理という中で位置づけしているという部分でございます。

したがって、確かにこれから自治区に入ってきた方が、何ていうんですか、コミュニティの中に入っていないとなると、確かに加入しないと、先ほど申し上げましたように、防災・防犯などで協力を得ないとか、ごみのステーションを利用できないとか、様々ございますので、基本的には移住者の方とかについては自治会にこういう形で加入したほうがよろしいですよというような案内は申し上げているということでございます。したがって、一応本人の御希望もございますが、可能な限り入っていただけるような形では御案内をしているということで、町も努力はしておりますということは御理解いただきたい

いと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 よりよい地域づくりのために、ぜひさらなる連携の強化をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(12時05分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。本日は、子育て環境の充実についてと歴史文化基本構想についての2点についてお尋ねいたします。

まず初めに、子育て環境の充実についてお尋ねいたします。

子育て環境をめぐる社会の変化は、かつてに比べ大きな変化となってきたと感じているところであります。特に地域の核家族化によって経済的な不安定さや精神的なストレスが増え、安心して子育てをする環境の障壁にもつながっていると感じています。また、昨今、地域のつながりが希薄になっていく中で、地域で子どもを育てるという意識も薄れてきていると感じています。社会の変化における子育て環境への対応についてお尋ねいたします。

また、今日の不安定な社会では、子ども自身が自立した成長を成し遂げることも必要であると考えています。いかなる状況においても屈することのない自立した子どもが育つ環境についても併せてお尋ねをいたします。

一つ目、本町における核家族化の現状と家庭環境の変化について、町としてどのように捉えていますか。

二つ目、子育て世帯において心のよりどころとなっている子育て支援センターやこころのオアシスなどにおいて、事業拡大など、町としての考えがあるのか、お尋ねいたします。

3点目、情報発信ツールとして町でもSNS等が活用されるようになってきました。相談体制の強化やコミュニティ形成をサポートする仕組みとして活用されてはどうかと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

四つ目、昨今、子育て支援のやり方として、現金支給から現物支給、あるいは必要なサービスの無料化を徹底し、話題となっている自治体が出てきています。町でもいち早く保育料の無料化などを実施してきましたが、さらなる対策も今後検討されているのかどうか、お尋ねいたします。

五つ目、今年度より出産祝い金の一環として家族写真の撮影費用を支援する西会津町家族の絆応援クーポン券事業が実施されています。ほかにも家族や地域のつながりを手助けするような仕掛け政策に期待したいと考えていますが、町の考えについてお尋ねいたします。

六つ目、父親の育児休暇取得の推進について、町としての考えをお尋ねいたします。

七つ目、こども研幾塾、アントレプレナーシップ事業など、産官学民連携事業として、体験を伴いながら自立した成長を目指す取組が行われています。自ら考え行動する力を養い、郷土愛を育む機会として有効であると考えますが、今後の事業拡大等について町の考えをお尋ねいたします。

続きまして、歴史文化基本構想についてお尋ねいたします。

現在、構想の推進に当たっては、歴史文化基本構想推進委員会を中心に議論されているところでもあります。また、地域住民等の担い手や各種団体との連携も求められている中で、今後の展望についてお尋ねするものです。

一つ目、推進委員会で構想の具現化に向けた議論がされていますが、具体的に実施される事業としてはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

二つ目、文化財等において、既に地域おこしや観光面で活用されているものが多くありますが、これらの事業や団体等との連携について、町の考えをお尋ねいたします。

三つ目、歴史文化の館の実現に向けて、既に地区の館、ミニ館に合致する施設や取組が行われていますが、これらの施設や取組について、構想推進においてどのように扱っていくのか、町の考えをお尋ねいたします。

以上が本日の一般質問の内容となります。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 1番、荒海正人議員の子育て環境の充実についての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の本町における核家族化の現状と家庭環境の変化についてのおたただしですが、町ではその現状について、統計などの数値により変化を把握してはおりませんが、近年、児童福祉サービスを利用する家庭においては、核家族であるケースが多いものと捉えております。しかしながら、本町においては、町内や近隣市町村に実家のある家庭も少なくないことから、必要に応じて子育てへの協力をいただいている家庭も一定程度あるものと考えております。

次に、2点目の子育て支援センターとこころのオアシスについてのおたただしですが、町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援に当たるため、保護者の方も気軽に立ち寄れる場所として、子どもたちの成長の過程で最も身近な場所であるこども園と小学校にその拠点を設置しております。

妊娠・出産、育児期においては、町保健師を配置したこども園の子育て支援センターが主に対応に当たり、小学校就学以降においては、家庭教育に精通したコーディネーターと支援員を配置した西会津小学校内の家庭教育相談室「こころのオアシス」が対応しております。また、その相談支援の内容は複雑、多岐にわたることから、子育て支援センターとこころのオアシスは必要に応じ連携を図り、関係機関も含めて、相談者に寄り添った支援に当たっております。

なお、今後につきましては、相談をためらっている方や問題を放置している家庭などに対して直接訪問するアウトリーチ型の支援や、相談支援に当たる場面や機会を増やすことができないかなど、体制強化について検討してまいります。

次に、3点目のSNSなどの活用による相談体制の強化やコミュニティ形成をサポートする仕組みづくりについてのおたただしですが、SNSなどの活用については、オンライン型を除けば、利用者同士が都合のいい時間に双方向で利用できることから、気軽な相談やグループ間の情報発信などには有効であり、こども園において既に連絡アプリの利用を開始しております。

しかしながら、深刻な悩み事の相談や新たな仲間づくりには、相手の気持ちに配慮し、相互に的確な情報を伝えることが大切であり、場合によっては誤解を招き、トラブルになることも想定されます。一方で、対面により相手の表情やしぐさ、声の調子などにより相手の気持ちを読み取ることも大切であることから、SNSなどの活用については、特性を理解し、効果的に活用できる場面について慎重に対応してまいります。

次に、4点目の現物支給などによるさらなる子育て支援策の検討についてのおたただしですが、町では現在、現金給付型の独自支援策として、第1子目から出産時30万円、第2子目以降は合計50万円を支給する出産祝い金等や、2歳未満の子どもの家庭保育を支援するため、月1万円を支給する乳幼児家庭子育て応援金を給付しております。

また、現物給付型としては、国の政策よりも手厚く、3歳未満児を含む全園児の保育料の完全無償化、放課後児童クラブの同一世帯2人目以降の利用料の無料化、家族の絆応援クーポン、季節性インフルエンザ予防接種の全額公費負担などに取り組んでおり、子育てに係る経済的負担の大幅な軽減が図られているものと認識しておりますが、さらなる支援策については、子育て環境の変化に応じて、今後とも検討してまいります。

次に、5点目の家族や地域のつながりを支援する政策の検討についてのおたただしですが、家庭、そして地域は子どもたちが社会性の基本を身につける場であり、そのためにも結びつきが大切となります。しかしながら、家族形態や生活スタイルが多様化し、家族で過ごす時間が短くなり、地域との関わりも徐々に薄れ、関係性が希薄化しています。

町といたしましては、家族や地域との絆、結びつきを深められるような工夫により、自発的に各家庭や地域において取組が進むよう、意識の醸成や高揚を促す対策について、今後さらに検討してまいります。

次に、6点目の父親の育児休業取得の推進についてのおたただしですが、全国的な少子高齢化に伴う人口減少下において、出産・育児による離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児を両立できる社会の実現が重要とされております。しかしながら、育児休暇の取得率は男女で大きな差があり、大きな社会課題の一つと認識しております。

町といたしましては、少子化や人口減少対策のためにも、子を望む家庭が産みやすい環境、子を産んでもなお働き続けられる環境が必要であることから、地域社会の理解を促すため、機会を捉えて、制度やその改正内容、意義について啓蒙・普及に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 1番、荒海正人議員の御質問のうち、産官学民連携事業についてお答えします。

本事業は、体験活動を通じた学びを中心とした、いわゆる非認知能力と言われる創造性、コミュニケーション能力、意欲、やり抜く力などの人間形成の基礎部分を育成する学びであります。

このうち、西会津こども研幾塾は、令和元年度から町の未来を担う子どもたちの人材育成の場として開講し、体験活動を通して町の歴史や文化、自然、産業等について理解を深めるとともに、ふるさとを誇りに思う気持ちの醸成に努めているところであります。

また、西会津中学校で実施しておりますアントレプレナーシップ教育では、自ら考え行

動し、問題を解決しようとする力や協働する力を育み、地域と関わりを持ち、地域振興への課題を探求しているところであります。

次に、事業拡大等についてであります。こども研幾塾につきましては、これまでの歴史、文化、自然等に加え、町内の各分野で活躍されている事業者の方からお話を聞くなどの、人に焦点を当てた取組をさらに増やしたいと考えております。

また、アントレプレナーシップ教育につきましては、地域の課題や特性を把握し、町をよりよくするアイデアの考察とその実現がより一層図られるよう、現在、アントレプレナーシップの学科がある大学と連携した取組を進めており、来年度以降、継続的な協力をいただけるよう、検討を進めているところであります。

現在、文部科学省では、新しい学習指導要領の趣旨を実現するために、子どもたちの個々の学びを尊重し支援する個別最適な学びと協働的な学びを求めています。町教育委員会といたしましては、これらの事業が文部科学省が求める先進的な取組であり、本町の特色ある学びとして、引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 1番、荒海正人議員の御質問のうち、歴史文化基本構想についてお答えいたします。

初めに、具体的に実施する事業についてですが、歴史文化基本構想の目的である歴史文化を保存・継承し、その活用を強力に推進するため、行政や特定の団体の力だけでなく、多くの町民や団体の力が必要であります。

そこで、歴史文化基本構想推進委員会では、まずは町民の皆さんが身近にある歴史や文化に興味を持ち、そのすばらしさを認識することが、歴史文化の保存・継承、またその活用の原動力になると考え、町の歴史や文化等を集大成した「(仮称)にしあいづ学」を作成することといたしました。「にしあいづ学」は、子どもたちでも理解できる平易な文章で作成し、QRコードにより画像や動画も見られるよう、デジタルを駆使した内容を予定しております。詳細は今後、歴史文化基本構想推進委員会で検討してまいります。

次に、地域おこし団体等との連携強化についてであります。町内には、各地域に残る歴史文化遺産等を活用し、イベントを開催している団体が多数あります。にしあいづ観光交流協会とは、街道トレッキングなど、歴史文化遺産を活用したイベントを開催し、参加者送迎用のマイクロバスの貸与を行っています。また、社会教育団体として登録されている歴史文化関係団体とは、伝説や民話に関するDVDの制作について協力をいただくなど、連携しているところです。そのほかの団体等についても連携を図り、町の歴史文化等の継承に努めていきたいと考えております。

最後に、歴史文化の館についてであります。歴史文化基本構想では、中心的立場となる歴史文化の館と、各地区にある地区の館、小規模な展示を行うミニ館の3種類を想定しています。これらは町全体が博物館となるようネットワーク化し、連携を密にして、各地区の展示施設を周遊できるよう計画しています。

町では、中心的立場となる歴史文化の館をまだ設置しておりませんが、7月に奥川に個人が設置した美術館はミニ館に相当する施設であります。町では、公設の施設のみではなく、個人が所有する施設も地区の館やミニ館として認定することにより、町内の随所に多

様な施設が存在し、町内の回遊性が増すなどの効果があることから、地区の館等の認定制度の創設も含め、交流人口の拡大を図るための方策を歴史文化基本構想推進委員会で検討してまいります。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問させていただきます。

まず、子育て環境について再質問していきますけども、答弁の中で、核家族化の統計的な数値は把握していないけれども、やはり社会の流れとして核家族化のケースがあるということは把握されて、感じているというふうに御答弁いただきました。そうであれば、やはり今後の支援策の目的をさらに深めていくためにも、今後、計画だったり、調査する段階で、こういった実数等もぜひ調べていただきたいと思いますが、まずその点確認させていただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

子育て支援策などのこれから町が行う政策的な取組につきましては、地域の課題などを把握しながら進める必要があるだろうということでございますので、計画の策定なども含めて、今後必要であれば、そういった計画策定を行うことも検討しながら、できる限り地域の子育て環境の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり子育て環境を考えるに当たって、どれだけ子ども1人に対してどれだけの人員が当たってるのかというのはすごく大事なポイントでもあります。今、町が行っている子ども・子育て支援計画の中では、それらしき、それらしきと言ったらあれですけども、直接的な世帯の人員までは把握がやっぱりないので、やはりそういった部分も、細かいところではありますけども、数値の徹底というか、漏れのない裏づけというか、データを取っていただきたいなと思っています。

次に、子育て支援センターであったり、こころのオアシス等についての話に変えていきたいと思いますが、ポイントとしては、やはり子育て世帯の近くに相談できる窓口だったり人員を配置するということが必要だと思っています。本当に西会津町の子育ての支援というか、相談体制というのは本当に手厚く、一人一人個別に対応されてるなというふうに感じています。

その点で、直近、最近話が上がってきている中でちょっとお尋ねしたいのが、昨今、芝草保育所を改修してキッズランド芝草が整備されましたけども、今後の展望として、以前に一般質問だったり質疑等でもしましたけれども、今後、来年度以降は、その運営の中で子育て支援に対しての、子育て支援をできるような形も整備していくというふうなお話もいただいていたというふうに認識しています。

キッズランドの今後の運営の中でこうした子育ての相談だったり、拠点としての在り方について、改めてこの場でちょっとお示しいただければと思いますが、いかがですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、キッズランド芝草の御質問にお答えいたします。

キッズランド芝草につきましては、当初、屋内の子供の遊び場としてまず整備をいたし

ました。その整備をするに当たりまして、遊び場のほかに子供たちや、また関わる親御さんたちがそこに集ってくると、集いの場でもあるというところから、さらに子育て支援策を前に進められるような、そういった取組もその中でできないだろうかというような考えもこれから検討してまいりたいと考えております。

その運営も、今現在、施設の管理のみになっておりますので、そこを活用して子育て世代の方への支援策が、取組が広がっていくようなというものができれば、さらに施設の意味が達成できることと考えますので、そういったところも含めて今後検討してまいりたいと思います。

なお、今現在、子育て支援センターやこころのオアシスにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたように、現在、その施設を利用されている子供さんや保護者の方により近い場所で関係性を保ちたいといったことだから2つの施設にそれぞれ拠点を設けて実施しているところでございます。

そういった2つの施設と併せてキッズランド芝草のこれからの運営などについても、より身近に感じていただけるような取組になるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり本当に子育て支援というのは、本当にこれまでも徹底して取り組まれてきた分野でもあると思います。新しくつくられていく施設だったり、場所、機会等についても、そういった形でどんどんどんどん広げていっていただきたいなと思います。

次に、SNSについてですけども、先ほど答弁いただいたとおり、深まったところはやはり対面で本当に手厚くしていただくことが必要だと思います。先ほど、アウトリーチ型の支援だったりというのも検討されているということで、本当にこういった体制の下、やっていただきたいなというふうに思います。

あと、あわせて、やはり相談するハードルを下げるという意味では、入り口の部分になりますけども、今、デジタル戦略の中で、前回教育関係でも質問しましたけども、Decidimだったり、いろんなツールが出てきている中で、こども園でもCoDMONが使われていますけども、そういったものを駆使しながらいろんなルートで相談できる体制も整えてもらえれば、ニーズに沿った支援体制というか、相談窓口の開拓にもつながるんじゃないかなというふうに思っています。これは、了解いたしました。

次に、4つ目の質問で、現金給付から現物支給へと、また係るサービスの無料化を実施してみてもどうかというものですけども、まず前提に、前提の話を整えておきたくて、無料化を進めていただきたいという話というよりも、より目的に沿ったお金であったり使われ方がされてほしいなという考えでいます。

要は、まず現金だったり商品券で給付すると、お財布に入った段階では分かんなくなってしまうとか、それが例えばたばこにも使えるし、お酒にも使えるし、お母さんのパーマ代にも使われてしまうと。こうした例えば出産祝い金だったら、目的としては子供の健やかな成長を願い、保護者に給付しているものでありますけども、そこに、どんどん目的意識に近づいて使われ方も近づいていってほしいなというふうに考えているわけであり

そこで一つ提案になるんですけども、同じ福祉の高齢者施策、高齢者施策というか在宅介護施策の中で、在宅介護で特に寝たきりの方がいらっしゃる所には紙おむつの給付をされているという政策があります。町でやっているものです。それを子供バージョンにして、例えば出産祝い金の一部を現金だったり商品券ではなく、おむつだったり、あとはやっぱり生まれたときに関わる費用でいったらミルク代とか、下着代とか、あと今回出産祝い金であったら広がって小学校、中学校の入学時にも給付されるということですので、学校に上がる時の制服代であったり、ジャージ代だったり、運動靴だったり、そういったものの経費を町が支援するという形もある種あっていいんじゃないかなというふうに思うのですが、その点、どのようにお考えになりますか。いかがですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、出産祝い金の支給についての御質問でございますが、現在、第1子目の出生時に30万円、そのうち10万円は町内で御利用いただける商品券をお配りしております。さらに、第2子目以降につきましては、小学校入学時に10万円、中学校入学時に10万円の現金給付を行っているところでございます。

議員がおっしゃる現金を今お渡しする際には、その子供さんではなくて、やはり保護者の方に現金をお渡しすることにはなりますけれども、そのときもお金の利用する目的といいますか、利用先になりますけれども、考え方としては、こういった祝い金を支給するお財布は同じお財布の中に全てのお金、生活を含めて給料やら様々なお金が入っていく、その中で子育てをしていく負担というのはどうしても日常的にかかってまいります。そのかかってきた費用をそのお財布の中に入っているお金から支出していただくというふうな考え方で、それがお金に色はございませんので、お財布の中の全てのお金で家計を賄っていただく、その支援をしているということで御理解いただければと思います。

ただ、先ほどの高齢者福祉政策の中で紙おむつですとか散髪代ですとか、そういった高齢者の方へは現物の給付を行っているところでございます。

町内の高齢者のそういった福祉政策については、町内の理容店と、あと町内から購入いただく、そういったおむつのためにお使いいただくことになるわけなんですけど、子育て世代の方にそのお金を、券をお渡ししたときに、利用いただく御家庭、御家庭で使う品目ですとか、品目というか製品ですとか、そういったものが様々なものが考えられます。また、町内で調達するものもあれば、町外に行かないと調達できないようなものもございますので、そういったものにつきましては、今後、今現在利用されている方の何かアンケートなどを実施して、必要性があれば検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 そうですね。家から出る、家計から出るお金の額でいえば変わらないわけですけども、こういう高齢者在宅サービスにおいてこうした事業もあったり、あとは目的意識として、やはり子供の健やかな成長を願ってというふうにあるんで、やはり使われ方も純粋さの部分で、いい意味で狭めていっても、出る家計としては、家計から出るものとしては変わらないかなと、私の中ではそっちのほうが純粋さにつながるんじゃないかなというふうに思っていたわけなんです。ぜひ今後の検討の中でもんでいただきたいなというふうに思

います。

次に、家族の絆応援クーポン事業についてですが、この事業、すごくいいなと私は思っています。というのも、今までの支援の在り方と少し違う支援だなというふうに思っています。というのも、やはり今までの支援というのは、不足している部分を補うというのが支援のある種一つの形でありまして、経済的に不安定な部分は経済的に支援する、相談したいと思っている人には窓口を用意すると。

こうした考えの下、家族の絆応援クーポン券、家族写真を撮る撮影費用を援助するものですが、今までの考え方からしたら、ある種、写真があってもおなかが膨れるわけでもないし、財布の中が増えるわけでもない。ただし、写真があれば一生、家族というもののつながりが生まれるというのがこの事業の趣旨に当たるのかなと、意義に当たるのかなというふうに思います。

やはり今の時代、幸福度であったり、幸せの指標というのがライフスタイルの中でうたわれている中で、家族を、家族のつながりを支援する、行政がアシストするということはすごく大切なものだと思います。これもまた一つ提案がありまして、先ほどの在宅サービスの支援の中に介護を受ける側の支援だけでなく介護する側の支援も盛り込まれています。リフレッシュサービス事業というものです。これを見ると、介護をしている人に対してロータスインを月1回程度、お風呂入って食事をできるクーポン券を渡すであったり、年に1回は体も休めてもらいたいという意味合いからでしょうけども、ロータスインに1泊2日で食事つきで泊まれるというものも給付したり、あとは理美容、床屋さんだったり美容室を使えるような給付があったり、こういったもので、ただ足りないものを支援するというよりかは、やってる、関わっている人がよりやりやすいような状況にする支援というのも大事だと思います。

なので、子育て世帯においても、例えば介護のサービスまではいかなくても、3か月とか半年に1回とか、家族で町なかの御飯屋さんに食べに行けるような給付などがあれば、子供たちも喜ぶし、お母さんの夜作るメニューも考えなくてもいいというのでみんな喜んでいないかなと思いますし、あとは今日は歴史・文化の話もありましたので、最近は歴史・文化にまつわる事業も芸術村であったり、観光交流協会だったり、様々なところで立ち上げられていますけども、そういったところに参加する参加費用なども町が支援しても面白いんじゃないかなと思うんですが、こうしたアイデアについて、課長、どのように思われますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、新たな支援策についての御提案についての御質問にお答えいたしたいと思います。

子育て時期については、議員がおっしゃるように非常に子育てをすることで親御さんたちの時間を多く費やすこととなります。そういった意味では、高齢者で実施しておりますリフレッシュサービス、介護のサービスと同じような現象が子育て世代にも起きているのかなと思われませんが、ただ、やはり子育て世代と高齢者で違う部分については、やはり子育てについては一義的には親御さん、御両親がしっかりと子育てに向き合って時間を使って子供との絆を育んでいただく時間が非常に大切だというふうに考えておりますし、そん

な中で確かに昨今、なかなか仕事と子育てを両立されているような御家庭もございますので、そういったところから考え合わせますと、そういった議員がおっしゃるような御提案についても今後必要なものかどうか検討してまいりたいと思いますが、ただ、やはり町の財源もございますので、限られた財源の中で必要な政策をしっかりとつくっていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 本当に少しずつ子育て環境の支援の形も変わってきたなと思っております。不足する部分だけじゃなくて、やはり豊かさの支援、豊かさを広げる支援というのも考えていただければなというふうに感じています。

次に、父親の育児休暇についてでありますけれども、やはり育児休暇を取るに当たっては仕事とどう兼ね合わせるかというのが一番の問題になると私は思っておりまして、となるとやはり企業側の理解だったり、企業側の理解がかなり重要になってくるかと思うんですけども、そこに対しての対応というのはどのように考えられますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、育児休業についての御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、やはり働いてらっしゃる方が休暇を取るわけですので、雇用してらっしゃる雇用主の理解というのが非常に大切なことということで認識しております。

町といたしましては、直接企業に育児休業についてのお邪魔して説明などといったことを今現在行っておりませんでしたので、機会を捉えて制度の内容ですとか、これからの社会の在り方といいますか、企業への働きかけについては対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 本当に核家族化の話で今日話して、おおむねの大筋として話してはいますが、やはり親2人だけで子供を産んだ直後とかって負担が本当に大きいですよね。生まれた直後は検査も行かなきゃいけないし、とはいっても産んだお母さんはできるだけ表にも出していかなという状況ですので、そういったときにやっぱりパートナーである旦那さんが一緒に行くぞという体制をいかに社会でつくるかということが子育て環境においては重要なんだなと思っております。

これは、西会津だけじゃなくて、日本全体でも同じ状況だと思います。そういった部分でも西会津からそういった新しい子育て環境の形というものも見せていけたらなというふうに思っています。

次に、研幾塾であったり、アントレプレナーシップ、産官学民の話についてお尋ねしていきなと思っておりますが、人に焦点を当てていくということで御答弁の中でもありましたけども、まさにそのとおりだと思っております。

その中で大事だなと思っておりますのは、やはりこども研幾塾もそうですし、アントレプレナーシップもそうですし、今日は挙げませんでしたけど、西会津高校の話もそうですけども、これまでの学校教育とは大きく変わってきている教育の形であるなと思っております。

要は、兄弟を育むであったり、自ら考える力をつけるというような部分を教育として提供しているわけですから、やはりここに今までのやり方との差というのが現れてくると思

います。

そうしたときに、プログラムを運営していく、事業を運営していく上で、スキルだったり、あとは地域と学校、生徒と地域、こういったものをつなげるコーディネーター的な存在、あるいはスキルの話でいうと専門的な人材の確保というのも必要ですけども、今後、事業を運営していく上で、事業拡大、事業拡大というか、人に注目していくという中で、やはりそういった外部人材の活用、先ほど大学との連携もされているというわけでありましたけども、今後広げていく中で外部人材の活用だったり、コーディネーター的な人のところに力点を置いていくべきだと考えますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 再質問にお答えいたします。

先ほど研幾塾については答弁申し上げたとおり、体験的な活動を通して学んでいくという、その中で同時に先ほど人ということで、町にいらっしゃる、または町と関わっている人からお話を聞く、生の声を聞くということも大変重要であり、その中からふるさとを誇りに思う、そういう気持ちが醸成されていくということで、研幾塾は町長が塾長でございますので、町長とよく相談をしながら、人についても今後人選をしていきたいなと思っております。

その上で、教育委員会事務局にコーディネートする人材ということで、地域学校協働本部の人材1名、地域コーディネーターということで事務局内にいますので、その人間を中心に、また研幾塾等を企画・運営する担当者もいますので、その担当者によく連携をしながらやっていきたいと思っております。

そういう意味では、町の事業ですので、学校の先生方の負担はないということで考えてます。

それと、先ほど議員も申されたとおり、事業の充実を考えれば、そういう意味では運営面をある程度プログラム化してる、マニュアル化していく、そしてまた地域学校協働本部との内容についても学校側と連携を図っていった程度のマニュアル化をしていくという部分では負担軽減も図れるのと同時に、そういう意味では人材の育成にもつながっていくのかなど。

そういう意味では、先ほどの人という部分も併せて、運営面でマニュアル化と併せて人材バンク的なものも議員おっしゃるように作成していきながら、ある程度のシステム化した内容で本町として取り組む姿勢があるかなと思っておりますので、参考にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 あともう一つ懸念材料として、これもかねてから教育長であったり、学校教育課長にはお伝えしているものでありますけども、やはり新しい教育の考えが入ってきて、教育における大きな転換点でもあるというふうに思っていますし、この転換点という話は教育長も、これまで何度も教育長のほうからも伺っているところではありますけども、それがゆえに、やはり親御さんだったり、現場を持ってる先生たちというのは、これまでの教育の在り方の中でのいるわけですが、まだ。なので、そういった教育の意義というのもぜひ

落としていかないと、絶対教育全体での推進につながっていかないと考えています。

ですので、産官学民の事業もそうですし、今回は取り上げてませんが、教育の新たな取組もそうですけども、やはりリーダーとして教育長であったり、学校教育課長が現場に落ちていきながら、本当にコミュニケーションの中で意義を説いていくと、理解を深めていくというような心遣いもしていただきたいなというふうに思うわけですが、この点について最後お願いします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 議員のおっしゃるとおり、今般のコロナ禍において、教育の転換点がかかなり加速したという部分があります。というのは、コロナのように答えのない問いであったりとか、また答えが1つじゃないという、そういう問いが今新たに認識されています。

かつては、もう1足す1は2だとか、何掛ける何はと答えが1つのものだと。そういう意味では知識、理解のみで子供たちは学習ができたわけですが、今、そういう時代、不確実性の時代というか、そういう意味では先ほども言ったように答えのない問いに対してどう答えていくかというような、そういう新しい学び、今まででいく知識、理解ではなくて、ある意味、非認知的な能力、どう対応して、どういうふうな答えを導いていけばいいのかという、そういう能力が新しい教育ということでの転換に来てるのかなと、そう思います。

そういう意味では、本町では産官学民の知のリソース、そういう資源を活用して、学校にはない力を外から取り入れながら取り組んでいくという、そういう部分では県内でも先見的な取組でやっております。

そういう意味で、先生方の意識改革も徐々に行われて、授業改善もかなり進んでいます。そして、そのベースとなる部分でリーディングスキルという読解力、物を読んで考えるという力がやはりベースになっていくと思いますので、それも県内でも先進的に取り組んでおります。

そういう意味では、新しい転換点だということをもまず教員の皆様は教員研修、いろんな校内の研修で理解をし、今取組を始めてますが、なかなか保護者とか地域の町民の皆様にはよく伝わってない部分もありますので、今、議員おっしゃったように、PTAさんとはZoomを使った懇談会とか、そういう意味でのオンライン懇談会とか、あと町民の皆様にはケーブルテレビを発信しながら今の学力観はこう変わっているんだよ、これからのAIの時代、AIをうまく使っていく、またAIにできないものは何なのか、そうするとかなり非認知的な、今までの見える学力ではなくて、そういう力の必要性があるんだということ、そういう意味では、本町は体験活動を十分にやって学習しておりますので、そういう力が身につけてるのかな、身につけつつあるのかなと思います。そういうことを町民の皆様にも十分分かってもらえるような発信を今後努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり現場との認識の合致を本当に目指していただきたいなと思います。先生の中でも保護者の方でも、やはりこれまでやってきた部分がありますので、それを覆すわけではないものの、それにプラスして新しい段階に進んでいくという、そこはかなりの負担というか、分かっててもついていけないという部分も往々にしてあると思いますので、

ここは本当に重ね重ね気を遣っていただきたいなと思います。

最後に、歴史文化基本構想について話のほうを移させていただきたいと思います。

具体的に、にしあいづ学ということで、基本構想の中で、推進委員会の中で進められていくということでありました。私の思いとしては、にしあいづ学ということでまとめていくということでもありますけども、何、今までもそうだったと思いますけど、つくって終わりというのが一番もったいないと思ってまして、それをいかに活用、生かしていくかというのが大事という中で、やはり物を作るのと併せて、それをいかに動かして、動的な動きというか、それを動いていくような形も大事なんだろうなというふうに思っています。

その中でいうと、基本構想の中に歴史文化マイスターという人材の話が上がってきてまして、定義としては、歴史・文化に精通しながら町民と一緒に活用を促していくというような人材ですけども、推進委員会の面々を見るとまさに歴史文化マイスターの方たちなんじゃないかなと私は思ってまして。ですので、推進委員会の中でそうしたメンバーの方たちから上がってきたアイデアだったり活用方法というものもぜひ採用していただいてというか、ぜひそれを事業として上げていっていただきたいなと。また、そういう話が出てくるような会議運営もしていただきたいなと思うわけですが、その点、いかがですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 荒海議員の歴史・文化に関する再質問にお答えしたいと思います。

議員の御質問の中で歴史文化マイスターというような人材も歴史文化基本構想推進委員会の中にいらっしゃるのではないかなというようなことでお話がありました。

歴史文化基本構想推進委員のメンバーなんですけれども、確かに歴史・文化に精通された方が複数名いらっしゃいまして、そのほかにも例えば集落支援員さんがいらっしゃいます。集落支援員さんは、例えば奥川の岩山釣りを催行されたり、極入の大聖歓喜天の祭りを催行されたり、それから奥川の七観音ウォークなんかのイベントの創設にも携わったというかなりの実績をお持ちであります。

それから、昨年、郷土料理の本を出版しましたが、食改さん、それから文化財の所有者であるお寺の御住職、それから答弁の中でも申し上げましたが、奥川に美術館ができましたよと、その所有者、設置者の方、それから観光交流協会、それから西会津の地域の活性化、外部との交流ですとかに実績の残されている方、それからケーブルネット等、歴史・文化に関しては保存・継承、それから地域活性化に生かすというのが目的でありますけれども、それに必要な人材がバランスよく委員となっているというようなことであります。

先ほどの答弁の中で、にしあいづ学をつくりますよというようなことだけお伝えしましたが、歴史文化基本構想推進委員会の委員長は、我々が提案した案だけではなくて、今ほど申し上げましたそれぞれの委員の方、スペシャリストの方たちの意見を、その会の中で必ず意見をいただくということをととも大事にされて会議の運営をしておりますので、歴史・文化の推進に当たってはそのスペシャリストの方々、委員の方々の意見が反映されるような形のシステムになっているというようなことでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 推進に当たっては、いかに動的な事業を打ってきていくかというのが本当に

鍵になるかなと思っています。その意味では、やはり推進委員会の方たちだったり、あとは歴史文化構想を所管する生涯学習課の活動が何よりも本丸になってくるんだろうなというふうに感じています。ですので、今後、独自事業も含めて期待したいなというふうに思っています。

最後に、歴史文化の館についてですけれども、どんどん認定していくということでぜひお願いしたいなと思います。答弁の中に、回遊できるように、要は各地を回れるようにというようにしたいという目的でありました。であれば、やはり数を増やすというのものもある種大事なかなと思っています。構想の中にも既存の神社だったり公園だったり、あとは自慢館だったり、あとは看板とかという、そういうデザイン部分も含めた統一感みたいなものも入ってまして、そういう数を増やしていくということが大事だと思いますが、それに向けて数を、まずは数を増やしていくことで統一感を見せていくということが必要だと思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 数を増やしていくというような御質問でございます。

歴史文化基本構想に掲げられております地区の館、ミニ館等については、当然、行政が設置したものだけでは不十分だというふうに考えております。歴史文化基本構想の理念を遂行していくためには、町民の皆さん、より多くの方々の同意と御協力がなくては行けない、それが不可欠だというようなことで考えております。

そういう中で、地域、町民の皆様には歴史・文化に活動を一生懸命やられている方もいらっしゃるのです、その方の協力も得ながら、認定制度の創設等も含めまして今後、歴史文化基本構想推進委員会の中で検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 最後になります。

1 番、荒海正人君。

○荒海正人 最後に、答弁は結構ですけれども、やはりどんどん認定していくことは大事ですし、それを統一感を持って基本構想にどんどんどんどん巻き込んでいくということもすごく大事だと思います。

ただ、その中で、やはり歴史・文化とは町が主導的にやるもんじゃなくて、やはりあくまでも地域の人たちが担っていくものだというふうに思いますので、ある程度の定義づけは必要だと思いますけれども、活動が制限されないようにも配慮していただきたいなというふうに思います。今後の動きに期待したいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。

本日は、2 点の質問を通告しております。事前の通告に従い、順次質問してまいりたいと思っております。

最初の質問は、町民の健康対策についてであります。

町民の命と健康を守ることは大変重要と考えます。町民の命と健康を守る町の考え方について、以下の点を伺います。

- 1つ目として、町の国民健康保険事業の重要性をどのように認識しているか。
- 2つ目として、町民の疾病を防ぐため、町はどのような取組を行っているか。
- 3つ目として、健康診断について反省点や改善点はないか。
- 4つ目として、西会津診療所の維持管理を含め、診療施設をどのように有効活用していく考えか。
- 5つ目として、今後、一人でも多くの町民の健康を守るためにどのような取組を考えているか。

次の質問は、災害復旧についてであります。

8月3日から8月4日にかけて西会津を襲った豪雨災害の被害は甚大であります。町は復旧に向けて努力されておりますが、復旧の見通しやこれからの取組も含め、以下の点を伺います。

- 1つ目として、災害復旧の予算確保への考え方は。
 - 2つ目として、災害に遭った地域の状況把握や住民説明はどのように行っているのか。
 - 3つ目として、予算確保のため、国や県との連携はどのように行っているか。
 - 4つ目として、災害の影響で被災地域の一部に帰宅できない方もいらっしゃいます。今後、災害復旧とともに、被害に遭われた方々への支援も検討するべきと考えておりますが、町の考えはいかがでしょうか。
 - 5つ目として、災害に強いまちづくりに対する取組を具体的にどう考えているのか。
- 以上であります。町側の明快な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、秦議員の御質問のうち、初めに、町民の健康対策についてのおただしにお答えをいたします。

まず1点目の国民健康保険事業の重要性の認識についてであります。国民健康保険制度は社会保険や後期高齢者医療制度以外の全ての人が加入し、国民皆保険制度の根幹をなす国民の健康と安心を支える極めて重要な制度と認識しております。

平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となるなど、安定した運営に向け、制度改正が行われておりますが、町は、引き続き保険者として資格管理や国保税の賦課徴収はもちろん、保険事業の実施主体として生活習慣病の発症・重症化予防など、被保険者の特性に応じたきめ細かな保険事業の実施に努めることにしております。

次に、2点目の町民の疾病を防ぐための取組についてであります。令和2年3月に策定しました西会津町健康増進計画（第2期）において、「幸せになる健康づくり「百歳への挑戦」のその先へ」をキャッチフレーズに、からだの健康、こころの健康、つながりの健康の3つの健康づくりにより、いつまでも自分らしく暮らし続けられるための健康づくりに取り組んでおります。

具体的には、からだの健康においては、健診の充実、家庭血圧測定の推進、健康ポイント手帳による健康管理、食の魅力発信とイメージアップ推進、運動習慣定着の推進と介護予防事業の充実、地域で活動する健康づくり人材の育成、喫煙対策の推進、子供の口腔対策、事業所の健康経営の支援などがあります。

こころの健康においては、にこにこ相談所などの精神保健事業の推進、地域自殺対策強

化事業の実施などがあります。

つながりの健康においては、家庭、地域、学校、職場、行政などと様々な関係機関との連携を深め、地域や人とのつながりを生かした健康づくりを推進する健康づくり座談会、みんなでワイワイかたろう会などがあります。

なお、健康増進計画の策定から計画の推進においては、長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生の御指導をいただいておりますが、鎌田先生におかれては、コロナ禍の難しい中ではありましたが、本年4月に3度目の来町をいただき、町民の皆さんに直接御講演いただくなど、継続して協力をいただいております。

また、鎌田先生と共に活動されている奥知久医師を中心としたスタッフが毎月町を訪れ、専門職の育成や地域での健康意識の醸成に向け、3つの健康づくり、さすけねえわ（輪）を全面に掲げ、取り組んでいただいているところであります。

次に、3点目の健康診断について反省点や改善点はないかとのおただしであります。町では、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、5つのがん検診を実施しております。福島県で考証しているデータによると、令和2年度の町の健診受診率は、福島県全体の受診率を全て上回っている状況であります。改善を要すべき点としては、胃がん・肺がん検診において精密検査となられた方の受診率が低いことが挙げられます。町といたしましては、精密検査の受診率向上に向け、健診結果説明会で個別に受診を勧めるとともに、未受診者への電話や、広報、訪問などによる働きかけをさらに強化していくこととしております。

次に、4点目の西会津診療所の維持管理を含めた診療施設の有効活用についてであります。町内には国民健康保険で運営している診療所が4施設あり、歯科を除く唯一の医療機関として町民にとってなくてはならない重要な医療機関であります。

診療所の維持管理については、屋根のふき替えや床の張り替えなど計画的に修繕を行っており、医療機器についても、精度管理や耐用年数を踏まえて計画的に更新を行い、診療の精度向上に努めております。

診療施設の有効活用につきましては、町民に最も身近な医療機関として介護や保健の部門と密接に連携を図りながら、地域包括ケアの中核として町民の健康と安全・安心の確保を図るための運営を継続してまいりました。

次に、5点目の今後、町民の健康を守るためにどのような取組を行っていくのかについてであります。町民一人一人がその人らしく元気に暮らし続けられるよう、健康増進計画に基づき、前述いたしましたからだの健康、こころの健康、つながりの健康の3つの健康づくりに引き続き取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、災害復旧についての御質問にお答えをいたします。

初めに、このたびの豪雨災害によって被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私は、発災直後に町内の被災現場を訪れ、河川の氾濫や道路の寸断、土砂災害などすさまじい被害の爪痕を見てまいりました。改めて一日も早い復興・復旧に全力で取り組むとともに、近年の頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、町民の皆さんの生命と財産を守るため、防災・減災対策の重要性を認識したところであり、関係機関との密接な連携の下、事

前予防に努めていく所存であります。

それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、災害復旧に係る予算確保につきましては、今日、補正予算に計上した農地・農業用施設、林道施設、公共土木施設の各種施設の災害復旧事業や修繕工事等に必要な予算を先にしていただき、ありがとうございました。今後は、早期復旧に向け、スピード感を持って計画的に事業を進めてまいる考えであります。

次に、被災した地域の現状把握や住民説明についてであります。道路等の被災箇所については、地元自治区長からの通報や緊急パトロール等により、現場の状況を把握し、生活道路等緊急性の高い箇所から順次対応を行っているところであります。

また、農地・農業用施設については、災害申請された箇所について被災状況を確認し、その調査結果については自治区長を通して申請者に通知し、回答いたしましたところであります。

次に、予算確保のための国や県との連携対応についての御質問であります。本災害の激甚災害指定について、県選出等の国会議員並びに県に対して緊急要望活動を実施したところであり、8月23日には内閣府防災担当から令和4年8月3日からの大雨等による災害について激甚災害及びこれに対して適用すべき措置の指定見込みであることが公表されました。激甚災害に指定されることにより、該当する市町村に対して財政援助措置が行われることになり、国庫補助率のかさ上げ等が行われることとなりました。

市といたしましては、今後とも国や県との連携を密にし、一日も早い復興・復旧を目指し、事業を進めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、被害に遭われた方々への支援に対する町の考えについての御質問にお答えいたします。

このたびの豪雨災害では、全壊1棟、半壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟の住家被害が発生し、奥川地区で水道が一時断水となるなど、町民生活に大きな影響を及ぼしたほか、弥生集落では集落へ通じる唯一の町道が甚大な被害を受け、現在も通行止めとなっており、復旧までの相当の期間を要する状況となっております。

町では、住家等の被害を受けた世帯の生活安定のため、し尿くみ取りの支援、災害廃棄物の受入れ、飲料水の配布と入浴支援、衛生上の助言及び健康相談を行ってまいりました。今後は、全壊、半壊、床下・床上浸水被害を受けた世帯及び被害が広範囲に及んだ自治区を対象に、罹災救助基金等を支給するとともに、全半壊世帯の生活再建を支援するため、罹災救助基金とは別に被災者生活再建支援金を支給し、あわせて固定資産税の減免を適用するなどして被災された方々の生活を支援することとしております。

特に、弥生集落につきましては、本定例会に災害復旧予算を補正計上したところですが、被災当時、集落で生活しており、ヘリコプターで救助された3名の方のみならず、離れて暮らす方からも現在の状況と今後を案じる声が寄せられていることから、10月2日に説明会を開催し、町道久良谷線の土砂撤去等の応急対応や今後の災害復旧の見通しについて丁寧に説明することとしておりますので、御理解願います。

次に、災害に強いまちづくりに対する御質問であります。町では、過去の災害の教訓を踏まえ、国・県と連携して砂防施設、河川改修、道路改良等のハード整備を進めるとと

もに、消防団の機能強化、住民参加型の防災訓練やハザードマップを活用した町民の防災意識の高揚といったソフト面の充実・強化を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてきたところであります。

また、今回の豪雨災害を検証し、今後の災害対応に生かすとともに、令和6年までを計画期間とする町国土強靱化地域計画に基づき、計画的、一体的に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次再質問していきたいと思えます。

まずは、町民の健康対策についてお伺いしたいと思います。

町の健康保険事業のうち、健康診断、今回ちょっと役場とも何回かお話をさせていただいたんですけども、健康診断を行う目的、趣旨というものはどこにあるのか、まずそこを確認のため、お伺いしたいと思います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 秦議員の再質問にお答えいたします。

町の健康診断を行う趣旨はという御質問でございますが、健康診断につきましては、病気の早期発見、早期治療につなげることはもちろん、健診によって自分の健康状態を知り、生活習慣を振り返るなど、健康をより意識していただくことによって生活習慣病の予防につなげていただく、健康をしっかりと考えていただくというようなことで町としては考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 まさにあれですね。結局、病気にかからないようにして、自分の体は自分でちゃんと知っていただいて、さらに個々で命を守る勉強、取組をしていただきたいという方向性だと思います。私も全くそのとおりだと思います。

一つお伺いしたいと思うんですけども、私もつい最近、健康診断を受けてきたばかりで、いろいろ検査していただいたんですけども、健康診断の体制というんですか、いろんな検査、何だっけ、実は自分の健診、去年の健診結果を見てきたんですけども、いろんな検診が、検査をしていただいたんですけども、例えば胸部検診だとか、いろんな検査がありますけども、この項目というのは、いつからこの内容になっているのか。例えば何年に新しい検査が追加になりましたとか、そういう情報をもしつかんでいるようであれば、確認のため、お伺いしたいと思います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 現在の健康診断の体制はいつからかというような御質問にお答えいたします。

現在の健康診断の体制につきましては、平成20年度より保険者に特定健康診査、血液検査等の項目になりますが、その実施が義務づけになりまして、特定健診につきましては、メタボリックシンドロームに着目した健診、腹囲測定や血液検査での脂質検査、血糖検査などが行われておりますが、直近では平成20年度からその検査が義務づけになっております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継　そうすると、平成20年から血液検査が追加になったと。それ以外に関しては、それ以前の体制のままということですよ。理解しました。

ちょっと今回の質問に至った理由なんですけども、実は、この一般質問をやらなくちゃいけないなと思ったきっかけがありまして、それが私の知り合いの方なんですけども、近所から慕われているすごくいいおばあちゃんだったんですが、ある日、健康診断を毎年受けてたそうです。ところが、その方が体調が悪くて、どうにもおかしいということで、西会津診療所を診察したところ、これは大きな病院ですぐ検査した方がいいと。大きな病院に行って検査したところ、末期のがんが見つかり、もう数か月で命を亡くされて、そのとき、亡くなってしまって、私が告別式に行ったとき、そこには町長もいらしたんですが、周りの方々の悲しみや苦しみを二度とこういう人が出ないような、できればもっと早く見つけてあげられなかったのかなと、この命を救えなかったのかなと思う思いがあって質問した次第であります。

また、もう一人、あえて名前は申し上げませんが、やはり健康診断を受けていた、結果を待っている最中に体調が悪くなり、大きな病院に行ったところ、もう緊急手術を要するような肝臓の病気が見つかり、その方は本当に運がよく、何とか命は取り留めたものの、大変な苦勞をされたというお話を聞きました。

このことに関しては、2つ目の事例に関しては、我々総務常任委員会の中でも前の課長さんにもお話をしてきましたし、健康診断の体制をもうちょっと拡充できるか、もしくは検討できないかということをお話ししてきたんですけども、今こういうことがあって改めて考えるべき時期かなと思って質問した次第であります。なので、健康診断に関してもう少し重点を置いて質問をしていきたいと思っております。

今お話ししたとおりなんですけども、健康診断を受けたにもかかわらず、重大な病気にかかってしまったという事例ということに関しては、町側は情報として把握されているのかどうか、調査されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長　健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐　健診の重大な病気にかかる状況に、現状について町は把握しているかというような御質問にお答えいたします。

町といたしましては、健診の結果にかかわらず、そういった病気にかかれた方につきましては、現状ではまだ把握はしておりませんが、県の保健統計というものがございまして、その中で死亡原因の傾向、死亡原因の内容等を把握はしております。

また、国民健康保険の被保険者の話になりますが、レセプト等によって現在、医療機関にかかっている方の病気の傾向、疾病の傾向という、罹患している疾病の傾向を見ることはできますので、それにつきまして、がんの死亡原因につきましては常に上位の割合を占めているというような状況になっております。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　外部のデータを取って、そのデータを基にして恐らく判断されているというふうに理解しましたが、我々、たしか以前、塩分を抑えて健康維持をしようという取組をやってきたと思うんですけども、その地域、地域によって疾病の内容や疾病率というのは変わってくると思いますし、町側は、要は西会津町は西会津町の病気の特性、健診に引

っかかる人の特性、かからないように努力すべき病気の特性というのは違ってくると思うんです。

そう考えると、町民の中で、例えばがんに特定してお話をしますが、こういったがんが西会津町は多いとか、こういった病気にかかるのが多いというものに関してのデータというのは町独自で把握されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 病気の疾病についての内容にお答えいたします。

現在治療されている方の情報につきましては、毎月の医療機関から上がってきますレセプトを利用して、その内容を精査して病気の傾向、疾病の傾向というようなものは把握することは可能でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 具体的な病気がどんなものが多いかというのは、今日時間もありませんので、ここに関してはお伺いいたしません。

ということは、うちの町がどういう病気にかかる人がいて、健診はこういう内容がやっていて、例えばですけども、こういう健診をやっているにもかかわらず、こういう病気にかかることが多いなという反省は私はできると思うんです。そういった両方の情報を把握した上で、国はこう言ってるけども、町はこういう病気をなくすべく取り組まなくちゃいけないという情報を把握するべきだと思うんですけども、そういったお考えはありますか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 秦議員の御質問にお答えいたします。

疾病のかかる人数等の多い部分で健診のほうに反映できないかというような御質問かと思いますが、それにつきましては、数値はちょっとあれなんですけれども、町としましては、やはり悪性新生物、がんの疾患の方で亡くられるという方がやっぱり通年上位を占めております。それと、あとは心疾患、脳血管疾患という、肺炎とか、そういったものが上位に来ておるんですけれども、それにつきましても、町といたしましては、今現在、町で行っております、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがんの検診を行っておりますが、これにつきましては国の指針に基づいて今実施をしているわけなんですけれども、やはりそこに着目して実際の検診を実施しているというような内容になりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 国のデータに関しては、私も手に入れました。厚生労働省で令和3年人口動態統計月報年計というのがあって、ここでいろいろ、恐らく時間も把握されていると思いますけども、死亡原因や、死亡原因の中でも例えば今言ったように悪性新生物に、がんに関しても、こういったがんが今増加傾向であるというたしか指針は出ておりますが、これはあくまで国全体のことであって、先ほど来申し上げましたとおり、町は町で改めて情報、取ってるということですから、であれば、そういったものを今後、健診に生かして、病気はもう早く見つかって、かかった時点で例えば風邪のように少し休めば治るような病気ならいいですけども、がんのようにかかっちゃって発見が遅れた場合、命に関わるなんてい

うものに関してはなるべく早く見つけてあげて、本人にもそういった健康意識をちゃんと持っていただいて、先ほど言ったような命を落とすようなことはこの町からなるべく、できればゼロに近づけるべく、頑張っていたいただきたいなと思いますので、ここに関しては鋭意いろんな方向性を検討しながら進めていただきたいなと思います。

あと、以前から言っていたんですけども、今技術、検査の技術ですか、病気を見つける技術に関して日本は、これ、世界もそうですけども、どんどんどんどん日進月歩で進んでおりまして、いろんな検査体制、もしくは検査方法が確立されておりますが、そういったものというのは町で情報等は、それを健診に生かすかどうかは別としても、こういった検査体制があるという情報に関しては調査とか勉強、把握はされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 最新の検査とか、そういった情報を町は調べているかというような御質問かと思いますが、そういった様々な現在検査等あるかと思いますが、それにつきまして全部が調べているかといったら、それはちょっと調べていないというような形になってしまうんですけども、関係、傾向として、亡くなられた方が多いような疾病について、そういったことで有効な検査とか、そういったものを調べるということは日々ありますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 課長おっしゃるとおりで、いろんなものが検査の方法に関しては、いろんな検査が発見されて、実践してみても、実際、有効的なものもあれば、まだ問題点があるというところもありますので、情報だけでもこれはやっぱり把握して取り入れるべきだと思いますので、情報収集には今後も町が一生懸命努めていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ここから具体的になんですけども、要は死につながるようながん、発生率は上位を占めるがんの中に入ってなくても、例えば男性の前立腺がんなんかに関しては、たしかかかった場所の近くにリンパがあると私はお話を聞いてるんですけども、そのせいで男性の場合はそのがんにかかって発見が遅れたりするとちょっと命に関わるようなこともあるような怖いがんもありますけども、こういったものというのは、聞いたんですけども、血液検査、P S A検査ですか、血液検査の中でも発見、発見というか、疑わしいものを発見できる検査があるというふうにお聞きしてるんです。こういったもの、例えば今のように、今の健診は、西会津町の健診の体制の中に取り入れるなんていうことはできるんですか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 議員申されたとおり、前立腺がんに限りますとは、P S A検査という血液検査が有効的な検査の一つとなっております。

それにつきましては、町といたしましては、健診の項目に入っておりませんが、近隣の市町村の状況等を確認しながら、今後、先行事例なども参考にしながら今後検討していきたいというふうに考えております。

また、来年度事業の検討も併せて考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 大変前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。もう来年度の予算の中にも考えていただけるということだったので。

先ほど町側の答弁でもありましたとおり、近隣市町村でも、これ、ちょっとごめんなさい、うわさであれなんですけど、データが見つからなかったんですが、柳津さんなんかではPSA検査はもうやってるようなお話も聞いたんです。しかも、血液検査の中で追加でPSA検査を行えばということで負担も少ないように聞いておりますので、ぜひ今言ったとおり、有効と認められるものに関してはどんどん前向きに、人に命に代えられるものはないので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

あと、健診率向上に向けた取組を聞こうかと思ったんですが、福島県内でも上位だということで、非常にこれは町側の健診率向上に向けた取組が結果として現れているとは思いますが、これもあちこちいろんな自治体の成功事例を見てきたんですけども、やはり対話ですね。告知で紙でいっぱい配布するよりは、やっぱり個々でお話を聞いてお願いするというのが、仙台市だったかな、成功事例で出てたと思うんですけども、職員の方々にまた御負担かけるかもしれませんけども、心の籠もった対応をお願いしたいと思いますので、引き続き上位を占められるよう頑張ってください。

次なんですけども、ここからなんですけど、じゃあ健診で見つけられない病気をどうやって見つければいいのかと考えると、いろいろあちこちの自治体の情報を調べたんですけども、結局、町が毎回、毎回、人間ドックに当たるような健診を行った場合の費用負担というのはとんでもない莫大な数字になってしまいます。

みんなが毎回、人間ドックを受けられればいいのかもかもしれませんが、これは負担もかかりますし、近隣市町村、これも調べてみたんですけども、西会津に隣接する自治体はほぼ全部人間ドックの助成を行っているようなんですけども、こういった情報というのは町側は把握されていましてでしょうか。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 人間ドックの御質問にお答えしたいと思います。

西会津町近隣の市町村で人間ドックの助成を行っている状況はという御質問でございますが、町のほうでちょっと調べた、全部が全部ではないですけども、調べた中では一番近くで北塩原村、あとは湯川村と三島町といった、全部ではないんですけども、そういったところがやっているというような情報はつかんでおります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 追加で、美里町、人間ドック検診助成要綱というのがちゃんと条例であります。助成限度額が決まっております、美里も行っておりますね。

先ほどちょっとタブレットで調べたんですが、喜多方も国保の上限、後期高齢者の上限を決めて人間ドックの助成を行っております。

あと、町が把握されていた北塩原を抜いて、坂下も、これは会津坂下町人間ドック検診実施要綱というのが平成20年3月31日に、大分早めに決まっていたみたいで、ここに関しては実例を挙げますけども、日帰り人間ドックだと上限が、町民負担が1万円、残りに関しては、第11条、検診機関は全ての検診日終了後に第11条で定める委託料を会津坂下町

長に請求するものと、それ以上のものはかかってないんですけども、私はこれ、今、情報、間違いでしたか。確認のため、お伺いいたします。

○議長　もう一回再質問しますか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　すみません、一言抜けていました。国保です。

美里町、国民健康保険健康診査の（人間ドック検診）助成要綱でした。であります、この情報等は把握されているのか。もし間違いがあるのであれば御指摘ください。

○議長　健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐　今ほどの議員が申された情報については、町側ではちょっと把握をしておりませんでした。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　人間ドックのおただしでありましたけど、私の記憶ですけれど、過去に西会津町は、人間ドックの助成もしてたんですよ。してたんです。他の町村から見れば早い時期にやっていたわけですけども、人間ドックを利用する方が毎年特定の人が利用していたというようなことで、それからちょっと人間ドックに対する助成というのは、その後、いつやめたのかちょっと私、記憶はありませんけども、現在の形になっているわけですが、一時はそういうことで人間ドックの助成は町として助成はしていたという事実はございますので、今現在はやってませんけれど。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　それでは、その当時の人間ドックの助成はどのようなものだったのか、お示しください。

○議長　健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐　町で行っていた人間ドックの内容はどんなものだったかというふうな御質問かと思いますが、以前、西会津診療所で行っていた人間ドックにつきましては、国民健康保険の被保険者を対象に実施しておりました。一部負担がどれくらいだったかというのは、ちょっと今資料がないもんですからお答えできないんですけども、費用額の中の幾らかを一部負担をしていただいて、残りを国保で負担して実施をしていたというような実施の方法だったかと思います。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　やってたのであれば、内容をお示しください。その点に関して問題もなかったのかどうかも教えていただきたいと思います。

戻りますが、その当時、なぜやめたのかも内容が分かりませんのでちょっとお話ししてみようがないんですけども、北塩原も、ちょっとチラシを私は持ってきたんですけども、やっぱり1回目ですか、何回かやってみたいなんですけども、日帰り人間ドック及びPETがんドックのお知らせを再度だったと思いましたがね、申込者ございませんかというふうに募ってるんですよ。

これ、先ほどの健康診断を受けてくださいという周知と同じで、見ても分かるおとり、検査項目も人間ドックのほうがはるかに細か、はるかにと言ったら語弊もありますけども、人間ドックのほうが結構詳細にわたって調べられておりますので、こちらのほうが病気の

発見率、ちょっとここで率が高いかどうかというのはお答えできないと思いますけども、やっぱりいろんな項目を診ていただけるということは安心にもつながると思いますし、病気の早期発見にもつながると思いますので、ここでは先ほどのように来年度の予算というわけにいかないと思いますけども、ぜひ御検討いただきたいと思いますので、その辺の考え方だけ、最後、町側にお伺いしたいと思います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 人間ドックの検診についてまた検討いただきたいという御質問かと思いますが、町といたしましては、まず初めに今行っている検診、がん検診、それをまず実施して、受診率を高めながら実施をして生活習慣病の改善等、それに力を入れていくといったところは基本に置いておきたいと思うんです。

そこにプラスしまして、先ほど申しました前立腺がんの検診と同様に、今後いろんな情報を検証しながら、そういった議員おっしゃられた人間ドックが本当に効果的な内容とか、検診の内容になるのかということも再度検討しながら、今後、ちょっとその辺も検討させていただきたいなというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この場ですから、はっきりできるとは言えないと思いますので、ぜひ検討してください。

先ほどのお話に戻りますが、繰り返すようで申し訳ございません。やはり我々の西会津というのは、少子・高齢化で年配の方々がいっぱいいらっしゃいます。私たちのようにまだ若くて自分の車で行って自分の体調の変化にすぐ気がついて、思った瞬間に自分の車で健診を受けに行けるような人たちはいいんですよ。ですけども、先ほど言ったように、年配の方々もいらっしゃる、交通弱者もいらっしゃる、そういう方々も同じ命です。その人たちを守るにはどうしたらいいのか。先ほど言ったような事例もあるわけです。

であれば、ちゃんと問題点は問題点で反省し、改革し、同じような失敗を繰り返さないように具体的な策、検討を行っていただきたいと思いますので、ぜひ今後、よろしく願いしたいと思います。

最後のほうなんですけども、これ、ごめんなさい、人間ドックのほう、ごめんなさい、戻りますけども、人間ドックのことにしてもそうですけども、例えば毎年じゃなくても何年に1回の助成でもいいと思うんです。例えば40歳、45歳と5歳刻みだとか、そういったようにやり方に関してももう少し、一回失敗したのであればもう一回浸透するような形も含めてぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 秦議員、ちょっと申し上げます。それ、今、失敗と言われたのを、それを断定する要素もなければ、そういう言葉を選んで、お願いします。

○秦貞継 ごめんなさい。すみません。大変失礼しました。失敗という発言は言っちゃりました。取り消します。

一度見直したことがあるのであれば、もう少し浸透する方法もあると思いますので、そういった方法も含めて御検討をよろしく願いいたしたいと思います。

あと、ちょっとそれなんですけども、西会津町というところの健康というところでも取り組むと、先ほどさすけねえわ（輪）の中に入ったと思うんですけども、これ、先日の

新聞報道でコロナでの自殺者8千人増、女性が今増加傾向にあるという情報もあります。うちの町でもやっぱり若い方で心に重い苦しみを抱えている方もいらっしゃると思いますので、そういったところに関しても今、受皿としては何か予防対策週間のようなものがあるとは聞いてたんですけども、そういったフォローというのもお考えなのかどうか、あと今現在、具体的にどのような対策を行っているのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 議員のこころの健康のほうの御質問にお答えしたいと思います。

自殺対策のうちの対策内容につきましては、町の去年の実績なんですけど、理美容組合さんの方に声をかけて、ゲートキーパーというような制度を使って、変化を結構、町民の方の変化を見られる機会があるのかなというようなことで理美容組合さんの方に声をかけてゲートキーパーの養成講座を実施したり、あと講演会を実施したり、あとはここに相談所、あとは町の保健師での相談というようなことで各取組を実施しております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。これだけ複雑・多様化した世の中ですから、そういったところのフォローもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、この質問の最後なんですけども、今後の西会津診療所なんですけども、たしか予算でも耐震診断でしたっけ、建物の診断が入ったと思うんですけども、結構年数もたっていて、その割には本当に先ほど答弁にもありましたとおり、町民にはなくてはならない施設ですから、これ、今後、増設というんですか、さらなる拡充、要は充実というんですか、施設の充実というものも検討項目に入っているのかだけ一点確認したいと思います。

○議長 健康増進課長補佐。

○健康増進課長補佐 西会津診療所の今後の計画についての御質問にお答えしたいと思います。

西会津診療所につきましては、現在、町長の答弁の中でも申されましたが、修繕、定期的な修繕、また機器の更新等を実施しておりますが、現状での施設の維持管理、医療機器の更新を今後も適切に実施していきます。当面、現在の施設で運営を継続していきたいと考えておりますが、先ほど議員おっしゃった耐震の調査とか、そういったものに絡みまして、今後、医療・介護連携推進基本構想というものを町のほうで策定を考えておりますが、その中で介護施設と一体のものとなりますので、その中で将来構想との整合を図っていくというふうな予定でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 本当に私も利用者なんですけども、あの診療所があるだけで本当に安心しますので、これからも本当に町外の人たちも西会津診療所あっていいと言われるぐらいの施設運営や施設維持をぜひお願ひしたいと思います。

以上でこちらの質問に関しては終わります。

続いて、災害復旧に関してなんですけども、まず町側の、ちょっと先ほど私、一言申し遅れました。大変失礼しました。本当に災害に遭われた方々、被災された方々に対しては、本当に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

また、今回、8月4日ですかの朝、私も現場にいたんですけども、役場の方々の対応の

早さにはびっくりしました。すぐ朝早くから車で動き回って、あちこちの災害現状を把握されていたことに関しては本当に感謝したいと思います。

また、時間もありませんし、質問もあまり多岐にわたると皆さんに負担をかけちゃいますので、今でも遅くまでやってもらって本当にありがたいと思いますが、ちょっと何点かだけ、2点ぐらいしか聞けないと思うんですけども、お伺いしたいと思います。

具体的に申し上げます、一点だけ。弥生自治区なんですよ。久良谷線の今お話が出てましたが、こちらの方々は本当に災害も大きかったのもありますけども、急いで避難したせいで荷物もなかなか取り出せなかったというお話を聞いておりましたので、ここの方々の荷物の運び出し等もぜひ、その中に、私、聞いたんですけども、買ったばかりの車もあるというんですよ。これもちょっと、道路の復旧見込みがちょっとまだ分からない状態だと思いますけども、自治区民に対してこういったものの引揚げ等や今後に関しての説明というのも丁寧に行っていただきたいと思いますが、そういった方向性というのは今どのような御準備をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えをいたしたいと思います。

町長の答弁の中でもございましたように、今後、10月の2日に現状の報告と併せまして、今後の復旧見通しの話を地域の皆様と一緒に町側と話をし、理解を求める作業はする計画でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 話合いが一番大事だと思いますので、地区住民の方々とよく話ししてください。10月2日ということでしたけども、1回では終わらないですよ。やっぱり理解を得るには何回かお話が必要だと思いますし、非常に被災された方々も疲れていらっしゃると思いますので、十分丁寧な対応をよろしくお伺いしたいと思います。

あともう一点、先ほど激甚災害指定の見込みだというお話をいただいたということだったんですけど、激甚災害及びこれに対して適用すべき措置の指定見込みであることが公表ということでありましたけども、これ、もし激甚災害に指定されたとなれば、まだたしか見込みですけども、となれば、災害復旧、例えば田んぼなんかもそうですけども、こういったものの復旧費用、要は受益者負担に関しては多少なりとも軽減されるという認識でよろしいかどうか、一点お伺いいたします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたしたいと思います。

今後、今次の災害が激甚指定になりますと、低額であります補助率がぐっと上がることになります。過去の平均でも、例えば農地ですと50%の定率、農業施設だと例えば65%という基本的な情勢なんですけれども、それが過去の5年間の平均ですと96%ですとか、かなりかさ上げになってるということでございます。まだ数字もはっきりは出ておりませんが、そういった過去の実績といいますか、ございます。

したがって、残りの例えば数%のうちの15%が町の負担金条例の中では受益者負担というふうにならわっておりますので、おのずとその額も小さくなる、個人負担も小さくなっていくというような見通しでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 町側の説明どおりだと思います。多少なりとも、率はどのくらい負担軽減になるかはまだ確定はしておりませんが、見込みとしては受益者負担が低くなるということですから、この辺の説明も被災に遭われた方々によく、特に田んぼ、要は農家やっている方々にしてみれば、この額によって農家を継続するかどうか、瀬戸際に立っている方々もいらっしやいます。そこに関しては丁寧な説明を申し上げていただきたいなと思います。

あと、最後に1点だけお伺いします。

これは、国や激甚災害の補助ということのお話をしましたけども、さらに町としてこういった災害に遭われた方々への補助と、いろいろ全協でもお話は聞いておりますが、そういったものは今後、再度検討されるお考えはあるのかどうか、最後に1点だけお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 被災された方への支援と申しますか、支援関係の御質問になりますけども、現在の対策本部は継続中ということで、この中で今議員がおっしゃったようなことも含めまして、今後、評価・検証、また見直しと申しますか、ここではお約束はできませんけども、一つ議題としては上げて検討してみたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ありがとうございます。ぜひ、これで終わりにならず、やっぱり先ほどの1つ目の質問の健康の件もそうです、災害の件もそうですが、困っている方々、苦しんでる方々の立場に立った施策また補助、助けをぜひ検討していただきたいと思いますので、それをお願いして、私の一般質問と代えさせていただきます。

以上です。

○議長 暫時休議にします。(15時00分)

○議長 再開します。(15時20分)

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。8番、伊藤一男であります。

まず初めに、一般質問に入る前に、8月初めの奥川地区を中心とした豪雨により、被害に遭われた皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

私は、今次定例会において大きく2項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず1つ目は、デジタル戦略の取組についてであります。

町では、日々進化するデジタル技術を戦略的に有効活用し、地域課題の解決や行政サービスの向上、さらには移住・定住の促進等を図るため、あらゆる分野においてデジタル変革に取り組み、持続可能なまちづくりを進めているところであります。その事業の取組について伺います。

まず1点目として、オンライン申請により、役場に行かなくても行政手続きができる環境づくりの取組状況は。

2点目は、町民の方が役場に行かなくても郵便局やコンビニエンスストアなどで住民票

等を取得できる環境づくりの取組であります。

3点目は、デジタル通貨導入による経済活性化の検討はされているのか。

4点目は、多拠点居住・ワーケーションの推進の取組状況は。

次に、大きな2項目めの質問については、山村活性化対策事業の取組についてであります。

町では、本対策事業により、米に特化した新たな商品の開発、生産加工・販売体制の構築、プロモーション等の事業を地域一体となって展開し、西会津ブランドの構築、就業機会の拡大及び所得向上による地域経済の活性化を目指しているところですが、これまでの取組状況についてお伺いをいたします。

まず1点目は、雪室貯蔵米ブランド化の取組についての状況であります。

2点目につきましては、米・関連加工商品開発の取組状況についてお伺いをいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 8番、伊藤一男議員のデジタル戦略の取組の御質問のうち、オンライン申請についてお答えいたします。

町では、人口減少に起因する様々な課題の解決や行政サービスの向上、さらには移住・定住の促進等を図るため、他の市町村に先駆け、デジタル戦略を策定し、デジタル技術を有効に活用しながら、これまでの仕組みや業務などを新たな視点で見直すデジタル変革を進め、将来にわたり持続可能な町の実現に向けて、全庁を挙げて取り組んでいるところがあります。

御質問のオンライン申請であります。申請や届出などの行政手続について、役場に行かなくても、パソコンやスマートフォン等から24時間いつでもどこからでも手続ができるようにするものであります。

具体的な取組状況は、ふくしま県市町村共同電子申請システムを活用しまして、町内体育館の使用申請のほか、水道・下水道の使用開始や停止の申込み、各種研修や公民館講座の受講申込み、西会津町史等の購入申込みなど、15件の手続がオンライン申請できるようにしており、町や県のホームページのほか、町のLINE公式アカウントからもアクセスできるようにしているところがあります。

今後は、このオンライン申請について一層の周知を図るとともに、さらなる業務の見直しにより、電子申請化できる手続を拡大し、申請者の利便性向上と業務効率化、郵便料等のコスト削減を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 8番、伊藤一男議員のデジタル戦略の取組についての御質問のうち、郵便局やコンビニエンスストアなどで住民票等を取得できる環境づくりの取組についての御質問にお答えいたします。

初めに、郵便局での証明書等の取得についてありますが、地方公共団体が処理する事務のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、住民票や戸籍、納税証明書の写し等の取得に係る事務を郵便局に委託することが可能となっております。

町では、支所及び連絡所がない群岡地区には群岡郵便局があることから、住民サービス

向上の観点から、住民票等の発行に係る特定事務の委託について調査・研究を進めているところであり、本年度は、群岡地区住民へのアンケートによるニーズ調査を行うこととしており、その結果に基づき、群岡郵便局への特定事務の委託について検討してまいりますので、御理解願います。

次に、コンビニエンスストア等での証明書の取得についてであります。全国約5万6千店舗以上あるコンビニエンスストアやスーパーに設置してある多機能コピー機の端末を自ら操作し、証明書等の自動交付サービスを受けることができます。この自動交付サービスは、住民の利便性の向上はもちろんのこと、非対面、非接触で証明書等の取得が可能であることから、コロナ禍における証明書等の取得に有効な手段として認識しているところでもあります。

しかし、その導入に当たっては、令和3年12月の調査で、クラウド方式による初期導入経費で約2,850万円、年間の運営経費で約430万円、5年ごとの機器更新経費で約385万円かかる見込みであります。また、1通の証明書等の取得に対し、コンビニエンスストア等に117円の手数料の支払いが発生するなど、経費的な課題があり、県内では29市町村、会津管内においては、会津若松市、喜多方市の2市のみ導入している状況となっております。

町といたしましては、会津管内の町村の動きを見極めるとともに、利用の状況や財源の確保などを踏まえ、調査・研究を進めているところでもありますので、御理解願います。

続きまして、山村活性化対策事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、昨年度より取組を行っております山村活性化対策事業は、地域の宝である米を中心とした農林産物の付加価値を高めることにより、ブランド力の強化を推進するとともに、それらを活用するための体制づくりや、持続可能な活力ある山村の形成を目指す事業であります。

具体的には、地域資源である米を中心に、新たな商品開発、生産・販売体制の構築、プロモーション活動を実施しており、本町産米の認知度アップと地域ブランド化を推進し、西会津ブランドの構築と西会津ファンを増やすことで資源そのものの価値が高まり、農林業のみならず、それらを活用した他産業の発展につなげ、就業機会の拡大及び所得の向上に結びつけるものであります。

1点目の雪室貯蔵米ブランド化の取組状況についての御質問のうち、パンフレットの制作についてお答えいたします。

昨年度作成しました「西会津米BRAND BOOK」は、町外に本町産米の魅力を広く周知し、米のブランド化を推進するツールとして活用するために作成したものであります。

パンフレットには、本町産米に対する第三者の客観的な評価等を掲載したほか、ふるさと応援寄附金の返礼品に出品している各生産者の米を五ツ星お米マイスターによって判定し、食味チャートとして分かりやすく特徴を表示しております。また、各生産者の米作りにかける思いや情熱などを掲載し、本町産米のおいしさや魅力を伝える内容としております。さらに、米の品質を保持するため、雪室貯蔵施設を活用していることも掲載しております。

このパンフレットの活用としましては、ふるさと応援寄附金の返礼品発送時に同梱しているほか、物産展等での配布や道の駅に配置するなどして情報発信に努め、本町産米の認知度アップとブランド化を推進するとともに、ふるさと応援寄附金の増額を目指すものがあります。

次に、関連加工商品開発の取組状況についての御質問のうち、米アイス及び化粧品の商品開発についてお答えいたします。

本事業により、米以外に米等を活用した商品開発は、米関連商品のアイテムを増やすことで米のブランド化を推進していることを全国に向けて周知することと、ふるさと応援寄附金の返礼品に採用し、寄附金の増額のため、開発を進めてまいりました。

令和3年度は、コシヒカリを原料としたアイスと、米ぬかを原料とした米ぬか石けんを開発し、昨年度中には商品化となり、販売と返礼品の採用につながったところであります。コシヒカリアイスには「西会津アイス」と命名し、米ぬか化粧品には「日本の田舎、西会津町」のロゴを入れて、町公式サイトへの誘引を図り、本町の認知度アップと米を中心としたブランド力の強化につながっているところであります。

今後も引き続き米関連の商品開発を行い、米のブランド化の推進と本町の認知度アップ、さらには開発した商品をふるさと応援寄附金の返礼品に採用し、寄附金の増額に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 先ほど1回目には米ぬか石けんと答弁をさせていただきましたが、2回目に米ぬか化粧品と、それは米ぬか石けんの訂正ということで、よろしく願いいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 8番、伊藤一男議員のデジタル戦略の取組についての御質問のうち、デジタル通貨導入による経済活性化の検討についてお答えします。

デジタル通貨とは、暗号化されたデジタル資産であり、法定通貨と同様に決済や送金に使用することが可能で、送金が早い、QRコードを読み取ると決済ができる、個人間で送金ができるなどの特徴があります。

本町のデジタル戦略におきましては、地域の価値の流れをデータで把握しつつ、経済に資する施策を打つ基盤となるデジタル通貨についての検討を行うこととしております。

近隣市町村では、既に磐梯町でばんだいコイン、会津若松市で会津財布といったデジタル通貨が運用されておりますが、いずれも運用が始まったばかりであり、今後の成果が注目されております。

地域におけるデジタル通貨は、地元の商店での使用を目的とした導入事例が多いところですが、現実には、大手のチェーン店で使用されるケースが高く、直接的に地域経済の活性化にはつながっていない傾向にあります。

町といたしましても、デジタル通貨の導入自体が地域経済の活性化につながるというよりは、あくまで地域の経済循環を把握し、経済施策に活用する手段として認識しております。

また、デジタル通貨の導入に際しては、導入時のインシャルコストや、システムの運営

費、広告費、店舗の手数料など運用コストが必要なことも課題となっております。

町といたしましては、このような課題も踏まえ、現在のところ、具体的な検討は行っておりませんが、今後、国や民間事業者での取組を注視しながら方向性を判断してまいりる考えであります。

次に、多拠点居住・ワーケーション推進の取組状況についてお答えします。

デジタル戦略の中では、関係人口の増加や空き家利活用の促進等を図るため、民間事業者との連携により、多拠点居住やワーケーションの推進を図るとしております。

町では、現在、お試し移住住宅O t a m e やにぎわい番所ぷらっとなどを活用し、移住施策の一環として取組を進めているところであり、直近では本年7月に親子でO t a m e での約2週間のワーケーションを体験されたところでもあります。

また、空き家等の遊休物件を活用し、多拠点居住の新しいライフスタイルを提案する株式会社アドレスとの連携協定を昨年4月に締結し、現在、町内の民間のゲストハウス2軒がアドレスへの物件登録を進めているとともに、お試し移住住宅など公共施設の有効活用についても調査を行うこととしております。

町といたしましては、コロナ禍において働き方が急速に変わる中、場所にとらわれない働き方を本町で実践するモデルを構築したいと考えており、そのため、民有の物件や公共施設を活用した多拠点居住及びワーケーションの拠点づくりを一層進めるとともに、関係人口の増加を図り、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりる考えであります。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 8番、伊藤一男議員の山村活性化対策事業の御質問のうち、雪室貯蔵米パッケージデザインと米粉の商品開発の取組状況についての御質問にお答えいたします。

まず、雪室貯蔵米パッケージデザインの取組状況であります。雪室貯蔵施設が品質や食味の低下を抑えられる特徴を生かし、本町の良食味米に付加価値をつけて販売する雪室貯蔵米専用のパッケージデザインの企画・制作業務を昨年度実施いたしました。

今年度は、そのデザインを活用し、雪室貯蔵米のメリットを効果的にPRできる専用の米袋を制作する予定であり、通常の米との差別化を図ることで首都圏などで開催されるイベントや物産展などでのプロモーション活動、試食などでのアンケート調査を実施し、付加価値商品としての評価・検証に取り組んでまいります。

なお、当初、本事業で実施を計画しておりました動画制作については、別の県補助事業を活用して制作したところでもあります。

次に、米粉の商品開発への取組状況ですが、町内産米粉用米の消費拡大と活用に向けて、新たな商品開発として米粉を活用したパンなどへの加工の可能性調査を実施しております。昨年度は、米粉を活用した試作品製造を町振興公社や町内の飲食店などに委託し、パンや総菜、スイーツなどを製造していただき、あわせて試食提供によるアンケート調査も実施したところでもあります。また、道の駅よりっせにコンパクトベーカリーシステムを整備し、町振興公社が米粉パンの製造・販売を試験的に実施したところでもあります。

今年度は、さらに米粉を活用した商品開発を町内の個人や飲食店、企業などから広く募集しており、先進地視察研修も実施しながら、関係者と連携して検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響で業務用米の需要が減少し、さらに輸入小麦の価格上

昇により、全国的にも米粉の需要が高まっていることから、この機会を捉えて町の特産品となる新たな商品開発への支援に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、まずそれぞれ答弁いただきましたので、まず初めにデジタル戦略の取組についての再質問をさせていただきます。

まず、デジタル戦略の推進については、町デジタル戦略推進本部が中心となって実施しているわけであります。また、その事業については、39の事業の推進ということで、今、推進を図っているわけでありますが、デジタル戦略推進本部というのはどういう組織なのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

今ほどおただしにありました町のデジタル戦略推進本部につきましては、町長、副町長、教育長以下各課長で構成しておりまして、そこに町の最高デジタル責任者、いわゆるCDO、藤井CDOに入ってくださいまして構成している庁内の会議でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ここで39の事業があるというようなことではありますが、私、今回、一般質問で質問したわけでありますが、この事業については、企画情報、それから商工観光、それから町民税務課というふうにわたっているんですが、この事業の内容といたしますか、そういうものを検討する場合には今言ったような推進本部の皆さんが全員出席をして、そこで会議を持ってある程度大きい大枠といたしますか、そこで決めて、それから私、今ここで質問しているんですが、担当課で、ここで答弁されるような形になるのかどうか、その辺をお答えください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今年度のこの進捗につきましては、まず7月の段階で副町長以下の各課長でまずは庁内の4月、5月、6月、3か月の推進状況について、今ほどおっしゃったように戦略につきましては、戦略1のしごとのDX、戦略2の招致・もてなしのDX等々、戦略6の対話・コミュニケーションのDXまで、推進体制を含めまして相当数の事業がありますが、それを一個一個個別にまずは副町長以下で進捗状況を確認いたしました。その後、8月になりまして戦略本部全体で、今度、町長とCDOにも入ってくださいまして、それぞれの進捗状況についてお互いに情報共有をするとともに、懸案事項だったり、進捗が進んでいない事業がありましたら、意見交換をしながら、この後、9月からの、9月、10月からの今年度の後半に向けてさらに推進するようということを確認し合ったということで進めております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 企画情報課の中にデジタル戦略室というのがあるんですが、この役割といたしますか、藤井先生は当然その中に入ってるのかも分かりませんが、デジタル戦略室の役割みたいなのはどういうふうになっておりますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まさに、今ほど私が申し上げてきた一連の手順の事務局になっておりまして、各課横断の情報共有だったり、資料作成だったり、そういったことをやっておりますし、あとは各課からこういうデジタルDXについて懸案事項だったりの相談があった場合には、推進室が先頭になって各課に相談に乗ったり、一緒になってデジタル化を推進したり、そういったことを実施している実行部隊でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうことを今、課長のほうから説明がありましたので、役割というのは事務局的な役割を果たすということによろしいですね。

それでは、1つ目のオンライン申請により、役場に行かなくても行政手続きができる環境づくりの取組の状況について再質問したいと思います。

オンライン申請というのは、自宅や、例えば外出先で時間を選ばず、スマートフォンやパソコンなどで必要な手続きをすることができると、そういうことでありますが、恐らく今、現在10項目の、町のホームページなんかを見ますと、オンライン申請申込みが、いろんな手続きができるということですが、それでよろしいですか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

現時点では10項目ということで、議員おただしのおりでございます。といいますのは、これは、例えば公民館の講座だったり、もう受付が終了しているものは表示されないような形になっておりますので、現時点の項目数としては10項目ということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この答弁書を見ますと、各種研修会というところにオンライン申請の項目を見ますと、介護職員の募集とか手続、そういうのも入ってるんですが、各種研修会にはそういうことも入ってるということですね。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 今ほどお尋ねになられたとおりでございます。例えばそのほかにも健康ウォークの申込みだったり、そういった部分を含めて一塊にして、そういうふうな表示にしたところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これからオンライン申請の項目を増やしていくということについては、どのようなことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

1回目の答弁で申し上げましたとおり、電子申請化できる手続を拡大してということになるわけですが、具体的に申し上げますと、電子申請化の一番のネックになっておりましたのは、例えば判こ、公印、判こ、申請者の判こが要るというような手続があったわけですが、これにつきましては、押印の見直しという中で、判こは要らなくなって電子申請化しやすくなったわけですが、一方で、申請書に添付書類をつける

なんていうケースが多々ございます。今後、オンライン申請の拡充を図っていく場合には、こういった添付書類が必要なかどうか、または直接担当者と面談で受付をしなきゃいけないかどうか、そういういわゆる業務の見直しの部分、こういった部分をDXしていかなくちゃいけないということが課題になっておりますので、これを進めてオンライン申請化を推進していくということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 恐らく近隣の市町村も大体同じようなオンライン申請の項目だと思いますが、あとはここでもっと増やしていくにはいろいろと電子申請化とか、いろんな手続があるという、拡大をしていくというようなことだということですが、これからもっと利便性を向上させるといいますか、利便性の向上についてはいろんな項目を増やしたりなんかあるわけではありますが、やっぱりいろんなところで啓蒙していくというか、そういう今、町で確かにオンライン申請ができるんだと言ったって、やっぱり町民の方は分からない方も、分からないというか、幾らスマホを持っててもやっぱり分からないという方も結構多いと思っておりますので、そういうところにもっと啓蒙しながら拡大をしていくというか、利便性の向上を図っていく、そういうことについてお伺いしたいと思っております。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 オンライン申請の状況につきまして、参考で申し上げますと、福島県のほうが実施主体になっております、西会津町も使っている共同電子システムにつきましては、今のところ、福島県内で市が8つ、それと町が2つ、村が1つで、11市町村がこのシステムを使って運営していると、申請受付システムを運営しているというような状況になっております。また、会津、この間、たまたま新聞に出ましたが、会津若松市においても13種類の手続のオンライン化というような新聞記事がございました。

そういったことで、まだまだこの制度、福島県内的にはまだ進み始めたばかりなのかなというところもございますが、議員、お話しいただいたように、町民の方々、または町に、町内に勤務される方々も含めまして利用者の利便性が図られるように周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 福島県内で11市町村だけだということなので、本当にデジタル戦略の中で早い取組なのかなというふうに思っています。これからも、先ほども言いましたように、周知をしながらオンライン申請の利用者を増やしていくというふうに努めていただきたいと思っております。

次に、町民の方が役場に行かなくても郵便局やコンビニ等で住民票などを取得できる取組はということですが、これについては、先ほど町民税務課長から答弁あったわけですが、郵便局については、住民票等の発行に係る特定事務の委託ということについて、今、調査・研究を進めているということですので、また群岡地区住民へのアンケート調査によるニーズ調査を行うこととしており、その結果に基づき、群岡郵便局への特定事務の委託についても検討するということですので、この件の実現の可能性といたしますか、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 群岡郵便局への委託の検討についてでございますが、やはりこちらも導入経費、導入後の経費等がそれなりにかかる見込みでございます。その経費に対して、どのくらいのニーズがあるのかなということを調査しなければ判断もできないということもございまして、そういった関係で今年度調査をして検討はしたいということでございます。

例えばですけれども、郵便局に委託をするにしても、250円の住民票を発行したとしても、郵便局には300円かかると、支払い手数料もかかるというようなことも分かってきてございます。それに、奥川支所や新郷連絡所と同じように、役場の事務的な手続は何ら変わらないといえますか、こちらから送ってやるという作業がありますので、ちょっとその辺も含めまして、あれば便利というのは分かるんですが、経費的な問題、事務的な課題もありますので、ちょっと検討していきたいなということで、まずはニーズ調査からということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の件につきましては、まずニーズ調査をやってから、それからいろいろ検討したいということで、分かりました。

それでは、住民票取得についての交付で、やっぱり今はコンビニ交付といえますか、マルチステーションというのかな、マルチコピー機というような、そういう機械を設置されてるところで住民票を取ることができるというようなシステムができていくというようなことではありますが、まず今、こういう若い人がいろんな仕事を町外でやってたりなんかする場合において、やはりメリットとして夜間でも例えば休日でも証明書を取得できるとか、いろんなあとは時間的な、例えばコンビニであったりすれば、6時半から11時までなんていうのが今そういうようになっているようではありますが、そういう遅い時間でも取れたり、そういうようなことで、若い人、働く人にとってはすごくいいことだなと、利便性がいいなというふうに思っていますが、費用対効果とか、いろんなことがございますので、ほかの町村でもまだあまり取り組んでいない状況だというようなことで。

ただ、若い人にとっては、またこれが絶対にどこかで、市町村に足並みをそろえるのか、それとも西会津町が早く取り組むのか、それは国の補助事業であったり、例えばそういうことも出てくるかもしれませんので、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、その辺の若い人たちの利便性向上という点でどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、コンビニエンスストアでの証明書の取得についての再質問でございますが、議員おただしのとおり、若い人にとってまた本当に役場に来なくても証明書のほうが取れるということで、若い人に限らず、大変便利なものということでは先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。

また、コロナ禍において、非接触、非対面ということで、こういう世の中にとっては大変便利なものということでは認識してございます。

ただ、先ほど御答弁の中にありましたけれども、初期導入経費、年間の運営経費、考えますとかなりの財政負担、運営経費約430万が毎年かかるということでございます。

会津管内では、喜多方市、若松市のみの導入ということで、中・浜通りについては町村でも導入してるところはあるんですが、原発事故があったところはちっちゃいところでも

小規模の町村でも導入ということはありません。ただ、会津管内においては、やはり利用率と申しますか、利用状況を考えたときに、やはり町村にとっては財政負担が大きいというのは最大の課題でございます。だから、導入が進んでいないという現状もでございます。そういったことも踏まえまして、今後、会津管内の動きなんかも注視しながら進めていきたいと。

先ほど、勤めている方が、証明書の取得についてでございますけども、毎週火曜日と木曜日、7時まで今のところ延長窓口をやっておりますので、それを御利用いただければなと思います。ただ、その時間でもお仕事をしなくては、またそれも課題もありますけども、今はそういった体制で対応しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私は、ちょっと課長が、マイナンバーカードの普及なんていうことも出てくるのかなと。西会津町においてマイナンバーカードの普及があまり進んでいないとすれば、やっぱりこれ、コンビニでの取得についてはそういうマイナンバーカードが必要なわけですね。そういうマイナンバーカードの普及ということも、そういうのが広まってこなければ、やっぱりなかなか難しいなというふうに思いますが、その点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

コンビニエンスストアでの多機能コピー機で操作して自動交付を受けられる一つにマイナンバーカードが必要であります。当然、コンビニ交付が導入されれば、マイナンバーカードの申請も増えてくるのかなということでは考えております。

ただ、先ほども申しましたように、やっぱり最大の課題は経費の関係もございまして、便利だから導入して、それなりの財政負担もしていいということにはなかなかちょっと踏み切れないところもございまして。

現在、マイナンバーカードも47%ほど交付申請受付してございます。

今後、コンビニ交付だけに限らず、第一には身分証明書に使えるだとか、本人確認に使えるだとか、または保険証としても利用が順次開始されていると。また、令和5年度末には運転免許証とカードを一本化のような方向で検討されているところでございます。利用するコンビニ交付以外にもマイナンバーカードの利用方法が拡充されてますので、今後、その利用方法も含めてPRしながら、マイナンバーカードの交付受付には努めていきたいと考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次の質問に移りたいと思っております。

デジタル通貨導入による経済活性化の検討はされているのかということですが、いろいろ検討はされているんでしょうけども、最終的にはこれからのいろんな情勢を見ながらまた検討していきたいというようなことではございますが、磐梯町とか若松とか、そういうデジタル通貨のあれってやってるわけですが、やっぱり共通するのは、磐梯町も若松市も観光地だということですね。観光地、観光をする人にとってデジタル通貨、例えば磐

梯町でありましたら 10%のプレミアムがつくというようなことで、そこはやっぱり星野リゾートとか、そういったところがあったり、本当に高級志向のホテルがあったりして、そういうのがデジタル通貨、そういったものの踏み切った一つの大きな理由なのかなというふうに思っていますが、町においては、西会津町においては、なかなかそういう宿泊といえはロータスインというようなことになってしまうのかもしれませんが、そういう中でロータスインに誘客のために西会津コインを導入するなんていうことはなかなか難しいのかなと。

やはり町全体の商店の活性化を考えたときに、プレミアムをつけなければ、例えば磐梯町みたく 10%とか、そういうものをつけなければ、活性化といいますか、商品を西会津から買うというようなことにはならないのかなと、そういうことで、私もデジタル戦略の中に事業と上げたから何でかんでやらなければならないなんていうことではないと思いますので、これからもそういうふうに検討していただいて、必要あれば、またそういうニーズがあれば、やはり検討して導入するというような形にさせていただければいいのかなというふうに思います。

次に、もう一点ですね。それでは、次の多拠点・ワーケーションの推進というようにことで、いろいろ課長から説明ありました。これは、いわゆる都会から都市部の方が田舎に仕事とか移住をしながら、いろんないい環境の中で仕事をしたいというようなことのニーズからこういうことが生まれてきたのかなというふうに思いますが、この事業は、一部令和2年度の先行事業としてやってきているということではありますが、どのような内容のものであったのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長 答弁調整のため、暫時休議します。(16時12分)

○議長 再開します。(16時14分)

企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほどアドレスという連携企業との先行事業という形で社長においでいただいて、トークセッションを開催したということをごさいますして、移住促進に向け、多分野・異業種の多様な立場からのトークセッションを行ったという事業でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この事業は、株式会社のアドレスとの連携を図って、これからいろいろ進めていくことになろうかと思いますが、この事業は7年までだと思しますので、これからいろいろと西会津の状況なりを検討しながら、いい方向に持って行っていただきたいと思えます。

次に、山村振興対策事業の取組についての再質問をしたいと思います。

まず、ちょっと時間もありませんので、米ピザの商品開発というのがあったんですが、これはどうなっているのでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、御質問にお答えいたします。

山村活性化交付金の当初の計画では、米粉を活用した新たな商品の開発ということで、米粉のパンであったり、米粉のピザであったり、そういったものを開発できないかという

ことで、計画の時点ではピザなども考えておりましたが、実際、昨年度、町内の飲食店に米粉の商品開発をお願いしたところ、スイーツでありますとか、公社についてはパンを試作して、ピザを作っていたいただいた飲食店等は結果的にはなかったということでもあります。

ただ、今年度、町内の個人、あるいは企業の皆さんに広く広報しております、その中で米粉のピザなども出てくることも考えられますが、昨年度についてはそういった経過で米粉のピザについては、製品、商品として成果としてなかったということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次に、最初の資料の中に、大麦事業化可能性を調査というのが入ってたんですが、これは何かクラフトビールだか何かだと思ったんですが、その辺のあれについては、予算には3年度の予算だったかな、上がってたんですが、それはどうなったんでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 クラフトビール、またはペットボトル水ということで、去年はフィージビリティ調査ということで、例えばどのくらい製造すればどのくらいの経費がかかるのかなということで、製造ということではなくて調査ということで、それは昨年度実施してございます。

そのデータを基につくる事業者があるかどうかということで今年はちょっと募集してきたところではあるんですけども、なかなか一気に事業、製造品を引き取ると数十万から数百万という単位の支出が出てきますので、ちょっとそれは調査をしても国のほうではなかなか踏み切れなければ、それは昨年度の国のほうの方針なんですけども、調査はいいでしょうと。実施で、無理に実施して赤字とか何かになれば、それは無理に実施しなくてもいいというようなことはあったんですけども、今、クラフトビールというのは全国で結構あちこちで脚光を浴びてるといようなことがあって、米を使用したものとか、フルーツを使用したものとか、いろいろございまして、そういったものの商品にできるかどうかという調査を行ったということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 調査をしたということでありますので、それについてはこれから検討してやっていくことだと思いますが。

まず、次に、米粉のパンについて、これ、ちょっとお尋ねしたいんですが、もう振興公社のほうで商品化をされて販売をされていると思うんですが、この辺の収益性といいますか、その辺については、今試験的にやっているような状況だと思うんですが、その辺についてはどのように考えているかというか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

振興公社につきましては、昨年度、町の委託事業で試験販売をやっておりまして、今年度からは本格的に公社の事業としてやっておりますが、あくまでも町で昨年度委託した試験的な委託事業の部分だけについて申し上げたいと思います。

昨年3月下旬、1週間ほど試作品の販売をいたしました。揚げパン、コッペパンなど20種類のパンを製造しまして、473個の売上げがあったということで、委託事業の中ではそ

ういった報告を受けているところでございます。

437個で、売上げが約6万7千ほどになっているということでございます。

○議長　あと、最後になります。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今いろいろと答弁いただきましたが、やはり山村活性化事業については、3年間の中で1千万、1千万ですか、3千万というような予算だと思いますが、やっぱり町が伴走して個人や団体、企業等の収益にならなければ続かないわけですから、その辺の収益性について十分検討しながら、やっぱりこれから大事なところはそこが一番じゃないのかなというふうに思っておりますので、収益性を十分に考慮しながら、これからいろいろと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(16時23分)

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

令和4年 9月13日(火)

開 議 10時00分
延 会 16時22分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長補佐	鎌 倉 康 裕		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第6回議会定例会議事日程（第5号）

令和4年9月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 三留 正義 | 3. 多賀 剛 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

令和4年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 おはようございます。5番、猪俣常三です。

本日の議会に一般質問を通告しておりますので、伺ってまいります。

質問に入る前に、近年、8月3日から4日にかけて降り続いた大雨により、大きな被害が出ました。地域によっては住宅や農地、鉄道や道路などのインフラが大きな被害を受けました。本町において住宅や農地などに被害を受けられた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは災害復旧についてであります。水田に土砂等が流入及び農業用水路等が埋没、道路や河川の決壊など、復旧に向けた取組について伺います。

1つ、被害の取りまとめの進捗状況と詳細はどうなっているのか。

2つ目、激甚災害への指定の見通しと今後の復旧計画はどうなっているのか。

3つ目、水田、いわゆる農地等に堆積した土砂の撤去及び令和5年産の作付の見通しと受益者の負担費用はどうなっているのか

4つ目、農業用水路の土砂等の撤去について、機械が入らない箇所への対応はどのようになっているのか。

5つ目、河川の氾濫による護岸の決壊について、町は県にどのように要望していくのか。

6つ目、災害復旧の補助対象外となった被災地について、町の対応はどのようにしていくのかを、1日も早い復旧工事が進められることを念じながら、私の一般質問といたします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 5番、猪俣常三議員の災害復旧についての御質問にお答えいたします。

初めに災害の取りまとめの進捗状況と詳細につきましては、豪雨災害発生直後から、町職員による被害調査を開始し、同時に各自治区長宛てに被害報告を求める通知を速やかに発送するなど、被害の全容把握に努めてまいりました。その結果、8月31日現在の取りまとめ状況は、農地で水田66か所14.7ヘクタール、畑2か所、農業用施設の道路、用排水路で110か所、町道3路線、林道4路線、小規模な路肩決壊などで34か所となっております。

次に、激甚災害の指定の見通しと今後の復旧計画についてであります。8月23日に内閣府から、激甚災害に指定する見込みと事前公表が行われたところであります。また、復旧計画につきましては、国庫補助の災害復旧事業及び小災害復旧事業債を活用し、復旧工事を実施する計画であります。

次に、水田に堆積した土砂の撤去及び来春の作付の見通しと受益者負担につきましては、

大規模な土砂が堆積した水田などにつきましては、国の災害査定を待たずに先行して応急本工事により実施する予定であり、来春の作付に支障が出ないように復旧工事を進めてまいる考えであります。

受益者負担につきましては、町の分担金徴収条例に基づき、災害復旧事業費から国庫補助金を差し引いた残金の15%となります。今後、激甚災害指定になりますと、農地などの災害復旧事業に係る国庫補助率がかさ上げとなりますことから、さらなる負担軽減となる見込みであります。

次に、農業用水路の土砂などの撤去で機械の入らない箇所への対応につきましては、現時点で9か所ほどありますが、施工上の課題がありますことから、事案別の対応策を検討してまいります。

次に、護岸の決壊に係る県への要望につきましては、河川の氾濫を防ぐための護岸のかさ上げや、しゅんせつなどの改良工事を、国・県に対し会津総合開発協議会などあらゆる機会を捉え、積極的に要望活動を実施してまいります。

最後に、補助対象外となった被災地への対応につきましては、町から自治区への重機の無償貸出しや復旧資材の無償提供、町直営の道路維持管理職員による復旧作業、町建設業組合の協力による復旧工事により、順次対応してまいる考えであります。

町といたしましては、災害の復旧対策につきまして、被災者の視点から住民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、円滑かつ迅速に実施してまいる考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいま建設課長から御答弁をいただきました。詳細が、るる示されたわけです。

その中でちょっと気にかかるなと思ったのが弥生地区のところ、林道といいたいまいしょうか、その先の被害状況はこの中に含まれているのかどうかを、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

災害の区分の中には公共土木施設という区分がございますが、主に町道ですとか橋梁などが該当するものでございますけれども、この公共土木施設の国庫補助を受ける災害復旧事業の中で、久良谷線、弥生に通じる町道久良谷線については、対応してまいる考えでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 つまり、この中には入っているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 今ほど申し上げましたのは、あくまでも県道分かれから町道の関係でございますが、その先となりますと、今度は林道、会津森林管理署の範疇にもなってくるわけでございますけれども、そちらのほうがこの公共土木施設の復旧には、現時点では含まれてはございません。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　私が今これを聞いたのは、非常に鏡山という、これ、今被害が大きくなっている状態で、直接関係あるかどうかは別としましても、関連的にお尋ねしているわけでありまして、どのような状況になっているか。あそこは鎖か何かで止められているのでなかなか入れないだろうというふうに思いますけれども、町のほうでどのような形で調査されたかを、ちょっとお尋ねしたわけでありまして。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　ただいまの御質問の、弥生の集落から、その橋から先ですね、鏡山の登山道に至る部分への被害の状況でございますけれども、被災直後に国の森林管理署のほうで調査をしていただきました。

　実際その集落から先の部分につきましては、町道部分の終点が駐車場になってまして、未舗装になりますけれども、その先が登山道に続いているわけでありまして、その集落から町道部分の駐車場までに至る部分については、10か所ほど被災箇所がございました。

　さらにその町道の駐車場から先、登山道に至るまでの山道でありますけれども、こちら町管理ではなくて国のほうの管理になります。実は300メートルほど登った段階で、もう3か所ほど被害があって、そこからはもう徒歩では登れないというような状況になっていたという現在の調査状況でございます。

　以上でございます。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　よく分かりました。今後質問の中に関連してくるものがあるかなと思いましたが、お尋ねしたわけでありまして。

　その中で、今回弥生地区についてのこの被害状況は、同僚3番議員に対して町長が御答弁された中で、非常に甚大だったという報告でありました。その中でこの橋から、それから木材や、かなりのものが排出されてきて、直径1メートルぐらいある石がごろごろごろしているというような状況の中で、お尋ねするわけでありまして。

　ただ、そここのところのこの被害状況の中で、今後町としての取組の内容が今、示されてはおりますけれども、1か所、集落から約700メートルぐらい手前のところでは、難所のところで大きな土砂で塞がれているわけですが、そういう状況の中で、この弥生の集落の被害状況をどのように進めていくのかを、ちょっとお尋ねしていきたいと思っております。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　町道久良谷線の復旧計画についてもう少し詳しくというような話かと思っております。

　議員も御承知のとおり、ちょうど久良谷線につきましては、県道熱塩加納山都西会津線から入って、そこからスタートするわけですが、迂回路もない一本道の路線でございます。現時点での計画です。今、詳細はコンサルタントに測量設計等発注してございますので、それを待ってからということになりますけれども、現時点の想定で言いますと、型押しといたしまして、県道側からずっと順番に直していく、そういったことで想定はしてございます。

　かつ、今おっしゃった700メートル、集落から700メートル手前、我々も現地調査して

まいりまして、現場確認、私もしましたけれども、ただ単に崩れているですとかそういう次元ではございませんで、もう完全に下が、道路の下がえぐられているという箇所も、そこには一番大きく確認されてございます。したがって現在非常に危険な箇所ということで、全面通行止めの措置は取っているところであります。

そういった補修をする際にも、現時点での想定では、仮道を造って川に下りて、下から復旧するようなイメージでおりますので、なかなか全線復旧にはかなりの時間を要する、そういったことが想定をされております。ですからまずは集落までの町道の全線復旧に全力を尽くしたいというふうに考えております。その先については、まず町道が完全復旧しないと資材も持っていけない、重機も運べないということになりますので、まずは全線復旧をさせていただいて、その先は並行して検討していくというようなことで進めていきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳細に答弁していただきまして、よく分かりました。

そこでなんですけれども、また別になりますか、流木がございまして。その流木というのが、この被害状況の詳細の中に、至るところの橋桁等に引っかかっているものがあります。また、河川に落ちたり、なっているところもあります。問題は橋のところなんですけれども、このところの撤去はどのように町として考えているのか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

この洪水で、大雨で流されてきた流木の処理ということでございましてけれども、現時点でももう既に町道、町管理の河川でここは危険だなというような部分については、もう既に専門業者なりをお願いして、撤去して産廃処分というような形で順次処理を進めているというようなことでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、今現在ほとんど終わったわけではないですよ。小屋のところの橋桁、あそこに大きな材木が縦に橋桁に引っかかっているというのが気にかかっておりましたので、そこは確認されたことはありますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

議員が今おっしゃったのは一級河川奥川でございまして、県の管理の範囲でございまして。それで県もパトロールを定期的にやっておりますので、承知はされていると。それで順次撤去されるものと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。

それだけ流木が引っかかっているというのが、また二次災害になるおそれがあるということで、私は今お尋ねしたわけでありまして。まずは災害がないことを祈っているんですけれども、いつ何どきやってくるかというのはちょっと分かりませんので、そういったところの気がついたところをお尋ねしているところであります。

次に、この激甚災害指定の見通しと今後の復旧計画の中でお尋ねするわけですが、特に

今、弥生地区の自治区については、今先ほどお話し申し上げたとおりであります。今後さらなるその町側の努力を御期待するしかございませんが、住民の皆さんがおっしゃっているのは、こんな災害になってしまったのは、もうここに生活して初めてだというお話も3回も聞いております。その中で、できるだけこの災害を完全に復旧していただくことを望むわけでありますから、その意味でお尋ねしていたわけであります。

まずは今後のこの復旧計画の中でお質しをしていきたいのは、一つは一級河川というのは県が行うというふうに解釈してよろしいかということと、ほかの河川については町が対応するという解釈でよろしいのかどうか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 議員おっしゃるとおりでございます。一級河川は県で、準用河川、普通河川などは町で管理してございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねしてまいります。奥川地域のことを申し上げる、地域ですけれども、今回予想していない雨が多量に降ったということで、予想外の雨であったことからかなりの被災地が見えてきているということでお尋ねするわけですけれども、この中で、中ノ沢自治区を流れるこの小田川の河川についてお質しますが、まずは、ここは普通何もなかったときには、川の深さは非常に深い状態でありました。今回の災害で、その深さはほとんど普通の護岸と同じような高さになってきている。そういうような、河川の深さが浅くなったと、この工事について今先ほどもお話し申し上げましたように、今度は町がやるというふうになったと理解するんですが、これに対するこの河川、どのように考えておられるのかをお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 小田川についてお答えいたします。

ここは準用河川でございますので基本的には町管理でございますが、現在福島県のほうで砂防指定をされておりまして、現在はその対策工事、進んでおります。基本的には福島県のほうに復旧等も協議しながらお願いしてまいりたいというふうには、現時点では考えてございます。

また、まずその県と協議する中で、町のほうで対応する部分も出てくるやには思いますけれども、基本的には砂防指定地ということで、県のほうには要望してまいりたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 できるだけ町の財源が投入されないような手法が取られるのであれば一番ありがたい話であって、県や国のお力をお借りして復旧工事が完成するのであれば、一番住民の皆さんにとってはよろしいのかなと、そんなふうに思います。

ただ、その箇所だけが浅くなっているばかりじゃなくて、その下流のところまでが浅くなっているという部分、そういったところの判断はかなりリスクが高いのかどうか、出てくるんだろうと、こんなふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

議員今おっしゃったことにつきましても関連するわけですがけれども、基本的にはその砂防指定になって、現在県のほうで対策を進めていく中で、その部分につきましても、同じように対応していただけるように、基本的には要望してまいりたいなというふうには思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 理解いたしました。

同じくあそこにもう一本の河川が流れておりますので、山田川という河川がございます。ここも災害が起きておりまして、かなりひどくなっているというところでもあります。このところについても、同じような町の考えをお示しいただければと思います。お尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

山田川も報告が上がっております。ここも一級河川で県の管理になっておりまして、洗掘箇所につきましては既に建設事務所のほうに報告して、対応をお願いしております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 理解いたしました。とにかくこういったところの支流の河川がどこの管轄だということがちょっと理解しがたいところがありましたので、お尋ねしているわけでありまして。一番なのは住民の皆さんが不満を抱いておられるということを解消してあげなきゃならないので、お尋ねをしているということを御理解いただければありがたいと、こんなふうに思っております。

次なんですけれども、同じく奥川の小屋自治区を流れる小川が1つ、山際にあるんですが、実は、普通は水は流れていないということは聞いております。ところがその下流にある2軒の民家の間を流れてくるので、万が一被害を受けるおそれがあれば大変になるというふうに思うので、不安を取り除くためには整備が必要だというふうに考えられるんですが、町の考えをお聞かせください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 現時点でまだ詳細なところは申し上げることはなかなか難しいですが、基本的には、今後の対策の見込みとしましてですが、福島県さんのほうにやっぱり協議をいたしまして、まずは保安林指定をお願いする、その中で構造物など、その対策を併せて進めていただくというような流れになろうかと思っております。今後この件についても県と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に難しいところがあるかもしれませんが、これが大雨だ、あるいは洪水だというふうになると、非常に予想以上に、表現が正しいかどうか、暴れてくるような支流というんでしょうか、非常に怖い支川だというお話も聞いております。そのように町の力をぜひとも投入していただければと、こんなふうに思います。

また、同じような今回災害を受けたところ、つまりこれも川が非常に流れているわけではないんですが、今回の大雨で大量の水が発生した極入地区に、中央に当たるところなんですけれども、このところは昔、魚の飼育に使っていた支流であったのではないと

いう話を、私はそういうふう感じたわけですが、とりあえずそこは支川ではあって、今回の災害が確認されているんだらうと思います。まず安全を確かめていくためには整備が必要ではないかと思うので、お尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 極入地区の件でお答えいたします。

今ほど小屋の答弁でお話しした内容に近いものがあるわけですが、その当該地区の極入ですが、既に県のほうで現地調査をしております。それで私たちもその現場確認を御一緒にしたところがございますけれども、それで今後県の考え方としましては、保安林指定、それからその後の施設整備などの対策を実施していただくよう、これも今後早急に要望していくと。県のほうでも内容的には承知しておりますので、今後町としても強く要望してまいる考えでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 理解いたしました。

もう一つお尋ねしたいんですけれども、極入と弥平四郎自治区の区間の中で、全協でもお話ありましたように、ケーブル線が損傷したということで影響があった、あるいは影響はないとかいう話を受けましたが、今現在弥平四郎自治区の方々に支障はないのかどうか。そのケーブル線が川の中に引きずり出されているのか、あるいは損傷を受けている部分についてどう考えておられるのかを、町の考えをお尋ねします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 猪俣議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃった弥平四郎に向かう道路脇の電柱につきましては、東北電力柱に共架をしておりますケーブルテレビの電線でございますが、そのテレビ放送等に支障はなかったというふうに聞いております。

なおこの電柱につきましては、今ほど申し上げました電力さんのほうで早速復旧事業に当たっておりますので、共架している町のケーブルも費用負担をしながら復旧工事に協力していきたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。

その場所なんだけれども、一つは山が崩落しているというのが確認されておりますが、それは県のほうに、架線というか、そういうところにはまっていくなとすれば、町側として要望していただけるかどうかをお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 議員が今おっしゃっている路線は、県道の熱塩加納山都西会津線の沿線のことかと思いますが、先ほども答弁しましたように、県のほうでも定期的な道路パトロールですとか、行っております、そういったところは当然把握されて、対応されているというふうに思っております。

あと今後ですけれども、道路整備の期成同盟会の県要望を控えてございます。そういった中でもあらゆる手段、あらゆる機会を捉えましてお願いしてまいりたいなと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのように考えていただければというふうに思います。

次の質問なんですけれども、水田の土砂の撤去についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、先ほど、春先は何とか作業ができるように努めていくという御答弁をいただいておりますが、実際どういうような地域のところから始められていくのか、そういった河川のところもあるし、また新郷地区もあれば高目地区もあれば、いろいろと被害が散らばってはいるところなんですけれども、これはどちらのほうからどのように考えておられるのかを、もう少し詳細をお尋ねしたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 水田の堆積した土砂の撤去の順番といたしますか、手順というようなことでございますが、先ほど答弁で申し上げました、水田に堆積した土砂の撤去及び来春の作付の見通しということで、ここは大規模な土砂が堆積した水田、まずございます。向原地内、下松、道目、塩が一番大きく被害を受けた地域でございますけれども、こういったところにつきましては、答弁でも申し上げましたように、国の災害査定を待たずに県と協議しながら応急本工事で復旧すると。こういう大規模なところという条件がありますから、そういったところのみ応急本工事で優先的にやらせていただくということになります。

あと、そのほか中小規模と申し上げますか、そういった水田の被害に遭った部分につきましては、全員協議会のスケジュールでもお示ししましたとおり、今後通常の流れですと、現時点では測量設計を進めております。その次に国の災害査定を受けます。これが10月、11月頃。それで工事の発注はその先になりますので、降雪前、12月頃になろうかなというふうに思っております。

そうしますと冬期間復旧工事は、なかなかこういう気候ならできませんので、着手については春先、この前の資料で申し上げましたのは4月頃になるのかなというふうに予想しております。請負業者が決まりましたら、なるべく作付に支障のないように工程会議等の中でよく相談はさせていただきますけれども、全てが作付に影響ないかと言えば、何とも現時点では申し上げられませんが、極力作付に支障の出ないような形で考えてはございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 水田が被害を受けているというのは、様々な状況が違うようなことが予想されてはおります。50センチ入ってしまったような土砂堆積もあるんでしょうし、また石等、あるいはいろんなものが入っちゃって、1メートルもあったなんていうところも聞いてはおりますけれども、そういった諸条件がそれぞれ違うということなんだろうが、それらを乗り越えてひとつ農業の方々にそれだけの力を貸していただければと、そんなふうに思っております。

さらに、この水田に関係するところの用水路というのがあるんですけれども、次のところでお質しをしたほうがいいのかなどは思ったんですが、ちょっと関連がございますので。

水田に関係するところの用水路、小さいところはそれなりのお力をいただいてやっているとところもあるんですが、なかなか大所で深さが1メートル50センチもある、あるいは2メートルぐらいあるところの用水路を手で上げなさいと言われてもなかなかできない箇所があるということは、町側として承知しているかどうかお尋ねしておきます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 用水路でなかなか人手では困難な箇所、そういったところの対応というようにことかと思えます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、農業用水路で土砂などの撤去、機械の入らない箇所というのは、現時点で9か所ほど把握してございます。その中で、これも先ほど応急本工事の話を上申しましたけれども、極めて人足等では難しいというところを県と協議する中で、本当に大規模なところはやはり応急本工事、そういったところに対応できる箇所も、何とか調整の中でそういった箇所もございます。

あと、その他のっていうと大変申し訳ございませんけれども、基本的には農道ですが、用水路等の中小規模な部分につきましては、町の対応といたしましては、機械の無償貸出し、それから復旧資材の無償提供、そういった中でお願いしているというのが現時点での内容でございます。

これにつきましても、その個々の事案、やっぱり箇所によって違いますので、町のほうからその当該自治区の区長さんに、こういったことでどうかというような問いかけをしたり、相談をする中で対応をお願いしているというのが実態でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この災害で非常に関係してくるのが、農家の、受益者と言っていいんですが、私も専門的な部分ではないのでよく分からないんですが、今のその国の災害指定、激甚災害指定ということが絡んでくるとなると、全部が全部当てはまるんだったら一番いいんですけども、やっている最中にここは駄目よ、そっちはいいよ、こっちはどうのこうのってなってくるっていうことがどうしても予想されるんですが、そういうことがあるのかないのかをお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 そういう箇所のすみ分けの御質問ですけれども、国の補助を受けて行っております災害復旧事業につきましては、基本的な線引きが、やはり国のほうでされております。まずは1か所の金額が40万円以上っていうようなところ、40万円未満であれば13万円以上40万円未満であれば小災害復旧事業債などというような制度を活用できますよと、そういった中でやっておりまして、まず町のほうで全箇所、その被害を受けた全箇所を、報告あったものについては全部まず現地を確認しまして、そういった国の事業に当てはまる条件を調べます。それで明らかにこれは国庫補助の対象になる、これはちょっと難しいというようなものは、その中でまず町の団体でもそうした精査をさせていただいております。

仮に国の制定に漏れていたとしても、これは該当にならないというのは、当然、やっぱり一応ルールがございまして、あります。ですから町の段階でまず精査をさせていただいたものを上げていくというような流れで、町としましても非常に被災者の立場になって、1個でも多く、1か所でも多く救済できるように様々な知恵を出して取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　とにかく様々な知恵を出し切っていただきたいと思います。

そして次なんですけれども、この護岸の決壊ということなんですけど、実際護岸、なつて、それでそこを乗り越えて水田が災害を受けたっていうのがあるわけです。そういったところの復旧工事がなされた場合に、一つは改良も含めた対応を町は考えているかどうかをお尋ねします。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　今議員申されましたのは、例えば答弁で申し上げましたかさ上げとか、そういったことでよろしかったでしょうか。

護岸の決壊に係る県の要望というような項目、御質問の中で申し上げましたとおりでございますけれども、我々も現場、全部見ていく中で、奥川の沿線はほぼ、県道もしくは町道に本当に低いようなところを流れているというようなところが、もう極入のほうから全て下流までであろうかなというふうなところは認識してございます。今回特に被害の大きかったところは、町道の新町川口線と申しまして、向原地内の吉田橋から左のほうに行ったところ、水道管が破損して路面が流出した、そこが一番土地も低いし、影響あったのかなというふうには思っております。

まずこの災害復旧事業の考え方でございますけれども、原形復旧をまずさせていただきたいというふうに考えております。それは、やはり生活道路として本当に重要な路線であり、あとは水道管の本管が現在は仮設管になっているというような状況でございますので、まずは通常的生活形態に戻す、そういうことが先決かというふうに思っております、まずは原形復旧をし、町民の生活に支障のないような状態にさせていただきたいと、まず第1点、そういうふうに考えてございます。

それから、かさ上げもしくは河川のしゅんせつなどが想定できるわけでございますけれども、これは奥川全線に、一帯に言えることでございますので、管理者である県のほうと今後十分協議しながら、または要望活動も進めながら、そういったかさ上げ等の改良、そういったところも目指していきたいなというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　町の考えはよく分かりました。

もう一つ伺いますけれども、実際護岸工事がなされていないところが、今回大量の水が乗り越えて水田に災害を受けたという感じもあるんですが、そういったところ、今後どのように県のほうに要望されていくのかを、ちょっとお尋ねします。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　護岸工事のされていない箇所ということでございます。

やっぱり一級河川奥川、全線見てのとおりでございます、やはりいろんな箇所で確かに被害が多かったというふうに確認してございます。全て一つ一つはなかなか答えるのは難しいですけれども、これも福島県のほうに要望していくというようなことで、様々な、会津総合開発協議会ですとかそういった様々な機会を捉えまして、積極的に要望等は上げていきたいなというふうには考えてございます。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容はよく分かりました。できるだけ町の力をお借りしたいというふうを考えております。

災害復旧の補助対象外となった被災地について、町の対応はそれぞれ考えておられますが、このオペレーター、物は貸しますが、オペレーターを見つけてくださいよっていうようなことがあったと仮定しますが、それがいないときはどのように考えていったのかを、町の考え方をちょっとお尋ねします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現行の町のルールといいますか制度で申し上げますと、補助対象外となった被災箇所の対応につきましては、その当該自治区のほうにバックホーですとかの重機の無償貸出し、それから復旧資材等の無償提供というような二段構えで対応しているのが実態でございます。

それで、区長さん方等相談を受ける中で申し上げますのは、そのオペレーターの部分については、その自治区の皆さんの中でそういった資格、免許を持っている方はいらっしゃいませんかと、そういった方に御協力をいただく中でお願いしている、もしくは近所といたしますか、そばに例えば運転できる方が、その当該集落でなくてもいらっしゃれば、そちらのほうにお願いしていただけませんかというような形では、現時点では協力をいただいているというようなことで進めさせていただいているところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。

ちょっと私、質問の中で漏れてしまったのがあるんですが、ちょっと精査をさせていただいて、ある集落の中で、土砂等の撤去作業中においてちょっとけがをされたと、そういう事例が出てきた際に、今、町にそういった報告を受けているのかどうかをちょっとお尋ねしておきたいと思いますが。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

今回の災害によりまして、自治区の活動として土砂の撤去作業をやって上でのけがをされた方ということで報告は受けておりまして、今対応中でございます。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 あったということで御報告、答弁いただきました。

内容についてはこういった災害時で労力を提供していただいたの事故ということなんでしょうから、そういったところの対応については、多分それなりの保険というのがあるんだろうというふうに思っております。できるだけ町民の命を守っていただければと、こういうふうに思っております。

一切皆さん方に、災害についてお尋ねをした件につきましては、私の一般質問として終わるようにしたいと思いますが、最後になりますけれども、町長にお尋ねしたいと思います。

ある同僚議員におだつ答弁をされて、非常にこの減災、あるいは防災についてお話を、

答弁をされていたようであります。私も今回の災害にかかわらず、年々自然災害が頻発あるいは激甚化する傾向にあるように感じております。町として災害に強い対策を念頭に置きながらこういった対策を取っていただきたい、あるいは力を入れていただきたいということを思っておるんですが、そういったところに対して再度町長の熱意、あるいは所信をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 災害に対する町の決意といたしますか、もう今お質しのように、最近の自然災害、非常に予想を上回るといいますか、非常に大きな災害が全国で発生していると。中には非常に人命に関わるような災害もあるわけでありましてけれども、災害も本当に数年に一度、忘れた頃に来ると言われておりますけれども、この災害、今回のこの災害をよく評価というか分析をして、今後の災害対応について、どう町として防災計画を立てたらいいのかということでは、このいい機会を与えていただきましたので、これは町全体のこととなりますので、これまでのいろんな災害の状況をよく検証、そして将来に向けての対応をしっかりしていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 最後になります。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の御答弁をいただきました。ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 6番、三留正義です。

通告の質問に入る前に、去る8月3日、4日、豪雨によって被災された皆さんに、衷心によりお見舞い申し上げます。

それでは通告に従って質問してまいります。

1点目は鳥獣被害の防止対策についてということで、1つは提案理由の説明にもありました鳥獣害の防止対策の中で、被害防除と環境整備について、取組の実態について伺う。

2つ目は、被害実態はあるが、耕地規模や地形などで、取組に課題のある地区の現況と今後の取組について伺う。

3つ目は、町の居住区や通学路等への、害獣などがアクセスしにくいような対策は講じられているのか伺います。

2つ目の質問になりますが、水道事業について。

この中で1つは、不明水解消件数や発生件数の傾向はどのようになっているのか、また有収率や有収水量の動向について伺います。

もう一点、電気などエネルギーをはじめとして、機械・食品など多くのものが値上がりまたは、供給不足などが報じられています。このような状況の下で、水道事業の収益や費用に与える影響はあるのかなど、不安な要素がある中で、適正な運営の考え方について伺います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 6番、三留正義議員の御質問のうち、鳥獣被害防止対策についての御質問にお答えします。

初めに被害防除と環境整備の取組の実態のうち、被害防除については、電気柵設置への助成事業や被害防止パトロール、出没時の対応訓練などを実施しております。

電気柵設置への助成事業では、平成30年度から令和4年度の5年間で、約91.5キロメートルの電気柵設置への財政支援と設置のための研修会を開催し、適正な設置への支援を実施してまいりました。また、被害防止パトロールは、5月から11月までの7か月間、町鳥獣被害対策実施隊員2名のパトロールにより、目撃情報や発信器等を活用した追い払いを実施しているところであります。

さらに、熊が人家近くに出没した際の人的被害防止と山への追い払い対応の確認、鳥獣被害防止への意識の高揚を図ること等を目的に、今年度初めて、熊出没時対応訓練を上野尻自治区において実施いたしました。訓練では、上野尻自治区や町猟友会、喜多方警察署の御協力の下、熊が出没した際に人家に近づかせないための手順などについて、参加者が再確認したところであります。

次に環境整備の取組は、環境共生林整備事業や、人家に近づかせないための注意喚起を実施しております。環境共生林整備事業は県の森林環境交付金を活用し、集落周辺の森林を間伐し、見通しの良い森林、緩衝帯を造り、野生動物が人間の生活圏に出没しにくくなる取組を実施しており、平成23年度から令和3年度までに18地区、約57ヘクタールの間伐を行い、令和4年度は3地区において間伐を実施する予定であります。

また、町民の皆さんには生ごみや野菜くず、米ぬかなど、餌になるものを住宅周辺に放置しないことや、収穫しない柿や栗の木などはできる限り伐採していただくよう、チラシやケーブルテレビなどで周知し、有害鳥獣を誘引しない環境づくりを進めております。

次に2点目の、被害実態はあるが取組に課題のある地区の現況と今後の取組については、議員お質しのとおり、耕地規模などにより課題のある地域があると認識をしております。その一例として、一連の農地で対策を実施するには、土地所有者や耕作者が鳥獣被害防止対策への認識を共有し、一体となって取り組むことが被害防止に有効であると考えます。

しかし、そのような農地は様々な地域の方が耕作しているケースが多く、対策の実施に向けた関係者の話合いが進まない場合もあり、これまで町にも相談が寄せられたところがあります。町では、相談が寄せられた地域において土地所有者や耕作者を対象に、有害鳥獣被害防止対策の取組などについて説明会を開催し、その後関係者の間で共通理解が図られ、地域一体での対策実施へつながったところであります。

町としましては、被害防除を一層推進するため、今後は課題のある地域の洗い出しや課題などを調査し、関係者と地域課題の共有や説明会を開催し、住民の皆さんとともに地域の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の、居住区や通学路などへのアクセスしにくいような対策については、主に花火による追い払いや誘因防止対策を実施しております。

追い払いは、町鳥獣被害対策実施隊と鳥獣対策専門員などがパトロールを行い、目撃情報や発信器等を活用して、住宅付近や通学路などへ近寄らないよう花火での追い払いを実施し、被害の未然防止に努めているところであります。

また、誘因防止対策では、有害鳥獣の餌となるものを住居近くに置かないことや、未利用果樹木の伐採が有効であることから、ケーブルテレビやチラシなどにより住民の皆さん

に御協力をお願いしているところであります。

本町は、住民・実施隊・行政がそれぞれの役割を担う住民参加型の鳥獣被害防止対策として、全国的な鳥獣被害対策に優良事例として紹介されております。これまでの成果を検証しつつ、今後も、自分の農地は自分で守るという意識の醸成を図り、鳥獣被害防止対策に全力で取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 6番、三留正義議員の御質問のうち、水道事業についてお答えいたします。

町の水道事業については、現在、小島浄水場と大久保浄水場を有する上水道施設及び飲料水供給施設を含めた10の簡易水道等施設から、各給水区域へ安全で安心な飲料水の安定供給に努めております。

不明水につきましては、例年、漏水調査及び管路パトロール、町民の方々からの通報により、上水道及び簡易水道を合わせ、年間約50件前後の漏水箇所の修繕を行っており、件数については、老朽化に伴い、年々増加傾向にあります。

次に、有収率や有収水量の動向であります。施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である有収率は、上水道及び簡易水道を合わせ約70%前後で推移しており、料金収入の対象となる有収水量は、人口減少の影響を受け、平成25年度をピークに年々減少傾向にあります。

次に、適正な運営の考え方についてお答えいたします。

まず、エネルギー関連ですが、ウクライナ危機が国際エネルギー市場に与える影響により、特に電気料金の値上がり、水道事業会計の費用に影響を及ぼしております。今後とも水道事業会計の収支のバランスや費用の執行状況を注視しながら、事業運営を行ってまいります。

さて、水道事業会計は、令和2年度に地方公営企業会計に全面移行し、同時に西会津町水道事業経営戦略の見直しを実施したところであります。経営戦略は、中長期的な視点から水道事業のさらなる効率化と経営の健全化を目指すもので、持続的かつ安定的にサービスを提供するための基本計画であります。

経営戦略の主な内容としましては、経営比較分析表を活用した現状把握とその対策や、投資・財政計画などで構成されております。さらには、個別計画となるアセットマネジメント、資産管理計画に基づき、施設設備の老朽化対策やダウンサイジングの検討などに取り組んでまいりる考えであります。

町としましては、経営戦略やアセットマネジメント計画に基づき、水道事業のさらなる効率化と健全化を目指し、適正な維持管理による安全・安心な水道水の安定供給に努め、持続可能な水道事業の運営を推進してまいりる考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 答弁いただきました。

環境整備と被害防除という中で、提案理由の説明の中にあつた、今回熊の出没対策の訓練をやったという、上野尻地区というアナウンスがあつたと思うんですけども、この上

野尻地区が該当になった背景について、まずちょっと分からなかったのですが、その部分から御説明いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

今年度上野尻自治区におきまして、熊の出没対策訓練を実施いたしました理由ですが、昨年度上野尻自治区の人家近くに同じようなケースで熊が出没して、その対応を行ったということから、今年度上野尻自治区を対象に、改めて手順確認ということで実施したところでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 そういった事実があって、該当地区にしたんだということですね。

今後そういった訓練をやっていくということは、全町該当になるようなところがあれば、順次そういった訓練を実施していくという考えと解釈してよろしいのか、伺います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今後、順次各地区で訓練をやっていくかという御質問でございますが、農林振興課としては引き続き各地区においてこういった訓練を行いまして、町あるいは猟友会、あるいは地域の皆さんに有害鳥獣の対策に対して意識を高めていただきたいということで考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 さらに発展させていくということで理解しました。大変いいことだと思いますので、ぜひ努力して続けていってほしいと思います。

それでは質問の最初にあった1番目の質問の中で、被害防除に入るのか環境整備というふうに入るのか、ちょっとジャンルがはっきりしなかったんですけども、昨今私が農家の方から言われているのが、自分の居住エリアの中では、大口農家の方からいきなり、あと俺辞めるしかねえなっていう方が数名、何のことかと最初思ってその話を聞いてみると、イノシシの害、イノシシに荒らされて大変苦慮しているということで、野沢地区も西会津町全体の中でも稲刈りにだんだん近づく中で、そういった言葉を聞くことは私も想像していなかったんですけども、やはり皆さん苦慮している。そういった中で、私たちの地区にも減反もしくは耕作放棄といったエリアがあります。そして、私も最近いろいろ歩いてみて、足跡やそういうのを探すと、やはりそこを通過してきている、そういった実態が見受けられます。

それで、建設にある農業用トラクターアタッチメント、除草機、ああいったものを活用したいなんて考えてはいたんですが、民地というか、それは使用しないでくださいというようなアナウンスだったので、いろいろ考えてみました。具体策はないんですが、皆さん、農家の皆さんの口から出てくるのは、農林関係において使用目的をもうちょっと緩和できるようなものはないかというような訴えでありました。

それで、答えがないことをちょっと話の中で、提案として一つだけちょっとお話はしておきたいと思います。耕作放棄地の絡みで、その対策を農業委員会さん辺りでいろいろやってらっしゃると思うんですけども、一つの案としてそちらのほうの管理、所管に1台授けていただきたいなというような意見が多かったので、今後検討していただきたいと思

うんですが、そういったものを検討していただける機会が設けられるか、駄目なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長 三留議員に申し上げます。

今回の議会の開催の冒頭に、農業委員会の会長は初日だけというようなことで、今日は出席しておりませんが、代わりに農業委員会事務局長がおりますので、答弁をしていただきます。

(発言する者あり)

○議長 ではなくて、答弁、ただそのお断りだけは。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 それでは、今ほどの御質問で、農業委員会にそういった除草機とかアタッチメントみたいなものを整備してはどうかという御提案でございますが、これにつきましては、農業委員会としてこういったことについてこれまで検討した経過がございませんので、今後農業委員会としてどうするかというのは話をしたいと思いますので、この場での答弁はできないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ぜひ御検討いただきたいと思います。

環境整備、そういった中で本当に実態としては、今回宇原町をちょっと具体的な例として出しますけれども、川沿いと山沿いをしょってます。その両脇から出てきてその休耕地を経由して来ている足跡を何回も何回も見ると、そういった痕跡があるので、そこを手入れ、本来地主の方がやるべきなんだろうけれども、どうしても一向にがちが明かないようであれば、やはりそういったことも農家組合の皆さんで解決したいなと思ったので、そういったことを申し上げました。

それでは次の質問の中に入りたいと思います。

被害実態があって、地形や耕作地、団地かのその規模によってなかなか取組がうまく、取り組もうと思っても思案ばかりでなかなか着手できないというようなエリア、そういったことがやはりあるんだなという答弁で理解できました。

耕作地の団地の総延長、そういったものはおびただしく広い、そういったところで具体的に対策を取ってこういうふうなやり方で取り組んでいるなんて事例が幾つかあるようでしたら、もうお分りのところでお話がいただければ、お話しいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、ある程度一連の農地でそういった対策を実施した事例ということでございますが、町内におきましても、先ほど御答弁の中で申し上げましたとおり、一連の土地で多くの方が耕作しているようなところにつきまして、なかなか電気柵の設置が進まないというような御相談を過去に受けたところでございます。

そのうちの1つの集落につきましては、町のほうでそういった関係者、耕作されている方、あと土地の所有者の方にお集まりいただきまして、有害鳥獣対策、特にイノシシの対策には電気柵が最も有効だというようなことを御説明させていただきまして、そういった地域での御理解をいただきまして、今年度電気柵を設置した集落というか自治区が、地域がでございます。

またもう一つ申し上げますと、この地域は入作といいますか、ほかの集落からの耕作者が多くて、なかなかその話合いが進まないというような地域がありましたが、ここにつきましても町のほうでそういった相談する場を設定して説明会を開催いたしまして、ここにつきましては一応来年度、ある程度広い面積の電気柵を設置するというところで、進展をしているということでございます。

先ほど答弁で申し上げましたように、町で今後そういった地域がどれだけあるのかというのを調査をしまして、町から積極的に電気柵の設置に向けた働きかけ、これは進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 電気柵が一番効果は大きいということは分かります。先ほど私も延長、1キロや500メートルとか、ある程度頑張ればできそうな距離とかっていう、農家の皆さんでクリアできるかできないかっていうぐらいの距離であれば、それも確かに電気柵もまあまあなのかなと。ただ、1キロを超えるぐらいの距離になると、農家の皆さんはもう情報を共有している中で、最後の撤去のときに資材をどうするのっていう問題まで、もう最後までやっぱり皆さん話しもって、やっぱり初めがあると終わりがあるっていうか、そういったことも、じゃあ誰の倉庫に収納するのっていう、そういったことまでも心配されている方もいるようです。

ですから技術的に電気柵、確かに今のお話ですと一番効果のある、そのほか、その地元の西会津町以外でも対策が取られているようなところでは、もう少し違ったものがあれば、もしお手元があればお話、説明をいただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

電気柵以外でほかに何か対策できるものはないかという御質問ですが、今年度の被害状況を見ますと、まだ正式には集計しておりませんが、やはり電気柵を設置しているところは被害が少なく、電気柵を設置していないところの被害が多いという実態はございます。

電気柵以外につきましては、最近ワイヤーメッシュというようなものがございます。これは建設用資材の一つで、丈夫な鋼線を格子状に溶接したものでございます。これは一度設置しますと雪にも耐えられるということで、会津管内の近隣市町村でも、最近設置をしているところがあるようでございます。

ただ、このワイヤーメッシュにつきましては比較的長い期間使用できるということではありますが、課題として設置費用が電気柵に比べまして相当かかるでありますとか、設置に要する手間ですね。延長が長いところになれば相当な設置の負担があるというようなことで、なかなかすぐに西会津で取り組めるかということは、今後ちょっと調査をしていきたいというふうに考えております。

まだ実績としても、こういった積雪地帯での実績がどの程度あるかも含めまして、今後その電気柵の代わりになるようなものとして、町で普及が進められるかにつきましては調査を進めていきたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 フェンス、鉄筋とかワイヤーメッシュというけれども、鉄の格子状のあ

れですよ。一番その硬い、イノシシも押せない、支柱はかなりの強度がないと押されてしまうのかもしれませんが、今うちのほうで補助、具体的に実行されている補助っていうのが電気柵であることから、そういった情報があるのであればモデル地区なり、今後やっぱりそういったことを考えていって、将来的にはフェンスも補助を出せるような、やっぱりスタンスで取り組んでいくということも考えの中にはあるのかなのか、お伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えいたします。

先ほど申し上げましたワイヤーメッシュにつきましては、イノシシを物理的に止めるといようなことで、議員申されましたように、電気柵と違いまして、一度設置すればある程度期間そのままでもいいという負担的な軽減の部分はあるということで、認識をしております。

ただ設置費用とか、先ほど申し上げました設置に要する手間が、相当電気柵と比べて多いということで、これについては十分に今後調査をして、もし有効性が認められるということであれば、そういったモデル地区を選定して設置をするということも、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 西会津、熊、イノシシ、猿、うち直撃されるのはやはり、今一番農作物に直撃してくる勢いでは、イノシシが断トツなのかなと。確かに猿もいろんなところから侵入しますけれども、全域にわたって共通の課題だとすれば、やはりイノシシなのかなと。

私の地元、字原町と本町の一部、四岐から下ですけれども、昨年から見ると、具体的に入ってみると畧数畧分ずつですかね、イノシシが入った跡と出た跡がある田んぼ、必ず踏まれて畧数畧分ずつぐらい潰されているような、そういった形になっています。まだ皆さん全員が稲刈りに入っていないので、中まではまだ見られていない方が多いと思うんですけども、最初は通っただけかなと思うと、中に入ると畧数畧分ぐらいつ何か所か踏まれたりしていますので、収量そのものも全体的に幾らかずつ下がってくる、そういった懸念がされている中で、今課長がお話しされたように、うちの町はやはり具体的に対策を取っていかなくちゃいけない。

別に農家の皆さんが飼っている動物ではない。でも町として、町の農政として、農業施策としてはやはり対策を取っていくんだと、力強く対策を取っていく、そういった考えの下で、やはり補助事業でできるものとかいろんなことがあると思うんですけども、やはり考えられるだけの、今できる、もしくは試験的に導入していって将来的に補助要項に結びつけるかとか、そういった整備関係、法整備なりしていけるもの、そういったことも視野に入れながらいろんなことをやっていかないと、さっき言ったフェンスも雪に耐えられる、何シーズン耐えられるかそれはまだ分からない、雪には大丈夫らしいということだと思っております。

ですからやはり手元にしっかりしたデータ、そういったものもデータを得ながら、やはり取り組んでいく。農家の方たち、みんな期待しています。ですから自分たちで本来は自己責任で駆除すれば一番いいんでしょうけれども、もう駆除できる次元ではないというの

が町全体の共有した、今認識だと思しますので、農政といった中で力強くそういったことをやはり真摯に向き合って試験的にテストするなりで、事業、これと結びつけるかと、できるだけ負担軽減をできる方向なり、そういったことを様々な形で今後やっぱり検討していただきたいと思えます。

この獣について、農政ということになると町長、鳥獣害対策の指針、今後の指針というのを、町長御自身の指針としてお伺いしたいと思えます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でございますが、まさにそのとおりで、本当に農家の皆さんにとってはこのイノシシ被害によって、いわゆる耕作意欲をなくす方がおいでになるという話は聞いております。

したがって、これまでもこのイノシシ対策についてはあらゆるその機会といえますか方策を検討して、これまでいろんな対策をしてきたわけですけれども、やっぱり電気柵が一番有効的な対策だなというふうに思ってますが、これもやっぱりこの西会津町の広範囲なところで全面積電気柵っていうわけにもいかないの、やっぱりこれ地域の皆さんの合意形成があって、電気柵を整備していかないといけないわけでありませう。

将来、この西会津地方の農業をしっかりと守っていくためには、このイノシシ対策を本当に強力に進めていかないと思っておりますし、その際にやっぱりこの電気柵の整備に係る負担の軽減ですよね、ここもやっぱりこれから十分検討していかないといけないのかなというふうに思っております。

今、いろいろそのワイヤーメッシュの話も出ましたけど、町村によっては非常にこのイノシシのいわゆる電気柵の整備をかなり、いろんな対策をやっている町村もあるようでありませうので、それらも参考にしながら西会津町のこのイノシシ対策を、農家の西会津の農業を守る、農家の皆さんの意欲を持続できるような対策として、今後十分検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、今ここで軽減をどれだけするかということまではちょっと答弁はできませんけれども、しっかり皆さんの意見を参考にしながら町としての方向を決めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 前向きに、今おっしゃったとおり、一生懸命農家の皆さん、町の皆さんのためにさらに取り組んでいってほしいと思えます。

それでは質問を変えます。水道事業についてということで、今般水道事業、上水道に限って質問させていただきました。上水、簡易水道になるのかな。下水道は混ぜると話がごちゃごちゃになるので、上水、簡水についてお話をしたいと思えます。

不明水の傾向、これもやや増加傾向にあるということで最初の答弁に伺いましたが、お手持ちにもし資料があるんであれば、過去何年か前辺りから見るとどのぐらい増加をしているのか、そういったことがお話ができるのであればお願いしたいと思えます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 不明水の推移でございますけれども、まず上水道の関係ですが、令和3年度44件、令和2年度45件、令和元年度も45件、平成30年度46件、29年度が38件、大体同じような数字で推移しているようです。

簡易水道につきましては、令和3年度8件、令和2年度3件、令和元年度4件、平成30年度6件、平成29年度が4件と、こちらも、令和3年度はちょっと多かったですけども同じような推移でございまして、おおむね50件前後というような状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 微増と言ったほうがいいのかもかもしれません。

最初の答弁の中でありましたように、安全で安心な飲料水の安定供給に努めておりますという、安定供給、この部分について、この不明水だとか有収水量その他について伺いましたが、水をつくるための原価、そして水を家庭まで送るお金、そういったものについて私、今回マスコミの報道等をずっと見ていって、通帳を見れば電気料が上がっている、いろいろなものの金額が上がってきている、その中でうちの町ってどうなんだろうなって、ふと思ったんです。そこで今回は質問させていただきました。

やはり具体的に経費、経常経費そのものも圧迫されつつあるという、答弁全体の中からそう受け取って、事実上確かに経費は上がってきているんだと、そういうふうに取り取ってよろしいのかな。お答え願います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まさに今回、決算の機会でございますが、詳細な報告書にもまとまっているところがございますけれども、やはり議員御指摘のように、経営的には人口減少に伴う収入減少というのがやっぱり見えてくるということは事実でございます。

その人口減少で収入が減る一方で、維持管理経費は今御指摘されたとおり、やはり電気代の値上がりですとか、やはり費用というのはそう変わらないというか、むしろ負担になっているというのが事実でございます。

それで決算時も御報告、毎年申し上げておりますけれども、供給単価と給水原価、その開き、確かに毎回開きはございますが、結果としてですけれども、今回の決算の数字を見ていかれてもそうですけれども、若干の開きはあります。数円というか何十銭、何円何十銭ぐらい。ですから、何とかやっぱり収支のバランスを取りながら、極端な開きにならないようなそういった取組というか、そういうのはしてございます。

それで具体的には毎年老朽管更新工事などを行い、または漏水調査により、早期発見・早期修理、そういった形でなるだけ、そういった議員おっしゃったような安定供給、安全・安心な水の安定供給に最大限努めているというような状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 大きく言えば内容的には変化はあると。そういうような今の説明だと思えます。収支バランスについて注視していくと、まさにそのとおりだと思います。

あと、その中で課長の答弁の中で、ダウンサイジングということで、身の丈っていうか大きさ、適正な大きさ、規模、そういったものについて取り組んでいくんだというような説明があったんですが、もう少しそれを具体的にはめると、どういったイメージでダウンサイジングしていくことを検討するのか、お話ししたいと思えます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 ダウンサイジングについて、もう少し解説というようなことかと思いま

す。

今現在上水道、それから簡易水道等施設ということで分けられております。2つの事業で水道事業は構成されております。人口減少というようなことで、本当に尽きるわけですが、人口減少を本当に防ぎたい、町を挙げてそういうような取組をやっているところですが、人口推計を見ますとやっぱり人口減少があるのは事実でございます。上水道の基準としまして、給水人口が5,000人とかっていうような区分がございます。それで上水道と簡易水道に分かれておりますが、非常に残念なことでありますけれども、それが仮に下回ってくると、基準を下回ってくるといようなことが想定されるものですから、全てを簡易水道にするというような計画、これは以前経営戦略の見直しを議会で報告されたときにも若干触れた部分でございますけれども、将来的にですけれども、そういったところでダウンサイジング、あと機械器具の更新なんかも同じでございますけれども、今の計画規模で、例えば大きな機械をそのまま更新しなくちゃならないのか、いや、そうではないだろうと、やっぱりそういった規模、施設規模に合った機械設備なんかも当然見合ったものに縮小できる、そういったことも想定できるかと思えます。

ですからこれはあくまでも将来推計を見据えた中での一つの考え方ではありますけれども、そういった様々な合理化を図っていく手段の一つとして、ダウンサイジングというのにも視野に入れているという段階でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 一応検討材料としていくと承りました。

検討材料なので、その中でもうちちょっと、ぱんと分かりやすく、浄水から簡水にしたときの大きなメリットについて、もしお手持ちがあれば分かりやすくお話しいただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。

簡易水道に統合されたという前提ですけれども、仮の話で申し上げますが、メリットとしては、簡易水道事業になりますと補助、例えば国庫補助ですね、そういったメニューが多いということ。あとは借入れなんか、起債ですね、をしたときの交付税算入、これも有利だと、財政的に有利だということ、あと普通交付税ですとか特別交付税、そういった形でも数字的に上がる、そういったことがございます。

したがいまして、合理的な経営、持続可能な経営を目指す中で、様々な有利な手法を検討しているというように御理解をいただきたいと思えます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 分かりました。検討の材料、検討の一つとして、そのダウンサイジングの中では簡水を一応視野、検討の一つにはしているということで、今のメリットの部分についても十分分かりました。

最初の答弁にいただいているように、コストとアベレージ、収益と費用、そういったバランス、これを十分に注視してやっていくんだと。いや、これは本当にちょっと触れれば金額が結構大きくなる事業なので、本当に慎重に取り組んでほしいと思えます。やっぱり皆さんの家庭の安定した水道水、そういったものに結びつけてほしいと願っ

ています。

私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長 暫時休議とします。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。

今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず1点目の質問といたしまして、JR野沢駅の利活用と活性化についてお尋ねをいたします。

8月3日、4日の豪雨災害により、喜多方駅手前の鉄橋が崩落し、現在磐越西線野沢駅から喜多方駅間が不通となっております。代行バスでの運行はしているものの、鉄道運行時と比べれば不便さを禁じ得ません。一日も早い復旧を望むところではありますが、併せて将来に向けて、JR磐越西線の継続運行と野沢駅の利活用促進を併せた駅、駅前の活性化に向けた取組が必要と考えます。

現代は車社会と言われて随分久しいですが、幾ら鉄道利用客が少なくなってこようとも、鉄道駅というのは一つのまちの玄関口であり、まちの顔でもあると考えます。また、そのまちの第一印象であったりイメージを抱かせる大切な場所でもあると考えます。

このまちの顔となる駅舎に、鉄道利用者ばかりでなく多くの人が集える場所であったり、にぎわいを創出する場所となれば、中心市街地活性化と併せてまちの活性化につながるものと考えます。今後のJR野沢駅の利活用、活性化について何点かお伺いをいたします。

1点目として、現状の駅の状態、利用者数のままでは、近い将来、野沢駅も無人駅になってしまうものと考えます。そうなる前に、駅業務を担いながら民間事業者と連携した駅舎利活用について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

JR東日本では、スタートアップ企業やベンチャー企業などの支援と社会課題の解決を図るための、JR東日本スタートアッププログラムなるものもあるようでございます。そんなところも参考になるのではないのでしょうか。

2点目といたしまして、駅舎を利用した観光案内所や駅カフェなど飲食店の展開、可能性は考えられないのでしょうか、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、現状の駅利用者にプラスして観光利用の乗降客を増やす対策も必要と考えます。現在は全国各地で郷土色を生かした観光列車が盛んに運行され、人気を博しているようでございます。駅を単なる通過点とするばかりでなく、目的地となれるような方策も重要と考えます。通常運行が再開された暁には、人気のSLばんえつ物語、それにプラスして、トロッコ列車やお座敷列車や、野沢駅を目的地とする列車を利用とした観光ツアーなどの展開なども、観光客を呼び込める観光列車運行の働きかけも必要ではないのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目の質問といたしまして、野沢駅通りの除排雪体制についてお尋ねをいたします。

昨シーズンの降雪ピーク時には、野沢駅通りが当初予定していた融雪設備が稼働できず、一部除排雪できない事態となりました。融雪用地下水の水量が不足したのか、あるいは融

雪排水設備の不具合だったのか、はたまた複合要因があったのか定かではありませんが、大変な状況になったのは間違いありません。

降雪シーズン前には各施設の状況を点検し雪に備えていると思いますが、それであってもあのような事態は発生してしまいます。想定外を想定するというのは大変難しいことではありますが、備えあれば患いなしと言われるように、第2、第3の手だてを準備しておくことも大切だと考えます。昨シーズンのようなことのないよう、慌てることのないよう、今シーズンはしっかりと準備し、降雪に備える必要があります。

そこで幾つかお伺いいたします。

1点目は、通水試験等施設の点検は町が立ち会ってやっているということではありますが、降雪間際ではなく寒くなる前、もっと余裕を持った時期にやって、降雪に備えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目として、駅通りは県道ではありますが、町の除雪体制や意向をどれほど反映され、対処してくれるのかお伺いをいたします。

3点目に、駅通り歩道にある流雪溝は、道の駅裏にある貯水タンクからポンプアップし流しているわけではありますが、稼働初期から当初想定した流量が確保できておりません。何に原因があるのか、今後何らかの方策があるのかお伺いをいたします。

3件目の質問といたしまして、株式会社モンベルと連携したまちづくりについてお尋ねをいたします。

株式会社モンベルと本町は、昨年実施した、企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業の視察交流ツアーがきっかけで、関係を構築したところであります。その後、本町を含め会津地域13市町村と会津地方振興局は、全国で初めて「人生100年時代 会津・モンベル広域連携共同宣言」を行い、包括連携協定を締結したところであります。

この協定により、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化をはじめ、自然環境保全意識の醸成、子どもたちの生きる力の育成、さらには健康寿命の延伸などを図っていくとしております。今後のモンベルとの共同事業展開を考えると、相当な可能性が感じられるところであります。株式会社モンベルとの今後の具体的な取組・計画はどのようになっているのか、またどのようなところを狙っているのかお伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀剛議員の株式会社モンベルと連携したまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

国内大手アウトドア用品メーカーである株式会社モンベルと本町は、町が昨年度に実施した企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業の視察交流ツアーで、昨年11月にモンベルの役職員3名が本町を訪れ、ロータスインの視察や、奥川から新郷、大山祇神社周辺などで自然散策ルート、いわゆるトレイルルートの試走などを体験したことをきっかけに、関係を築いたところであります。

この大手企業と連携しようとする取組を本町が先駆的に進めている中で、その後、県会津地方振興局の調整により、会津地域全13市町村がそれぞれに同社と協定を締結するこ

とになり、去る6月2日に13市町村と県が一堂に会し、道の駅あいづ湯川・会津坂下で、合同で包括連携協定を締結いたしました。この協定は、緊密な相互連携の下、アウトドア活動等の促進により社会が直面する課題に対応し、地域の活性化及び住民生活の質の向上に寄与することを目的としております。

また連携事項につきましては、1つ、自然体験の促進による環境保全意識の醸成。2つ、子どもたちの生き抜いていく力の育成。3つ、自然体験の促進による健康増進。4つ、防災意識と災害対応力の向上。5つ、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化。6つ、農林水産業の活性化。7つ、高齢者・障がい者等の自然体験参加の促進の7項目としたところであります。

この協定を結ぶに当たり、町では4月より関係課による連携会議を重ね、モンベルと連携する具体的な取組について、モンベル側と協議・検討を進めており、今後は、オートキャンプ場やフレンズワールドのほか、さゆり公園周辺施設の活性化の検討をはじめ、トレイルルートの設定に向けたモンベル事業との連携、飯豊山などの山岳及び河川等の資源を活用した地域活性化、また、ふるさと納税など幅広く連携を図っていくこととしております。

具体的には、今年度より本町の自然環境などアウトドア資源を活用した魅力創出に向けての調査事業の取組を始めるほか、全国106万人を超えるモンベル会員へPRすることができるモンベル・フレンドシップへ、交流物産館よりっせやロータスインなど5施設を登録しました。

また、モンベルふるさと納税サイトへの西会津町サイトの開設を10月に予定しているほか、旧越後街道の束松峠・車峠の活用や、小・中学生等の体験学習、高齢者等の健康寿命延伸などでの連携についても引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町長。

○町長 ちょっと訂正させていただきたいと思いますが、先ほどモンベルフレンドショップを、フレンドシップと申し上げました。正しくはフレンドショップに訂正をお願いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 9番、多賀剛議員の、JR野沢駅の利活用と活性化の御質問のうち、民間事業者と連携した駅舎の利活用や、飲食店等の展開についてお答えいたします。

人口減少、少子高齢化により顕在化した多くの課題の一つに、町中心部・野沢地区の活力低下が挙げられます。野沢地区は、町民の皆さんの暮らしを支える中心であり、町観光の玄関口であることから、その活力の低下は町全体に大きな影響を及ぼすため、野沢地区や野沢駅の活性化・再生は非常に重要であると認識しております。

町では現在、町民の皆さんの自発的な参画により、町民主体の協働によるまちづくりを進めるため、令和元年11月に設置した協働のまちづくり推進委員会において、「まちづくりを「自分ごと」として捉え、「自ら行動する」という意識を高めながら、「民民連携」・「官民連携」の方策を見出す組織」を目標に、4つのグループに分かれ活動しているところで

あります。

この中で、野沢駅から道の駅や中央通りを軸としたエリアの連携を意識し、まちづくりを検討しているグループでは、野沢駅の再生に着目し、高校生や女性も居心地のよい野沢駅をテーマに、駅の魅力化に向け活動しているところであります。

具体的な取組としましては、委員の皆さんと西会津高校3年生が合同により、昨年10月に1日限定で、居心地を重視した待合室を目指し、実験的な改装を実施いたしました。

さらに委員の皆さんや高校生からは、町のPR用ポスターの掲示や駅カフェなどのアイデア・意見が出ておりますが、今年度はふるさと産品を展示しているスペースを、町の情報発信や駅舎の機能強化を目的に、情報ディスプレイやWi-Fi設備の設置を計画しているところであり、現在、庁内関係課やJR東日本新潟支社と協議を進めているところであります。

町としましては、協働のまちづくり推進委員会委員の皆さんのアイデア・意見・思いを大切にしながら、グループが主体となった活動を引き続き支援するとともに、JR東日本が募集する、ベンチャー企業や優れた事業アイデア団体との協業によるビジネス創造活動、JR東日本スタートアッププログラムなど、有効な制度の活用を検討するなど、野沢駅の活性化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また一方で、今年度採択された国土交通省の先導的官民連携支援事業においても、昨年7月に設置したまちづくりデザイン会議と連携し、幅広い視点で野沢駅を含む野沢中心エリアの地域資産の再生・利活用検討と、官民連携による持続可能な運営体制づくりの調査研究を進めており、施設のみならず運営体制を含めて、まちなか再生により活気あるまちづくりを目指して検討しているところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 9番、多賀剛議員の、JR野沢駅の利活用と活性化についての御質問のうち、観光列車としての利用促進の働きかけについてお答えします。

本町では、JR磐越西線の観光利用促進として、過去に平成26年度から28年度の3年間、ふくしまディステーションキャンペーンの一つとしまして、お座敷列車ふるさと号の会津地酒列車を、会津若松・野沢駅間において、JRと町、並びに町内観光団体等とともに実施いたしました。また、SLばんえつ物語の野沢駅停車時のおもてなしなどについても、取り組んできたところであります。

現在、お座敷列車につきましては、本年10月に山形・宮城県内で、鉄道開業150年企画として運行が予定されております。また、近隣市町村ではJR只見線において、10月1日からの全線運転再開を記念して、各種観光列車の臨時列車が運行されるほか、会津鉄道においては春から秋にかけて、お座敷トロ展望列車が運行されております。

町としましては、アフターコロナと磐越西線の全線運転再開に向けて、県や関係自治体並びに観光関連団体等との連携を図り、JRの大型キャンペーンや各種イベントにおける観光列車の運行等について、積極的に要望してまいりたいと考えております。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 9番、多賀剛議員の御質問のうち、野沢駅通りの除雪体制についてお答えいたします。

初めに昨シーズンの状況であります。福島県喜多方建設事務所では、野沢駅前通りの消雪施設の水量不足により、本来の機能が低下しているため、機械除雪に切り換え除雪作業を実施してきたところであります。町におきましては、県道の路面状況の報告や、県道で行う運搬除雪への協力、防災無線で作業状況の周知など、県と連携して対応に当たってきたところであります。

1点目の通水試験など消雪施設の点検についてであります。町では、降雪前の早い時期に施設点検等を実施していただくよう県へ要望いたしたところであります。県全体における電力会社との契約の関係で、降雪期の直前に点検等を実施しているとのことであります。また、消雪施設の井戸洗浄につきましては昨年度に完了しており、ノズルなどの修繕工事は今月中に発注予定とのことであり、降雪期に向けた準備を進めているとのことであります。

次に、県道の除雪作業に町の意向などが反映されているのかとの御質問についてお答えいたします。

町では、福島県喜多方建設事務所に対し、町除雪事業計画の内容や降雪期における道路状況、自治区からの要望などについて情報共有するなど、町の意向をお伝えする中で、柔軟かつ迅速に対応していただいていると考えております。また県におきましても、冬期の円滑な道路交通を確保するため、県除雪計画に基づき、県管理の国県道除雪を実施していただいております。

次に、野沢駅前通りの流雪溝に関する御質問にお答えいたします。

本施設は、よりっせ裏の貯水槽にためた水をポンプで駅前の流雪溝に送る構造となっております。福島県喜多方建設事務所によりますと、貯水槽は既に清掃し、当初の容量を確保しており、ポンプにつきましても問題は発見されていないことから、当初の能力は維持されているとの見解であります。町では、今後とも流雪溝の運用現状を確認しながら、問題が発生した場合は速やかに県に対応していただくよう要望してまいります。

町といたしましては、引き続き冬期における町民の皆さんの安全・安心と快適な生活を確保するため、関係機関と緊密に連携しながら除雪事業に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問させていただきます。

まず初めに、町長からモンベルとの連携について御答弁をいただきましたので、その辺から再質問したいと思っております。今御答弁の内容を聞いてみますと、これからいろいろなこと、詳細が決まっていくということでありましたが、このいわゆる会津地域においてモンベルとの連携というか、包括連携協定を結んだきっかけというのは、本町がやっぱり一番、答弁では、最初なんですよ。うちが、本町がきっかけとなって、地方振興局を含めた13市町村が包括連携協定を結ぶことができたということで、私は本町がこの件に関してはイニシアチブを持って進めなきゃいけないし、そうなっているのかなという思いしておりますが、今まであまり、この今御答弁聞かせてもらって、どういう連携の在り方、どういう協働の作業があるのかよく見えてこなかったものですから、お尋ねをいたしました。

一つ確認しておかなきゃいけないのは、この会津地域においては本町がイニシアチブを

持ってやるということで、町長、よろしいですね。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 この会津の 13 市町村とモンベルとの包括連携協定、確かにその経緯は町が先行した形になっていますけれども、モンベルとそれぞれの各町村との連携協定を締結しているわけでありますので、それぞれの市町村でそれぞれどういうモンベルとの事業を展開するかというのが、そこには西会津町がイニシアチブを取るというようなことではなくて、それぞれの町村がモンベルとの事業展開を図っていくと。

それでこの事業は、いわゆる会津の 13 市町村でこれだけの資源があると、この資源を有効に活用するために、いわゆる 13 市町村が包括連携協定を結びましょうというようなことでもありますので、実際は、協定は結びましたけど、これからはそれぞれの今度は町村の競争に、私は入ると思っておりますので、そういう意味で西会津町が最初のモンベルとの関係ができましたけれども、町は町独自の、ただ連携協定した 7 つのミッションというのがございますから、これはやっぱりそのミッションに適合した事業を展開しなきゃいけませんけれども、これから西会津町独自のモンベルとの連携協定に向けて、事業の展開をこれからモンベルと町に調整をしてみたいというふうに思っています。

モンベルとは、西会津町がモンベルとどういう連携する事項があるかということで、今 10 項目についてモンベルのほうに提案しております。その事業について今モンベルで検討されているわけでありますけれども、先ほども申し上げましたように、令和 4 年度については西会津町の資源調査、どういう資源があるかということで今調査をしていただいておりますが、この資源調査の結果、令和 5 年度には企画、いわゆる事業の提案がなされると、そういう日程になっております。

したがって、会津 13 市町村との連携はある事業では必要になってきますけれども、町独自の事業の展開をやっぱりしていかないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。少し安心したところでありますが、このモンベルとの包括連携協定後の各 13 市町村の動きを見ていると、もう先行して、早い、遅いは特別問題にならないかもしれないけれども、先行して、もういろんなことに取り組んでいる自治体も確かにあります。

そんな中で、うちの町が最初にきっかけをつくってイニシアチブを取っていると思ったのに、何でこの町が、何て表現したらいいか分かりませんが、何かトンビに油揚げをさらわれるような、いいところを持っていかれるような感覚を私、持ったもんですから、ちょっとお尋ねしたわけです。

あるところでは、いわゆるモンベルとのコラボ商品の開発をして、物すごく人気を博しているそうでもあります。頭からつま先までモンベルで装った、山から下りてきたばかりの人が、モンベルのコラボ T シャツ、これが欲しかったんだと言って、もう買っていかれた。もうその商品は品薄で、もうないというようなこともありますし、アパレルばかりじゃなくてモンベルのコラボ商品、いろんなところで共同開発をしてやっているところも話を聞いておりますので、そんなところに本町も負けるっちゃうことはありませんし、早く取り

組んでいただけたらなと思います。

それともう一つは、先ほどのコラボTシャツの話がありますけれども、いわゆるモンベルというのはいわゆるアウトドア用品でありますから、マウント磐梯とモンベルのコラボTシャツなんか作って、今言ったように人気になっていると。そうするとうちの町を考えたとき、いわゆる国立公園、飯豊山があるわけですから、飯豊山なんか先にやっぱり取り組まれて、喜多方なんかに取りられてしまうんでねえかなというような、そんな強迫観念ですか、先にやることも私は必要じゃないかなという思いでおりましたので、お尋ねしました。

それとあと、モンベル、さっきシップじゃなくてショップって言い替えましたよね。それはどういう意味なのか分かりませんが、やっぱりそのモンベルと言うても民間企業でありまして、営利目的、赤字を出してまでは思案しないというような会長の話も、私見たらありましたけれども、やっぱり両方ウィン・ウィンの関係となれば、モンベルのコラボ商品を売る代わりに、うちの道の駅なんかでもモンベルのショップっていうか製品を売るようなことも、これからいわゆるそのモンベルショップつつうのが、そういう展開のことを想定しているのか。私はそういうことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 このモンベルとの連携協定、各会津の13市町村で協定を結びましたけれども、この中で先行している自治区も二、三ありますけれども、本格的な私は先行ではないなというふうに思っています。

非常に13市町村の中でもやっぱり温度差があって、やっぱりこの事業にかなりの命運をかけているというか、そういう町もあるようでありますけれども、ここにやっぱり独自の事業をどう展開するかでありまして、特に西会津町の場合は、これだけのいわゆる資源といいますか、さゆり公園、あるいはこの飯豊山系、いろんなこの資源があるわけありますから、この資源をやっぱり有効活用するための事業をこれから企画、あるいは提案してもらいたいなというふうに思っております。

モンベルの会長さん、全国に非常に会長さん自らの提案をしているそうでありますけれども、なかなかこの提案というのは非常に大規模な提案であって、町村によってはその提案の事業がなかなか受け入れられないというか、これには相当な金がかかるようでありまして、そんなことで非常に、モンベルはモンベルのいわゆる営利を目的にしている部分はあるわけでありまして、また町は町の、やはりそこに町の活性化とそこに住んでいる町民の皆さんがいかにか元気になるかということが、モンベルのいわゆる社訓といいますか、そんな目的を持った会社でありますから、それらをやっぱり町にとってお互いにウィン・ウィンの関係になるように、やっぱりこれから事業については、よく町に検討してまいりたいなというふうに思っております。

モンベルショップでありますけれども、議員お質しのとおり、このモンベルの製品がこの西会津町の、例えばの話では道の駅でも売ることができるよう、あるいは返礼品、ふるさと納税の返礼品にも使えるというようなことにもなるわけありますので、この辺はやっぱり先行しないといけない部分でありますので、ぜひそのような方向でこれから進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただければと思います。

それで今町長に御答弁いただいたように、辰野会長というのはアルピニストであり冒険家でありますから、我々との思考回路が若干違ったりするのかもしれない。物すごく壮大なテーマの提案なんかもされるのかもしれませんが、やっぱり我々は受けるばかりでなくて、モンベルはもう100以上の全国の自治体との包括連携協定を結んでいるそうですから、やっぱりこっちから必要なところをもうプッシュしていくということが、私は提案を受けるプラス、いわゆる我々の身近な力になれるところをプッシュしていくようなことが必要かと思えますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 モンベルとのこれからの事業の展開でありますけれども、既にモンベルと西会津町が、これからモンベルにどういう形でやる事業を、あるいは企画、あるいは事業展開を検討してもらいたいということで、さっき10項目を申し上げました。

この中には、町のこれまでのいろんな課題をモンベルの力を借りて解決できる、解決していただきたいということで、10項目ほどの取組についての提案をしています。この提案は、13市町村では私のほうが先行しているんじゃないのかなというふうに思ってますけれども、本当にこの事業をこれから実現というか具現化するために、これ一番最初のときに辰野会長から言われたのは、やっぱり全国にモンベルとしての事業提案をするそうなんです。ところが実際にそこに行くまでには、どうしてもやっぱり市町村長の決意といいますか、それがなかなかやっぱり、やる気がいかにあるかないかというところが分かれ目になるような話なんです。

ある市だったか町だったか分かりませんが、いわゆるその事業提案を、企画を提案したら、かなりの投資が必要な提案だったそうですけれども、その話を、その村長だか町長さんだか分かりませんが、話を聞いたら、ここまで自治体がやらないといけないうのかというほどの話があって、その話はそれから進んだかどうか分かりませんが、いかにこういう提案された事業に対してそれぞれの自治体の長と、その町の、いわゆる職員も含めてですけど、町が本気になってやるかやらないかの、そこがやっぱり一番大事なところだと。モンベルのその事業目的といいますか社訓と言いましたけれども、地元の、いわゆるその町が元気になること、その町の町民の皆さんが元気になることがモンベルの会社の目的だそうなので、それらを含めて実際にこれから提案される事業について、しっかりお互いにとことん検討、口角泡を飛ばしてと言いますけれども、そういう議論をしながら西会津町に有効な事業になるように、これから、これからがスタートだと思ってますので、途中経過についてはまた皆さんの御意見を伺ったりしないといけないと思ってますので、とにかくやる気がないとこの事業は進められないということでありますので、しっかり対応してまいりたいなというふうに思っています。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今後の展開に大いに期待するところでありますし、今町長がお話しした件、いわゆる、どこの自治体も首長がやる気になるかならないかという話であります。町長は人一倍やる気はあると思っておりますので、今後の事業展開に大いに期待しておきたいと思

います。

モンベルとの連携についてはこの程度にしまして、質問を変えさせていただきます。

次に、J R野沢駅の利活用、活性化についてお尋ねをいたしますが、先ほど申しましたけれども、私、この8月3日、4日の豪雨災害の前の週、J R東日本のいわゆる赤字路線の発表がありました。それで、この野沢駅、上りも下りも、津川行きも喜多方行きも顕著な赤字路線で、これ存廃も含めて検討する路線という発表があったあげくにこの豪雨災害があって、鉄橋が落ちてしまったと。

私ばかりでないです、嫌な予感というか不安がよぎったのは、多くの方がいると思います。要は只見線のように、復旧はするにしても周辺自治体の相当な費用負担等々がこれから言われる可能性もあるなということでありましたので、この復旧はもちろん、今回の災害復旧に関しては今回置いときますけれども、それにつけても今度野沢駅の利活用、今までのように通学、通勤あるいは通院のための利用者だけでは、もう人口減少がどんどん進んでいく中でじり貧状態になるのは目に見えているわけです。そんな中で、やっぱりその駅ににぎわいをもたらすと、活性化しなきゃいけないといういは、これはうちの町ばかりでなくてJ R東日本に対しても有効な手だてと思います。

今までいろんな災害の、J Rの新潟支社、あるいは仙台支社に町長、議長はいろいろ言って、要望もしてきたというお話を伺っております。そんな中で昔みたいにあまり堅いことばかり言っている時代では、もうなくなってきている。存廃を含めて本当に検討しなきゃいけない路線になってきているということを考えれば、駅の活性化、利用率アップにはうんと、これからもっと力を入れていかなければいけないと考えますが、その点もう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 多賀議員の再質問にお答えいたします。

もう一度というようなことでしたが、1回目の答弁で申し上げましたとおり、野沢駅につきましては、やはり非常に、議員おっしゃるとおり大事な施設でございます。地域の活性化の中心部分を担う大きな役割を持っているということでございますので、これを何とかやはり活性化の拠点にしたいと。駅からさらに中央通りから道の駅、野沢中心部周辺、全部が活性化する拠点にしなければいけないということで考えております。

そういうこともございまして、協働のまちづくり推進委員会だったり、あとはまちづくりデザイン会議だったりということで、町民の皆様方の御意見も組み入れていながら、今後ともこの活性化対策については、町としましてもしっかり検討していかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 J R自身も全国にはいろんな、たくさん赤字路線を抱えている中で、やっぱり地元が維持を望むのであれば、今まで以上に利用者を増やす努力は実際にやってくださいよというのは、公に言っているわけです。だから、あまりこの時間をかけてやらなくちゃいけないこともあるのかもしれないですけども、この辺はもうできることからやっていくことが、私は必要なのかなという思いでおります。

それで、先ほどJ R只見線だとか会津鉄道だとかというような話、御答弁の中でいただ

きましたけれども、実際参考にできるようなのが、やっぱり身近にあるわけです。私もいろんなところに行って、見てきたり聞いてきたりするわけです。その駅カフェとかそういうのはあまり難しく、やる人がいればということなんでしょうけれども、難しくないような気がしますし、いわゆるスタートアッププログラム等の募集なんかは具体的にもうすぐできそうな感じが、これはJRが主体になるのかもしれないですけども、できそうなことが結構身近にあるような気がします。一向にそのまちづくり会議以降あまり進んでないような気がしますので、それは何でスムーズに進まないのでしょうか。こういう災害があった直後だからこそ、急いでやらなきゃいけないというようなことも考えられないのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げましたとおり、協働のまちづくり推進委員会のグループの活動として検討をしていただいて、去年から試行的に実施、試行事業を実施したりしているところではございますが、まだしっかりこの方向、こういった実施主体でこういう方向にやっていると、そこまで決定している、決まっているわけではございません。そういったことで、今年度も引き続き、去年は待合室の部分の利活用について検討して、今年は情報ステーションの部分について検討しようということで、まだまだ検討、試行をしている段階でございます。

併せまして、今年度そういうことでふるさとステーションの部分についての改修といいますか、この試行をやろうとした矢先に、議員おっしゃるとおり災害なんかも起きまして、それで今ちょっとグループの検討が、当初4月、5月に予定していたとおりの進捗になっていない部分も確かにございます。

そういうことで、まだまだあくまでも推進委員会のグループ活動で検討をしている段階でございますので、そういった意味でまだJRのスタートアップ事業などに応募できるようなしっかりした団体、組織が出来上がっているわけではないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほど言ったように、駅というのはまちの一つの顔でもありますから、やっぱり我々も、町長も毎朝、朝晩通って、通勤通学の時間帯は確かに送り迎えの人はありますが、あとはもう残念ながらひっそりとしてしまって、寂しい限りであります。そういうのをやっぱり一日も早く打開していただいて、にぎやかな、私からすれば駅ばかりじゃなくて駅通りも含めて、活性化していただけるようになればなという思いでありました。

それで、その中の質問の一つの中に、観光列車の話、観光商工課長から御答弁いただきましたけれども、今いろんなところで本当に観光列車というのが、JRも乗降客を増やすためにいろいろ観光列車の運行というのはやっているようでありまして、先週の新聞なんかでは、郡山駅から磐梯町駅までスイーツ列車なんていうものも走らせて、あれは星野リゾートが運営しているんだかなんだか、結構人気になっているというようなことがありましたので、やっぱりその参考にできるようなところはどんどん提案して行って、お座敷列車とかトロッコの話もありましたけれども、私は猫が駅長をやっている駅にもこの前行っ

てきましたけれども、いろんなこの注目を浴びる取組なんかもやっているところがあるんですよね。そういうのを参考にしながら、やっぱりやれるところ、同じような質問になるんですけど、やれるところから私はやっていく必要があるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

乗降客を増やすために、観光の部分でもやれるところからやっていってはどうかという御質問でございますけれども、現在も地道ながら、SLでのおもてなしであるとか、また新潟からお酒を楽しめるリゾート列車、Shu*Kuraっていうのを運行しております、こういったものに対しても野沢駅で地酒をふるまうと、こういった観光協会等と連携しながら、できる範囲での取組はずっと続けてきているところでございます。

今、議員から御提案のありましたような取組につきましても、今後磐越西線の通常運行が再開するに向けまして、いろんな方策を考えながら、取り組めるところは積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 大いにその辺は期待しておりますので、この辺にとどめておきます。

次に、駅通りの除排雪対策、駅通りとは通称で言っていますけれども、本当は大久保野沢停車場線というのかな、正式には。通称で言わせてもらって恐縮なんです、分かりやすいと思いますので。

その駅通りの除排雪体制ですね。それも御答弁いただきましたけれども、昨年やっぱり同じような体制で、通水試験とか何かやっていたんだけど駄目だったということでもありますから、電気の契約期間がワンシーズン、4か月しかしてないなんていう話も聞きますけれども、早くやることもやっぱりその降雪シーズン、スムーズに行くことだと思うんです。

我々もあんなふうに関際にやっちゃうと、これ大丈夫そうだなと見切り発車みたいなのところも、私自身はいろんなところでありますので、もっと寒くなる前に、この秋口、余裕を持ってやれば、それで地下水、いわゆる消雪パイプがある地下水も、ある意味自然の影響が結構あると思いますのでね。1日、2日出たからこれはいいという問題では、私はないと思うんです。あと1週間ぐらい、あとは何時間ぐらい流して問題ないとか、そういうことをする意味でも、やっぱり間際、11月にやるんだとかっていうんじゃなくて、もっとせめて10月とかそのぐらいにやって、万が一トラブルがあれば早めに対処できる時期にやっておくということが、私、これ言うのは勝手ということはないけど、言うのはどんどん言わなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

県道大久保野沢停車場線、通称野沢駅前通りの件でございますが、議員今おっしゃったとおりでございます、全県的に電力と県との契約期間は11月の15日から翌3月の15日の4か月、ですから11月の末から12月の頭に試験になるというような状況でございます、昨年度は12月に入ってすぐの辺りに通水試験をやったという事実はございます。

それで町といたしましても、今のような御指摘のとおりでありまして、昨年通水試験したときには出たんだけど、実際降雪期には機能低下というか水が出なかったということでございましたので、現時点ではこの契約期間の早い段階で試験等できるよう取り組んでいくなり要望するなり、検討、調整して、冬期に支障の出ないよう取り組んでいきたいなというふうには考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ひとつ、今年には消雪パイプでやるということでありまして。それで駅から駅通りの歩道に関しては、いわゆる小型除雪機で除雪をしているというような状況ですけども、例年の場合、道路は消雪がうまく行けば、道路はある程度消雪で雪が消えます。ただ歩道の雪っていうのは、いわゆる消雪パイプに雪を出す、多少入り口の雪なんかは出すのかもしれないけれども、基本的には消雪パイプに雪を出すなということですから、道路と歩道までどんどん雪がたまっていくような状況なんですよ。そのたった雪が消雪で消えるのであればいいんですけども、残念ながら水では消えません。

それである程度の高さになれば、これ交通安全対策上も物すごく危険な状況になるんです。脇から出てくる人も車も全然見えない、出るにも左右からの車が全然見えないということでありまして、その辺の歩道と車道に残った雪というか、積もった雪というか、除雪で積んだ雪というか、その除排雪は県にはどのような対処をするように言っているんでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

県道沿いに残った雪の処理というようなことではございますが、県のほうでも定期的な道路パトロールにおきまして、本当にもうどうしようもないといいますか多くたまった場合は、運搬除雪というような形で適切にやっておりますし、町のほうでもその状況を見ながら、要望はしておるといった状況が一つございます。

あと、例えば町道から駅前通りも県道ですけども、その出口、いわゆる隅切りのようなことかなとは思いますが、これにつきましてはほかの県道の、例えば喜多方西会津線、あとは49号の出口、これらについても前回は御質問ありましたが、直営のほうで適切にその状況を判断しながら、町も指示を出しながら適切な隅切りですとか、そういった安全対策を施しているということでございますので、これからは町民の皆さんの安全・安心に最大限配慮してまいりたいなと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 安全・安心というのはどの事業でも一つのキーワードになっておりますから、適切に取り組んでいるという、それは間違いなことでしょう。

私がさっき言った第2、第3とか、安全を担保する意味でも、ある程度基準があったほうが分かりやすいんじゃないか。例えばその車道と歩道との積雪が、積んだ雪が1メートル以上になったら、それは運搬除雪するんだとかっていうのがはっきり分かれば住民の方々も安心ですし、町も積もったから依頼という、その都度よりも、そういうこともやっぱりルールといいましょうか、そういう基準をつくっておくことは私は必要なかなという思いがありますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現時点では何メートルですとか、そういった基準というのは明確には正直ないかと思えます。今後建設事務所との様々な意見交換といいますか協議の中で、そういった部分についても話題とさせていただきます、検討材料の一つとさせていただければというふうに考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 時間がないので流雪溝まで行きませんでしたけれども、先ほど言いましたように、野沢駅前というのは町の玄関口です。私、移住定住のときも話をしたことがあるんですが、やっぱりそういう移住定住を考える人に、この町のいいところを見てほしいのは当然なんですけれども、季節のいいとき、今の秋口とか春先のような、この季節のいいときに見てもらえば、どこ行ったら大概いいところなんです。本気で移住定住を考えるときは、やっぱり冬場のような過酷な状況を見てもらわなきゃいけない。それで覚悟を持って来てくれる人は本当に長く移住につながるんだと、私はそういう考えを持っておりますので、やっぱり冬場野沢駅に、先ほど言いましたように降り立って駅前を見たときに、物すごい雪、除雪もままならないすごい状況だと。物すごく第一印象、イメージが悪くなってしまうと。町の顔でありますから、そんなことのないように、去年の冬のようなことのないように、この駅前の除雪に関しては徹底して、県道は数ある中で、特に駅前に関してはそういう意味合いもありますのでしっかり取り組んでほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

町の除雪事業計画、毎年そういったいろんな反省を踏まえて見直しをして、しっかりしたものをつくっておりますし、その中で町の除雪受託組合の皆さん、それから直営のオペレーターの皆さん、もう最大限力を出していただいているものと考えております。

そんな中で、議員今おっしゃったとおりでございます、本当に町の玄関口、顔。駅前通りの除雪につきましては、町民生活に支障の出ないよう、最大限県に対しても必要な要望等しっかりやっていきたいと。そして町の全体の除雪にもしっかり取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 最後に、大変心強い御答弁いただきましたので、この冬は安心して我々も迎えたいと思っております。

私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫でございます。

今次の9月の定例会は決算議会であります、あえて住民の生活に関わる身近な質問を2項目提出させていただいております。

質問事項の1つは、空き家と相続問題についてであります。

2つ目は、森林環境問題についてお尋ねいたします。

その前に、8月初めの豪雨災害では地区集落が大きな災害を発生し、日常生活に大変な影響を及ぼされたことに対してお見舞い申し上げます。

また、コロナ感染者がここ1か月は連日のように増え続け、いまだ収束が見えません。政府は行動制限をしないことから、感染拡大防止と社会経済活動の両立を掲げ、その判断と取組は地方自治体にとって一層の負担が強いられていると予測されます。

そうした中での今会議であります、ソーシャルディスタンスを守り、質問させていただきます。

それでは、空き家と相続問題について質問いたします。

空き家問題は地方の田舎の話ばかりではなく、今や首都圏全体の2割強に達していることが報道されています。重要なことは、空き家になってから行動を起こすのではなく、空き家予備軍のうちに対策を講じることが大切なことから、お尋ねいたします。

1つ、独り暮らしや高齢者世帯にあって、突然亡くなられたとき近親者で対応するも、相続人がいなく、空き家に直面する世帯が目立ち始めております。当町での現状をどのように把握されていますか、お尋ねいたします。

2つ、本年6月議会で空き家対策課が設置された市町村があると述べましたが、空き家になってからではなく、空き家予備軍と予測される方などに対し、相談窓口を設置し対応すべきと考えますがいかがでしょうか。

3つ、子供や兄弟もなく相続人不在の方がおられます。町民や問題を抱えられている方などに対するアンケート調査や町主催の出前講座などを開催し、アドバイスをすることで町民生活に安心を与えることが必要と考えますが、いかがですか。

4つ、高齢者社会にあって判断能力が不十分になった方が増えています。障害者のある方や高齢者の財産管理や身上を保護するために平成12年に成年後見制度がスタートしております。利用するにはどのような基準があり、どのような方法で決められるのかをお尋ねします。

次に、森林環境整備問題についてお伺いいたします。

現在、世界では森林伐採が深刻な環境問題となっており、植林の回復に努めなければならない状態にあります。しかし、日本では状況が異なり、長年森林の活用がなくなり、むしろ森林環境整備のために伐採が必要とされます。

そこで質問いたします。

1つ、森林が放棄され、伐採されない森林は木材価格が低下するばかりではなく、放棄された森林には光が通らず、地表が固くなり、水源涵養の機能が悪化し、雨などが降り続くと土砂災害が起こる原因と言われております。また、集落によって山を背に生活されている方々がおられます。住民のために災害に対する注意喚起などが必要と思いますが、いかがでしょうか。

2つ、現在新築されている家は、地元木材を必要としない安価で近代的な造りのハウスメーカーです。一方、地元大工さんはじめ職人さんなどの仕事が減少しております。森林を活用し地元木材を利用することによって森林環境整備につながり職人さんたちの活力も生まれると思いますが、いかがですか。

3つ目、今や全国的に有害鳥獣などが出没し、田畑を荒らし民家や人的被害などが与え、

各地区では駆除や捕獲などの対応に追われているのが現状であります。森林を放棄し山に人間が入らなくなったことが原因とされています。森林の環境整備を進め、さらに利活用することによって有害鳥獣出没の抑制につながると思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

以上の2項目が私の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 10番、青木照夫議員の御質問のうち、空き家と相続問題についての御質問にお答えいたします。

1点目の相続人がいないため空き家になった世帯の現状をどのように把握されているかの御質問にお答えいたします。

独り暮らしの方がお亡くなりになられ、その後、親族から土地・家屋現所有者届出書を提出していただき、固定資産税の納付をお願いしておりますが、届出がなされない場合は法定相続人を調査し、課税に努めているところであります。

しかし、法定相続人全員が相続放棄された場合には、課税はされますが納付の義務がなくなることとなり、また、未婚等により相続人がいない場合には、同じく課税はされますが、いずれも相続財産管理人が選任されるまで、納付されない状況となります。令和4年4月1日現在、相続放棄等による法定相続人がいない空き家は26件であります。

次に、空き家予備軍と予測される方などに対し相談窓口を設置し対応すべきでは、との御質問であります。令和3年度に空き家等の相談窓口を設置しており、空き家等所有者の相談に対応してまいりました。具体的には令和3年度相談のあった件数は20件、令和4年度は8月末時点で10件あり、その内容につきましては、空き家の解体補助に関する問合せや、相続に関する相談等であります。

また、今年度は、空き家等所有者に対しアンケート調査を行い、その実態やニーズ等を把握し、空き家等対策を推進してまいりる考えでありますので、御理解願います。

次に、相続に関する問題を抱えている方などへのアンケートや出前講座などを開催し、アドバイス等が必要ではないかの御質問であります。相続に関する問題は、個人の民法上の問題であり、それぞれに抱えている内容も違うものと考えられますので、相続等でお困りの方がおられましたら、御相談いただければ、専門的知見を有する方を紹介するなど対応してまいりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 10番、青木照夫議員の空き家と相続問題についてのうち、成年後見制度についての御質問にお答えいたします。

成年後見制度は、認知症や障害などにより判断能力が不十分な方の財産の権利を守り生活上の不自由さを解消するため、家庭裁判所が選任した成年後見人などの支援者が本人の預貯金、不動産の管理、税金、光熱水費の支払いなどの財産管理や介護・福祉サービスの利用や施設入退所の手続などの身上監護を支援する制度であります。

なお、制度の種類としては、将来の判断能力の低下に備え、自ら支援者や支援内容を決めておく任意後見制度と判断能力の不十分な方に対する法定後見制度があり、さらに法定後見制度は判断能力の程度により後見・保佐・補助の3つに区分され、与えられる権限や

職務の範囲が異なっております。

次に、本制度を利用するまでの流れであります。まずは手続や必要な書類について事前に家庭裁判所に相談し説明を受け、申立てを行う必要があります。この際、申立人となるのは本人、配偶者や四親等内の親族などとなり、その申立人から提出された申立書などにより家庭裁判所において書類審査や申立人や本人との面接などが行われます。その後、本人の必要とする支援に最適な成年後見人などとして配偶者や子などの親族や弁護士などの専門家が選任され支援が開始されることとなります。

なお、町福祉介護課や西会津町地域包括支援センターなどでも制度利用に対する事前の相談を受け付け、申立ての支援をしております。町といたしましても高齢化が進む中、成年後見制度は認知症や障害のある方で判断能力が不十分な方の財産や権利を守る上で必要な制度と考えておりますので、今後も機会を捉え制度の利用のための周知を行い、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し本人や家族を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 10番、青木照夫議員の御質問のうち、森林環境整備についての御質問にお答えいたします。

森林は国土の保全、水源の涵養、災害の防止、保健・レクリエーション、地球温暖化の防止などの多面的機能を有しており、この機能を将来にわたり持続させるためには、森林の植栽・保育・間伐・伐採などのサイクルにより、森林を適正に管理していくことが重要であると考えております。

1点目の御質問の土砂災害の注意喚起につきましては、土砂災害のおそれがある区域について、福島県が土砂災害防止法に基づき調査を実施し、土砂災害特別区域、土砂災害警戒区域としてそれぞれ指定しております。令和3年度に作成した西会津町防災マップにおいて土砂災害の危険箇所や避難方法などについては、既に周知しているところであります。

2点目の地元木材の活用による森林環境整備と職人さんの活力については、町内における新築住宅の施工業者別の建築棟数や大工さんなどの仕事の減少状況などについて、町では調査などを実施していないため把握しておりませんが、町内の住宅建設事業者に確認したところ、町内では新築の着工率が低迷しており、大工さんなど職人の仕事量も減少し、他市町村へ出向いている状況であるとのことでした。

また、現在町内で伐採した木材の多くは、十分な手入れがされていないことから、建築用材として活用することは難しいため、主に製紙用のチップ材やバイオマス発電用のチップとして出荷されているとのことでもあります。

次に、3点目の森林環境整備と有害鳥獣の出没抑制については、6番、三留正義議員にお答えしたとおり、町では森林環境共生林整備事業として県の森林環境交付金を活用し、集落周辺の森林を間伐して見通しのよい森林（緩衝帯）を作り、野生動物が人間の生活圏に出没しにくくする取組を行っております。

森林整備は、林業の振興や自然環境保護、災害防止などの観点から重要な課題であると認識しており、国の森林環境譲与税及び県の森林環境交付金などを活用しながら、森林の適正な管理を進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

独り暮らしや高齢者世帯の相続関係に対してどう把握されているかということで答弁をいただきました。把握されているかという質問に対して大変範囲が広い解釈だと思います。ただ、私の考えとしては、身近に感じているところであります。うちの町内で申し上げると、町内の実情というのは、ここ二、三年で亡くなられた方14人、空き家になった方が10件。それから……。

○議長 青木議員。

○青木照夫 空き家になった家が……。

○議長 青木議員、ちょっと申し上げますが、身近なところであまり具体的にお話をされますと、プライバシーに抵触する場合がありますので……。

○青木照夫 個人の名前も言ってないからいいじゃないですか。

○議長 その辺は注意しながらお話してください。

○青木照夫 家の件数言ったらプライバシーに関わるの。

○議長 いやいや、件数じゃなくて、その話の流れの中でそういう。

○青木照夫 個人名は出しません。

○議長 あまりにも具体的話をされますと、やっぱり……。

○青木照夫 そういうことで、いろんな今、目の前のことが非常に大変な町内が抱えていらっしゃる。ほいで、そういう中で全体的に今うちは、ほかの町内は把握できませんから、うちの足元の町内のことを申し上げます。

全体的には、もう合計すると半分近くが独り暮らしや高齢者の世帯が半分、60世帯ぐらいになっているんです。だから、そういうの中で本当に今後、そういう全体的な町の方が把握されているのかどうかということのことを申し上げたいところだったんですが、そういうことでありますので、今後は本当に先ほどは全議員がいろんな拡大的なモンベルの話が出ましたが、私は目先のことでモンベルが本当に成功するには、やっぱり身近な支える、町を支えるその人たちが大事であるということで私は申し上げるところであります。

その中で相続人がいなくなった空き家に対してのという話であります。2つの事例があります。それは、ある方が都会から退職されて住みました。それは親戚の方で初めの方は亡くなりました。お葬式を出されました。

○議長 議員、そのようにあまり具体的にお話しされますと、特定されてしまうんですよ。あの人かこの人かみたいに。そういうおそれがありますので、あまり具体的じゃなくて、もうちょっと話し方を変えながら、その趣旨だけを質問、再質問でお願いしたいと。

○青木照夫 名前を挙げなくても、やっぱりまずいんですか、これ。

○議長 名前だけじゃありません。名前だけじゃありません。

○青木照夫 局長、この判断どうなんですか。

○議長 特定されないようにお話をくださいということです。

○青木照夫 そういう方がいらっしゃるって、本当に相続できないという方がいらっしやいます。それは人数は別として、そういう目の前にそういう方がいらっしやいますので、これからのそういう取組というのは、どうされるのかということに対してアンケート調査も

町ではしてらっしゃるという答弁をいただきました。

私はその空き家になってしまっただけのアンケート調査ではなく、空き家になる前のアンケート調査、独り暮らし、それから老人二人暮らしの方のためのアンケート調査を事前にやっていただくと。そういうことです。そうして我々の個人の中では、なかなか将来どうしますか、大丈夫ですかということは、もう言えない、そういうプライベートなこともありますから、町からそういうことを安心した調査やそれから出前講座というから、そういう関わりの、また中にある方にやっぱり集まっていただいて、そういう専門的なお話をしていただければ、私はそういうある程度のそういう防止策ができるんじゃないかと思います。その点いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

独り暮らしの方に対するアンケートというのはやってございませませんが、毎年、固定資産税の納付書をお送りする際、全世帯に空き家に対するチラシを入れてございます。これは空き家の方だけではなく、全員の方にお送りしておりますが、その中に空き家となった場合の売却・賃貸・解体の方向性を早くから検討しておくことをお勧めしますと。あくまで断言はできません。お勧めという言葉を使って周知を図っております。また何かお困りのことがありましたら、町民税務課のほうに御相談いただければ対応はしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 全員協議会で空き家対策、総合的なそういう説明がありましたよね。その空き家対策についてのたしか5年間で目標を定めて取り組んでいるということを資料がありますが、そういう中で全体的にはどういう捉え方、何件までに目標を定めます、何件まで目標を定めるというようなそういう内容がありましたけども、そういう目標数値なんかは現在はどうなっているのでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 空き家等対策の計画の中には特定空家等の除却・解体で5年間で10件、で特定空家等の解体以外、要は特定空家以外の是正件数として25件、相談を受けた空き家等が活用される件数としては10件ということで目標を定めてございます。特定空家の除却・解体件数10件に対しまして現在、今年終了見込みで実績見込みでは7件、8件という実績見込みになる予定でございます。特定空家等除却以外、一般的に解体という件数でございますが25件に対してもう既に35件を超えていますので、いずれもこの2件については目標を上回るというようなことで考えられます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 今ほど計画期間内での目標件数の中に空き家の活用の件数10件、年間2件程度の目標立てております。今、現状で実績の数値持ち合わせておりませんが、年間2件以上の活用はなされているというような現状でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それだけの数字が上がっておられるわけですから、もっともっと本当は取り組んで数字が大きくなっているのかなと予測していましたが、これから先に読み原稿でも

ありましたが、ますます町民の皆さんは高齢化率が高くなり、ほいで独り暮らしが増えるということがありますので、ぜひその今の目標の数字を高めて、それで町民の安心・安全な生活が送られるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、成年後見制度についてお尋ねいたします。

今ここに答弁いただきましたが、任意後見人、法定後見人、2つここに出されておりますが、この中で例えばこれから心配だからこの制度を利用したいという方で健常者であつて、それからもう自分は認知症になっていると。それで制度を利用するしかないということは、どこに当てはまりますか。任意ですか、法定、2つのことを申しあげましたから。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

任意後見制度につきましての御質問でございますが、議員がおっしゃる先ほどこれから将来に向けて現在、そういった支障はないけれども、将来自身が認知症ですとか、または判断力が低下したときに、そういった、そのために備えておきたいという場合に利用できますのは、任意後見制度になります。

また、現在、認知症を患われている方でその判断能力が一定程度低下している方については、法定後見制度に該当するわけですが、それはあくまでも家庭裁判所のほうで審判が下されることとなりますので、その程度によって制度が利用できるということになります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それで任意制度、後見制度でございますが、それは例えば認知症になったらその制度は受けられないですか。その前にしか受けるしかない、どちらですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申しあげましたが、この制度を利用する際の申立人は御本人もしくは御家族などが申立人になることが可能です。御本人が判断能力をある程度持ち合わせていらっしゃって、事前に先ほど申しあげました任意後見制度などを利用したいということであれば、御本人が利用できますし、また認知症の程度によって御自身がなかなか申立人になれないといった場合については、御家族が代わりに申立てをすることができますので、そういったことで制度の利用を申し立てできると。制度利用につなげられるということで御理解いただければと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その辺の私の解釈ではっきりしないところあるんですが、今言ったのは任意後見人という話の中で本人が今家庭裁判所とか親族が申し出ればなりますよというようなことで私は理解したんだけど、認知症になったらこれは受けられることができないんじゃないんですか。家族の判断で入れるんですか。受けられるんですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

この成年後見制度につきましては、御本人のためにその後見人が支援、その方の、御本人の支援をするという制度でございますが、たとえその御本人が認知症を患われて重度の認知症でなかなか自身の判断がつかないといった場合につきましても、御家族が申立人と

して申立てをすることによって、御本人がその制度利用をすることができると。その制度利用に際しましては、後見人や保佐人、補助人が後ほど選任されますので、その方がその御本人の生活の支援をしていくということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明ですと、それは法定後見人制度の内容じゃないですか。法定後見人は、認知症になって自分が物事を判断できない、預金を下ろせない、いろんなすぐ手続きできない、そういう方が今の説明じゃないですか。私の言っているのは任意後見人制度というのは、そうじゃないんじゃないですかということなんです。言葉がぼける前に入る制度じゃないんですか。そこを聞いているんですよ。それ大事なことです。2つの違いが必ずあるんですよ。

○議長 いいですか、はい。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど冒頭で申し上げましたように、任意後見制度は、御自身が十分な判断能力があるうちに将来に備えるための制度でございます。法定後見制度は、御自身に判断能力が若干不十分になった場合に際しまして、その程度で御利用いただける制度でございますので、議員がおっしゃる御自身がまだまだ御自身の判断を生活の場面でできる方については、任意後見制度を利用していただきまして、その中でその後認知症などを患って、判断能力にちょっと不安があるといった場合については、法定後見制度を御利用いただくというような二本立てで制度が組み立てられております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それで理解できまして、その2つの制度はそういう方が利用されるということですね。現在は何人ぐらい利用されていらっしゃるんですか。その任意と法定では、数字分かったら教えていただけますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、現在、成年後見制度を利用されている方の人数についての御質問にお答えいたします。

家庭裁判所のほうから年に一度利用者数の報告がございまして、最近、直近の数字で申し上げますと、令和3年12月31日現在で法定後見を利用されている方が17人、任意後見については現在おりませんので、町内で2つの制度を合わせて計17人の方が御利用いただいているということでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 このいずれの制度でもお金はどのぐらいかかるんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、この制度を利用する際の費用面での御質問でございますけれども、手元に正確な数字は持ち合わせておりませんが、まずこの制度を利用する際に家庭裁判所に申立てを行うこととなります。その際に様々必要な書類をそろえるために、必要な経費とあと申立人、裁判所で支払う手数料などがございます。数千円ということに理解

しておりましたが、その後、後見人の審判が下されて、後見人に対する報酬などが月に数万円程度、それは程度に応じて職務に応じて家庭裁判所が任意で、失礼しました、家庭裁判所が裁量によって決定する額となりますので、その額に応じて年額、月額を算出し、それを年額にして年間の報酬額としてお支払いいただくというようなこととなります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 この制度は、お子さんがいなかったり、また、相続問題にならないようなことで利用されると伺ってますが、今後やっぱりますます任意は利用されていच्छゃらないということ伺いました。これから、やっぱりいろんな形で身近にいच्छゃる方もそういう方もいच्छゃいますので、その際にはいろんな形で支援していただけるかと思えます。

質問変えます。森林環境税のことについてお尋ねいたします。

森林環境というのは大変なこれ大きな問題でございます。日本では、この森林を保つことによってこの一酸化炭素を我々が出したやつを酸素に吸収してくれるということで、伐採しないのかなという思いはしますが、日本はなぜ山のいろんな形で森林を整備しないで今木材を使おうとしても枝、何というんですか、こういった枝の枝葉落とすというか、言葉ちょっと分かんないんですが、そういう人たちがみんな環境整備できないので、木材に使えないと。いろんな過去において寄附したらその木材がほとんど使えないと。そんな話も聞いております。

ですから、ますます日本というか今50年、80年、100年のなった杉の木がいっぱいあるけども、それを売ることもできない。切るとお金が取られると。そういう今すごい日本の状態になっております。その制度の、なぜ日本はそういう伐採が進まないのか、その点分かれば教えていただけますか。伐採が進まない、そういうというのはどうですか。

○議長 整備だから、あれだべ。環境整備だから大丈夫、答えられますか。森林の環境の整備の中で。よろしいか。

農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

答弁の初めに申し上げましたとおり、森林につきましては多面的な機能を有しております。国土の保全、水源の涵養、災害の防止、保健・レクリエーション、地球温暖化の防止と。なぜこういった森林環境整備が進まないかと。日本全国のことをお話しになれましたが、町のことではちょっと御答弁させていただきますが、町の森林管理されなくなっている要因としましては、木材価格が低迷しているということと、森林所有者の高齢化などによって森林への関心が薄れておまして、適正な管理が行われていない森林が増加してこのような形になっているのかなというふうに認識しております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう答弁でございますが、昔は、昔というか私はよく存じませんが、地権者と森林組合で何対何ぼというか、7対2だか3だか8対2だか分かりません。どんどんどんどん杉を植えて、植えてた期間があつて、それが今さっき言ったように膨大な面積に広がったんですが、それを今度売ろうかと思つたらもう売れないと。そういう今は日本の日本全体の森林環境になっているわけです。ここで今それをどうしよう、ああしよう

言っても答えは恐らく出ないと思いますが、地方議員として私はそういうことをいろんな形で訴えていかないと、この問題はなかなか浸透していかないのかなと。すぐお答えしてくださいということはお答えはできないかもしれないけども、これからのやっぱり森林というのは活用というのは、どうしてもやっぱりこう先ほど読み原稿で申し上げた材木を使えるような、その杉材を手入れをしたり何かをしないと、これからますますこの環境が日本はそういう森林を持っていることが温暖化防止対策なんだという国では言っているようですが、あまり古くなると二酸化炭素は吸収しないそうです。それで酸素も出ないそうです。そういうことがありますので、今それをここでどうなんですかと言っても、それはお答えがあれでしょうけども、私はここで地方議員としてやっぱりこれからいろんな形で訴えていかなくちゃいけないし、これを真に活用していかなくちゃいけないし、それでその結果今話あれですけども、猿出た、熊出た、いろんな有害鳥獣が出たという原因は何かということをはほとんどその原因は皆さんお話にされない、いろんなそういうネットで調べても、その猿が何で出る、熊が何で出る、猿は本能的に生きるがために若葉のあるところ、また木の実のあるところ、それがみんな今現在は雑木が放棄されて大木になって、それで食べる物がなくて里山に降りたと。あるそういう方が言っているらしいです。ということで私はこの環境整備はやっぱりその有害鳥獣の対策には、そういうものがやっぱりこう整備をしなくちゃいけないんじゃないかなという思いがしますけども、その有害鳥獣に対しての環境整備にその考えという解釈は課長、どうですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、森林の環境整備と有害鳥獣の関係の御質問にお答えいたします。

令和元年度から森林経営管理制度ということが、制度がスタートいたしました。これにつきましては、既に議会の中でも様々御説明させていただいているところでございますが、森林管理が適切に行われていない現状を踏まえまして、国では森林所有者に森林を今後どのように経営管理していきたいかの意向調査を実施することとなっております。その森林所有者に対しての調査を行って、それぞれ自ら引き続き管理する、あるいは管理ができないから町に管理を委託するというような選択を森林所有者していただくこととなります。

町でその引き受けた森林については、適正な管理を行うために森林組合などに再委託するような事業を行いまして、森林の整備を適切に進めていこうという制度はもう既に始まってございます。そういった国での森林経営の整備と併せまして、先ほど一般質問、御答弁の中でも申し上げましたとおり、町で鳥獣被害、野生動物が人間の生活圏に近寄りにくい環境を整備するために緩衝帯を整備するような事業も毎年行っております。そういった国の制度、あるいは町の独自の取組などを通しまして、有害鳥獣が人間の生活圏に近づかないような環境をこれまでも整備してまいりましたし、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 土砂災害のことでも述べてますが、その土砂災害なぜ起きるのかということに対して、やはり間伐しなくなった、そこに光が当たらなくなった、その中にこの地表が何か固くなって雨が降ると、今までは草木があったから水がそこに含んで流れないという

ことがあって、そういう固い地表になったから雨が降ると、その土砂災害になっているという話があるんですが、その土砂災害に対しての捉え方というのはいかがですか。

○議長 結局、その因果関係をどうのこうのということを言ってんじゃないかな。

町民税務課長。

○町民税務課長 土砂災害の警戒区域に関しましては、森林が手入れされないために指定しているというようなところはございません。あくまで急傾斜地であるとか、傾斜がきつい、またはちょっと地滑りとか、そういった部分について県が調査して指定しているというような状況でございます。

ですから、緩やかな傾斜地の中で土砂災害というのは、県のほうでもそういう、何ていいますかね、ことでの指定はしてないと。あくまで森林整備をすればというところはあるかもしれませんが、森林の状況で指定しているというような状況はございません。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 土砂災害の映像や写真見ると、この上のほうから杉の大木が流れてきているとか、そういうやはりこの根が張らない、それでそういう杉の木なんかは重さがある、それで今言ったように、こう崩れ落ちてるって。それで雑木もみんなそういう放棄されているから伐採されないその雑木が崩れ落ちているということで、いろんなことで目に入るんですけども、今言われたのはそういう影響がないみたいな話なんですけど、その辺の解釈は私、浅かったか分かんないけど、もう一度どうですか。そういう今土砂災害が起きるといのは、そういう杉の大木とか、そういうのが昔は山を背にして何百年も生活していらっしやるんです。それでも災害が起きなかった。最近になって山に背を向けて生活していらっしやる方がこの土砂災害に遭って貴い生命が奪われていると。そういうことの映像なんかよく見ますが、その辺の解釈ちゅうか、判断というか、もう一度聞かせてもらえますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 影響がないということではなくて、斜面が急かどうかで土砂災害というのは起きておりますし、そういった箇所については、例えば雪崩の警戒区域、また土砂災害の警戒区域ということで、森林の整備状況というよりは傾斜地で指定しているというような、県の調査によって指定しているというような状況でございます。これまで報道等で土石流だとかあったところに関しては、地盤が緩いであるとか、山が急であるとか、いところで起きているようございまして、緩やかな山林については、そういった災害といのは、あまり見受けられないように見ております。

ですから、森林の整備状況で、あと起きやすいかどうかといのはあるかとは思いますが、現在のところは斜面によって急斜面であるとか、あとは地滑り地帯であるとか、そういったところで土砂災害警戒区域といのを県のほうでは指定しているという状況でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 各地区集落によっては、本当に見させてもらおうと山際に本当に家が建っているというのが数多くあるわけですね。今、課長が言われたように、急斜面か、そういう山の角度によってと言われたけども、緩やかなところでもやっぱり土砂災害が起きていると。

私はそういういろんな形で今報道されているのは、そう見て判断しております。

そういう中で、私はやっぱり今で言う要注意喚起してくださいというような言葉を読み原稿で言いましたが、やはりこれからは先ほど地滑りとか、いろんなこの西会津も地滑り地帯であります。やっぱりその中でグリーントフというか、土でもない粘土でもない、その中に雨が降ると岩盤とその間にスライディングして土砂災害なんていう地滑りがあるなんていうことも聞いていますが、私はそれ以外のことでこれからはやっぱり急斜面だから、緩やかだから起きるとか起きないとかじゃなくて、やっぱりこれからはこの環境を整備していないということに私は尽きると思いますので、その点を本当に住民の皆さんには注意喚起していただいて安心・安全なまちづくりを進めていただきたいと思います。もう一度その点いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

森林環境整備を進めてそういった災害防止対策も取り組んでいかなければならないのではないかと趣旨の御質問かと思えます。

現在、町が実施しております森林環境整備につきましては、森林環境整備保全事業、いわゆる造林事業ということで天然林の皆伐、これ昨年ですと 18 ヘクタールほど実施しております。また、皆伐した天然林の萌芽更新、これも 31 ヘクタールほど、これは森林組合のほうですが、やっております。また、そのほかの広葉樹林再生事業でありますとか、環境共生林整備事業、あと県の事業で県の森林環境税を活用した間伐事業、あと、ふくしま緑の森づくり公社でやっております間伐事業、森林組合では町からの委託時に、あるいは直接国・県からの事業ということで相当な森林環境整備は実施はしております。ただ、民有地につきましては、先ほど申し上げましたように、後継者の問題ですとか、そういったところで整備は進んでおりませんが、その民有地につきましても県の森林環境交付金を使いまして、先ほど申し上げました森林経営管理制度、これで森林集落に意向調査をして適正な管理を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解お願いしたいと思います。

○議長 時間になりましたので、締めてください。

10 番、青木照夫君。

○青木照夫 これで終了させていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14時03分)

○議長 再開します。(15時20分)

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、こんにちは。12 番、武藤です。私は本日の一般質問に2件の通告をしておりますので、順次質問します。

まず、質問に先立ちこのたびの8月3日、4日の豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、これほどの豪雨に遭っても自主避難や安全第一の行動により人的被害がなかったことは不幸中の幸いと感じております。

加えて、被災者や被災地における、平時による人命の安全確保や生活物資の搬入、消防団の支援の活動や農政連、役場・社会福祉会・社協有志の皆さんや町外からのボランティア

ア活動など支援は被災地にとって力強い励ましになったことに改めて感謝を申し上げます。

特に、奥川地区の水害は過去昭和 42 年頃、50 年代、そして極入、弥生地区に甚大な被害をもたらした平成 7 年からの数年間、そしてこのたびと数十年置きに起きております。大雨の状況や被害程度は昭和 42 年当時、奥川の橋や、橋が小山集落の橋以外全て流されてしまった当時に匹敵するか、それともそれ以上の豪雨と感じております。

折しも、これから台風シーズンを迎え、また今後、地球温暖化による気候や天候の異常状態、特に局地的な豪雨や線状降水帯の発生など、また豪雪などが多くなり、山間地に位置する我が町にとって自然災害が多発するものと予想されます。私はこのような中、被災地の早急な復旧・復興と、特に農業の継続のために被災者への支援や負担の軽減を強く求めるとともに、この一般質問をさせていただきます。

まず、8月3日、4日の豪雨災害の対応と今後の復興について。

災害対策本部の役割と実際の活動の状況は。

次に、豪雨時等災害発生予測及び町民への警告・周知はどのようにされたのか。被災地や被災住民の安全確保はどのようにされたか。避難所開設と非常用機材や備蓄物資の在り方がどのようになっておるのでしょうか。各自治区や被災住民への周知方法は適切に行われたかどうか。被災地の調査や今後の対応はどのようになされるのか。

次に、被災地の早期復旧・復興について。

単なる復旧ではなく改良復旧を要望すべきと考えるものでありますが町の考えはいかがでしょうか。関係機関との連携と迅速な対応を求めるものであります。町独自の支援対策や、被災者や事業者の負担軽減対策はどのようになっておるのでしょうか。

次に、災害復旧事業について。

事業の迅速化のため、専門チームの設置を含めた人的体制の充実と予算の確保はどのように考えておられますか。国・県への財政支援を求める活動強化はどのようになされますか。激甚災害認定への働きかけはどのように行われておりますか。スピード感を持って住民の生活支援や特に河川被害地の改良復旧に取り組むべきと考えますが町の考えをお示しください。台風シーズンでありますけれども、災害を受けたところの二次災害の防止策はどのように対応されますか。

2項目として農業者への支援について。

燃料費及び肥料など高騰対策事業について。

国・県の支援と町独自の支援策はどのように考えておられますか。

米の需要調整支援事業について。

産地交付金の配分額の減額に対する町の考え方と対策をお聞きします。今次の被災農家の特に農業継続に対する町の支援や考え方をお聞きします。

以上、私の一般質問とします。明確なる答弁を求めるものであります。よろしくお聞きします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12番、武藤議員の御質問のうち、初めに8月3日から4日に発生した豪雨災害の復旧対策についてお答えいたします。

まず、改良復旧の要望についてであります。このたびの豪雨災害は県管理の河川の氾

濫による低い農地等への土砂の堆積が顕著に見られましたことから、町といたしましては、護岸のかさ上げや河床のしゅんせつ工事について、今回の事象を含め、過去の教訓を反映させた改良復旧工事として実施していただくよう、国や県に対し会津総合開発協議会等、あらゆる機会を捉え、要望活動を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、関係機関との連携と迅速な対応についてであります。県が管理する道路や河川の被災箇所については、被災直後から県と綿密な連絡を取り合うなど、相互に連携し対策を円滑に進めております。また、今後10月から11月頃にかけて国の災害査定が予定されておりますことから、現在、専門業者に被災地の復興・復旧の前提となる測量設計業務を発注し、作業を進めている状況であり、国の災害査定に遺漏のないよう準備を進めております。

次に、町独自の支援対策、被災者や事業者への負担軽減対策についてであります。国庫補助事業に該当しない被災箇所につきましては、町独自の支援対策として、当該自治区へのバックホー等、機械の無償貸出しや復旧資材の無償提供、町直営の道路維持管理職員による復旧作業、町建設業組合の協力による復旧工事で順次対応しているところであります。また、被災者への負担軽減対策につきましては、国庫補助による復旧対策事業や小規模復旧事業債を最大限に活用し、負担軽減対策を講じるとともに、より多くの被災者を救済できるよう努めてまいりたいと考えております。なお、被災者の負担額は、町の分担金徴収条例の規定では、災害復旧事業に要した経費から国庫補助金を差し引いた残金の15%となっております。

次に、専門チームの設置等の人的体制や予算確保についてであります。今後、災害復旧を進める過程で必要に応じプロジェクトチームの設置等についても視野に入れ検討してまいります。また、予算の確保につきましては、今次補正予算に計上した災害復旧に必要な予算を先議していただきましたので、一日も早い復興・復旧に努めてまいります。

次に、国・県への財政支援を求める活動と激甚災害指定への働きかけにつきましては、被災直後から県選出等の国会議員並びに県に対し、緊急要望活動を実施してきたところであります。内閣府からは8月23日付で今次の災害は激甚災害に指定する見込みと事前公表が行われました。激甚災害に指定されますと、国庫補助率のかさ上げ等が適用され、さらなる受益者負担の軽減になります。

次に、住民の生活支援や河川被災地の改良復旧の取組についてであります。生活支援面では、被災直後から物資の支援や、浸水家屋の消毒、健康相談、被災住居の片づけ等について迅速に取り組んだところであります。また、河川の氾濫により大規模な土砂が堆積した水田等につきましては、査定前着工制度を活用し、国の災害査定を待たずに先行して応急本工事により実施する予定であり、来年の作付に支障が出ないように取り組んでまいります。

最後に、二次災害防止策（調査と対応）についてであります。現時点で把握している箇所では、土石流が発生した地域を県では既に現地確認を実施しております。町では、地域住民の皆さんの安全・安心を確保するため、県に対し保安林指定とその後の施設整備等の対策を早期に実施していただくよう要望してまいりたいと考えております。

町といたしましては、豪雨災害の復旧対策につきましては、被災者の視点から住民生活

や経済活動への影響を最小限にとどめるため、円滑かつ迅速に作業を実施し、一刻も早い復興・復旧に努めてまいる考えでありますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、農業者への支援についてお答えいたします。

初めに、燃料油及び肥料高騰に対する支援のうち、町独自の支援策についてであります。1つ目は肥料等高騰対策緊急支援事業を実施いたします。本事業は水田で水稻または転換作物や畑地でのミネラル野菜を栽培、出荷、販売している農家を対象に水稻については、自家消費分10アールを差し引いた面積に対して10アール当たり3千円を助成いたします。

2つ目は米の需給調整への支援事業であり、国から町農業再生協議会に交付される産地交付金の配分額が減少したことに伴う町独自の支援であります。これは令和4年度の配分額が令和3年度配分額の半分以下と大幅な減額となったため、町農業再生協議会では作物ごとの配分単価を配分された金額以内で支払いが可能な単価に引き下げて対象農家へ配分することを決定したところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による米の需要減少などにより、米価が低迷しており、さらなる米価の値下がりを防ぐには、米の需給調整が重要であると考えられることなどから、大幅に減額となった産地交付金の交付単価を令和3年度と同水準とするため、町単独で支援することといたしました。

なお、町単独の燃油及び肥料高騰支援、米の需給調整支援に必要な予算につきましては、去る7月27日開催の町議会臨時会で補正予算を御議決いただいたところであります。町では本補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症等の影響による米価の低迷など厳しい農業経営を強いられている農家の皆さんの所得の安定と農業経営の継続を支援してまいります。

次に、国及び県の支援事業であります。国では3事業、県では2事業を実施しております。国の支援策の1つ目は施設園芸セーフティネット構築事業で燃油価格高騰に対する備えとして、国と農業者で積み立てる積立金から燃料単価が発動基準価格を超えた場合に価格上昇分を補填する事業であります。本事業への町内加入者は現在のところ確認されておりません。

2つ目は産地生産基盤パワーアップ事業の拡充で、施設園芸等で使用される重油等の価格高騰を踏まえ、価格変動の大きい燃油の依存度を下げ、経営の安定化を図るための省エネ機器導入を支援する事業であります。実施規模等の条件から町は対象外となります。

3つ目は肥料価格高騰対策で令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料を対象に化学肥料低減の取組を行った上で土壌診断による施肥設計や堆肥の利用などの15項目のメニューから2項目以上に取り組む方を対象に前年度から増加した肥料費について、その7割を支援する事業であります。なお、今後JA等と連携し申請を支援してまいります。

続いて、県による2つの事業のうち、1つ目は施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業でボイラーなど加温施設を使用する経営体の燃油使用量削減につながる設備の導入に対して導入経費の3分の2を上限に支援する事業であります。町は既にこの取組を実施していることから該当いたしません。

2つ目は肥料価格高騰対策で水田30アール以上水稻または転作作物を作付している農

家に対して水稻は自家消費分 10 アールを差し引いた面積に対し 10 アール当たり 500 円、転換作物は 10 アール当たり 1,500 円が交付されるもので、町単独事業と併せて申請を受け付ける計画であります。

最後に、8月の集中豪雨により被害を受けた農家の農業継続に対する町の支援につきましては、大きな被害を受けた奥川・新郷地区を中心に現地を確認し被害の大きかった被災農家とは、農地に流入した土砂の撤去方法や来春の作付に向けた話し合い等を行い、関係部署や関係機関と連携して営農継続に向けて対応したところであります。今後は災害からの復旧はもちろんでありますが、被災農家や地域が抱える営農上の課題を把握することで営農が継続できるよう多岐にわたり関係機関等と連携して支援していく考えでありますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 町長。

○町長 1か所訂正をお願いしたいと思います。国庫補助による復旧対策事業や小規模復旧事業債を、小災害復旧事業債を小規模復旧事業債と申し上げました。正しくは小災害復旧事業債であります。御訂正お願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 12番、武藤道廣議員の御質問のうち、災害対策本部の役割と活動状況についてお答えいたします。

初めに、災害対策本部の役割についてであります。災害対策本部は、町地域防災計画に基づき、災害時における各課等の事務分掌に応じた役割分担を明確にし、適切な災害応急活動を実施するために、大雨や台風、大雪といった異常気象や地震等の自然災害のほか、原子力災害や大規模事故等により、全庁的な対応を必要とする災害が発生し、または発生するおそれがある場合に町長を本部長として設置することとしております。

実際の活動状況についてであります。このたびの豪雨災害では、8月4日の午前7時に災害対策本部を設置しておりますが、町では、8月3日午後2時10分に大雨警報が発表されたことを受けて警戒配備態勢に入り、気象庁が発表する情報のほか、国土交通省阿賀野川河川事務所が奥川中町に設置している雨量計の情報を基に、福島地方気象台の予報官の見解を参考にしながら気象状況の監視と被害情報の収集に当たるとともに、防災行政無線やケーブルテレビを活用し注意を呼びかけてまいりました。

その後、弥平四郎自治区の川沿いの住民が付近の民家に自主避難しているとの情報があったことから、弥平四郎自治区長及び地区民生委員と連絡を取り合い、現地の状況を踏まえ、まずは安全な旧弥平四郎分校の2階に避難していただいたところであります。

この時点で、奥川みらい交流館への避難所設置を検討したところ、夕方に入り、雨も小康状態に向かっていたことから、避難所の設置を見送っております。

夜に入り、新潟県と山形県にかかる線状降水帯の影響により、午後10時頃から継続的な大雨となり、極入自治区長から河川が増水して危険な状態との連絡を受けて、防災行政無線で川沿いの住民に高台への避難を呼びかけ、住民の避難を確認するとともに、自治区長と連絡を取り合いながら状況を確認し、重機の手配、川沿い以外の民家に対する水防活動などの応急措置を講じてまいりましたが、4日の明け方から町内の高範囲で大雨となった

ため、職員を非常招集して、町内の全自治区長に電話連絡をして被害状況を収集するとともに、午前7時に町長を本部長とする災害対策本部を設置し、継続的に対策本部会議を開き、人命を最優先に全庁を挙げて災害の応急対応に当たってまいりました。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、議員御承知のとおり、奥川地区を中心に多数の被害が発生したことから、町では、奥川みらい交流館に避難所を設置して応急物資を配備するとともに、自治区の協力をいただきながら被害の全容把握に努め、被災箇所の応急復旧に鋭意取り組んできたところであります。

なお、孤立した弥生集落の住民を救助するため、西会津消防署と連携して陸路での救助を試みましたが、二次災害の危険があるとして、天候の回復を待って、5日に消防防災ヘリコプターで救助したところであります。

今後の対応としましては、継続中の災害対策本部会議の中で今回の災害対応の評価検証を行い、教訓を生かして、より迅速で明確な災害予測と周知方法、避難所の運営体制等の在り方について検討を重ね、災害対応力の向上を図ってまいる考えでありますので、御理解願います。

○議長　　これ「断続的な」を「継続的」と読んでいる。こことここ2か所。

○町民税務課長　　断続。

○議長　　断続的な。

○町民税務課長　　継続。

○議長　　「継続」と読んでた。

○町民税務課長　　分かりました。

○議長　　2つとも。それ直して。

○町民税務課長　　ちょっと一部訂正をお願いいたします。

夜に入り、新潟県と山形県にかかる線状降水帯の影響により、午後10時頃から継続的に申し上げましたが、断続的ということで訂正をお願いいたします。なお、もう1か所継続的に申し上げましたが、対策本部を設置し継続的にと申し上げましたけども、ここも断続的ということで訂正をお願いいたします。

○議長　　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　それでは、何点か再質問という形で進めたいと思います。

まず、全員協議会等で大分分かったことでありますけれども、農道や水路、それから小災害的なやつは何ですか、自助・共助の段階でやっていただきたいというのが基本だということでもありますけれども、私にとっては、今こういう地域集落あるいは農業従事者を取り巻く環境が大幅に悪化している中では、極力町の公助をもって対応していただきたいという観点からの質問になります。

まず、復旧工事の受益者負担の軽減策についてであります。災害に関する譲与法である災害認定条件額40万円の算定根拠はどういうことから来ているのでしょうか。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　災害復旧事業の40万円の根拠ということでございます。これは、国の災害復旧に係る制度がございまして、この中で1件1か所当たり40万円というようなことで明記されておまして、これは以前からも同じように取り扱ってきているというような

状況でございます。

○議長　　じゃ、もう一回。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　いや、そこは分かります。ただ40万円という数字は何を基にして国が算定したら、そういうのは聞いてないですか。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えいたします。

議員、今御質問にありました40万円の根拠、そこまでは現時点では承知しておりません。お調べになればと申されれば、ちょっと時間をいただくことになろうかと思えます。

○議長　　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　それはそれとして、小規模災害への支援策と災害認定範囲の拡大・拡充についてということで、今言われたように1か所の災害が40万円ということで災害範囲の、そして全協でも説明のあった150メートル以内とするその根拠はどこから来ているんでしょうか。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えいたします。

原則、国の制度ですと、今ほど申し上げました1か所の工事金額が40万円以上というのが基本の該当条件でございます。今申された150メートル以内と申しますのは、40万円未満でも図を見ていただくと分かりやすいんですが、例えば1か所20万円程度の工事があったと。そこから離れたところに例えば10万円程度の工事費のものがあった。その距離150メートル、また片一方のほうにも例えば15万円程度の工事のできるものが150メートル以内にあったと。そういったつながりで1か所工事ということで、それを3つ例えば足しますと、はい、そのメーターにつきましても現時点では国の制度でそういうふうに明記されておりますので、その中で最大限救済できるような知恵を働かせて取り組んでいるという状況でございます。

○議長　　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　その国の制度そのものは理解というよりも分かっているわけなんですけど、ただ、今言われたように、その150メーター範囲の中でのその40万以上になれば災害に当てはめるといことなんですけど、課長も御存じのように、今回の災害時、水路とか農道とか、いろんな意味で一つの路線が長くて、ちょっと入んねえか、水路が長くて例えば極端に申しますと、奥川地区の堰なんかは小山から道目境まであるんですよ、距離が。相当なキロ数なんです。その中で何か所も小さな災害があったわけなんです。それは150メートルの枠には入らないんですよ。ただ、管理者としては全てそれを面倒見なくちゃなんないわけなんです。そういった意味では、やはりこれを町独自でもいいから1路線、あるいは農道でも始点から終点までの総合的に、何ていいますかね、カウントして災害にはめるとい考えはできないでしょうか。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えいたします。

今の水路の件でございますけども、現行の町の支援策、独自の支援策といたしましては、

重機の無償貸与、それから例えばジャバラ管のようなものですとか、復旧資材の無償提供、そういった現行ルールの中で最大限活用していただいているというものが実態でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それは分かっている。だから今言ったような考え方とか対応はできねえのかと聞いてるんで、今の町の対応している制度とか、あれは分かります、十分。私も長くやっていますから。ですが、こういう状態が今回特にそういうのがあって、1か所、1か所、重なれば相当のあれになるわけなんです。ただ、それが路線によって長いから150メートルに入らないと。それを一つのあれとして見ることはできねえのかと聞いてんのよ。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現行の国の制度の内容を読み解きますと、なかなかそこは該当しないというような判断がございまして、町の独自の支援を最大限活用していただくという対応が現時点で行っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 現行制度ではそういう考え方はできないということでもありますけれども、それじゃ町の災害復旧事業の分担金ですね。農地とか農道とか、それから水路とかの、徴収条例15%の算定根拠はどういうところから来ているのでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 分担金の15%の根拠ということでございますけれども、町の条例に分担金徴収条例というのがございまして、今回のような災害復旧事業、あるいは小災害の復旧事業に係る分担金については、100分の15というふうに明記されてございまして、これを根拠に、これは平成10年、はい。

○武藤道廣 15%の根拠は何かという。

○建設水道課長 15%は20年前のことで、ちょっと遡って調べてみたんですけれども、正直明らかではございません。ただ、上位法の規定では、町の条例で定めることというふうになってございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 本当に役場役員だな。15%にした場合ですね、分かった、それ分かったです。条例も分かりました。ただ、その15%よりも負担率を低くした場合、国から各種町に対する国権の補助とか、あるいは交付税の率、あるいは起債等のある程度の影響は出るのでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

農地、農業用施設、繰り返しになるかもしれませんが、現行の定率でいきますと、農地は補助金が50%、農業施設については65%でございまして、国が公表しております過去5年間の平均でいきますと、数字がかさ上げになってございまして、農地、農業用施設、それぞれ96%ですとか98%ですとか、かさ上げになってございます。例えば仮に96%と補助金が出て、残りの4%分のうちの15%ということになりますので、受益者負担も軽減

され、町の。そういうことではねえの。

○議長 武藤議員、なかなかかみ合わないから、もうちょっと詳しく説明あるいは質問してください。

○武藤道廣 激甚災害になって、残った分が町のあれで15%。そんで、その15%の分を町独自で下げた場合は、国からペナルティーか何かあるのかと聞いてんですわ。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

仮に今回の激甚災害になった場合に対してのどのような財政状況になるかという部分についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほど建設水道課長がお答えしましたように、激甚災害になりますと、補助などが増嵩になります。したがって、本来、この激甚災害に指定になったことによりまして、まず町の補助の内訳としまして補助金は上がる、そして起債の借入れの額は少なくなります。

したがって、その後の残りの何%かの部分についての部分的には15%ございますが、それを下げた場合とかという部分については、一部町の負担は増えますけども、ペナルティーとかという部分は特に国からあるとは今のところ把握はしておりませんし、それまでもあまりそのような状況はなかったということは聞き及んでおります。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 というような話であります、町長にお尋ねします。

このように数十年に一度の甚大な災害において、特に被災者負担軽減のために分担金条例の第5条、町長の判断によって、それを変えることができるというか面倒を見るというふうな項目がありますが、その発動をすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 その分担金の軽減についてのおただしでございますけれども、今次の災害は近年にない大変大規模な災害を受けたわけでありまして。被害を受けられた農家にとっては、いわゆる来年度以降の耕作の意欲をそがれるようなこととなってんじゃないのかなというふうに思いますと、この分担金の軽減策については、今ほど徴収条例の5条に減免の規定がございますけれども、この15%も各自治体によってその率はみんな違うというか、一律ではないんですよ。その自治体のいわゆる財政力によって10%のともあるし5%のともあるというようにことだというようにちょっと把握しているわけでありまして、特に最近、今日の西会津町の農業というのは、いわゆる大規模な農業後継者、または若い農業後継者に農地が集積されて、そしてその地域の農業、あるいは西会津町の農業が守られているということでありまして、今回の災害も十数年に一度ということでありまして、いわゆる西会津町の農業、将来もう継続してこの農業後継者の皆さんが意欲といわゆる希望を持って農業は継続できるように、いわゆるこの負担については、軽減措置を実施してまいりたいと、そんなふうに思っています。

なお、その軽減額については、どの程度にするかということにつきましては、これからしっかり検討させていただいて決めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変ありがたく、また力強い答弁をいただきました。本当に若い後継者、あるいは農業に従事している人たちにとっては、今の町長の言葉は大変ありがたいと感じるものであります。

それと、あとさっきの話に戻るんですが、被害額 40 万円以下の小規模災害救済のために先ほど同僚議員の質疑等の中で、建設課長が 13 万以上 31 万以下の何ていいますかね、小規模災害の制度的なようなことをちょっと言われたんですが、この制度ちょっと分からなかったんですが、この説明をお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

13 万円以上 40 万円未満の小災害復旧事業、これ起債事業で対応できるものでございます。国庫補助の事業に該当しないもので、もう少し小さいものについては、これによって救済できるように制度化になっているものでございまして、これも以前からあります。ただ、これは激甚災害指定のときに適用されるというものでございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 分かりました。それでは、激甚災害が一応指定されるという可能性が強いわけですので、今次は、この小規模災害のこの 13 万円以上 40 万円未満の小規模災害のその何ていいますかな、支援の対象になると理解してよろしいのでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

あくまでも激甚災害指定がなった暁には適用されます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その指定そのものは、そうすると査定されてやって、そしてまた、これも受益者負担が出ると思うんですが、受益者負担に関しては、やはりその 40 万以上と同じような計算方法でやられるわけでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 議員おっしゃるとおりでございます。仮に 40 万円未満でございますけれども、40 万円と計算しやすく申し上げますと、その 15%という計算になります。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そうすると、今ほど町長の話があったように、それに関しても町長のほうから町独自の支援策ということで負担率は低減できるということで、そう理解してよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。条例の規定によりまして、町長が特に認めた場合は減免できるという対象になります。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変満足できるような答弁でありますので、あとはさっと流したいと思います。

国土強靱化方策によって、災害に強い施設づくりが求められておりますけれども、頻発、

激甚化する自然災害に対応するため、被災箇所の改良復旧や人家に被害が想定される沢などなどの砂防ダムの新規建設や既存ダムの状況把握、確認と整備、河川の堆積土砂の除去や河床の改良など、治山事業や災害に強い道路網の整備など、防止につながる工事と財源の確保を強く国や県に要望するべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

今次の災害復旧事業につきましては、繰り返しになるかもしれませんが、原形復旧するという内容でございます。それで議員が今御質問にありました国土強靱化ですとか、何ていうんですか、予防保全の関係につきましては、国のほうでも国土強靱化事業ですとか、あるいは長寿命化対策ですとか、地滑りであれば治水対策、事前、何ていうんですか、予防、これも予防保全、そういったことに力を入れておりますので、それでいろんな会津総合開発協議会もそうですけれども、いろんなそういった要望活動の機会の中で、そういった予防対策についても十分要望活動の中で取り組んでいるということで、今後も強化してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 災害対策本部関係の質問に移ります。

防災や情報の収集とかその情報の共有についてお伺いしますが、3日の日ですか、午後私がちょうど支所に行ったときに弥平四郎から帰ってきた人たちがいて、河川の石が音を立てながら流れているような情報を持ってきたわけなんですよ。ということは、奥川地区にとって急流ですので、大雨が降ると大きな石が音を立てながら流れるんです。そうすると、その下のほうは必ず水が出るなという感覚が分かるわけなんです。その辺の弥平四郎地区においては、それを早めに自主避難したということで災害もあれもなかったわけなんです。そういった情報というのは、町側に入ってそれを共有されておりましたか。まず、その辺を聞きたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 弥平四郎地区につきましては、先ほど、すみません、3時50分にですね、すみません、15時50分に自主避難が、すみません、これは弥生でした、弥平四郎。情報としては、14時20分に区長さんのほうから雨が降ったりやんだり、最初警報が出たときには、今のところ河川は増水してないというような記録が残ってございます。

その後、奥川支所のほうから集落支援員の方が弥平四郎のほうに行かれて、独り暮らしの人たちが空き家に自主非難しているというような情報が14時28分に入ってございます。そうですね。それで旧弥平四郎分校のほうに、建物コンクリートのためにそちらのほうに避難してくださいというような情報をこちらからもお伝えしてはございます。そういった情報は、記録を取りながら共有するようにはしてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そういった情報が入ってて共有がされてということでもありますけれども、ちょっと不思議なことがあります。私もそうだったんですが、3日、4日に防災無線が全然分からなかったんです。町のあれでは放送したつうんだけど、雨が強くて駄目だったのか、我々が動いてて駄目だったのか分かんない、そういうのも今後の災害とか、そ

ういったときにはもう一回検証して、その効果と必要性を確認していただきたいと思います。

今次は局地的に激しい豪雨や豪雪がありますけれども、今後、このアメダス一辺倒の情報ではとてもこの西会津町の天候あるいは状況を判断するには大変無理が来るんじゃないかなと思います。それで中町のありましたけれども、できれば町内、アメダスの尾野本小学校ですか、あれ以外、野沢も似たようなもんだけども、やっぱりあっちこっちにその何ていいですかね、情報を得るようなそんな施設の設置、あるいはそうでなかったら町民の何か今やっているように、スマホ等で情報を得るような形でその情報を集めて共有して対策を取るといような方策が必要だと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 降水量の情報収集についての御質問でございますけれども、議員御承知のように、今回4日の7時くらいまでには、こちらのほうはあまり雨量がなかったと、はい。奥川のほうには山形県のほうに線状降水帯が発生して、奥川を中心に豪雨だったということがございます。本町の場合、南北に長い、長くなっております。今のところほぼ中央の森野にアメダスがありまして、その情報はすぐに手に入るんですけども、今回のように奥川地区、例えば極入であるとか、また下谷の黒沢であるとか、そういったほうに降水量また降雪量が違うというようなことも御指摘のようになりますので、今後アメダスとまではいかないかもしれませんが、自主的に情報が収集できるような方策を考えていきたいなとは思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 あとハザードマップ等ネットに災害時孤立化のおそれがある集落が地形的に多く点在している我が町にとって避難所の開設についてでありますけれども、それとあとその備蓄品とか機材、今現在、旧群岡中や野沢体育館に置かれておりますし、今回奥川小学校、旧奥川小学校の体育館が避難所になったわけですが、やはり無理があるんですね。結局孤立するんですよ、この町の集落は。

ですから、その辺をもう一回再確認と、それから考え直してもう少しその辺を実効性のあるような避難所開設、あるいはここだったら工事しましょうとか、もっと細かいレベルで、そして備蓄品も群岡からどうやって運ぶだったり、運べばいいんじゃないかって運べない状況もできるわけなんですよ。ですから、その辺を再考すべきだと思いますが、どうお考えですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 避難所の物資関係の御質問でございますが、御指摘のとおり、今回弥平四郎ですと道路が寸断されて行き来ができなくなったと、一時的に孤立したというような場合もございます。弥平四郎自治区の皆さんが分校に避難したときに、そこにはやはり物資関係がございませでした。ああやって道路が寸断されたときに物資が運ばまないので、一時ヘリコプターで空輸したというときもありましたけども、それでは遅いという場合もございますので、今回の反省を生かして、物資、備蓄品をすぐに使えるようなことで分散も必要かなということで考えてございますので、今後を生かしていきたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後になりますけれども、本当に町の対応に期待するものでありますけれども、最後にその被災者や、あるいはその被災集落、あるいはそういった関係者の相談窓口の設置を求めるものであります。今何ていいますか、対策本部がまだ残っているという、まだ継続しているということでもありますけれども、やはり住民にとってどこに話したらいいかわからないというのが相当ありますので、はっきりとしたその対応できるような相談窓口を設置して相談に乗っていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。(16時22分)

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

令和4年 9月14日(水)

開 議 10時00分
延 会 17時29分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長補佐	鎌 倉 康 裕		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第6回議会定例会議事日程（第6号）

令和4年9月14日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町有害鳥獣解体処理施設条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和3年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第12 議案第12号 令和3年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

日程第13 議案第13号 令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定について

日程第14 議会案第1号 事務検査に関する決議

散 会

(総務・経済常任委員会)

○議長 おはようございます。

令和4年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

暫時休議します。(10時00分)

○議長 再開します。(10時05分)

ただいま懲罰動議が提出されましたので、議会運営委員会を開催してください。

○議長 暫時休議します。(10時05分)

○議長 再開します。(13時06分)

日程に入る前に申し上げます。

昨日の10番、青木照夫議員の一般質問において不適切な発言がありましたことから、謝罪したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 私の昨日の一般質問において、同僚議員に対して不適切な発言があり、議会の品位を損なったことに対して深くおわび申し上げます。

○議長 申し上げます。

ただいま懲罰動議の提出者より動議撤回の申出がありましたので、御報告を申し上げます。

日程第1、議案第1号、西会津町有害鳥獣解体処理施設条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 議案第1号、西会津町有害鳥獣解体処理施設条例の制定について御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、町の鳥獣被害対策実施隊員が行う大型獣の解体処理に際し、その作業の迅速化及び省力化を図ることなどを目的に、今年度、野沢芝草地内の旧野沢中学校跡地に新たに建設する有害鳥獣解体処理施設につきまして、施設の設置目的、名称や位置などについて規定するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、議案第1号参考資料1及び2も御覧ください。

第1条は、設置についての規定であり、農作物への被害の低減のために捕獲した野生鳥獣の解体処理作業の迅速化及び省力化を図るとともに、解体処理作業の技術向上と継承などを目的として設置するものであります。

第2条は、名称及び位置についての規定であり、名称を西会津町有害鳥獣解体処理施設とし、位置を西会津町野沢字窪甲491番地1とするものであります。

第3条は、処理施設の取扱い範囲についての規定であり、処理施設を使用して解体できる鳥獣は、原則として町内で捕獲したものに限ることを規定するものであります。

第4条は、使用者の範囲についての規定であり、処理施設を使用することができる者を、当該年度において町鳥獣被害対策実施隊員に任命された者と規定するものであります。

第5条は、使用時間についての規定であり、処理施設の使用時間を原則午前8時30分か

ら午後5時15分までとするものであります。

第6条は、使用の許可等についての規定であり、処理施設を使用する場合は町長の許可を受けなければならないことを定めており、第3号においては、施設の使用を許可しない場合を規定するものであります。

第7条は、使用者の遵守事項についての規定であり、処理施設の使用に当たって使用者が守るべき事項を定めたものであります。

第8条は、使用の停止等についての規定であり、第1項では、使用者の施設使用を停止または禁止することができる事項を、第2項では、第1項の措置により使用者に損失が生じた場合の対応を定めたものであります。

第9条は、原状回復の義務等についての規定であり、処理施設の使用後や使用停止、使用禁止となった場合などの原状回復について定めたものであり、第2項は、使用者が前項の義務を履行しない場合の対応を定めたものであります。

第10条は、使用料についての規定であり、使用料は無料と定めたものであります。

第11条は、損害賠償の義務についての規定であり、使用者が処理施設を故意または過失により損傷等した場合について、その損害を賠償しなければならないことを定めており、第2項では、前項の規定において、特別な事情があると認めるときは、賠償額の全部または一部を免除できることを定めたものであります。

第12条は、規則への委任についての規定であり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定めることとするものであります。

次に、附則であります。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で西会津町有害鳥獣解体処理施設条例についての説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　この施設がいわゆる有害鳥獣の駆除の負担軽減になるものと私思いますし、活躍できるものだと思いますが、その中で二、三お尋ねしますけども、今、御答弁にもありましたけども、解体するにはそれなりの、私は技術が必要だし、誰しもできるものではないなという思いがありました。前も解体技術の取得云々の話がありましたけども、これはどういう形で、有害鳥獣を仕留めた方がそれぞれ来て、それぞれ解体していくようになるのか、あるいは、解体の上手な方というか、その方の指導を受けながら、ある程度決まった人が解体するようになるのか、それを一つと、この処理施設の中で解体する上で、この副産物として皮、何と云うかね、獣の皮ですね。皮なんかの副産物が出るかと思うんですが、それをやっぱり有効活用、私はすべきだなという思いがありますが、そんなのは関係なく、全て焼却してしまうようになるのかということ。

あと、今までは埋葬処理も一部されていたということもあると思いますけども、この施設ができれば、全てここに持ち込んで、解体処理をして、焼却処分をするようになるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の解体処理の技術についての御質問でございますが、現在、解体処理につきましては、捕獲した後、止め刺しをしまして、主に猟銃をお持ちの猟友会員の実施隊の方が解体しております。一部わな免許をお持ちの方もやっております。

今後、御質問にありましたように、解体技術の向上というのは、その後のジビエ肉の加工の段階になりましたら、当然、そういった技術的なことも、外部の指導者なり、そういった方から指導を受けながら技術の向上をやっていきたいというふうに考えてますが、当面まだ食肉加工の部分については、まだ実施できる段階にはございませんので、まず、これまで経験されてきました、そういった猟銃をお持ちの方、多くの経験をお持ちの方が、わな免許しかお持ちでない方は今まで比較的そういった解体をしてきていただかなかったということがありますので、広く多くの方に解体技術を指導というか、講習会などをして対応していきたいというふうに考えております。

2点目のイノシシなどの皮の利活用ということでございますが、現在もイノシシの皮については、一部、地域おこし協力隊の活動の中で活用をしております。これにつきましては、引き続き協力隊のほうで必要ということでありましたら、そういった提供は可能なのかなというふうに考えてございます。

あと、3点目の埋設か持込みかということでございますが、基本的には町のほうで許可、捕獲の許可発出する際には、埋設もしくは焼却ということで条件を付して許可のほう発出しております。主に捕獲された方が、夏の期間につきましては、やはり解体、細かく解体しての処理というのはなかなか時間と労力がかかるということで、基本的には捕獲した近くで穴を掘って埋設するという件数が現在多いです。ただ、冬期間につきましては、雪を除雪した上で埋設するとなると、相当な負担が大きいということで、冬期間はやはり細かく、小さくして、喜多方広域の山都の環境センターに運ぶという事例が多くなっています。

今後、施設ができましても、基本的には町のほうでは焼却か埋設か、どちらでもよいような許可を発出しますので、あと、それぞれの捕獲した実施隊の皆様の御判断でその辺は処理をしていただくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。解体技術に関して、私、全くの素人なんでね、大きなイノシシ等は相当な難しい技術が要るのかなと思ったんでね、ある程度指導的な人が、常駐とはいかなくても、解体施設に来て、こういうふうに解体してというのは手ほどきをしながらやっていくのかなと思いましたが、基本的には仕留めた方がやっていくと。それで、これから先はそういう解体技術の向上を併せて検討しているということですから、これからは期待しておきたいと思えます。

それで、先ほど言った皮の副産物ですね。これは解体する上で、皮を取ろうと思ったら、やっぱり厄介な仕事になると思うんですが、焼却であれば、ばらばらに切り刻めばいいことなんでしょうけども、厄介な仕事をする上で、その副産物の対価というのが、私は発生してしかるべきなのかなというようなことがありますけども、皮をはぐ人がいたら、それなりの報酬があつてしかるべきだし、皮をはぐ人がいれば、何ぼかで、有益なものとして処理してるわけですから、お金になるのかなという思いがありますが、そんなところまで

はまだお考えありませんか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

現在、有害鳥獣を捕獲された実施隊員の皆様には捕獲の報奨金というのをお支払いをしております。ニホンザルであれば1頭1万円、ツキノワグマでありますと1頭2万円、イノシシでありますと1頭1万6千円、これは捕獲から埋設まで全て行った際にこの報奨金をお支払いするというようになっておりまして、先ほどの皮の処理につきましても、基本的にはこの報奨金の中で作業、処理をしていただくということで考えています。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今でも報奨金の中でやるというのは理解しましたけども、要は手間をかけてね、有益な副産物、皮をはいだといった場合に、それが商品として売った場合は、そのはいだ人の手間代なりになって構わないということですか。その点はちょっとお尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 皮の活用について、今の現状をちょっとお話ししますと、現状は猟友会の方に加工できるような形で皮をはいでもらって、それを無償で提供していただいているというような状況でございます。商品にして売って、まだ謝礼をお支払いできるような価格設定や販売実績ではございません。ただ、将来的には謝礼をお支払いできるようなものに磨き上げていきたいというような方向性では取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 1点だけ、解体処理場ができれば、捕獲、狩猟の方は助かるのかと思いますが、ただ、有害鳥獣という名前に対して、猿っていうのが出てこないんですよね。西会津町では猿も有害鳥獣になっているのか。そこでもしなっていたら、猿もそこで解体されるのか。それでございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

ニホンザルにつきましても、町では有害鳥獣という区分で考えております。ただ、今回、芝草地内に設置します処理場については、大型獣の解体処理ということで考えておりまして、猿については、捕獲後すぐ埋設ということですので、この処理場は使用することはないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長 ほかに。

6番、三留正義君。

○三留正義 私からは1点だけです。建屋の図面等は頂いて、疫学的な知見から万全な対応を取られているのか、その内容についてお話しいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

今回の施設整備につきましても、将来的な食肉加工もにらみまして、県の会津保健福祉

事務所のほうに事前に図面などを見ていただきまして、技術的な指導については、ある程度今回の施設整備の中に入れ込んでいるということで考えています。ただ、実際に食肉を介する段階に当たりましては、食品衛生法など、そういった法律に基づいた、さらに厳しいような対応も必要ですので、それはその時点において対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長　ほかに。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　ちょっと1点、施設の分解図を見ててちょっと気になったんですけども、昨今、感染症対策等、エアコンも何でもそうですけども、言われてはいるんですけども、これ見ると、窓やシャッターがついてるのが分かるんですけども、これ何ですかね、有害鳥獣出てくるというのは暑い季節が多いと思いますけど、これエアコンだとかそういった、屋内と屋外を循環させるような空気清浄設備だとか、あと、作業する方々が大汗でという部分もいかなと思いますので、そこら辺、空調設備等の、今後、考えがあるのかどうか。その後の用品で考えてるのかもしれませんが、その辺だけ1点お伺い、確認のためにお伺いいたします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　それでは、お答えいたします。

現在、今回の施設整備の中で、特に換気については、中の臭気対策も含めまして、高性能のフィルターを使った換気扇のほうを整備する予定でございます。ただ、議員御質問にありましたエアコンについては、現在、今回の整備には入ってございません。

これにつきましては、当面この形で運営をしてみても、今後、必要があればエアコンのほうも導入を検討したいと思いますが、現時点においては、長時間この中で滞在するという施設でもございませんので、当面はこの中で運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　食肉加工も見据えてだったと思うんですけども、普通、私の常識で言えば、私の考えですけども、要は、何だろう、取ってきたものが、夏場ですから、それなりの温度で、これで解体してれば、ちょっと腐食というんですかね、も考えられますし、先ほど同僚議員の中で保健所のほうにも確認したということだったんですけど、その辺は、このまま施設運用しても大丈夫なような許可は得ているのかどうか。安全上、食べるにしても、処理するにしても、安全上その辺は問題ないのかどうか、確認のため質問いたします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　それでは、お答えします。

この図面でちょっと申し上げますが、黄色い部分と水色の部分と、区画が二つ分かれています。この黄色い部分につきましては、剥皮解体室ということで、ここが解体のエリアになります。その上の青い囲みのところが、現在すぐには運用できませんが、食肉の処理室ということになっております。まず、当面はこの剥皮解体室で解体のみを行うことになります。

この解体につきましても、基本的には捕獲したその日にここに運んできて、この剥皮解

体室で解体した後、埋設もしくは焼却、持っていくということで、何日も、二日三日、そういった経過したものをここに運ぶということは現在のところ想定はしてないところでございます。

将来的に食肉の加工が運用されましたら、全く別の区画ということで、分けての運用になりますので、その際には、先ほど申し上げました食品衛生法などの基準に基づいた内容で運営をしていきたいということでございますが、当面はこの下の黄色の部分しか使わないということで、そういった運用にしていきたいということで考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最後にお伺いしますが、そのエアコンが、例えばこの施設を運用するのに必要かどうかというのは、最終的にどんな形で判断されるおつもりなのか、最後にお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

有害鳥獣につきましては、年によって捕獲頭数が大きく変わることもあります。そういったことも含めまして、その年の捕獲頭数でありますとか、あるいは、実際にやはり作業される実施隊員の皆様の声を聞きながら、それは検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長 ほかに。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 るる御答弁されましたけども、要は食品衛生法の中で、この建物の解体において、下水道関係に関わる、こういう施設はきちんとされてるのかどうか。臭いっていうのが必ず出てくるので、埋葬はする、こうする、ああするはいいけども、ただ埋めればいいというものじゃなくて、そこら辺のところはどうしても理解できないので、もう少し詳しく説明してください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

まずは、1点目の下水の関係でございますが、今回、施設には下水処理を、排水については下水処理をしますが、その際、オイルトラップということで、脂が、脂分が下水処理施設に直接流入しないような、そういった装置は施設のほうにつけますので、下水のほうには影響は少ないのかなというふうに考えてございます。

2点目の埋設をすることについての御質問ということでよろしいでしょうか。町ではこれまで捕獲した熊、ツキノワグマ、イノシシにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、埋設か、もしくは焼却処分ということで許可のほうを發出しております。地区あるいは季節によって、埋設をしたり、あるいは細かく刻んで山都工場のほうに、焼却施設、したりということで、その状況に応じてそれぞれの実施隊員の皆様が判断をして、処理をしているということでございます。

埋設場所につきましても、それぞれ猟友会のほうで埋設場所のほうをある程度確保していただいておりますので、そういったところにそれぞれ安全に埋設をしているということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 一日二日の埋設は理解はできるかもしれないですけど、要は長く使っていく間にいろんな臭いがするようになって、騒ぎ立てられて、いや、それは埋設云々だというような話に、住民からの声が出てきた場合に、本当にどう対応していくのかということが心配があるから、まず、その埋葬については、よほど考えないと私はいけないんじゃないかなと、こんなふうに思いますので、もう一度お答えください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

今回の芝草地内に建設いたします有害鳥獣解体処理施設、これはあくまでも町内の各地で捕獲された大型獣を解体する施設でございます、ここに埋設するということではございません。ここで解体して、その後、ここから埋設場所のほうに移動する、あるいは、環境センターの山都工場のほうに持参して、搬送して焼却するという、ここで埋葬するということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 要するに、西会津町の中では埋葬はしないよって、そういう解釈でいいのかな。

○議長 猪俣議員に申し上げます。これは解体処理施設に関する条例ですから、その先の埋葬、埋設をするしないの話とまた別ですから、この処理施設に関する御質問でお願いします。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 要するに、この建物のところでの近辺、周辺にはそういうのはしないよという話の解釈でいいのかなという話で伺ってるわけです。それでよろしいんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えいたします。

繰り返しになりますが、この施設につきましては、町内各地で捕獲された大型獣をここに運んできて、ここで解体の処理をする施設でございます。その後、ここからそれぞれの埋設場所に移動して埋設をするということで、この近辺に埋設するということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、西会津町有害鳥獣解体処理施設条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町有害鳥獣解体処理施設条例は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、育児休業の取得制限の緩和など、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日から施行されるため、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正で該当する職員は、主に非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員でございます。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第2条4号の改正につきましては、非常勤職員の子の8週間以内の育児休業の取得要件を「子が1歳6か月に達する日までに任期があること及び採用される見込みがある」との要件を、「子の誕生日から起算して8週間と6月・約8月を経過するまで」と緩和するため、文言の改正及び規定の追加、削除を行うものでございます。

続きまして、2条の3及び2条の4の改正につきましては、子が1歳6か月到達日及び2歳到達日まで、夫婦交代での育児休業の取得や特別な事情がある場合、例えば保育所に入れないなどの特別な事情がある場合につきましては、柔軟な取得を可能とするため、文言の改正や規定を追加するものでございます。

第2条の5は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定の位置を移すため、削除するものであります。

第3条の改正は、育児休業の取得が2回まで可能となることから、再度の育児休業に係る育児休業等計画書の申出は不要となるため、第5号を削除し、任期付職員の育児休業についても非常勤職員と同様に取り扱うため改正し、第6号から第8号を1号ずつ繰り上げるものであります。

第3条の2の追加は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、第2条の5で規定していたものを移すものであります。

第8条の改正は、育児短時間勤務を取得する場合も育児休業等計画書が必要でありましたが、今回の改正により削除されるため、育児短時間勤務計画書に改めるものであります。

次に、附則でございますが、第1項は、施行期日でございますが、令和4年10月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る）及び第8条（第6号に係る部分に限る）の規定の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり

り御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　これは毎回、上位法令が変わったというようなことで、本町の条例の一部改正というようなことで、いろんなどころでこの職員の処遇改善等々の一部改正が出てきますが、私個人的に感じるのは、あまりこの条例が一部変わってもね、本当に、こう言っているか、失礼ですけども、絵に描いた餅といいますか、実効性のある条例改正になかなかつなげていかないなという、常々感じております。今般も処遇改善というかね、あるわけですけども、このいわゆる実効性のあるものにするには何か工夫が必要だと思いますけども、それはどんなことを考えてますでしょうか。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えいたします。

まず、この条例の一部改正を実効性あるものとしなければならないことについて、工夫が必要ではないかというような御質問でございますが、確かに現行の育児休業法によります環境につきましては、実態申し上げれば、女性の方についてはほぼ100%取得しております。男性については、これまで、正直申し上げまして、一人も、短時間勤務はございませんが、育児休業を取得したという事例はございません。

したがって、今後、このいわゆる子育てをしやすい環境づくりに向けまして、町として取り組んでいくというふうな考え方につきましては、やはり、まずこの制度を知らなかったという職員もございますので、まず管理職並びに全職員に対して周知を徹底を図っていきたくと考えております。

あと、あわせて、この育児休業に関する理解を深めるために、管理監督者並びに職員についても研修会の開催等も考えていかなければならないなという部分、また、それと併せまして、職員同士の協力体制、相互理解が重要ということから、日頃のコミュニケーションの取得等、様々な面で職場の環境づくりを進めていきたく考えているところでございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　今、総務課長が御答弁いただいたようにね、今、こういう面では社会情勢が随分厳しくなってきておりますし、環境整備には力を入れているというところでございます。そんな中で、今言ったことをしっかり実践して、有効性のあるものにしていただければいいんですが、いわゆる該当者というのは総務課ではみんな分かるわけですね。この要件にはまるような人にはね。できればそういう該当する職員には、こういうことがありますよ、こういうことになりましたよと、ペーパーでも何でもいいですけども、先ほど言った職場内の協力体制の醸成とともにね、そういうことも配って、あえて知っていただくということも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えいたします。

一応今後、該当者ということですが、やはり育児休業する場合においては、現に仕事を持っている部分というのがございますので、その分事前にまず御相談いただいて

から、十分にコミュニケーションを取りながら、その取得に向けて協力体制は取らなきゃいけないと考えております。

また、周知の方法につきましても、該当者と申しますか、個別に当たる部分もございませし、全職員に通知するという部分も考えておりますので、何を申し上げましたとしても、取得しやすい環境づくりが一番重要だということから、その辺については善処していきたいと考えております。

○議長 ほか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、国の税制改正により、地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数への換算方法が、激変緩和措置として平成30年10月1日から令和4年10月1日までの5年間で段階的に見直しを行うこととされておりましたが、本年が見直しの最終年となり、紙巻きたばこと同等になることから、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして御説明申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表8ページから御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

初めに、第94条から説明させていただきます。

第94条は、たばこ税の課税標準についての規定であります。加熱式たばこを紙巻きたばこへ換算する係数及び方法が規定されておりましたが、紙巻きたばこと同等になることから、関係する項及び文言を削除するものであります。

次に、第93条の2は、製造たばことみなす場合についての規定であります。第94条

で加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する係数及び方法が削除されたため、関係する文言を削除するものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 議案第4号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げ、また、全員協議会でも御説明しましたとおり、さゆり公園体育館の空調設備工事が本年7月に完成したことから、施設利用者が冷暖房設備を利用できるよう、利用料についての見直しを行うことなど、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、さゆり公園体育館の冷暖房設備及び暖房機器の利用料の設定のほか、工事用施設等により公園施設を占有する場合の使用料の設定並びに消費税率についての条文の改正であります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の11ページを御覧願います。

西会津町都市公園条例の一部を次のように改正する。

第33条は、利用料の免除の規定であり、第1号は、町内の官公署が主催する場合の利用料の免除を定めたもので、ただし書として、冷暖房設備及び暖房機器を適用しない旨を加えるものであります。

別表第2の2は、公園施設の使用料のうち公園を占有する場合の規定であり、工事用の

施設等で占用する場合の料金を、これまでその都度算定しておりましたものを、1平方メートル当たり一月67円と定めるものであります。

別表第2の2及び3の備考欄は、使用料に係る消費税率の規定であり、条文中の数字を、消費税法及び地方税法に規定する率に1を加えた額とする文言に改めるものであります。

別表第3の3は、公園施設のうち体育館の利用料の規定であり、冷暖房設備について、町内者が1時間1,100円、暖房機器について、町内者が1時間500円などの料金を加えるものであります。

また、同表の備考欄の改正は、営利を目的として利用する場合の金額の規定に冷暖房設備と暖房機器を適用しない旨のただし書を加え、1時間単位の利用料について、1時間未満の端数の取扱いを規定するものであります。

次に、附則であります。この条例の施行期日を令和5年1月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、青木照夫君。

○青木照夫　料金のことで、営利を目的とした場合には10倍の金額を頂くということなのですが、例えば福祉のためにそこで、福祉大会とかチャリティーとかあった場合には、料金の関係はどのようになさる、入場料を頂いてやる内容として。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

営利を目的とした利用というのはどういうことかというおただしかと思えますけれども、使用料のほうに同様の行為の制限というのがございまして、営利を目的とした場合の想定といたしまして、行商、あるいは募金、または業として写真や映画の撮影あるいは興業を行うことということでありまして、いわゆる商売で使う場合が営利を目的とした利用ということで想定をしているところでございます。したがって、チャリティーとかそういった部分につきましては、どこまで営利に該当するかどうかというのは、その使用の申請があった段階でまた判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第4号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 議案第5号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で、また全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、野沢体育館の冷暖房設備の設置に伴い、使用料の設定等、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を御覧願います。あわせて、条例改正案新旧対照表の19ページを御覧願います。

西会津町体育施設条例の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「場合は、使用料を徴収しない」を「と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる」に改める。

これは、現在、教育委員会に登録された芸術・文化等の社会教育団体やスポーツ団体において、施設自体の使用料を免除しており、それにつきましては引き続き免除することといたしますが、この後御説明いたします冷暖房設備及び暖房機器については、使用料を頂くため、規定の改正をするものであります。

次に、別表への追加であります。1時間当たりの冷暖房設備の使用料を、それぞれの時間帯において300円、また、暖房機器においては、1時間当たり同じく500円を設定するものであります。

次に、別表備考の改正であります。第2号中「する。」の次に「ただし、冷暖房設備及び暖房機器を除く。」を加えるものであります。

これは、営利目的の施設の使用について、10倍の使用料を頂く規定について、冷暖房設備及び暖房機器を除外するための改正であります。

次に、別表備考に第3号として「冷暖房設備及び暖房機器の使用料は、野沢体育館について適用する。」を加えるものでありまして、冷暖房設備及び暖房機器の使用料を頂く対象施設を定めるものであります。

次に、附則であります。一定の周知期間を設けるため、令和5年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 野沢体育館に関して、福祉団体、文化団体に所属してるのは無料だということですが、この冷暖房につきましては、改めてこの値段で実施されるという解釈でよろしいですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長　お答えいたします。

御質問の、おっしゃるとおり、基本的には冷暖房設備、暖房機器については免除はしないというような基本スタンスでございます。ただし、申請の内容をよく確認させていただきまして、判断をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第5号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第13号、令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、採決、採決の順で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長　日程第6、議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第7号、令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第8号、令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第9号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第10号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第11号、令和3年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第12号、令和3年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、日程第13、議案第13号、令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定について。

○議長　議案第6号から議案第11号までの説明を求めます。

会計管理者、五十嵐博文君。

○会計管理者　議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第7号から議案第11号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

初めに、書類と資料の確認をお願いいたします。地方自治法及び同施行令による議会への提出書類は、令和3年度西会津町歳入歳出決算書、同じく、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書となっております。このほか、説明資料として、主なる施策の執行実績調書、西会津町一般会計決算の状況、予算の執行実績調書・起債の状況を提出しております。

初めに、一般会計決算の概要を御説明いたします。

西会津町一般会計決算の状況、こちらの資料ですね、御覧いただきたいと思います。

1 ページは、歳入決算額の状況です。

令和3年度の歳入総額は72億5,758万円、前年度より10.7%の減となりました。

款ごとの構成比の主なものは、10 款、地方交付税が45.4%、14 款、国庫支出金が10.3%、1 款、町税が8.4%、18 款、繰入金が7.8%などとなっております。

2 ページを御覧いただきたいと思います。財源構成の状況です。

一般財源と特定財源との関係は、令和2年度は新型コロナウイルス対策等による国庫支出金の増額により特定財源の比率が例年より高い構成比でありましたが、令和3年度は例年ベースの構成比となりました。

次に、地方交付税の推移は、普通交付税は前年度より2.3%の増、特別交付税も除雪経費などにより12.6%の増となり、全体では3.7%の増となりました。

次に、歳出です。3 ページをお開き願います。

歳出決算額の状況は、歳出総額が70億2,666万9千円で、前年度より10.6%の減となりました。

款ごとの主な構成比は、2 款、総務費が30.5%、3 款、民生費が17.5%、12 款、公債費が12.0%、8 款、土木費が11.9%などであります。

4 ページを御覧願います。性質別決算額です。

前年度と比較しますと、義務的経費の割合は5.4ポイント上がり例年ベースとなりました。また、投資的経費は4.6ポイント下がり12.5%となりました。

次に、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標でありまして、0.8ポイント下がり87.8%となりました。

次に、5 ページの決算収支の状況を説明いたします。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2億3,091万1千円の黒字、また、翌年度に繰り越すべき財源2,577万5千円を差し引いた実質収支も2億513万6千円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3,683万4千円のマイナスとなり、これに財政調整基金への積立とと取崩し、そして起債の繰上償還金を計上した実質単年度収支は1億9,723万1千円のプラスとなりました。

財政指数の状況は、記載のとおりであります。

次に、6 ページの公債費比率等の状況を御覧願います。

公債費比率は7.2%、準公債費比率も7.2%、公債費負担比率は15.0%となりました。

地方債年度末現在高は72億3,858万1千円となり、前年度より3億5,623万6千円減少しております。

地方債の借入れには元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用しており、償還額の76.7%は普通交付税に算入されています。その結果、実質的な町の一般財源の負担額は16億8,933万4千円で、負担率は23.3%となり、負担額及び負担率ともに減少しております。

債務負担行為翌年度以降支出予定額は1,500万7千円で、安座橋補修工事の道路メンテナンス事業が主なものであります。

次に、健全化判断比率等の状況は、実質赤字比率、凍結実質赤字比率及び資金不足比率は、全ての会計が黒字でありますので、算定されません。また、実質公債費比率、将来負担比率とも警戒ラインを下回っており、かつ前年度より減少しております。

それでは、議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての内容を御説明いたします。

認定の対象となりますのは歳入歳出決算書であります。理解が深まるよう、主なる施策の執行実績調書で御説明をいたします。横長の資料でございます。御覧いただきたいと思っております。

なお、収納率や収入未済額などは、歳入歳出決算事項別明細書に記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

では、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開き願います。事前配布となっておりますので、ポイントとなるところを中心に御説明させていただきます。

まずは、一般会計の歳入です。

1款1項1目、個人町民税は1億6,684万8千円、前年度より95万1千円の増額です。1項2目、法人町民税は2,317万3千円、前年度より63万9千円の減額です。2項1目、固定資産税は3億4,983万1千円、こちらは前年度より1,145万5千円の減額となりました。3項2目、軽自動車税の種別割は2,205万3千円、前年度より17万4千円の増額となりました。4項1目、たばこ税は4,037万円、前年度より179万6千円の増額です。町税全体での収納率は、97.33%。不納欠損額は217万6,602円となり、前年度より17万3,381円の増となりました。

次に、7款1項1目、地方消費税交付金は1億5,004万8千円で、前年度より981万7千円の増額です。

次に、10款1項1目、地方交付税は32億9,588万2千円で、前年度より1億1,816万6千円の増額となりました。

2ページを御覧願います。

13款1項1目、総務使用料は1億34万円で、前年度より191万4千円の増額です。

14款1項1目、民生費国庫負担金は1億2,846万4千円で、前年度より90万8千円の増額となりました。

14款2項1目、総務費国庫補助金は1億6,443万8千円で、内訳は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などであり、前年度より1億5,623万1千円の減額となりました。

14款2項2目、民生費国庫補助金は1億6,120万7千円で、内訳は子育て世帯及び非課税世帯臨時特別給付金事業補助金など、前年度より4億6,760万4千円の減額となりまし

た。

3ページをお開き願います。

14款2項4目、土木費国庫補助金は1億9,990万8千円で、道路事業や都市公園事業などの交付金、補助金であります。

4ページを御覧願います。

15款2項4目、農林水産業費県補助金は2億7,880万4千円です。中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、広葉樹林再生事業補助金などが主なものであり、前年度より1億299万7千円の増額となりました。

5ページをお開き願います。

17款1項2目、ふるさと応援寄附金は1億6,418万4千円で、前年度より251万7千円の増額となりました。

18款2項1目、財政調整基金繰入金は5億4,866万1千円で、前年度より7,626万3千円の減額です。

19款1項1目、繰越金は2億6,621万7千円で、前年度より1,346万5千円の増額となりました。

6ページを御覧願います。

21款1項2目、過疎対策事業債は3億1,990万円で、前年度より280万円の減額となりました。

以上、歳入総額は72億5,758万円となり、前年度より8億6,815万9千円のマイナスとなりました。

7ページを御覧願います。歳出です。

2款1項1目、一般管理費は3億3,039万円で、前年度より1,335万1千円の増額です。主なものは、喜多方地方広域市町村圏組合の総務費・喜多方プラザ分の負担金1,044万6千円であります。

2款1項3目、電算管理費は8,841万5千円で、前年度より847万2千円の増額です。主なものは、総合行政情報システム機器等保守業務委託料2,290万9千円、総合行政情報システム借上料4,958万5千円などであります。

2款1項5目、財産管理費は8億6,530万円で、前年度より1億4,959万1千円の増額です。主なものは、財政調整基金への積立金7億8,272万6千円、芝草地内倉庫購入費1,450万円、新田興助地域振興基金積立金5千万円などあります。なお、決算年度末現在の財政調整基金の残高は9億8,534万8,365円となりました。1項8目、自治振興費は1,642万4千円で、主なものは、自治区長報償金1,236万6千円です。

8ページをお開き願います。

1項10目、ふるさと振興費は1億8,952万8千円で、温泉施設管理業務委託料5,567万9千円、国際芸術村施設管理業務委託料1,536万9千円、地域おこし協力隊配置事業6,416万6千円などが主なものであります。

1項11目、総合情報政策費は2億5,450万8千円で、ケーブルテレビ管理運営業務委託料7,180万9千円、映像機器高度化更新工事1億2,012万円、インターネット管理運営業務委託料3,584万7千円、西会津町デジタル戦略推進事業1,836万6千円などが主なも

のであります。1項12目、総合交通対策費は1億2,808万円で、町民バス運行業務委託料7,612万2千円、町民バス購入費1,562万円などが主なものであります。2項1目、税務総務費は1億5,138万6千円で、ふるさと応援寄附金事業1億96万6千円などが主なものであります。4項3目、町長選挙費は730万3千円、4項4目、衆議院議員選挙費は865万8千円となりました。

3款1項1目、社会福祉総務費は2億2,674万4千円で、9ページに記載の国民健康保険特別会計事業勘定及び施設勘定への繰出金などが主なものであります。3款1項3目、老人福祉費は3億8,358万4千円で、介護保険特別会計繰出金1億9,891万4千円、後期高齢者医療費療養給付費負担金9,260万5千円などが主なものであります。

10ページをお開き願います。

3款1項4目、障がい者福祉費は1億6,305万8千円で、障がい福祉サービス費1億4,217万7千円などが主なものであります。1項5目、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費8,790万3千円は、同事業の給付金と委託料等となります。2項2目、児童措置費3億3,804万3千円は、児童手当5,491万5千円、認定こども園運営委託料1億2,572万円、子育て世帯臨時特別給付金5,750万円などが主なものであります。

4款1項1目、保健衛生総務費は2億1,140万5千円で、水道事業会計繰出金が主なものであります。

11ページをお開き願います。

1項2目、予防費は1億23万2千円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業7,652万7千円などが主なものであります。

4款2項1目、清掃総務費は7,826万9千円で、喜多方地方広域市町村圏組合負担金が主なものです。2項2目、塵芥処理費は4,133万7千円で、ごみ収集委託料3,794万8千円が主なものです。2項3目、し尿処理費は3,055万8千円で、下水道事業会計への繰出金です。

6款1項3目、農業振興費は1億7,303万円です。主なものは、中山間地域等直接支払事業7,495万4千円、園芸ハウス整備工事2,438万7千円、12ページに行きまして、稲作経営緊急支援事業補助金2,471万5千円、山村活性化対策事業1,319万5千円などであり、1項5目、農地費は9,335万円です。主なものは、多面的機能支払交付金事業4,060万4千円、下水道事業会計繰出金4,609万5千円などであり、2項1目、林業総務費は2億4,652万6千円です。鳥獣被害防止対策事業1,798万2千円、菌床栽培ハウス整備工事1,268万3千円、広葉樹林再生事業1億128万9千円、林道専用道整備事業6,188万円、13ページに行きまして、森林環境譲与税基金積立金1,235万6千円などが主なものとなります。2項2目、林業振興費は4,352万7千円です。林道開設事業の岩井沢檜ノ木平線2,068万5千円、小綱木呼賀線1,181万2千円などが主なものであります。

7款1項2目、商工振興費は7,099万1千円です。中小企業振興資金融資制度貸付金2,500万円のほか、消費回復商品券事業3,016万2千円などが主なものであります。1項3目、観光費は1,971万1千円で、にしあいつ観光交流協会育成補助金1,300万円が主なものであります。

8款1項2目、道路維持費は3億7,864万7千円で、内訳は、道路整備事業4,106万7

千円、除雪費で2億8,494万5千円、除雪機械購入費で3,282万4千円などであります。
1項3目、道路新設改良費は1億704万6千円で、内訳は、上原西6号線ほか流雪溝整備3,289万6千円、野沢縄沢線ほか舗装補修で1,997万2千円、14ページに行きまして、橋りょう補修定期点検の経費となっております。3項2目、公共下水道費は6,727万6千円で、下水道事業会計への繰出金であります。3項3目、公園費は1億1,035万9千円です。主なものは、さゆり公園管理業務委託料5,852万1千円、さゆり公園体育館空調設備整備1,848万円などであります。4項1目、住宅管理費は3,622万5千円です。主なものは、町営下小屋住宅2号棟改修工事2,084万5千円であります。

9款1項1目、常備消防費は1億6,177万3千円で、喜多方地方広域市町村圏組合負担金であります。1項2目、非常備消防費は4,625万5千円で、消防団員報酬1,539万9千円が主なものであります。

15ページを御覧いただきたいと思っております。

10款1項3目、学校給食費は3,636万2千円で、給食調理業務委託料1,940万4千円が主なものであります。1項4目、スクールバス運行費は4,089万8千円で、スクールバス運行業務委託料1,912万4千円が主なものであります。

16ページをお開き願います。

11款1項1目、農業施設災害復旧費は2,441万3千円で、復旧工事1,479万3千円などが主なものであります。

12款1項1目、公債費元金は8億2,363万6千円、1項2目、公債費利子は2,205万2千円となりました。

以上、一般会計の歳出総額は70億2,666万9千円となり、前年度と比較し、8億3,285万3千円のマイナスとなりました。

なお、歳入歳出ともに減少いたしました。令和2年度は、民生費で1人10万円の特別定額給付事業約6億1,500万円と、防災費の防災行政無線デジタル化整備工事約2億3,500万円、合わせて約8億5,000万円の事業を執行したことが主な要因でございます。

続きまして、各特別会計の決算を説明いたします。

17ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第7号、令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

本年度は、用地の売却はなく、町が保有する面積は2万6,871平方メートルとなっております。

歳入は、2款1項1目、繰越金が6万円で、歳入総額も6万円となりました。

18ページは歳出で、本年度の支出はなく、歳入歳出差引額は6万円となり、実質収支も同額となりました。

19ページをお開き願います。

議案第8号、令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

本年度の分譲はなく、年度末の残区画は10となっております。

歳入は、1款1項1目、住宅団地使用料1万9千円と、3款1項1目、繰越金397万4

千円で、歳入総額は399万4千円となりました。

20 ページは歳出です。団地内修繕料が主なもので、歳出総額は78万円となり、歳入歳出差引額は321万9千円で、実質収支も同額となりました。

21 ページをお開き願います。

議案第9号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

歳入は、1款、保険料が特別徴収、普通徴収合わせて5,962万3千円で、収納率は99.97%で、不納欠損額は1万5,600円となりました。

2款1項2目、保険基盤安定繰入金は3,136万1千円で、歳入総額は9,770万4千円となりました。

22 ページは歳出であります。3款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳出総額は9,752万8千円で、歳入歳出差引額は17万6千円となり、実質収支額も同額となりました。

23 ページをお開き願います。

議案第10号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税は1億2,767万9千円で、収納率は90.20%、不納欠損額は249万4,366円となりました。

4款1項1目、保険給付費等交付金は5億4,950万9千円で、内訳は、普通交付金が5億2,059万7千円、特別交付金が2,891万2千円となりました。

6款1項1目、一般会計繰入金は8,705万4千円で、内訳は、一般会計繰入金が4,582万3千円、保険基盤安定繰入金が保険税軽減分と保険者支援分を合わせて4,123万1千円となりました。歳入総額は7億9,085万5千円となりました。

24 ページを御覧願います。歳出です。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費は4億5,081万円、3款1項1目、一般被保険者医療給付費分は1億2,069万7千円、その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳出総額は7億7,644万1千円、歳入歳出差引額は1,441万4千円の黒字となり、実質収支額も同額となりました。

25 ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1款1項の収入合計は1億3,333万7千円となり、前年度より245万5千円の増額となりました。2項1目、諸検査等収入は6,675万1千円で、前年度より3,748万6千円の増額となりました。

4款1項1目、一般会計繰入金は6,636万4千円、前年度より692万1千円の増額、5款1項1目、繰越金は1,535万円、前年度より425万2千円の減額となり、その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳入総額は3億3,182万円となり、前年度より1,148万1千円の増額となりました。

26 ページを御覧願います。歳出であります。

1款1項1目、一般管理費は2億2,486万4千円で、前年度より210万円の増額となり

ました。診療業務委託料 1,723 万円が主なものであります。

2 款 1 項 1 目、医療用機械器具費は 2,060 万 1 千円で、前年度より 297 万 8 千円の減額となりました。医療用機器は計画的に更新をしております、大腸ビデオスコープ等を更新してございます。

その他、款項の主な内容は記載のとおりであり、歳出総額は 3 億 649 万 6 千円、歳入歳出差引額は 2,532 万 4 千円となり、実質収支額も同額となりました。

27 ページをお開き願います。

議案第 11 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

歳入は、1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料は 1 億 7,216 万円で、収納率は 98.85%、不納欠損額は 47 万 5,065 円でした。

3 款 1 項 1 目、介護給付費負担金は 2 億 8 万円で、前年度より 1,313 万 1 千円の増額となりました。2 項 1 目、調整交付金は 1 億 2,178 万 2 千円で、前年度より 664 万円の増額となりました。

4 款 1 項 1 目、介護給付費交付金は 2 億 7,370 万 2 千円で、前年度より 1,240 万 9 千円の減額となりました。

5 款 1 項 1 目、介護給付費負担金は 1 億 6,914 万 1 千円で、前年度より 444 万 8 千円の増額となりました。

7 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金は 1 億 2,759 万 6 千円で、前年度より 328 万 8 千円の減額となりました。

28 ページを御覧願います。

1 項 5 目、その他一般会計繰入金 4,706 万 8 千円は、職員給与や介護予防支援事業費などに関する他会計からの繰入金であります。

その他、款項の主な内容については記載のとおりであり、歳入総額は 12 億 2,096 万 8 千円となり、前年度より 1,497 万 6 千円の減額となりました。

29 ページをお開き願います。歳出であります。

2 款 1 項 1 目、居宅介護サービス給付費は 3 億 569 万 5 千円、1 項 2 目、地域密着型介護サービス給付費は 1 億 5,120 万 8 千円、1 項 3 目、施設介護サービス給付費は 4 億 2,527 万 1 千円、1 項 6 目、居宅介護サービス計画給付費は 4,542 万 3 千円、6 項 1 目、特定入所者介護サービス費は 4,298 万 7 千円、その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、30 ページの歳出総額は 11 億 5,888 万 1 千円、歳入歳出差引額は 6,208 万 7 千円となり、実質収支額も同額となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、記載のとおりでありまして、これまでの説明と重複する部分がありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第 6 号から議案第 11 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 会計管理者。

○会計管理者 申し訳ございません。ただいま御説明させていただきましたけども、ちょっと言い間違いが 3 か所ほどございましたので、おわびをし、訂正させていただきたいと思っております。

まず、一般会計決算の状況の中で、私、凍結実質赤字比率と申しましたけども、連結の誤りでございます。大変失礼しました。

それで、主なる施策の実績調書の中で、6款の林業総務費の中で、林業専用道路整備事業を林道というふうになんかちょっと読み間違えました。正しくは林業でございます。

もう一つ、8款の土木費の橋りょう維持費で御説明すべき橋りょう等の定期点検 814 を、813 の項目の中で御説明をさせていただきました。814 の道路橋りょう費の部分でございますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 議案第 12 号及び議案第 13 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 12 号、令和 3 年度、西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明いたします。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、剰余金の処分について、あわせて、同法第 30 条第 4 項の規定により、決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書と事項別明細書の 2 冊を交互に使用しますので、御用意願います。

初めに、剰余金の処分について説明いたします。

決算書の 37、38 ページをお開き願います。

今次の決算では、資本金及び未処分利益剰余金の処分となりました。

上段の表、令和 3 年度西会津町水道事業剰余金計算書を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は 2,358 万 5,721 円で、それを資本金に 1,500 万円を組み入れ、減債積立金に 500 万円を積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高は、358 万 5,721 円となりました。

当年度の変動額は、純利益が 574 万 3,986 円であり、企業債償還及び建設改良費の充当財源として、減債積立金から 1,500 万円を、建設改良積立金から 600 万円を取り崩し、それらを合計した当年度末の未処分利益剰余金の残高は 3,032 万 9,707 円となります。

次に、下段の表、令和 3 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧願います。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高 3,032 万 9,707 円を資本金に 2,100 万円を組み入れ、処分後の繰越利益剰余金の残高を 932 万 9,707 円とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。事項別明細書の 183 ページをお開き願います。

令和 3 年度西会津町水道事業報告書。

1、概況の(1)総括事項、ア、給水ですが、前年度と比較して、上水道の年間総配水量は 3.1%の増に対し、年間総有収水量は 4.0%の減、給水普及率は前年度と同じ 86.6%となりました。

簡易水道等事業の年間総配水量は、前年度と比較して 0.8%の減、年間総有収水量は 1.0%の減、給水普及率は 0.3 ポイント上がって 94.7%となりました。

ウ、経常収支は、令和 3 年度の収益的収入及び支出で、損益計算において 574 万 3,986 円の黒字となりました。

資本的収支では、収支差引き 1 億 893 万 308 円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金 5,632 万 223 円や、当年度分損益勘定留保資金 2,325 万 2,845 円などで補填し、その結果、実質収支は 1 億 318 万 6,322 円の赤字となりました。

次に、184 ページを御覧願います。

議会の議決事項、職員に関する事項、工事の概況などは、御覧のとおりであります。

186 ページに移りまして、3、業務の（1）業務量のうち、上水道の供給単価は 1 立方メートル当たり 227 円 28 銭で、給水原価は 331 円 64 銭となりました。簡易水道等の供給単価は 1 立方メートル当たり 271 円 11 銭で、給水原価は 689 円 77 銭となりました。

189 ページを御覧願います。

4、会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。

191 ページ以降の明細書は、決算書にて説明をいたします。

決算書にお戻りいただきまして、33、34 ページを御覧願います。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しております。先ほどまでの説明は税抜きであったため、金額は一致しておりませんので、御了承願います。

まず、（1）収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。

次に、35、36 ページを御覧願います。

（2）資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、39 ページの損益計算書を御覧願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は 574 万 3,986 円で、当年度未処分利益剰余金は 3,032 万 9,707 円となりました。

次に、40 ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、29 億 4,615 万 9,063 円となりました。

以上で、議案第 12 号、令和 3 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてを御説明いたします。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、決算の認定について、議会の議決を求めるものであります。

決算書の 50、51 ページをお開き願います。

上段の表、令和 3 年度西会津町下水道事業剰余金計算書を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は 552 万 1,807 円で、ほかに動きがなかったことから、同額が繰越利益剰余金となりました。

当年度の変動額は 813 万 8,059 円であり、ほかに動きはないことから、同額が純利益となり、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 1,365 万 9,866 円となります。

次に、下段の表、令和3年度西会津町下水道事業剰余金処分計算書を御覧願います。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高1,365万9,866円を、全額繰越利益剰余金とするものです。

次に、決算の概要を説明いたします。事項別明細書の202ページをお開き願います。

令和3年度西会津町下水道事業報告書。

1、概況の(1)総括事項、ア、事業量の状況ですが、水洗化人口は、公共下水道事業で微減、農業集落排水処理事業では2.5%減少しておりますが、水洗化率はともに微増で推移しております。個別排水処理事業については、合併浄化槽を年間5基ほど整備しており、町管理の基数は375基になり、有収率は3事業とも100%であります。

ウ、経常収支は、公共下水道事業など3事業の収益的収支は、損益計算において813万8,059円の黒字となりました。資本的収支では、収支差引き8,253万8,489円の不足となりましたので、当年度分損益勘定留保資金などで補填し、その結果、実質収支は7,440万430円の赤字となりました。

次に、203ページを御覧願います。

議会の議決事項、職員に関する事項、工事の概況などは、御覧のとおりであります。

205ページを御覧願います。

3、業務の(1)業務量は、公共下水道事業から個別排水処理事業まで、それぞれ処理区内人口や水洗化人口、年間有収水量、有収率などを記載しております。

208、209ページを御覧願います。

4、会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。

210ページ以降の明細は、決算書にて説明いたします。

決算書にお戻りいただきまして、42ページから45ページを御覧願います。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しています。先ほどまでの説明は税抜きであったため、金額は一致しておりませんので、御了承願います。

まず、(1)収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は下水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。

次に、46ページから49ページを御覧願います。

(2)資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれております。

次に、52ページの損益計算書を御覧願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を表す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は813万8,059円で、当年度未処分利益剰余金は1,365万9,866円となりました。

次に、53ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。こちらから資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、56億174万2,888円となりました。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしく御審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算について、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休議します。(15時06分)

○議長 再開します。(15時30分)

先ほど説明のありました議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第13号、令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

あわせて、財政健全化判断比率等、審査の意見・定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、鈴木和雄君。

○代表監査委員 大変お疲れさまでございます。監査委員の鈴木です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、お手元の令和3年度決算審査意見書等の冊子を御覧ください。

まず、初めに、冊子には詳しく記載されていますが、先ほど会計管理者及び建設水道課長から報告されました内容と重複しないように御説明することといたしまして、各種の表やグラフはお目通しいただくこととし、重要な部分、ポイントなどをかいつまんで御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1ページ目をお開きください。

一般会計、特別会計決算審査意見書としまして、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和3年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、またこれと合わせて提出された関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりである。

令和4年9月9日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、武藤道廣。

次に、2ページを御覧ください。

令和3年度決算審査意見書になります。

1、審査の概要。

(1) 審査の対象。西会津町一般会計歳入歳出決算、西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算、西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算、西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間。令和4年8月5日、8月8日であります。

(3) 審査の手続。審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに附属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。

2、審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用及び管

理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

次に、3ページであります。

3、審査の意見。

(1) 総括。西会津町一般会計及び特別会計の決算総額は、次のとおりであるということで、数値は各表のとおりですが、一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は、対前年度比7.9%の減、歳出総額は8.2%の減となっており、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支額は3億1,041万6千円の黒字で、対前年度比316万5千円の増となっております。

次に、4ページ。

①歳出決算額の推移について。

一般会計は、大型事業の完了や、特に特別低額給付金事業などの新型コロナウイルス感染症対策事業などが減少したことにより、決算額が対前年度比10.6%の減となっております。特別会計の決算額は対前年度比0.2%の減と前年度と同程度に推移しています。

②予算の執行状況について。

ア、歳入。調定に対する収入済額の割合は98.3%であり、なお、調定額には次年度への繰越明許分1億1,318万6千円が含まれており、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は99.5%であります。

イ、歳出。予算額から翌年度繰越額を差し引いた執行率は95.3%であり、前年度より0.1ポイント減で、おおむね適正な執行であります。

次に、5ページ中段を御覧ください。

③町債の状況と実質公債費比率。

(ア) 町債の発行額については、一般会計、特別会計、全体の発行額は4億9,160万円、対前年度比51.4%の減となっております。これは、防災行政無線デジタル化改修事業に充当した緊急防災・減災事業債などの大型事業の完了が主な要因となっております。

(イ) 町債の償還額。一般会計、特別会計、全体で償還額は8億7,809万4千円、対前年度比4.8%の減となっております。なお、前年度の特種要因として、5,908万円は繰上償還されています。

(ウ) 実質公債費比率。前年度より0.2ポイント減の12.6%になり、18%を下回ることから、起債の発行についても引き続き県知事の許可を必要としない同意団体となります。

次、6ページに行きまして、表については御覧ください。なお、町債年度末残高、令和3年度が2年度になっていきますので、申し訳ないですが、令和3年度に訂正願います。

次に、下段の④収入未済額と不納欠損額についてであります。

(ア) 収入未済額。記載のとおりであります。一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、対前年度比5.5%減の4,583万4千円であります。税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努め、ほぼ毎年減少しています。町税等事務に関しては、法令等にのっとり厳格かつ適正な事務処理を継続して当たっていただきたいということです。

次、7ページの(1)不納欠損額です。

前年度より22.3%増の516万2千円が不納欠損として処分された。うち、固定資産税192万8千円と国民健康保険税249万4千円で85.7%を占めています。処分の対象は、全

て各号に規定する時効に該当するもので、その処理に誤りはありません。今後も不納欠損処分額が極力少なくなるよう適切な対応をお願いするものです。

下段⑤の主な基金の状況については、(ア) (イ) (ウ) と 8 ページまで続きますが、記載のとおりとなりますので御覧ください。

続いて、9 ページに行きまして、(2) 一般会計の決算の状況につきましては、会計管理者の報告のとおりとなりますが、10 ページ上段、①歳入、(ア) 財源構成の文章一番下の行、今後も自主財源の確保に積極的に当たっていただきたい旨、記載してあります。

次に、11 ページについては、お目通しをお願いします。

次に、12 ページを御覧ください。

(イ) 経常収支比率、(ウ) 債務負担行為支出予定額、(エ) 一般会計から他会計への繰出額、これについても記載のとおりでございますので。

(3) 特別会計。おおむね計画的に執行されており、良好と認めました。

次に、13 ページに行きまして、記載のとおりではありますが、それぞれ意見について申し述べます。

①工業団地造成事業特別会計について。令和3年度は一部の区画を郡山国道事務所が借りており、工事で発生した残土の仮置場として利用している。今後は、令和元年度に策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略の拡大に対応した対策が必要である。

②住宅団地造成事業特別会計について。残り 10 区画の分譲に向けて、引き続き努力をお願いしたいと。

③高齢者医療特別会計について。当該年度の保険料収納率は 99.97%となっており、収入未済額は 2,000 円、1 人 1 件であり、徴収の努力をお願いします。

④国民健康保険特別会計。(ア) 事業勘定については、14 ページにも行きますが、上段、収入未済額が対前年度比 276 万 2 千円減少している。今後も継続して徴収にさらなる努力をされたい。当該年度の不納欠損額については 75 件、249 万 4 千円であり、対前年度比 3 件増、78 万 2 千円増加した。不納欠損額処分の対象者は 15 人であり、処分の理由は、生活保護 2 人、低所得 9 人、死亡 1 人、相続放棄 1 人、負債 2 人となっています。いずれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認しました。表については御覧ください。

次に、15 ページを御覧ください。

こちらでも御覧の記載のとおりではありますが、(イ) 診療施設勘定については、下段に、今後とも町民の健康や命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努められたいと記載いたしました。

⑤介護保険特別会計について。保険料の収入未済額は前年度より 46 万 1 千円減少したこと、介護保険料の不納欠損処分、時効によるものであることなどをお知らせしています。そして、下段、高齢化の進む本町では、在宅介護から施設介護への移行といった利用者の動向により、保険給付費の増加が考えられることから、今後も介護予防事業に力を入れることで保険給付費を抑制し、安定した運営が図られるよう努められたい。

次に、16 ページに行きまして、下段(4) 実質収支に関する調書についても記載のとおりでございます。

次に、17 ページを御覧ください。

(5) 財産に関する調書。

①公有財産については記載のとおりでございますが、数字が一番下が(5)となっておりますが、(4)が正当でありますので、申し訳ありませんが訂正方、よろしく願います。

②基金についても記載のとおりですが、下から4行目、なお、生活援助貸付基金においては、返済期限を経過した未返済金があるが、令和3年度に西会津町市債権管理条例が設置されたことから、債権放棄等の処理が行われるようになったが、今後もできるだけ回収できるように努められたい。

続きまして、19 ページを御覧ください。

水道事業下水道事業会計決算審査意見書であります。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された令和3年度西会津町水道事業下水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果と、その意見については次のとおりである。

令和4年9月9日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、武藤道廣。

1、審査の年月日、令和4年7月28日。

2、審査の手続。

この審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業・下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、各会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経営の効率化及び公共性の確保についても考察した。

3、審査の結果。

審査に付された決算諸表は、水道事業・下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めました。

4、審査の意見。

20 ページまで続きますが、(1)収益的収支及び資本的収支。記載のとおり各事業とも実質収支は赤字となっております。

(2)未収金。未収金については記載のとおりですが、21 ページ上段、記載の公平公正かつ安定的な事業運営の観点から、引き続き未収金の発生防止とその回収に努められたい。

(3)企業債については記載のとおりです。

5、事業の状況。

(1)経営の成績については、24 ページまで記載されていますが、目を通していただければと思います。

24 ページのアップに貸借対照表による経営分析。

①水道事業及び、ちょっと飛びますが27ページの②下水道事業、それぞれ記載のとおりですが、それぞれ下段に記載のとおり預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。

25 から 26 ページ、及び 28 から 34 ページはお目通しをお願いいたします。

続きまして、35 ページの総括、(4) 総括です。

経営成績及び財政状況を適正に表示し、係数に誤りもなかった。水道事業については、町民に安全安心な水の供給のため適切に検査等を実施し、総合的には安定的に水を供給できたことを確認した。下水道事業については、町民の快適で衛生的な生活環境の確保などを目的とした施設の適切な維持管理が行われたことを確認した。水道・下水道事業ともに施設等の維持管理については、職員による直営での巡回点検や業者委託による施設管理、点検調査を実施しながら維持管理に努めることとともに、水道事業においてはアセットマネジメント計画を策定し、資産管理を含めた運営や老朽管等更新事業を計画的に進めることを望むものである。また、下水道事業においては、ストップマネジメント計画等により、老朽化した施設の更新を計画的に進めることを望むものであります。

今後とも、水道・下水道事業の加入促進を図り、さらなる運営の健全化に努められたいということであります。

続きまして、37 ページ、財政健全判断比率等審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算等による健全化判断比率等（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）の算定について審査した結果及びその意見は次のとおりである。

令和4年9月9日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、武藤道廣。

- 1、審査の年月日。令和4年7月28日。
- 2、審査の手続。

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性に審査した。

3、健全化判断比率等の状況につきましては、掲載の表のとおりでございますが、実質公債費比率12.6%、将来負担比率78.3%であります。

- 4、審査の結果であります。
 - (1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類は、適切に作成されていた。
 - (2) 法令等に基づき、適切な算定要素の計算に用いられていた。
 - (3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

5、審査の意見として、記載のとおりではあります。下の3、4、一般会計歳入額の74%依存財源を占めている本町にとっては、町税や使用料、手数料などの自主財源の確保が重要であることから、さらなる自主財源の確保を図り、引き続き適切かつ健全な財政運営に努められたい。

続きまして、39 ページ、定期監査報告書であります。

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和4年9月9日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、武藤道廣。

監査実施期日、令和4年7月29日、8月2日、8月9日であります。

- 2、監査の対象。

令和3年度において執行された各課の事務及び事業の中から、別紙裏面の8件を抽出し、

監査を行った。

3、監査のねらい。

監査の実施に当たっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置いた。

4、監査の結果。

事務の処理、事業の執行は、おおむね所期の目的を達成しているものと認めた。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部長に指示したところでございます。

次に、41 ページ、補助金等交付団体監査報告書であります。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものに監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 9 日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、武藤道廣。

1、監査実施期日。令和 4 年 7 月 29 から 8 月 1 日、8 月 2 日、8 月 8 日、8 月 9 日、8 月 18 日であります。

2、監査の方法及び対象とした団体等。

補助金等交付団体監査の実施に当たっては、まず令和 3 年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙 43 ページの 6 件を抽出して、個人及び当該団体の役職員並びに当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

3、監査のねらい。

財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、そのほか貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施した。

4、監査の結果。

(1) から (6) まで、それぞれ適正に行われて良好と認めました。

(7) 監査の意見として、所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるよう望むということであります。

続きまして、45 ページ、指定管理者・出資団体監査報告書であります。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び同法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 9 日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、武藤道廣。

1、監査実施期日。令和 4 年 8 月 1 日、8 月 2 日、8 月 9 日であります。

2、監査の方法及び対象とした団体。

(1) 監査の方法。指定管理者・出資団体監査の実施に当たっては、指定管理者及び出資団体の中から、下記の 3 団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関

係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

(2) 対象とした団体。①指定管理者、社会福祉法人西会津福祉会。監査の対象とした公の施設、小規模多機能型居宅介護施設、高陽の里。②指定管理者、一般社団法人西会津ケーブルネット。監査の対象とした公の施設、西会津町ケーブルテレビ施設。③出資団体、株式会社西会津町振興公社。

3、監査のねらい。

指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施した。

46 ページになります。

4、監査の結果。

(1) から (3) まで、記載のとおり、それぞれ良好に実施されていることを認めました。

(4) 監査の意見として、指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託している。町は、その財産等が適切かつ効率的な運営が図れるよう、今後とも適切な指導監督を行うように望みます。また、出資団体においては、さらなる営業努力を求めるところであります。

以上、意見書、そして報告書について申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 日程第 14、議会案第 1 号、事務検査に関する決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 議会案第 1 号、事務検査に関する決議。

提出者は、記載の議会運営委員会委員の 6 名であります。

表記の議案を西会津町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。令和 3 年度決算における収入未済額は 4,583 万円、不納欠損処分は 516 万円となっている。税は、所得や資産の状況を根拠に課されるもので、各種使用料等については受益の対価として負担するものであり、著しい滞納は公平性を欠くのみならず、財政の健全性に影響を及ぼす重大な問題である。したがって、適正な徴収事務等がなされているか検査するものであります。

次のページを御覧ください。

事務検査に関する決議。地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。1、検査事項。

(1) 滞納状況、収入未済に関する事項。

(2) 不納欠損処分に関する事項。

2、検査対象。

(1) 滞納状況、収入未済に関する事項については、令和 3 年度現年度及び滞納繰越分

の町税、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税、介護保険料、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料、住宅使用料、これは町営住宅、定住促進住宅、駐車場を含むものであります。

(2) 不納欠損処分に関する事項については、令和3年度に処分した全ての事項。

3、検査の方法。

(1) 関係書類の提出を求める。

(2) 本会議で議員全員が検査をする。

以上であります。

○議長 お諮りします。

失礼しました。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議会案第1号、事務検査に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、事務検査に関する決議は可決されました。

追加日程配付のため、暫時に休議します。(16時05分)

○議長 再開します。(16時07分)

ただいま可決されました事務検査について、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに事務検査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、事務検査を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに事務検査を行います。

なお、これから行います事務検査については、秘密会としたいと思います。

秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席人員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、かつ討論を用いないで決定することになっています。出席人員は12人であり、その3分の2は8人です。事務検査を秘密会とすることについて採決します。

秘密会とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長 起立3分の2以上、皆さん、御着席ください。

ただいまの起立者は3分の2以上です。

したがって、事務検査については秘密会とすることに可決されました。

事務検査には、副町長及び会計管理者兼出納室長、総務課及び事務検査に係る担当課については係長以上の出席とし、以外の方は別室で待機願います。

なお、皆さんに申し上げます。

事務検査はおおむね4時10分から5時10分終了を目安に行いますので、御協力をお願いします。

なお、時間を延長して行います。

準備のため、暫時休議にします。(16時08分)

(秘密会)

○議長 再開します。(17時25分)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(17時29分)

令和4年第6回西会津町議会定例会会議録

令和4年 9月16日(金)

開 会 10時00分
散 会 15時37分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第6回議会定例会議事日程（第8号）

令和4年9月16日 午前10時開議

開 会

開 議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第6号 | 令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第7号 | 令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第8号 | 令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第9号 | 令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第10号 | 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第11号 | 令和3年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第12号 | 令和3年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第13号 | 令和3年度西会津町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第15号 | 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第10 | 議案第16号 | 令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第17号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第18号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |

- 日程第13 議案第19号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第20号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第21号 財産の取得について（ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材）
- 日程第16 議案第22号 財産の取得について（消防小型動力ポンプ付積載車）
- 日程第17 議案第23号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 陳情第1号 町道除雪に関する陳情書
- 日程第19 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。令和4年第6回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第6号から議案第13号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については1議題ごとに行いますので御協力をお願いいたします。

なお、質疑は議案の不明な点や疑問点を問いただすものでありますので、今後の見通しの確認や自己の意見などの発言は控えてください。

また、一般会計の総括質疑は財源の状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まず、監査委員からの報告は承っておりますので、その中で、まず1つ目をお尋ねをいたしたいと思えます。

新型コロナの影響が続く中、歳入総額が72億5,758万円、それから、歳出金額70億2,666万円の決算がありました。町がお示しされた計画どおり実行されたポイントなど、お伺いしたいと思います。

また、イベントなどを実行しなかった財源などはどのように生かされたのか、伺います。

2つ目には、財政指標、起債の状況のうち、財政指標の推移では一般財源ベースで経常支出の比率87.8%、前年0.8%が減少したと示されております。財政構造の弾力性をどのように分析されているのか。

あと3つ目で、財政指標の起債の状況のうち公債費比率の負担状況が7.2%、前年0.7%の増となっておりますので、要因はどのようになっていたのか、お尋ねします。

それから、4つ目に、財政指標の推移の中でも地方公共団体の健全化法に基づいて、健全化判断の比率の実質公債費が12.6%で0.2減少しているとなっております。どのように今後お考えになりますかということをお尋ねします。

また、5つ目には、財政指標の推移の中でも健全化比率の将来負担の78.3%の24.9%が減少していると、大幅に少なくなっている要因はどのようになっているのかということでもあります。

それから、6つ目には、委託料の金額の一般の占める割合はどのようになっているかをお尋ねします。

それから、7つ目には一般会計からの繰出金の割合、どのように分析されているか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答え申し上げます。

5番の総括の分でお答えしたいと思いますのですが、まず1点目でございますが、新型コロナウイルスによりましてイベント等の中止等の部分についての御質問ですが、まず、コロナ禍によりましてイベントを中止したという部分につきましては、申し上げますと雪国まつり、敬老会、小中学校の交流事業、奥川健康マラソンという形で大体総額当初予算ベースで1,200万円ほどのいわゆる中止の総額となっております。

こちらのほうにつきましては、その部分がほかに回ったのかという部分でございますが、特にそういう部分ではございませんで、まず、代替事業とか、商品券の配付とか、様々行っておりますので、そちらのほうの部分にも振り替えられたものと認識しております。

あと続きまして、経常収支比率が0.8%減になった要因はということでございますが、まず、分子となります経常経費充当の一般財源では全体で2,400万円ほどの増となっております。

その要因といたしましては、まず、物件費で2,889万7千円ということで、こちらは総合行政システムの借上料の増並びに小規模多機能型居宅介護施設の増などによりまして増えております。

また、維持修繕費におきましては、道路の修繕費などで1,500万円ほど、扶助費で1,300万円ほど、なお、公債費の償還などで1,200万円ほど増えておりますが、補助費等で下水道事業への繰出金のマイナスによりまして減額となって、相対的に2,400万円ほどの増となっていると。

一方で、分母となります経常一般財源におきましては、普通交付税の増などによりまして全体で6,400万円ほどの増となりました。

その結果、0.8%減少し87.8となったということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、公債費比率でございますが、まず、分子となります、全体で2,648万円ほどの増となりました。

続いて、分母となります標準財政規模等につきましては普通交付税で6,100万円ほどの増などで、全体で8,300万円ほどの増となったということになります。

しかし、地方交付税の増による分母の増加割合よりも交付税に算入される公債費減少に伴う分子の割合が多かったため、前年度より0.7%増になったということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、財政の健全化判断比率等の御質問の中で、実質公債費比率の部分の0.2%減になったというような部分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、まず、分子となる部分でございますが、一般会計におけます元利償還金が1,200万円ほどの増となりましたが、特別会計における元利償還金は逆にマイナス4,800万円ほどの減となりました。

しかしながら、標準財政需要額に算入されました公債費等の額は、下水道事業で平準化債の借上げによりまして財政需要額が3,800万円ほどの減、また、補正予算債を活用した事業の算入が終了によりまして2,600万円ほどの減となりましたが、分子全体ではトータルで1,700万円ほどの増となりました。

しかし、分母となります標準財政規模におきましては、標準税収入額等の1,600万円ほどの減、普通交付税の6,100万円ほどの増などによりまして、全体で6,984万円の増額と

なりましたが、こちらのほうにつきましては、令和元年度と令和3年度の3か年平均で基準を出しますので、その結果、0.2%減になったというものでございます。

続きまして、将来負担比率というふうなことでございますが、こちらのほうにつきましては24.9%の減ということで、大きく減少しておりますが、まず、分子となります将来負担額につきましては、まず、地方債の残高が大きく減少したということで5億8,700万円ほどの減、続いて、充当可能財源につきましては、財政調整基金の増並びに新田興助地域振興基金などによりまして2億8千万円ほどの増、続いて、いわゆる地方債における地方交付税算入見込み額の部分につきましては、今ではマイナス2億2,700万円ほどということになりまして、全体で6億4,300万円ほどの減となっております。

一方、分母におきましては、普通交付税の増によりまして全体で1億2,400万円ほどの増となりました。

この大きく減った理由につきましては、分子が大幅に減額になりまして、分母も増となったことから24.9%の減ということで大きく減少となったということでございます。

続きまして、委託料ということでございますが、委託料につきましては、まず、大きく4つ委託料にはございまして、まず、各公の施設の指定管理委託料、または工事関係におきまして測量や設計関係の管理委託料、あと町民バス、除雪などの業務委託料、その他各種計画等の策定委託料ということでございまして、一応令和3年度におきましては、総額13億円ほどの委託料がございまして、

そのうち、指定管理の委託料につきましては4億700万円ほどということに、割合になっております。

また、大きく伸びた要因といたしましては、やはり新型コロナウイルスワクチン接種の委託料等で約1億円ほど増えておりますし、農林水産業費におきましては、広葉樹林再生事業等で大きく増えているという形となっております。

その関係で歳入に占める割合の委託料につきましては約13億円ということでございますので、70億円の歳出の中でそれだけの割合を占めるという形となっております。

続いて、一般会計の繰出しが大きく減少になったという部分でございますが、こちらのほうにつきましては、失礼いたしました、繰出金につきましては、令和3年度におきましては前年度比550万円ほどの減となっております。

大きなマイナスの要因といたしましては、介護保険への繰出金で600万円ほどの減、また、高齢者医療関係で800万円ほどの減という形となっております、そのほか若干の増減はございますが、トータルで556万4,000円の減という形となっております。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いろいろ説明、答弁いただきました。決算の中でも非常に細かい数字が示されてはいますが、実行されていない部分についてはいろいろと対応されているという御答弁であります。

ただ、その中で、財政調整基金のほうに回った部分などはあったかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長　　お答えします。

コロナ禍でイベントが中止になった部分について、それが財調のほうに回ったのかというふうな御質問でございますが、一応こちらのほう、大きく財調が伸びたという部分につきましては、やはり交付税が大きかったという部分で、まず、普通交付税におきましては、前年度見込みよりも大きく増えたという部分と、特別交付税につきましては、除雪費におきましてトータルで1億2千万円ほど、トータルで地方交付税としては1億2千万円ほど増えているということで、そちらのほうが大きく積み立てた要因と、あと並びに、繰越金関係で1,300万円ほどですが、そういう形で増えているという部分が大きな要因とされておりますので、イベントを中止したからといってその部分を積み立てるというのではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　財政調整基金じゃなくて、財政指標の起債の状況の中の一般ベースで経常収支比率が87.8%の要因はいろんな分析は答弁していただきました。

○議長　　質問に対して、質問したことでまたさらに質問があれば質問してもらおうということで、違う質問は控えていただきたい。最初に一遍に全部項目というか、質問した中で、それで理解をもうちょっと深めるという場合では同時に話をさせていただくということでお願いします。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　いろいろと答弁いただきまして、内容はよく理解ができたというふうに感じております。

今、イベント等については財政調整基金のほうには入っていないということで、内容はよく分かりましたので、全体的に私は了解しました。

以上です。

○議長　　ほかに。

6番、三留正義君。

○三留正義　　ちょっとただいま質疑の中で明らかになったのか分からなかったもので、財政指数絡みで弾力化指数、一番ぼんと前に出てくる指数ですけれども、基準収入額と必要な実際に需要額、これを総じて見ると、微減ではありますが、3年ずっとほぼ同じ、ほかの指数については多少改善したような、諸要因は今お話しいただきましたけれども、いろいろな出入りはあるにせよ、相対的に、大局的に見ると、内容については改善しているとか、そういったものを見るのではなく、定規、標準財政規模だとか、そういった当てる定規が変わって数値がかなり動いているという、私は見方をしているんですが、町側の見解として、本当に総括的な見方としてどのように見ているのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　お答え申し上げます。

まず、相対的に見てということでございますが、まず、基準財政規模については昨年度より7千万円ほど増えまして37億7千万円という部分になっておりますが、こちらのほうにつきましてはやはり今後、いわゆる人口減少の中で一応昨年度よりは増えたという部

分はございますが、その部分につきましては様々な交付税等の措置がありまして増えているという部分にはなっております。

したがって、各種指標が改善しているのではないかとこの部分につきましては、特殊要因もそれぞれあったということで、コロナ対策という部分もあったということで、総じて一応微減というような形にはなっておりますが、今後の展望と云ったら、相対的に見て、今後そういう財政指標については、まず、健全な財政をするためにはある程度計画的にしていかなきゃいけないということで、まずは起債の償還についても令和4年度がピークということで考えていますし、今後、そういう大規模事業も計画的に進めていかなきゃいけないということと、またそれと併せまして、健全な指標を目指すために、いわゆる厳正と申しますか、しっかりとした財政に今後努めなきゃいけないということで、余裕はないですけども、何とか持続可能な財政運営をしていきたいという方向で考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、補正などで積み重ねてきましたけれども、その時点、時点での見通しが大きく変わったのではないかと、積み重ねで変わってはきたけれども、一応見通しどおりのほぼ推移なんだということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

一応こちらのほう、長期的に財政シミュレーションを組んでおりまして、おおむね令和2年度において繰上償還という部分はあったにせよ、ある程度想定どおりに進んでいるということで考えております。

以上でございます。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 私も何点かお伺いをいたします。

同僚議員が聞いたんですが、まず第一に、委託料についてお伺いをいたします。

全体で13億円ということで私も計算しました。その中で、どうしても専門的な知識がないとできない外部委託ですね、システム設計委託とか、点検とか、保守とか、そういった金額が幾ら総額でどのくらいなのか。

それから、町内に対しての委託、指定管理だったり、あとは除雪オペレーター、そのほか業務委託、それぞれの金額について内訳をお伺いいたします。

その次に、義務的経費、投資的経費についてお伺いをいたします。

人件費とか扶助費、公債費などの義務的経費が全体の総額の34.6%、前年比で106.1%、6%伸びております。それから、普通建設事業とか、災害復旧などの投資的経費、これが全体の12.5%、前年比65.6%、それぞれの要因について、増加、減少についてお伺いをいたします、要因について。

それで、建設関係のほうで、町が予定している長寿命化等への影響があったのか、なかったのか、その辺についてもお伺いをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長　　お答えいたします。

まず、委託料の総額については先ほど申しましたが、13億円程度ということでございます。

そのうち、いわゆる専門的な部分となる、システム改修委託料並びに除雪経費はいかほどかというような部分でございますが、一応こちらもちょうと詳しく、後ほどといいますか、後に答弁させていただきますが、まず、除雪経費につきましては、総額的にはあれですね、ちょっと後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、義務的経費の部分で、その総額的な部分という部分でございますが、まず、人件費で4,400万円ほど増えておりますが、一応こちらのほうにつきましては、やはり新型コロナウイルスのワクチン接種に係ります会計年度任用職員の任用等におきまして約3千万円ほどとなっております。

また、それに伴います、あと昨年度は職員の選挙がございましたので、その部分で1千万円ほどとなっております、それを含めまして約4千万円ほどの増となっております。

あと、続いて、扶助費につきましては、こちらのほうは御承知のとおり、非課税世帯に特別給付金、また、子育て世帯への給付金ということで、トータル1億4千万円ほど増えているというような形となっております。

公債費につきましては減額となっております、こちらは令和2年度に繰上償還を5,900万円ほどしておりますが、逆に通常の償還金としては1,200万円ほど増えているということはトータルで4,600万円ほどの減となっております。

大きくあと普通建設費につきましては、やはり大きく3億6千万円ほど減額しておりますが、こちらのほうにつきましては、まず、防災行政無線のデジタル化工事が終了したということで2億2,400万円ほど。また、若者向け住宅の部分で1,770万円ほど、また、小規模多機能施設、いわゆる高陽の里ですね、の建設の終了で1億1,400万円ほどというふうになっております。

逆に増えている部分につきましては、広葉樹林再生事業、林道整備事業ということで大体1億円ほどということで、トータルで3億6千万円ほどの減という形になっております。

失礼しました、若者向け住宅、すみません、1,700万円と申しましたが、1億7,700万円ほどということで訂正をお願いいたします。

続いて、災害復旧費の部分につきましては、こちらのほうは9,800万円ほどの減という形になっておりますが、こちらのほうにつきましては、小杉山地区の地滑りの改修工事が終了したという部分。あとはまたさゆりオートパークの浄化槽の移設工事が終了したということでそれに伴いまして約9,800万円ほどとなっております。

それと、最後に普通建設費の減が長寿命化に、すみません、じゃあ、長寿命化は建設水道課がお答えします。

○議長　　建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　　お答えをいたしたいと思っております。

各種インフラの長寿命化といいますと、橋梁を初めまして、住宅も上下水道も皆同じですけれども、そんな中で計画的に長寿命化対策を進めております。

特に、金額のはります部分では、やはり橋梁の補修が一番大きいところでございますけ

れども、これは国の補助金はほぼ 100%、数字でいいますと、令和 3 年度の決算でいいますと 99.7%ほど入っているということで、計画的に長寿命化対策は進んでいるというふう
に考えてございます。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 長寿命化の関係で、私のほうから、公園費の部分でお答えいたします。

まず、公園の、さゆり公園の施設全般につきましても長寿命化対策を行っております、
令和 3 年度の決算ベースでは全体で 1,600 万円ほど事業費は要したわけでございますが、
これも長寿命化計画にのっとって計画どおり実施をしたということでございます。

以上でございます。

○議長 総務課長。

○総務課長 すみません、委託料の、いわゆるシステム別につきましては、今現在、増減
表しか持っておりませんで、詳しくは、総額については後ほど御答弁させていただきます。

○議長 ほかに。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほど同僚議員の中で、私もお尋ねしようとしたことが、ある程度分かったん
ですが、一部重複しますけども、簡単にちょっと私もお尋ねしたいと思います。

今回の決算を踏まえて、今後の考え方等も含めてちょっとお尋ねするわけでありませう。

令和 3 年度の決算の状況を見ますと、先ほど 5 番議員も言いましたけども、一般会計で
歳入総額 72 億 5,700 万円、歳出総額が 70 億 2,600 万円で、歳入歳出差引額は 2 億 3,000
万円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は 2 億 513 万円となって黒字と
なったところであります。この一般会計決算を初め、各特別会計においても全て今年も黒
字で決算をすることができたということでもあります。

また、財政調整基金の年度末残高を見ますと、過去 5 年間の中で最高額となる 9 億 8,530
万円となっております。

また、起債の残高、償還状況を見ますと、計画どおりと申しますか、シミュレーション
したとおり、順調に償還がなされており、残高においても先ほど御答弁がありましたけど
も、これまでの大規模事業の償還ピークが令和 4 年ということで見込みであり、その後は
減少に向かうとされております。

こういった決算の状況を見ますと、しっかりとした財政計画の中で健全な財政運営がな
されてきたのかなと評価するものであります。

ただ、これから先の状況を考えますと、明るい未来ばかりではないと、安穏とした状況
ばかりではないと私は考えております。

中学校、小学校プール、こども園、ニヤヤの家等々の大型事業が今一段落している状況
ではあります。このまま間もなく公民館の建設計画やら、今後の介護保険事業計画や高
齢者福祉計画の中である程度議論され、調整されてくるのでしょうか、介護施設等の増設、
あるいは新設、国保診療所の建設、更新等の大規模事業が予想されるところであります。

また、喜多方広域圏においては、羽山の埋立最終処分場がもう令和 7 年でいっぱいにな
ってしまうと、これは喫緊に新しい埋立処分場をつくらなきゃいけない状況であります。

また、環境センター山都工場の焼却炉ももう更新時期を迎えている。し尿処理場、塩川

工場もしかり、何とか修繕工事を繰り返しながら稼働をしているという状況であります。これからの更新、建設計画等を考えると、喜多方広域圏の負担金も今後さらに相当な金額の中で増えてくるものと考えているところであります。

こういった状況を考えますと、現在のように財政が安定しているといえますか、健全なうちに将来負担に備えておくことも私は必要なのではないかなと考えております。計画ができてから慌てて財源調整、確保に奔走するようなことではなくて、今のうちからしっかりと将来を見据えてその財源を積み立てておく。施設整備基金のようにしっかりと目的を持ったもの、意識をしっかりとしていくことが必要ではないでしょうか。この辺の御見解をお伺いいたします。

先ほど5番議員も言いましたけども、財政指標の中で健全化判断比率についてであります。

実質公債費比率、将来負担比率ともに前年度よりも減少して、早期健全化比率を大きく下回っております。これはその要因については今ほど御答弁いただきましたので、これはいいです。

これはこれで大変数値が下がったということはいいいことだと思いますが、私はこの数字自体は、この上がり下がりには私は一喜一憂するものではないなという思いでおります。なぜなら、この数値をよくすることだけを考えれば、新規の事業をやらなければいいし、起債を起こさなければいい、当然数値はよくなっていくのは分かるわけです。

ただ、町民福祉の向上を考えればそんなわけにもいかないわけです。新規事業をするにしても有利な起債を使いながら、有利な補助財源を使いながら、私は積極的な投資をしていくことも必要だなという思いでいます。この健全化判断比率の考え方ですね、数値の要因、中身は分かりますから、余り私は常々言っていますが、こんなものに縛られているんじゃないかと、やるべきだと考えておりますが、その辺の御見解をお尋ねいたします。2件です。

○議長 多賀議員に申し上げます。

意見を控えていただくということをお願いします、質疑ですから。

総務課長。

○総務課長 お答えします。9番の御質問にお答えさせていただきます。

まず、各種大規模事業が予定されている中で、今の財源があるうちにいわゆる基金を積み立てたらどうかというような部分でございますが、まず初めに、財政調整基金の部分についてお話しさせていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、令和3年度末の財政調整基金の残高につきましては9億8,500万円ほどということでございます。しかしながら、そのうち令和4年度当初予算編成時にまず4億2千万円ほど取り崩して編成しているということでございます。財政調整基金につきましては御承知のとおり、不測の事態に対応するために積み立てているということもございまして、今般の8月の豪雨につきましても、一般財源を積み立てる予定としました約2億6千万円ほどのうち、財政調整基金に積み立てた8,700万円ほどを除いた1億7,300万円ほどを投入して3次補正を設定しているという部分でございます。

この残高が過去5年間で一番高いと言われながらということではございますが、決して

残高が高いというものとしては考えておりません。一応町の大規模事業につきましても今後当面はまず財政調整基金によって対応していくというような部分で考えておりますので、特段今後の事業計画が固まり次第、その特定の目的に応じた部分が必要なのかも検討しなければいけないなど、まずは考えているところでございますが、当面は財政調整基金によって対応してまいりたいと考えております。

続いて、広域圏の部分についてもそれと併せて財源を積み立てたらどうかというような部分でございますが、議員申されたとおり、広域市町村圏組合におきましては、やはり最終埋立処分場、あと可燃ごみ処理施設などの環境センターについて老朽化しているということから、ただいま整備に向けて検討しているという部分でございます。

これらの整備につきましては、確かに多額な事業費が見込まれるということでございますので、広域市町村圏組合では各市町村の負担金を軽減するために、今積立てをしているということでございます。

今後その整備に向けた基本計画や基本設計等が、また実施設計がまとまり次第、大体事業費が判明いたしますので、それが分かり次第、市町村の負担が検討される予定となっておりますので、その形で検討していきたいと。ただし、それに至るまでの間は、その広域市町村圏組合とやはり情報を共有しながら、あとそのほかの構成、喜多方市、北塩原村と情報を共有しながら、その辺の対応をしっかりと考えていきたいと考えております。

続いて、健全化比率の指標にとらわれているのかという部分でございますが、まず、こちらのほうはあくまでも健全化比率と、あくまでも財政基準の判断ということでございますので、町といたしましても特にその数字にとらわれてやっているという部分ではございません。

一応他市町村と比べて高いのではないかとよく言われますが、これは先ほども申し上げました、多賀議員が申されたとおり、大規模な事業、小学校、こども園等の建設があることによりまして財政指標が増えたということでございます。

本町の特徴としましては、なかなか財源が少ない中で、やはり補助事業や有利な起債を活用してこれまでも実施してきました。したがって、やるべきことはやった上での指標ということでございますが、そういう形で町としては捉えていると。ですから、今後必要な事業につきましても十分な財政計画に基づいて、しっかりとした財政運営をしていきたいということで考えておりますので、その指標にとらわれているという分ではございませんので御理解いただきたいと思っております。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　　分かりました。

意見にならないようにお尋ねしますけども、要は今御答弁いただきましたけども、いろんな計画ができて、それに対応した中でやるというのは今までのやり方でありましたし、それがルール、ルールというか、順番なのかもしれないですけど、私が心配しているのは、今決して財調額が私も決して多いとは思っていませんが、予定したとおり、健全な財政運営を私はただできているという思いでおります。その中で、やっぱりある程度将来負担に備えておく心構えが必要ではないかな。一昨年も繰上償還するのに、休眠状態だった減債基金を引っ張り出してきて、積んでおいてそれを繰上償還にしたという実績があります。

私は財政調整基金に積んでおいても、それはそれでいいのかなという、財調からでも繰上償還できないことはないですから、思っておりましたが、私の考えなのか、ばかりの考えなのか分かりませんが、それは、例えばこれは金額が必ず繰上償還するんだという強い意志の表れでやったのかなと私は当時思っておりました。そういう意味で、今回財政調整基金とは別にそういう将来負担に備える準備も必要なのかなという思いでお尋ねしたわけがあります。

先ほど言ったように、計画ができてから、これから財源調整、あるいは財源の増強に翻弄するということが今までの常でしたから、そんなことのないように今後もやっていただきたいという思いであります。

あと、今までうちのように、地方交付税が相当なウエートを占める地方公共団体でありますから、令和2年以降、コロナ禍の中にあって、国もやっぱり相当な、莫大な財政出動をしているわけです。借金は、国の国債の残高も1千兆円を超えたというようなことがありますし、そんなことを考えると、これから今までのように順調に地方交付税が伸びてくるのかなということも心配されるところもありますので、その辺も含めながら、この財政運営をしっかりやっていただきたいなという思いであります。

あと、今御答弁いただきましたけども、財政指標の健全化判断比率、実質公債費比率、あるいは将来負担比率等々を今言ったような話、ただ、町民の中には10月中旬以降になりますと、県内の各市町村の決算が出そろいますと、この財政指標の速報値というのが出てくるんで、それを勘違いされる方がいらっしゃるということも聞いておりますので、やっぱりその辺はしっかりと説明しながら、健全財政の中でやっているという今の御答弁のようなことを説明していくことも必要なのかなという思いであります。質問になっていましたか、大丈夫ですね、それを御答弁ください。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えいたします。

まず、将来の大型事業に向けて、計画できたから、そこから積み立てるのではなくてという部分で、財源を確保したらどうかという部分でございますが、その辺をある程度見越しながら、財政運営を進めていきたいということで、特定の目的の基金を造成するかは、それを踏まえて考えていきたいという部分を思っております。

続いて、いわゆるコロナ禍後の見通しという部分でございますが、確かに国におきましては、今回のコロナ禍の対策によりまして、分かる範囲内だけでも市町村に交付いたします地方創生臨時交付金で16兆円、また、ワクチン接種体制、医療体制の確保に16兆円と、また経済の対策に6.2兆円ということで、相当な額の予算を投じているのは現状でございます。

本町におきましても臨時交付につきましては6億円を超えるほどの部分が交付されておりました。これまで様々な対策を講じてまいりました。

それを踏まえまして、交付税の影響はという部分でございますが、こちらのほうにつきましては、普通交付税と臨時財政対策債の総額に、令和3年度の総額につきましては、令和2年度と比較しまして約5,200万円ほどの増となっております。令和4年度につきましては令和3年度と比較しまして約780万円程度ぐらいの増となっているということでござ

います。現段階では今後も増え続ける、または大幅に減るという部分につきましては、何とも言えない状況ということでございます。

今後、やはり地方交付税の動向につきましては、どのように推移していくか、いわゆる予算編成指針とかを参考にしながら、細かく動向は注意していきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかに。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、重複しないように、私は1点質問したいと思います。

町の令和3年度の決算では、一般会計72億5,758万円の予算を執行され、各課でそれぞれ実施してきたわけでありまして。その1年間の予算の中で、各課の事務事業の評価、検証はどのようになされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長　副町長、大竹亨君。

○副町長　令和3年度の事業の評価というようなお話であったわけですが、昨年度、それから、一昨年度というのはコロナの対策、こちらが本当に緊急的、臨時的にも入ってきたというようなことで、昨年度の事業を見ても、予算規模を見ても、コロナウイルス感染拡大防止対策、それから、接種事業、こういった事業に臨時的な事業が増えたというようなことでございます。

そういった中で、評価、検証というようなことでお話があったわけですが、昨年、一昨年はちょっとイレギュラーな年だったのかなということで、総務課長も話したように、イベントとか、大規模な事業の開催とか、そういった本来やるような事業も中止になったり、延期になったりということで、なかなか通常の事業とはちょっとシステムが違ったような、去年、一昨年だったのかなということで、なかなかそれぞれの各課の事業も通常どおりの事業ともちょっと違って、逆にコロナ対策で、例えば町民の皆さんの命を守るとか、健康を守るような事業とか、経済対策とか、またあと、高齢者対策、それから、弱者対策というような、ちょっとそういった臨時的な事業が増えてきたのかなということで、なかなかちょっと評価的にはしづらかったのかなということでありますので、これもコロナ対策が落ち着いてからまたそういった事業評価とか、検証を改めてまたやっていきたいなというふうに思っております。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今の答弁で、コロナ禍の中でいろいろそれにまつわる仕事があってというような話でもありました。

これからやっぱり今、人口減少、やはり若い人、児童生徒の減少、そういう中で、いろんな各種事業は行われていると思いますが、事業をやってそれで終わりではなくて、この次やるに当たって、事業の中身というか、その事業の中身、そういったものを精査しながら、次の年の事業を組んでいただきたいなという思いであります。その辺について答弁お願いします。

○議長　副町長。

○副町長　再質問にお答えしたいと思います。

今、最初の質問では事業の評価とか、そういったことをお話しさせていただいたわけで

すけども、令和3年度においては、当然今後のまちづくりにつながるような事業は行ってまいりました。例えば持続的なまちづくりを進めるためにデジタル戦略を計画を策定して、それを実行に移そうというようなことを令和3年度から始めてきましたし、また、町の自主財源を増やそうというようなことで、ふるさと納税の増収に向けても様々な事業展開をしてきたというようなこと、またそれから、これからの農業、様々な課題があるわけですが、そういった農業振興に向けて、農業公社の設立に向けた、そういう検討会を開催したりとか、今年度もそれを引き続き続けて実施できるような方向を今つくっているというようなこと、さらにあとは人材関係の育成、こういった事業をかなり力を入れてやってきたのかなというふうに思っております。

まちづくり、協働のまちづくり委員会、さらには健康づくり委員会、そういった中で、まちづくりを自分事として考えるような、そういった町民の意識改革、また、さらに職員についても若手職員の研修会などを努めて、そういった意識改革も行い、次の時代の職員を育てていこうというような、そういった事業もしてきたのかなということで、決してコロナのそういう臨時緊急的な対策ばかりじゃなくて、今後のまちづくりにつながるような事業展開にも着手してきたのかなというふうに考えております。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

失礼しました。以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。

質問する場合にページ数も言ってもらえますと、答弁側の質問項目が分かりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、歳入であります。

1 款、町税。

8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、1 款、町税の固定資産税について伺いたいと思います。

町全体の令和3年度の決算の状況を見ますと、決算総額が6億818万4千円となっております。対前年度比を比較しますと896万3千円の減額となっております。その減額の要因としては、固定資産税の家屋の減少などが大きい理由だというようなことでありますが、固定資産税というのは税の中では相当大きなウェートを占めますので、その辺の固定資産税の減額の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　固定資産税の減額の要因についての御質問にお答えをいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、家屋の減少もございます。ただ、昨年度は土地の下落修正、評価額が下がったというようなことで10万円ほどの減額、あとそれによって、家屋の固定資産税の免税額以下の棟数の減ということで、66件ほど非課税になったということでございます。

あと償却資産の減額でも609件ほどで517万円ほどの減と、そういった減額の要因が重

なりまして、固定資産税全体では980万円ほどの減額となったというような状況でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 固定資産税については家屋とか、そういうところのあれで、ただ、償却資産と言われる、そういう設備投資とか、企業のそういう機械とか、そういったところの投資等は、そういうのはなかったのかどうか、されなかったのか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 企業においては、設備投資の部分というよりも、逆に耐用年数が過ぎて、償却期間が終了するということのほうが大きかったというのが、そこで517万円ほどの減額だったというのがございます。設備投資よりは償却資産の年数が過ぎて対象から外れるということが主な要因でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 令和3年度の傾向というのは、固定資産税のそういう家屋等の影響というのは、今後もどのように影響してくるのか、その辺について最後のお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今後の固定資産税の動きといいますか、今後の見込みでございますけども、やはり家屋が減ればそれだけ固定資産税は減額となるということでございます。解体とか、新築よりも解体が多ければ当然減額となってきますし、あと一番大きなもので償却資産、これは全て農業関係についても償却資産というのもございますから、例えば廃業によってそういう資産がなくなれば減額ともなるということでございますので、今後は人口減少であるとか、事業の廃止等もあるのではないかなということで、プラスにはなかなか転じないというような見込みをしております。

○議長 ほかに。

2款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、法人事業税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、環境性能割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 10 款、地方交付税。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 11 款、交通安全対策特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 12 款、分担金及び負担金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 13 款、使用料及び手数料。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 14 款、国庫支出金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 15 款、県支出金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 16 款、財産収入。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 17 款、寄附金。
7 番、小柴敬君。
- 小柴敬 1 項目、ふるさと応援寄附金についてお伺いをいたします。
1 億 6,400 万円という金額が入っておりますけども、返礼品の中の金額的な多いもの、
それから、返礼品に与えた金額ですね、それから、サイト使用料、それから、町で利用可
能な金額等について、それぞれお伺いをいたします。
- 議長 歳出で質問願います。
- 小柴敬 分かりました。
- 議長 18 款、繰入金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 19 款、繰越金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 20 款、諸収入。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 21 款、町債。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 続いて、歳出に移ります。
1 款、議会費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 2 款、総務費。
1 番、荒海正人君。
- 荒海正人 2 款の総務費について幾つか質問させていただきます。
まず初めに、7 ページの企画費の集落支援事業についてですが、昨今の集落支援事業に
ついて、地域外の団体だったり等の取組も増えてきたと思いますが、その辺りの取組に
ついて、具体的にどのような内容であるのか、お示しいただきたいと思います。

あともう一つが、集落支援拠点施設、結の利用状況についてお示してください。

次に、協働のまちづくり推進事業についてですが、同じく企画費になりますが、委員会における委員の参加率、どのくらいだったのかというのをお示してください。

あと事業に当たって、活動に対する補助金が含まれていましたけども、具体的にどういった活動にこの補助金が使われたのか、お示してください。

次に、次のページ、8ページの総合情報政策費のデジタル戦略推進事業についてですが、まず初めに、首都圏等企業西会津町視察事業についてですが、予算審議の中でも説明いただきましたけども、重なるところがありますけども、改めて質問いたします。

まず、受入れの企業数と業種、そして、受け入れた企業の規模ですか、従業員等の企業の規模、そして、視察に来られた方の役職等についてお示してください。

あと西会津町内を見てももらったわけですが、企業移住に向けて課題とありますが、こうしたら企業移住できるんだけどなというようなポイントなどもあがってきている部分がありましたらお示しいたきたいです。

次に、同じくデジタル戦略ですが、副業人材登用による政策立案推進事業についてですが、副業人材の人数と、あと副業人材ですのでほかにも仕事を持っているということで、業務形態についてはどのように行われてきたのかという点をお示してください。

あと政策立案ということも事業内容に書いてあったわけですが、具体的にデジタル戦略推進の中でどういった関わりと、それぞれの事業への関わりというところでどのような役割を果たしていたのか、お示してください。

次に、AIオンデマンドバスについてですが、まず、利用実績、スマートフォンなどで予約するシステムが新たに導入されたわけですが、このシステムを使ってどのくらいの人数が利用されたのかというところをお示してください。

次に、デジタルデバйд対策、高齢の方だったり、ICT機器に慣れていない方に対するの対策ですが、スマホ教室だったり、行われている一方で、そのほかの事業で、鳥獣害対策でカメラを使用して、その集積でタブレットだったり、データを扱われていたりとか、あとはそのほかにもICT機器等が使われた事業があったと思いますけども、そういった個々の事業に対するの対応についてお示しいたきたいと思います。

あと事業の評価方法について、これまでと違ったやり方でOODAサイクルということでも新たに行われていましたけども、実際にそういう事業の運営の方法とありますが、実際に仕組みが効果的に働いていたのかという点についてお示してください。

最後に、ふるさと応援寄附金について、山村活性化対策事業などで商品開発とかも行われて、ふるさと納税の返礼品なども増えてきたわけでありまして、あとはブランディングもされてきたという中で、ふるさと応援寄附金におけるメニューの価格の増加、サイトに載ってある商品等の価格の増加等があればお示しいたきたいなと思います。

特に、雪室米とかについて、実際に返礼品に加わったものがあったと思いますが、その点についてお示してください。

あとふるさと納税等のサイトですかね、バナー、大手サイトのバナーに掲載してもらったりとかという取組もありましたけども、実際にそういった取組の中で、閲覧数が伸びたりだったりという効果について、どのように捉えられているのか、お示してください。

以上です。

○議長 荒海議員の質問、多岐にわたっておりますので、もし答弁漏れがありましたら御指摘ください。

それでは、答弁願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 1番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

今ほど議長からも御配慮のお言葉を頂きましたとおり、質問件数が多岐にわたっておりますので、答弁漏れ、またはちょっと整理をしてからお答えする部分がございますが、御容赦をいただきたいと思います。

まず初めに、集落支援事業についてでございます。

集落支援事業につきましては、御承知のとおり、集落支援員が中心になって、地域おこし協力隊隊員2名とともに様々な集落支援の活動をしているわけでございますが、令和3年度の地域外からの協力等の取組につきましては、大学生との交流事業というのが主なものでございます。

この大学につきましては、令和3年度の場合はメインになっているのは福島大学でございます。かねてから十数年、連続で来ていただいているゼミもございますが、福島大学との学生による調査だったり、あとは集落支援だったり、あとは協働活動、人足へのボランティアだったりということで、外部からいただいているところでございます。

そのほか、令和3年度につきましては、県の大学生の力を活用した集落復興支援事業ということで、武蔵野美術大学、こういった大学も新たに来ておられるところでございます。

そのほかにも、県のサポート事業だったり、あとは田植えとか、稲刈りのイベントで社会人だったり、芸術村の滞在アーティストだったり、そういった方から外部の人間がおいでになっているというようなこともございました。

また、集落のイベントの補助ということで、いろんな集落、個々の集落で行っております、文化保存の活動なんかにも協力を頂いているところでございます。

2点目は結の利用ということでございますが、正直申し上げまして、令和2年度から3年度にかけては、今年度もそうですが、コロナのことがございまして、受入れをかなり制限している部分がございます。今年度に入ってから、数多く受け入れてきておりますが、令和2年度、今回御質問の令和3年度については数件の利用にとどまっているというのが現状でございます。

続きまして、協働のまちづくりの部分、アドバイザー業務委託の部分でございます。

協働のまちづくりにつきましては、委員は19名という、町内の町民の方で19名でございますが、5回実施いたしまして、延べ71人ということでの出席ということでございましたので、74%ぐらいの出席率になっているところでございます。

また、物件費の補助ですね、補助費をどういうふうな形でという部分でございますが、補助費といいますか、アドバイザー委託料のほかに報奨費、旅費、需用費等、ワークショップに必要な経費だったり、グループ活動に必要な材料費だったり、そういった経費はございまして、主にそういったところで支出をしているところでございます。

具体的に申しますと、このグループ、4つのグループで活動していますが、そのグルー

プの中には、野沢駅の改修なんかをやったグループがございまして、そういったときの材料費に使っているというような実績でございます。

続きまして、総合情報政策費の中のデジタル戦略推進事業の部分でございます。

まずは、首都圏企業西会津視察事業委託料の件でございます。

これは昨年度の事業としまして、10社、まず件数でございまして、西会津においでいただいたのは10社でございます。

その10社でございまして、10社の多くはIT関連企業というようなことでございました。そういった業種のところでございまして、おいでいただいた方はそれぞれ10社、様々でございます。取締役の方がおいでになられた企業もございまして、いわゆる開発部という部門だったり、または広報本部長ほか、広報部の方がおいでになられたところもございまして、企画チームがおいでになられた企業、または、規模が、規模についてもお尋ねでございまして、規模も本当に国内有数の企業というところの広報部だったり、あとは沖縄の総合電機会社の中で、いわゆるコーポレーション戦略本部みたいなところの本部長さん、本部から派遣されたというような企業もございまして、企業の規模としてはそれぞれ10社が大なり、小なりということでございました。規模の小さい企業につきましては、代表取締役の方がおいでになられたというような企業もあったところでございます。

この課題というようなことでございました。

この企業の方々、10社の方々には今回の活動後にアンケートをお願いしております。このアンケート結果なんかを見ますと、やはり地方、地方といいますか、企業の移住で懸念材料となることにつきましては、やっぱり交通費とか、宿泊費、社員の移動に伴う経費だったり、あとは社外での共通理解の部分でなかなか本社機能だったり、支社機能の移転、分散ということに対してのコンセンサスがまだまだ得られていないというようなことだったり、あとは地方に移転することによっての情報漏えいの心配だったり、あとは住居の確保の問題だったりということで、様々なアンケートの企業さん側からの御意見は賜っているところでございます。

続きまして、複合人材の件でございます。

副業人材につきましては、デジタル専門人材ということで、プロジェクト推進マネージャー1名を雇用しております。この方が副業人材という形でおいでいただいているわけでございますが、主な役割といいますか、活動としましては、先ほど議員からもお話しいただいたように、まずはデジタルよろず相談室ということで、あとの質問に出てきました、デジタルデバイト対策にもなるわけでございますが、高齢者の方、また、そういうデジタルになじみの薄い方々に対する理解の促進、または、まずは手にとってもらって、いろんなデジタルの機械に触れてもらうということをやっております、この副業人材の方には主にその部分について担当していただいております。ですので、毎週定期的に、今年度でありますと、ぷらっとになります、ぷらっとでよろず相談室をやったり、あとは月に日を決めて、奥川支所だったり、ニッポウの連絡所に行って同じく相談会をやる。そういった活動と、それから、もう一つは集落に出向いて、デジタル教室を実施するという活動の大きいと二本立てのそういったデジタルデバイト対策を含めた活動をお願いしております。

集落によっては希望自治区にお伺いして、スマホ教室だったり、タブレットだったりと

ということで、それぞれ集落に希望するような、町民の皆さんが希望する部分についての教室を開催しております。

また、この政策提言の部分ということでのお尋ねもありましたが、アドバイザー、マネージャーにつきましては、特にいわゆるメタバースの利活用の部分で関わっていただいております。昨年からは始まりまして、そういった体験活動だったり、そういった部分へ積極的にお願いしてやっていただいております、機器の調整を含めまして全てお願いしているところがございますが、それと併せまして今年に入ってからそういった流れもありまして、全国的な協議会の設立まで至っているところがございます。

それから、今ほどちょっと答弁の中で、デバイト対策についてはこのような形で取り組んでいるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、今ほどのデジタル教室、スマートフォン教室につきましては、デジタルデバイト対策の部分につきましては、昨年度については令和3年の時点で8回ほど開催しているところがございます。また、このほかにもスマートフォンの会社等をお願いしまして、連携しまして、スマートフォン教室、単独での開催ということも実施いたしました。奥川みらい交流館だったり、公民館、連絡所、役場、それぞれで特にスマートフォン専門の教室なども開催したところがございます。

続きまして、事業の手順、事業の評価の部分でございます。

OODAサイクルのお話をされているところがございますが、御承知のとおり、OODAサイクルにつきましては、まずは観察をする、それから、方向づけをする、3つ目に判断する、それから、4つ目として行動する、この4点をぐるぐるぐるぐる回しながらいくという部分で、英語名の略字を組み合わせたものがOODAサイクルというふうに覚えるものでございます。

令和3年度におきましては、令和3年3月にデジタル戦略を策定したばかりでございます。つまり令和3年度はこの戦略に基づいて各事業を始めたばかりということがございましたので、どちらかという、まずはその現状把握といいますか、観察の部分が大きかったのかなというふうに考えているところがございます。

そういったこともありまして、3月にデジタル戦略をつくりまして、今年度の場合ですと、4月、5月、6月が終わって7月に進捗状況の確認なんていうことをやったわけでございますが、昨年度については3月につくって4月から始まったばかりということもありまして、8月の時点で各課にデジタル戦略の進捗状況と令和4年度に向けての方針等についての調査を行ったということでございます。それらを整理して進行管理をしたのが昨年のやり方でございます。OODAサイクルに基づいて本格的に各課で各事業を計上しているのは令和4年度になりますので、今ほど申し上げましたように、今年7月の時点で進捗状況を確認して、8月には戦略本部を開催したということで、今まさに本格的にそのOODAサイクルに基づく事業の進捗を進めているところがございます。

企画情報課の部分は以上でございます。

○議長 荒海議員、当然これというのは、いや、いや、今企画情報課長の答弁について、いいですか。

じゃあ。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　それでは、A I オンデマンドバスの予約の関係について答弁させていただきます。

昨年の11月からシステム導入ということで、その実績でございますけども、11月から3月まで、107人のスマホからの予約ということで、1月当たり21人の予約、平均しますと21人の予約があったというところでございます。

あともう一点、ふるさと応援寄附金関係の御質問であります。これまでいろいろと事業をやってきておまして、昨年、商品の磨き上げとか、ブランド化も図りながら、あるサイトへの広告も掲載してきたという実績がございます。

あるサイトへの広告に関しましては寄附額では12.2%ほどアップしているということでありまして。アップしております。アクセス数につきましては、ちょっと分析まではできない状況になってはいますけども、寄附額で見れば広告の効果はあったのかなということでは見ております。

商品、その磨き上げ等、ブランド化によって価格が増加したのがあるかということでございますけども、ブランド化にはまだまだ先ということでは考えております。先ではないかということで考えております。ブランド化にはかなりの期間を要しますし、それだけ全国に周知するまでにはなかなか1年、2年ではできないと考えております。ただ、着実に米などは知られてきているということでは思っております。

それによって、ブランド化が進めばプレミアム効果ということで価格も上がりますし、寄附額も上がるということもありますけども、令和3年度につきましては、ここまではまだいっていないと、価格が、寄附単価とか、価格が上がったというような状況はございませんでした。これからということでは見ております。

ふるさと応援寄附金に関しましてはいろいろな事業をやりながら、何が今一番大事かと考えていますのは、西会津町という認知度を上げること、あとはその中でも米を中心としたブランド化を図ることによって寄附額を伸ばすことが必要なのかなということでは考えてございます。

認知度を上げるためにいろいろなことをやってきておますが、バスのラッピングもそうですし、パンフレットを作成して物産展等で配布したり、あとは返礼品を送る際にパンフレットを同梱したりというような作業をしてきております。

その結果なんですけども、これまで令和2年11月から、日本の田舎、西会津町の公式サイトへの誘因を図って、そこから本町の各寄附サイトに入っていただくようにやってきております。日本の田舎、西会津町の公式サイトへの誘因した結果、令和2年11月から今年の9月12日までなんですけども、52万アクセスがあったということで、西会津の町名の認知度は着実に上がってきているのかなということでは考えてございます。

今後もうこういう作業を続けながら、認知度アップとブランド化を進めながら寄附額の増に向けてやっていきたいと考えてございます。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人　多岐にわたる御答弁ありがとうございます。

再質問ですけども、まず、集落支援についてですけども、やはりいろいろな団体だったり、

大学等の連携が進んできている中で、事業運営の定義というか、考え方についてですけども、交流人口の流入等も集落支援の考え方として新たに入ってきている部分でもあるのかなと思うんですが、そういった事業運営の認識について、最後確認で答弁いただければと思います。

あと首都圏等企業西会津視察事業についてですけども、認識としてはじっくり、今年度も続いている事業でもありますけども、認識としてはスピード感を持って西会津に企業移住するというよりはやはり段階を踏みながら西会津に対しての企業移住を模索するというような考え方なのか、その点確認です。

あとA I オンデマンドバスですけども、対象として町内の方たちだけでなく、観光客などの町外の方たちもどんどん広げていったらというような話でしたけども、そういった観光客などの利用というのも内訳としてあったのかどうかと。

あともう一つが、企業との連携事業でもあると思うんですが、そういうシステムをより利便性を高くしていく上で、具体的に使い方をこうしていきたいとかという、利便性を上げる上での対応というのはされているのかどうか。

あと、先ほどOODAサイクルの話ですけども、これまではOODAサイクルというよりは、今までの事業運営的な計画をして、実施して、評価して、改善する、いわゆるPDCAサイクルというやつですけども、そういった流れで令和3年度は行って、今後OODAサイクル的な流れに事業の運営を持っていくというような認識で先ほど言われたのか、その点、確認で答弁いただきたいなと思います。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 それでは、再質問にそれぞれお答えをしていきたいと思えます。

まず、集落支援事業の交流の部分への認識ということでございます。

先ほど答弁申し上げましたように、コロナ禍の中でなかなかできてこなかったというのが令和3年度でございましたが、令和4年度、これだけ第7波というようなことがございましたが、御承知のとおり、国による移動制限等がございませんでしたので、結構な形でおいでいただいております。そういった外からのおいでいただける方とのつながりというのは非常に大切なことですので、本町といたしましては、こちらが一方的に集落支援を手伝ってもら、協力してもら、ボランティアしてもらということだけではなくて、東京というか、町外から来られる方のそういった例えばハッカソンだったり、あとは調査だったり、イベントの実施だったり、そういうことに協力しながらウィン・ウィンの関係を気づきながら交流事業という形で進めていければというような認識を持っているところでございます。

続きまして、総合情報政策費のデジタル戦略の部分の再質問2点でございます。

昨年来ていただいた10社の企業の皆さんにつきましては、その後もメール、SNS等でもやり取りをしながら関係を継続しております。先ほどいろいろ課題があったわけですが、その課題も含めまして、あとは企業の方々がフィールドワークといいますか、西会津町内を実験場として、実証実験なんかをする活動なんかにも協力しながら、今後も継続していきたいというふうに考えております。

一番いいのは事業の名称でもありますとおり、企業の移転、すぐに首都圏から企業に来ていただけるような移転に結びつけばいいわけですが、今ほど申し上げましたように、まずは関係を築いて、それを密に行いながら、企業が望む実証実験などに協力をし、さらにその実証実験をする上での課題を解決して、そういった形で段階を踏んで進めていければというふうな認識でございます。

それから、3点目のOODAサイクルにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。令和3年度につきましては、何分デジタル戦略をつくって、始めてというところで、全国的にも早い取組だったわけでございます。前例が見えないような取組の中で私ども進めてきたわけでございますので、試行錯誤をしながら実施していたというのが実例でございます。

今年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4月、5月、6月の事業の進捗状況について、直ちに7月には庁内での政策調整会議の中で打合せをして、8月には戦略本部会議ということで、上半期のうちにはそのサイクルに基づくような事業の点検だったり、方向性の判断だったりというを行っているところでございます。

このOODAサイクルのいいところは、とにかくもうすぐ変更できるといいますか、変更しながら回していくというのがいいところでございます。PDCAサイクルのように、今の時代では計画をつくっているうちにもうどんどんどんどん状況が変わっていくということがございますので、そういった部分を早いサイクルで回していくのがOODAサイクルということでございます。

一例を申し上げますと、例えば8月の災害、奥川地区を中心にした災害なんかがあったわけですが、このときもふるさと納税のサイトにそういった災害の寄附という項目をすぐに見つけて、町民税務課さんと協力して、もう早速ふるさと納税のサイトに災害応援分というのをすぐに追加して、すぐに全国から寄附を頂く体制を整えて、実績として1か月満たないうちに90万円ぐらいの寄附が集まっているというようなこともございます。そういうことで、逐次見直ししながら事業を推進していきたいということでございます。

以上です。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 AI オンデマンドバスの利用状況、利用客についての御質問にお答えをいたします。

利用されている方、観光客の内訳はということでございますけども、主に利用されている乗降場所としましては町内の宿泊施設があるようなところで乗降してございます。約9割を超える方が町外ということでありますので、観光客等なのかなということで考えてございます。

利便性向上についての御質問でございますが、本格運行して、今利用方法について町内に周知をしているような状況でございます。今後はシステムの予約の利便性向上に向けて進めていくという計画であります。今は利用の仕方について町内での周知を図っているという状況でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

主なる施策の執行実績調書の8ページになりますが、国際芸術村事業委託料と国際芸術村施設管理業務委託料があがっておりますが、これを含めて、それ以外に例えばイベントとか、維持管理、経費、その他含めて総額で幾らかかっているのか、お示してください。

もう一点は、地域おこし協力隊事業に関してでございます。

西会津町に来て一生懸命頑張らせていただいている地域おこし協力隊でございますが、移住・定住につながるような指導、もしくは取組というのは行っているのかどうか、その点、2点お伺いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、1点目の国際芸術村に関しての委託料であります。お手元の資料にありますとおり、国際芸術村事業委託料につきましては、芸術村で行われている公募展に対しての委託料でありまして、これはNPO法人、国際芸術村というところに委託をしております。これが145万円。その次の国際芸術村の施設管理業務委託料、これにつきましては指定管理者への委託料1,536万9,000円、それぞれ委託先は別でございます。国際芸術村に関しての委託料はこれだけでございます。

2点目の地域おこし協力隊の移住に関する取組でありますけれども、地域おこし協力隊につきましては、採用の時点、あるいは任期中も定期的に隊員本人とヒアリングを行いまして、任期満了後の移住に向けて方向性を確認し、必要な指導、相談、助言を行って来ておるところでございます。当然事業主といたしまして隊員の定住を図ることということが事業の目的でもございますので、移住の定住率の向上に向けて町としても取り組んできたということでございます。

以上でございます。

○議長 いいですか。

ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 私も8ページのふるさと応援寄附金事業についてお伺いをいたします。

1億円を超える支払いというような事業費ですけども、返礼品に関しての総額を含めた金額、それから、分かれば内訳、それから、サイトは6か7、サイト使用料を支払っておりますけれども、令和3年度内に増減があったかどうか。

それから、サイト内の返礼品を見てみますと、それぞれ項目についてばらつきがありますが、その年度終了した段階で、全くアクセスがなかったものに対してどのような形でサイトから引き上げるとか、そういったことは行っているかどうか。

それから、先ほど同僚議員がお答えいただきました52万アクセスということでありまして、このアクセスの影響によってふるさと納税につながったのか、それとも直接的に納税の返礼品のさらなる注文等につながっているのか、その点、4点お伺いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、ふるさと応援寄附金の件についての御質問にお答えをいたします。

まず、返礼品についてでございますが、決算額で5,295万円ございました。このうち返礼品の品目までは、大まかなもので申し上げます。

米関係で約3,500万円ほどございます。肉関係で1,300万円ほど、あとお酒で300万円ほどですか、あと民芸品、野菜関係で100から170というような状況で、一番が米、2番が肉関係というような状況でございます。

あと今7サイト活用してございまして、そこから寄附がなかったものは昨年度はございません。今年度も引き続き7サイトを利用しているというような状況でございます。

日本の田舎、西会津町の公式サイト52万アクセスあったわけでございますけども、そこから納税につながったかというような分析については、サイト側ではブロックされますので、その辺の分析はできないような状況となっております。

ただ、そこからもつながっているのではないかということでは考えられますけども、このサイトは一つは本町の認知度アップが大きな目的でございます。そこで、そこから入っていただいて一部がふるさと応援寄附金のほうにつながればいいなというようなことでやっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 サイト使用料のトータル的なものに対してはどのくらい支払っているんですか。また、その金額をお伺いできれば。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 サイト使用料でございますが、1,292万円でございます。なお、7社です。ね、サイト使用料だけがかかるもの、サイト使用料の決済手数料も含まれるものということで、サイトごとにいろいろ形態が変わってございまして、インターネットサイト使用料に関しましては1,292万円という状況でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほどちょっとお聞きするのを忘れたというか、返答がなかったんですけども、サイト内の返礼品の数、非常に多いのがありますよね。その中で、全くアクセスがなかったというような項目に対して、サイトに掲載した本人がそれを削るのか、それとも、サイトから削られるのか、その点について1点お願いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 返礼品にアクセスといいますか、寄附をされた方が返礼品を選ばなかったものについてどうかということだと思っておりますけども、そういった返礼品についても寄附がなかったからサイトから落とすというようなことはしてございません。あくまで出品者の希望で載せてございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで2款の質疑を終わります。

先ほど7番議員に対して総務課長よりの答弁保留がございましたので、答弁をさせていただきます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 先ほど7番、小柴議員の総括質疑の中で、委託料の内訳ということで、専門

的な部分というような部分の内訳を申し上げさせていただきたいと思います。

委託料の総額が約13億円と申しましたが、そのうち指定管理委託料については4億700万円ほど、その中で、あと専門的なシステム開発等の部分については総額で約3億8,000万円ほどとなっております。その他につきましては約5億1,300万円ほどということで、この中には除雪委託料、あと先ほど申し上げました広葉樹林再生事業委託料などが含まれているということでございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で、一応対外的に、対外的というか、町外にシステム改修委託だとかいう、西会津以外に支払われている金額というのがやっぱり相当あると思うんです。そのほかに、指定管理だとか、除雪経費だとかいうのは町内の内部で利用される、町の方々が享受される、享受という言葉が適当かどうかは分かりませんが、報酬だとか、給料だとか、そういったものでもらうというような金額があると思うんですが、その辺の割合についてちょっと分かれば、後からでも結構ですので。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 うちの町の議会の流れということで、総括質疑を終結して、款項目に入ったかと、私そういうふうに宣言を聞いたつもりなんですが、今2款に入って、総括に戻る、その宣言もなかったし、それができるのか分かりませんが、議長の進行について、ちょっと定かではないので、そこを議長、きちんと整理して、やるならやるで整理、説明いただきたいと思います。

○議長 先ほどの答弁の中で、保留というようなことで、質問者に対してちゃんとした理解を、ある説明ができなかったということで、再度それに対して質問を、答弁をしていただきました。ですから、私としてはその延長線というようなことで考えておりましたので、それで今再質問というような形の答弁を許したところです。

6番、三留正義君。

○三留正義 保留で押さえておくというようなイメージの今のお話だったかと思うんですが、過去にはなかったもので、ちょっと私も疑問だったので、それでよければ構いはしませんけれど、今まではなかったということで、大変疑問だったので議事を止めました。

以上です。

○議長 分かりました。

暫時休議します。(11時58分)

○議長 再開します。(13時00分)

9番、多賀議員より発言したい旨の申入れがありますので、これを許します。

先ほどの令和3年度西会津町一般会計決算の総括質疑の中で、一部不適切な発言がありましたので、その不適切な発言の部分を取り消させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 ただいまの多賀議員の取消しの申出について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

次に、午前中に7番、小柴敬議員に対して総括質疑の保留されていた質疑に対し、答弁をしていただきました。これについて6番、三留議員より議事進行がありまして、どうなのかというような旨の話がございました。それで、休憩中に県議長会に照会をしたところ、まず、討論を終了しているか否か、併せて総括の中で、前段で3回質疑を行っているか否かというようなことで、討論が終了していれば違法といたしますか、なります。そして、3回の質疑が終わっていればこれも同じです。確認いたしましたところ、討論は終了しておりませんし、併せて小柴敬議員の総括の質疑は1回でありました。それで、保留の分をお答えをいただいて、再質問については何ら違法性がないということでありましたので、御報告申し上げます。

以上です。

それでは、引き続き質疑を行います。

3款、民生費。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いをいたします。

9ページが一番上になりますが、雪処理支援隊事業240万9千円、これについて昨年度の雪処理支援隊の隊員数、あるいは実動の箇所、該当箇所といたしますか、それから、実動の期間及び実動の時間、どの程度だったのか、お伺いをいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

9ページの雪処理支援隊事業でございますが、昨年、令和3年度雪処理支援隊員として活動いただいたのが8名でございます。その8名が各支援世帯を支援するわけでございますが、その支援世帯が28世帯、野沢地区が14世帯、尾野本地区が4世帯、群岡地区はございませんで、新郷地区が1世帯、奥川地区が9世帯、以上28世帯でございました。

期間につきましては、12月1日、12月降雪前に体制を整備いたしまして、3月いっぱいまでの活動期間ということでございます。

続きまして、時間でございますが、勤務時間については隊員ごとの細かな数字がございますので、手元に現在資料のほう、ございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

4款、衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 12ページの6款1項3目、一番下から2段目ですね、山村活性化対策事業1,319万5千円があがっておりますが、こちらの内訳、詳細をお示してください。多岐にわたって

項目がいっぱいある場合であれば要点のみでも構いません。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 山村活性化対策事業の町民税務課分ということでお答えをいたします。

まず、インターネットサイトへの広告料ということで132万円、パンフレット制作業務委託で335万5千円、オリジナル商品開発業務委託で344万3千円、町の日本の田舎、西会津町公式サイトの改修業務委託で27万5千円でございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、山村活性化対策事業の昨年度の農林振興課で実施いたしました事業の内容について御答弁いたします。

まず、米粉を活用した新たな商品開発の業務委託ということで、町内4つの事業者に対しまして合わせて180万円ほどの委託料を支出しております。

また、それに併せましてよりっせ、ミネラル野菜の家の改修ということで、米粉のパン製造に関わる改修でございますが、207万8千円ほどの支出になっております。

また、併せましてコンパクトベーカリーシステムということで、コンパクトベーカリーシステム、パンを製造する機械でございますが、そのリース料ということで33万9千円、あと雪室貯蔵米の米の専用の袋、米袋ですね、そのデザインの制作ということで50万円の支出を行っております。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 町税分のほうにお伺いいたします。

広告132万円とパンフレット335万円と344万3千円がちょっとメモが間に合わなかったのので何でしたっけ、334万3千円、何でしたっけ、メモが間に合わなかった、なるほど、分かりました。

そうすると、町税のほうでの商品開発等というのはなかったと認識してよろしいでしょうか。サイト、ホームページ、パンフレット、広告ですので、そこをちょっとお伺いいたします。

それと、この事業に関わる評価、検証というののどのように行われたのか、再度お伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 オリジナル商品の開発業務も委託してございます。

評価、検証でございますが、インターネットサイト広告については、先ほど荒海議員のほうから御質問がありましたけども、そのサイトに広告を出した関係で、寄附額が12%ほど伸びたということで、広告掲載の効果があつたかなということで考えてございます。

パンフレット制作業務につきましては、これはブランドブックということで、米のブランド化を進めるために必要ということで作成をしたところでございます。1万部の作成でありまして、ほぼ配付が、全国に向けて返礼品の同梱するなど、全国に発送と併せて配付し、町の米に対するおいしさのPRを行ってきたということで、今後のブランド化の推進について期待するところでございます。

オリジナル商品の開発につきましては、米のブランド化ということで、それを進めるに

は米のアイテム、商品の種類を増やすというような、米等を使った商品を増やすというようなことで開発してきたところでございます。

2品目開発し、あともう1品はブラッシュアップ、包装をブラッシュアップをかけて、より商品をよく見せるといいますか、パッケージのブラッシュアップを行ってございます。

あと3品目については、フィジビリティ調査ということで、商品化の可能性について、どのくらいのコストがかかるのか、どのくらいの量が最低商品化に必要な量なのかということの調査を行ってございます。

その3品目のうち、令和4年度では、1品目についてが商品化に向けて今現在事業者が取り組んでいると。1つの商品については商品化に向けて今進めているところであって、2品目については開発をしたいというような業者を今年度は探していると、そういう状況でございます。

あとホームページの改修業務につきましては、内容的なものはパンフレットを制作しましたので、それをホームページ、日本の田舎、西会津町にアップしたりですとか、米を中心としたブランド化に向けたホームページの改修を行ってきたところでありまして、その結果、サイト改修後もアクセスが増えまして、最終的には先ほど申し上げましたが、9月12日では52万アクセスがあったというような状況で、これについても今後、必要に応じて改修をするなりして、町の認知度アップ、米のブランド化を推進しながらふるさと応援寄附金への誘因を図っていききたいと、このように考えてございます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 評価と検証ということでございますが、まず、1つ目の米粉の活用による新たな商品開発という部分でございますが、昨年度、町内の4つの事業者の方に商品開発をお願いして、試作をつくっていただきました。その中でも町の振興公社におきましては、試験的に米粉のパンを製造して、試験的な販売も年度末に実施をしております。今年度からは本格的なパンを製造して、それは振興公社の事業としてパンの製造を行うということに、ということでお話を聞きしているところでございます。

もう一つの事業、雪室貯蔵米の米のパッケージのほうであります。昨年度、デザインを決定いたしまして、今年度、デザインによりまして、少量、1キロとか、2キロ程度の小さい袋をつくりまして、県外で行われるイベントなどでそういった米袋を活用して、雪室貯蔵米に特化したPR活動を実施して、そういった利用、対象の方に対して、アンケート調査などを実施して、今後も雪室貯蔵米のPRを推進していきたいというふうに考えてございます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 評価、検証につきまして、私のほうからも答弁させていただきたいと思っております。

国の事業を使っております山村活性化対策事業の実施要領に基づきまして、年度ごとに評価、検証をすることになっておりまして、これは東北農政局のほうに提出するようになっております。

令和3年度の評価につきましては、令和4年度に入りましてから、町内の金融機関の支店長さんをお願いしまして、評価をいただいて、その評価を東北農政局のほうに提出して

いるということでした。現在の活動状況については、評価できるというようなコメントを頂いて、報告をしているところでございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その評価、検証って今支店長というふうにお伺いしたんですけれども、それはどういったつてというんですか、私が考えるに、これは専門家、要はこの事業をよく理解しているという意味でその方を選んだということの認識でよろしいのかどうかをお伺いすると、あと最後に、町税分で、広告パンフレット、パンに関しては我々も目にしますので問題ないと思うんですけども、この広告パンフレット、ホームページ改修、サイト委託料、これは全部委託ですよ。この委託先を、名前をお示してください。

以上2点です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 まず、評価委員の選定につきまして御答弁させていただきます。

先ほど申しましたとおり、実施要綱によりまして、第三者を評価者に選定するようになるような要綱になっております。本町におきましては地元に着した金融機関で地域の経済状況を熟知されているということで、金融機関ならではの目線からの評価を頂きたいということで、町内の金融機関の支店長さんをお願いしたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

全部委託ということではなくて、インターネットサイト広告については委託ではなく、広告料ということで直接サイトとやり取りして発注しているというような内容でございます。

それと、パンフレットの制作、オリジナルホームページの改修、この3つについては委託ということで、いずれも町内業者ということであります。

なお、パンフレット制作業務、オリジナル商品開発業務については、見積合わせで安価なところに発注ということで委託契約を締結してございます。

ホームページ改修業務につきましては、これは作成した事業者への随契というような形でやらせていただいております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、教育費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 幾つか質問いたします。

まず、15 ページの1 項2 目、事務局費のうちの学習用ソフトウェア使用料というところで、学習教材アプリであったり、デジタル教科書がこれに当てはまるかと思うのですが、使用した上で、実際に学力であったり、学習意欲といったような点でどのような検証がされたのか、お示しいただきたいと思います。

また、これはこういうソフトウェアを使っていく上で、かねてから言われているように、個別的な指導に先生側だったりがなってくるわけですが、学校教育アドバイザー等の関連もあるかと思えますけど、関わりも出てくるかと思えますけど、そういった先生側の指導の形というのはどのように進めてこられたのか、お示しいただきたいです。

次に、1 項4 目のスクールバス運行业務委託料ですけれども、昨今痛ましい事故とかがある中で、スクールバス運営において、こども園のバスだったり、そういったチェック機能というか、についてどのように行われていたのかということでお示しいただきたいです。

次に、4 項1 目の、すみません、以上で大丈夫です。以上です。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 それでは、御質問にお答えします。

まず、学習用ソフトウェアの使用料でございますが、こちらについては、小学生のアプリのジャストスマイル、それから、中学校のすららということで、こちらの使用料ということになってございます。

先ほどデジタル教科書の話がございましたが、そちらについては、10 款3 項2 目の中学校費、教育振興費の中学校ですね、そちらの教材用消耗品のほうに含まれておりまして、金額としては21 万3 千円ほどでございます。

デジタル教科書につきましては、中学校の1 年生については歴史、地理、それから、2 年生については英語、3 年生については公民ということでの費用となっております。

ちなみに、デジタル教科書につきましては、国の実証事業ということで、小学校、それから、中学校全員に対して国語については全て令和3 年度入っているという状況でございます。

続きまして、スクールバスの点検についてでございますが、スクールバスについては、町の担当者が定期的にミーティングを開いて、それから、アルコールチェック等も行って、当然スクールバスで学校に到着してからは全て見回って、残っていないかというようなことでの確認はしております。

以上でございます。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 すみません、そのアプリを活用しての学力の検証といいますか、そういった部分につきましては、タブレット端末を活用するというのが実際のところ、全国的に行われております。令和3 年度からはその全ての、全国全ての学校で開始されております。タブレット自体は鉛筆とか、ノートと並ぶ基本的には必需品ということで、道具として捉えておりますが、その道具をいかにうまく活用して、それを学習の場面で効率的に学習を行っていくかということに活用をしていると。子供たちはそういうことで、教師側からすれば、スクールタクトというアプリ、教師用のアプリですね、そちらを使っております

けども、そちらのほうで例えば子供たちに問題を配付したり、それを回収したりという部分が、これまでは紙ベースでやってきたわけですが、そちらデータでワンクリックで生徒たちのほうに配られる。また、テストとか、そういった部分では、テストで回答してもらったものを全てソフトのほうで集計作業をしてくれるというようなことで、ICT、タブレット等の活用については、当然全国で行われておりますし、必需品であるということで、いかにうまく使っていかということだと思います。当然子供たちはこれから社会のあらゆる場面でICTの活用が必要になってきますので、そういったもので育成はしていくということでございます。

学力につきましては、効率的に学習をしていく中で、当然学力については学習意欲がないと学力は当然上がっていかないということですので、そちらについてはうまくそういう情報機器を活用しながら、学習意欲を持って取り組んでいただければ十分学力は上がっていきますし、福島学力調査を毎年やっておりますが、それも前年度と比べては上がってきているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海議員の質問のうち、こども園に関する質問は3款ですので、終了しておりますので、ということでありますので。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 失礼しました。

そうしたら、学力の部分で、福島学力調査の結果は徐々に増えているということでしたけれども、日々のそういった学習アプリ等を使った結果というところの検証についてはまだこれからというところなのか、1年間、令和3年度で取り組んでみて、実際にその学力の伸びというところにも因果関係があるのかという部分にはどういった検証がされているのか、その点だけ、最後お願いします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 先ほど課長からも答弁したように、学力の伸びという部分で、タブレットを使ったか、使わないかでの伸びという部分というか、あくまでも学習のツールであるということですが、1点言えるのは、先生方の宿題等の課題についてもタブレットで課題を出し、タブレットで自分でそれで自動採点されていく。先生方はそれを確認するという部分で、今までのペーパーからペーパーレスになってタブレットを活用した学習を進めてきているということで、その結果、先ほど言ったように、本町においても、福島の学力調査においても、ほぼほぼ伸びているという部分ですので、徐々に学力はつきつつあるということで評価しておりますので、特段タブレットを使ったからどうだという検証というものは先ほど言った学力、福島学力調査の中で検証していくという部分で、子供たちの宿題とか、そういう指導についてアプリを使いながら活用しているというところであります。

以上でございます。

○議長 ほかに。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 1点、御質問させていただきたいと思います。

10款、1項の2目・学校保健特別対策事業のコロナ対策だと思うんですが、空気清浄機

の問題、どの程度設置されたのか、進捗状況といいますか、令和3年度でどこまで設置されたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 10款1項2目の学校保健特別対策事業のうち、小中学校用の加湿空気清浄機の部分の御質問でございます。

こちらにつきましては、小学校で5台、それから、中学校で6台、計11台を新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用しまして設置したところでございます。

以上です。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今後はどういうふうな設置の、それで終了なのか、それとも、今後また設置が続けられるのか、お尋ねいたします。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えします。

加湿型の空気清浄機の設置でございますが、令和3年度に今ほど申し上げました、11台ですね、そちらを設置いたしました。令和4年度においても予算を議決していただいておりますので、引き続き設置をする予定でございます。小学校で5台、それから、中学校で6台のさらに11台ということで、令和4年度に計画しております。

以上です。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それで完了ということでしょうか。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えします。

小学校、中学校に確認を頂いて、当然教室は全て配置される。それから、音楽室ですとか、理科室ですとか、そういった部分、校長室等も含めて、小中学校から希望のある台数についてはそれで完了するというところでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 先ほど答弁保留になっておりました、雪処理支援隊の人数について報告をお願いします。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 7番、小柴敬議員より先ほど御質問がありました、雪処理支援隊事業についての答弁を保留しておりました隊員の活動時間についての御質問にお答えいたします。

なお、隊員の活動につきましては、時間単位での管理を現在しておりませんで、活動日

数での御答弁とさせていただくことを御了解いただければと思います。

隊員8名が期間中に活動いたしましたのが、8名全てで延べ193日でございます。

なお、除雪活動に費やしましたのが153日、除雪活動が必要ない日であっても、各家庭を見守りのために見回った活動日数もございまして、それが36日でございます。計193日が隊員の延べ活動日数となっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和3年度西会津町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第2、議案第7号、令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　工業団地には工事で出たいわゆる残土が仮置きされているということですが、その状況は現在どうなっておりますでしょうか。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

工業団地に県の工事用の土砂を仮置きをしておる状況でございます。これにつきましては、昨年度から群岡地区におけます河川の工事に必要な土砂を町外から持ってきて、一旦工業団地に仮置きをして、それを群岡地区内の河川工事に使うということで県のほうと貸借契約を締結して、その期間が継続中というようなことでございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　現在仮置き中だということですが、仮置きの撤去予定だとか、それはもう当初の予定どおりに今後進む予定なのか、それとも、そういった後、残土の撤去後はできれば整地をしてきれいにしてほしいというような、これからそういう話はしているという当時の話でしたけども、その後の状況の変化はあったのか、その点も併せてお尋ねます。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

工事用の土砂の仮置きにつきましては、毎年度、契約をするようになってございます。したがって、来年度の話になりますが、来年度以降につきましても県と協議をして、引き続き仮置きを継続するかどうかについては協議をした上でまた契約の更新を判断して

まいりたいと考えておりますし、必要がなくなった、当初の目的が終了すれば一旦持ち込んだ残土については全てきれいにさせていただくというような内容になってございます。

なお、議員のほうからは、以前からある残土のお話の趣旨もあろうかと思いますが、それにつきましては、今の契約の中で全てきれいになるということではなくて、幾らか現在進行中の県の工事でも活用をお願いし、また、県のほうでも努力していただいておりますというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。毎年その残土の状況を見て契約し直すというようなことでありましようから、それはそれでいいですが、いわゆる群岡地区の河川の工事に使うという部分は工期とか、そういうような日程が決まっていると思うんですが、その部分の完了に合わせた残土の使用というんですか、そういうのは順調に進んでいるんですか。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 それでは、県の工事の今の河川の関係、築堤とありますが、堤防を築く工事の土砂を仮置きしているという状況でございますけども、県のほうでつい先頃、事業説明会、地元で開きました。それで、現時点では、本当に状況が分かる、基本設計といえますか、測量程度しかまだ進んでおりませんで、今後本格的に実施設計、それから、工事の発注と進んでいくかと思っておりますけども、まだその詳細までは明らかには示されておられません。

今後、そういう作業が進んだ中で手続が一つ一つ進んでいくものと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第3、議案第8号、令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 住宅団地の造成事業の中に、残りあと10区ほど分譲に努めていかなければならないというような報告があったわけでありましてけれども、今後この10区をどう進め

ていくのか、方策とかあれば伺いたいと思います。場所は再度確認したいんですけども、どことどこなのかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長 最初に申しあげましたように、その方針とか、何かというのはちょっと、分からない部分というのは数字的なことや何かの疑問点ということですから、御配慮願います。

○猪俣常三 10区についてのお考えをお示してください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 住宅団地の御質問についてお答えをいたします。

決算でございますので、令和3年度の評価ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

令和3年度も分譲に向けていろいろ調査、取組をしてきたわけでございますけれども、現状の評価といたしましてはなかなか分譲には厳しいというような評価でございます。

その理由といたしましては、やはり同じ西会津町内においても民間所有の土地に住宅を建てる方も増えてきまして、業界の話をいろいろと伺って分析しますと、民間の土地の取引もそんな高くなく取引されているというような状況もございまして、住宅団地の現在の分譲の在り方がそのままがいいのかどうか、再度検証しながら取り組んでまいりたいというふうに評価をしたところでございます。

なお、分譲地、現在の分譲地の残区画につきましては、大きなブロックが幾つかあるんですけども、それぞれ1つ、2つというような区画が残っております。比較的北側のほうの区画が残っているというような状況でございまして、点在しておりますのでちょっと今口頭でどこというのは申し上げにくいような状況でございまして、大まかにはそんな状況だということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 宣伝的な部分についてはどのような手法をなされていたのか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 分譲のPRにつきましては、新聞の広告でありますとか、あと会津管内で住宅のイベントがございまして、そういったところに参加をしてPRをしてきたというような状況でございまして。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第4、議案第9号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第5、議案第10号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 26ページの国民健康保険特別会計のうち、診療施設勘定に関して質問をいたします。26ページでございます。

ページ真ん中の歳出の2の1の1、医療用機械、器具、主として大腸ビデオスコープ等腹部用超音波プローブ、これはエコーですよ、エコーがあがっているんですけども、両方ともどのような仕様なのか、お示しいただきたいと思います。

それと、これに関して、検査を行う技師というのはどのような、新しく来る方がいるのかとか、その辺もお伺いいたします。

あと大腸用ビデオスコープに関しては今まであったのかどうなのかも分からなかったの、そこら辺もお伺いしたいと思います。

とりあえずそんな感じで。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

令和3年度整備いたしました大腸ビデオスコープ、それから、腹部用超音波プローブ、こちらについてですが、大腸ビデオスコープは下部の内視鏡ということでございます。大腸カメラでございます。これにつきましては、大腸の腸内を見る、それから、組織なりを切除して検査するような装置もついております。

それから、腹部用の超音波プローブですが、これはエコーといわれる機械の部品の一部でございます。身体に当てれる部分の部品の一部を更新したということでございます。

それから、この機械を扱う技師といますか、扱うのは、大腸ビデオスコープにつきましては主に常勤の医師が使用してございます。ちなみに参考までですけど、胃のほうのカメラ、これについては主に非常勤の会津医療センターですとか、喜多方市の民間の病院に医師、医療業務を委託しておりますので、そちらの医師が扱うことが多いということでございます。

ただし、医師については皆さん使えるということでございます。

それから、このビデオスコープですが、エコーも含めて更新でございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 更新というのは今までであったということですね。そうすると、大腸ビデオスコープだと見るだけのものと、切除できるものがあるんですけど、じゃあ、見たときに、ポリープみたいな見方、とることもできる体制が今までもあったという認識でよろしいのか、お伺いします。

あとこのエコーの部品の一部、プローブですけども、これはじゃあそこに設置型のエコーがありますけれども、そのうちの部品の一つを更新したという認識でよろしいのか、お伺いいたします。

もう一点、それで何か今回の更新で新しく何かができるようになったということではないという認識なのか、その点をお伺いいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

大腸ビデオスコープにつきましては、使い方としては検査ということございまして、中の病変を診察すると。それから、組織を切除して検査に出すといったようなことが主で、手術的な、例えばポリープを切除するような、そういったことではないかなというふうに認識しております。

それから、大腸ビデオスコープ、エコーもそうですが、更新ということで、今までの使い方に変わりがあるかという、今までのものについては、経年、更新時期がきたから更新したということで、機器としては性能はよくなっているという認識しておりますが、基本的には更新したということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 6、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 12 号、令和 3 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、令和 3 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、令和 3 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計決算については認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 15 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第 15 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 次)について、御説明申し上げます。

初めに、本補正予算案の概要であります。事業勘定につきましては、6 月議会定例会において御議決いただきました本年度の国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し、調製したものであります。

診療施設勘定につきましては、前年度繰越金確定に伴う調製と新型コロナウイルス感染拡大に伴い増加している PCR 検査などの検査委託料の増額が主な内容であります。

それでは、予算書を御覧願います。

令和 4 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,932 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6,656 万 7 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,778 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 382 万 9 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8 ページを御覧願います。

事業勘定の歳入でございます。

1 款、国民健康保険税、1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税 242 万 7 千円の増は、6 月議会定例会で御議決いただきました本年度の国保税率の改正による本算定を行い、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の所要額の計上であります。

なお、収納率は医療分と後期高齢者支援分を 96%、介護納付金分を 95%と見込んでいます。

4 款、県支出金、1 項 1 目、保険給付費等交付金 313 万 5 千円の増は、県から示されました普通交付金の増額であります。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 265 万 5 千円の減は、本算定により国保税軽減額が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額と今年度制度化されました未就学児に係る保険税均等割軽減措置に対する繰入金の新規計上などであります。

9 ページを御覧願います。

6 款、繰入金、2 項 1 目、国民健康保険運営基金繰入金 200 万円の増は、減税財源として基金から繰り入れるものであります。

7 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 1,441 万 3 千円の増は、前年度繰越額確定による増額であります。

10 ページを御覧願います。

歳出でございます。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 129 万 3 千円の増、及び 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費 142 万 2 千円の増は、県から示されました保険給付費を計上したものであります。

11 ページを御覧ください。

同じく 2 款 4 項 1 目、出産育児一時金 126 万円の増であります。必要見込み額を計上したものであります。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分 3 万 2 千円の減、2 項 1 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分 158 万 1 千円の減、12 ページにいきまして、3 項 1 目、介護納付金 175 万 9 千円の増はそれぞれ県から示されている納付金の額を調製したものであります。

5 款、基金積立金、1 項 1 目、国保基金積立金 1,441 万 3 千円の増は、前年度決算剰余金を全額基金に積み立てるものであります。なお、令和 4 年度末の基金残高見込みは 4,643 万 5 千円であります。

続きまして、診療施設勘定について御説明いたします。

15 ページを御覧願います。

歳入でございます。

1 款、診療収入、1 項 1 目、国民健康保険診療報酬収入 84 万円の増、同じく 2 目社会保険診療報酬収入 168 万円の増、同じく 3 目、その他の診療報酬収入 108 万円の増、合わせて外来収入 360 万円の増であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診者の増による診療報酬増を見込んだものであります。

5 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 1,332 万 4 千円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

16 ページを御覧願います。

歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 198 万 4 千円の増は、今年度整備を進めております医師住宅にかかる事業費の組替えや消費税納税見込み額の増によるものであります。

17 ページを御覧ください。

2 款、医業費、1 項 2 目、医療用消耗機材費 378 万 9 千円の増は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消耗品費や検査委託料の必要額を追加するものであります。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費 1,172 万 9 千円の計上は、前年度決算額確定による予備費の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

訂正をお願いします。

診療施設勘定の歳入で、1 款 1 項 5 目、その他の診療報酬収入のところを 3 目と言いつ間違いました。正しくは 5 目ですので訂正をお願いいたします。

○議長 これから、質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 2 点ほど質問します。

出産育児金の関係なんですが、11 ページ、出産育児諸費の部分ですが、これは何人分ぐらいで、大体 1 人当たり幾らぐらいで、実際の経費と支給額というのはどのくらいな隔たりがあるのでしょうか、これがまず 1 点。

そしてあと、もう一つは、先ほど外来収入の場合なんですが、診療収入、コロナでその分を見たということですが、何人程度、これは見て予算化しているのでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

事業勘定の出産育児一時金でございますが、当初は 5 人を見込んでおりまして、それで年度中に出産を予定されている方、把握しているだけでも 6 人というふうに把握いたしましたので、必要数、5 人プラス 3 人で 8 人分、必要額を計上したということでございます。

1 人当たり 42 万円を限度に支給しております。

この実際にかかる医療費との関係ですが、ほぼ実際にかかる医療費の額については 42 万円でカバーできるというふうに認識しております。

それから、外来収入の見込みですが、これについては人数というよりは、この 4 月から 8 月、9 月までの間の外来収入の状況を鑑みまして、見込みで金額を計上したということですので御理解いただきたいと思います。

○議長 いいですか。

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 16 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 16 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）について御説明申し上げます。

今次の補正は、令和 3 年度決算により繰越金が確定したことや、前年度の介護給付費などの確定による国、県などへ返還する償還金などを計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和 4 年度西会津町の介護保険特別補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,497 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 4,578 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入であります。

3 款、国庫支出金、2 項 6 目、介護保険事業費補助金 4 万 4 千円の新規計上は、介護保険報酬改定に伴うシステム改修経費に係る国庫補助金の新規交付分であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金 190 万 4 千円の増額は、令和 3 年度介護給付費の確定による過年度分の追加交付分であります。

7 款、繰入金、1 項 5 目、その他一般会計繰入金 36 万 6 千円の増額は、介護報酬改定に伴うシステム改修経費のうち、国庫補助金を除いた町負担分の事務費として 4 万 4 千円及び介護予防支援事業として実施しているミニデイサービス送迎車両の修繕費として 32 万 2 千円を一般会計より繰り入れるものであります。

8 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 6,208 万 6 千円の増額は、令和 3 年度決算による繰越金であります。

7 ページを御覧ください。

9 款、諸収入、3 項 2 目、第三者納付金 57 万 3 千円の増額は、第三者行為に起因する保険給付について、給付額が確定したことにより納付されたものであります。

8 ページを御覧ください。

次に、歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 16 万 6 千円の増額は、第三者行為求償事務に係る手数料 7 万 8 千円及び介護報酬改定に伴うシステム改修委託料 8 万 8 千円であります。

3 款、基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金 2,301 万 1 千円の増額は、令和 3 年度繰越金など、増額となった歳入から今次補正により歳出において追加した令和 3

年度分の国県支出金等返還金などを差引し、残りの額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和4年度末の残高は5,689万8千円になる見込みであります。

4款、地域支援事業費、1項1目、介護予防生活支援サービス事業費、第1号訪問、通所、生活支援32万2千円の増額は、介護予防支援事業として委託により実施しているミニデイサービスの送迎車両修繕費として委託料を増額するものであります。

9ページを御覧ください。

6款、諸支出金、1項2目、償還金4,147万4千円の新規計上は、令和3年度介護給付費の確定に伴う精算による国、県などへの返還金であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第17号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第17号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、横浜市、鶴見区の新田興助さんの功績について、令和4年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月17日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

新田興助さんの功績であります。在京西会津会設立以来、40年にわたり首都圏における本町出身者を代表するとともに、各分野で活躍している本町出身者と町内関係団体代表者との親睦・交流を図る活動に尽力され、会員間の関係融和に長年取り組んで来られまし

た。また、平成30年11月からは、西会津応援大使として本町のPR、情報発信を通じて町政発展に多大な貢献をされております。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては同意することに決しました。

日程第12、議案第18号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第18号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、群岡、上野尻の渡部昌さんの功績について、令和4年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月17日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

渡部昌さんの功績であります。町議会議員として3期12年の長きにわたり、議会の伸展と町政の向上発展に貢献されたところであります。

特に、平成19年7月から平成23年6月までの4年間は総務常任委員会委員長を務められ、議会の円滑な運営と活性化に尽力されるなど、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては同意することに決しました。

日程第 13、議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本、森野の新田博美さんの功績について、令和 4 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 17 日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

新田博美さんの功績であります。町消防団員として 34 年 6 月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧に当たられたところであります。

特に、平成 8 年 7 月から平成 10 年 6 月まで、第 2 分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては同意することに決しました。

日程第 14、議案第 20 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 20 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることにつ

いて、御説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、尾野本、松尾の長谷川克美さんの功績について、令和4年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る8月17日開催の町表彰審査委員会で審査をいただいたところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第5条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

長谷川克美さんの功績であります。町消防団員として48年4月の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧に当たられたところであります。

特に、平成30年4月から令和4年3月まで、町消防団長として団を統率し、団員の指導と組織の強化に尽力されるなど、町政の向上発展に大きく貢献されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては同意することに決しました。

日程第15、議案第21号、財産の取得について(ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第21号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、平成19年に購入したケーブルテレビ自主放送送出設備について、耐用年数が経過し、修繕等が難しくなっていることや4K放送に対応していないため、このたび送出設備と自主放送を制作する機材一式を4K放送に対応した設備に更新するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

お手元に配付いたしました入札結果のとおり、去る8月29日に、条件付一般競争入札による開札会を執行したところであり、開札の結果、株式会社システムズ福島営業所、所長、

菅野浩一氏が5,680万円で購入いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額6,248万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は、令和5年11月30日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　この取得関係は問題ないと思うんですが、参考資料によりますと、予算というか、財源が債務負担行為になっております。これは有利な起債とか、何かが使えなかったということだと思うんですが、その理由はこういったものでしょうか。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　お答えいたします。

一応こちらのほう、財源といたしましては過疎債を充当しておりまして、単年度でなかなか整備ができないということから財源を分けまして、債務負担行為を設定させていただきまして整備するという形にさせていただいております。起債を活用しまして、2年間で整備するというところでございます。失礼いたしました。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第21号、財産の取得について(ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、財産の取得について(ケーブルテレビ自主放送送出設備及び放送用機材)は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号、財産の取得について(消防小型動力ポンプ付積載車)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第22号、財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、現在、町消防団第3分団第2部に配備している消防小型動力ポンプ付積載車について、平成3年12月に購入してから30年経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障を来すようになったことから、このたび更新するものであります。

それでは、議案書を御覧願います。

まず、1の取得する財産及び数量であります。消防小型動力ポンプ付積載車1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る8月29日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、会津消防用品株式会社、株式会社ホシノの2社であります。

入札の結果、会津消防用品株式会社、代表取締役、佐瀬良一氏が1,150万円を落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,265万円を取得価格として同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は令和5年3月27日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　この消防ポンプ付自動車の財産の取得に関して、私、常々思っていたんですが、今、総務課長の説明だと30年経過して老朽化しているというのは承知しました。我々の感覚からいうと、いわゆるこういうものは上物と下物というのは別々に考えるくせがあるんです。30年たって、上物は大丈夫なんだけども、下が駄目になって、載せかえるなんていうこともあるんですが、これは実際老朽化というのは、下物が駄目なのか、上物が駄目なのか、それで、いわゆる下は新しくしなきゃいけないけども載せかえて使うなんていうことはできないのか、その点、常々疑問に思ったものですから、ちょっとお尋ねいたします。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　これは特殊車両ということで、現地の工場で組み立ててくるというようなものでございます。当然下回り、足回りも30年経過して傷んでいますし、ポンプも経過とともに故障しては困るというようなことで、第一に稼働、故障のないように全て一新ということで考えてございます。ですから、部分的に補修というような、もう30年もたてばそういう次元ではないということで判断しておりまして、この車両の更新につきましては、計画的に現在も進めているところでございまして、おおむね25年から30年というようなスパンで更新しているというような状況でございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　私もポンプ自動車をいじったことがないので分かりませんが、写真を見る限り、ポンプが積み込みになっていますから、ポンプが差し支えなかったら上物は使えたりするのかなと単純に思ったわけです。これは一体として更新するときはもう更新しなきゃいけないということであれば理解しました。よろしいですね。

○議長　ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　関連で質問しますけれども、更新されたポンプって、その後どんなような計画なのでしょうか、古いほう。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 古いほうのポンプですね。特に、今回と違うところは、従来は約 100 キロほどの重量であったというものでございます。処分、失礼しました。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答え申し上げます。

更新になった古いほうの消防の小型動力ポンプ付積載車でございますが、こちらのほう、物品売買ということで、一応公告いたしまして、引き取る業者がありましたらそこに売買、売払いしたいという形で考えております。

○議長 よろしいか。

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、財産の取得について(消防小型動力ポンプ付積載車)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、財産の取得について(消防小型動力ポンプ付積載車)原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(14時51分)

○議長 再開します。(15時20分)

日程第 17、議案第 23 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 23 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

本年 10 月 14 日で任期満了となります、教育委員会委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、高橋誠さんを適格者として認め、引き続き委員として任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。任期は 4 年であります。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 23 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

日程第 18、陳情第 1 号、道路除雪に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 経済常任委員会に付託されました陳情審査に対しまして、審査報告をいたさせていただきます。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 1 号。

付託年月日、令和 4 年 9 月 9 日。

件名、町道除雪に関する陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 1 号、町道除雪に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 1 号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 号、町道除雪に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

総務及び経済常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現状を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

両常任委員会からの申出のとおり、管外行政調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、両常任委員会からの申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定しました。

なお、その結果は、12月議会定例会に報告をお願いします。

日程第20、議員派遣についてを議題とします。

来る10月7日金曜日に開催されます、会津山町村議会議長会主催の議員研修会及び10月24日月曜日に開催されます、福島県町村議会議長会主催の議員研修会並びに11月4日金曜日に開催されます、喜多方広域管内3市町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第21、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の制定及び一部改正、令和 3 年度歳入歳出決算の認定、令和 4 年度一般会計補正予算案、人事案件など、町政が当面する重要な案件 24 件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で、皆様より証明された御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映すべく、最善の努力を怠りません所存であります。

特に、このたびの豪雨災害の復旧については全力で取り組んでまいりますので、議員各位の特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会に当たり一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 9 月 9 日の開会以来、本日までの 8 日間にわたり、条例の制定及び一部改正を初め、令和 3 年度の決算の認定、令和 4 年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆様におかれましては、本会議において、議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く望む次第であります。

また、本年 8 月の大雨により町内でも甚大な被害が発生しており、一日も早い復旧が望まれます。今議会において、災害復旧や被災者支援に要する補正予算を挙げていただきましたことから、早急な対応をお願いするものであります。

これから秋も深まってまいります、町当局を初め、議員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染に留意され、この上とも御自愛くださいまして、町政のより積極的な

推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和4年第6回西会津町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

(15時37分)